

平成28年 第3回

宿毛市議会定例会会議録

平成28年9月6日開会

平成28年9月23日閉会

宿毛市議会事務局

平成二十八年第三回宿毛市議会定例会会議録

平成28年第3回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成28年9月6日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第34号まで	5
(提案理由の説明)	
市 長	5
散 会 (午前10時18分)	
----- . . . -----	
第 2 日 (平成28年9月 7日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成28年9月 8日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成28年9月 9日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成28年9月10日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成28年9月11日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 7 日 (平成28年9月12日 月曜日)	
議事日程	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員	9
欠席議員	9
事務局職員出席者	9
出席要求による出席者	9

開 議 (午前 10 時 00 分)

○日程第 1 一般質問	1 1
1 松浦英夫議員	1 1
市 長	1 2
松浦英夫議員	1 2
市 長	1 3
松浦英夫議員	1 3
市 長	1 4
松浦英夫議員	1 5
市 長	1 6
松浦英夫議員	1 6
市 長	1 7
松浦英夫議員	1 7
市 長	1 8
松浦英夫議員	1 8
市 長	1 9
松浦英夫議員	1 9
市 長	1 9
松浦英夫議員	2 0
2 高倉真弓議員	2 0
市 長	2 1
高倉真弓議員	2 1
市 長	2 1
高倉真弓議員	2 1
市 長	2 1
高倉真弓議員	2 2
市 長	2 2
高倉真弓議員	2 2
市 長	2 2
高倉真弓議員	2 3
市 長	2 3
高倉真弓議員	2 3
市 長	2 4
高倉真弓議員	2 4
市 長	2 4
高倉真弓議員	2 5
市 長	2 6

	高倉真弓議員	2 6
	市 長	2 6
	高倉真弓議員	2 6
	教 育 長	2 7
	高倉真弓議員	2 8
	教 育 長	2 8
	高倉真弓議員	2 8
	教 育 長	2 9
	高倉真弓議員	2 9
	教 育 長	3 0
	高倉真弓議員	3 0
3	山戸 寛議員	3 0
	市 長	3 1
	山戸 寛議員	3 1
	市 長	3 2
	山戸 寛議員	3 2
	市 長	3 2
	山戸 寛議員	3 3
	市 長	3 3
	山戸 寛議員	3 3
	市 長	3 3
	山戸 寛議員	3 4
	市 長	3 4
	山戸 寛議員	3 5
	市 長	3 5
	山戸 寛議員	3 5
	市 長	3 5
	山戸 寛議員	3 5
	市 長	3 6
	山戸 寛議員	3 6
	市 長	3 6
	山戸 寛議員	3 6
	市 長	3 7
	山戸 寛議員	3 7
	市 長	3 7
	山戸 寛議員	3 7
	市 長	3 8

	山戸 寛議員	3 8
	市 長	3 8
	山戸 寛議員	3 8
	市 長	3 8
	山戸 寛議員	3 9
	市 長	3 9
	山戸 寛議員	3 9
	市 長	4 0
	山戸 寛議員	4 0
	市 長	4 0
	山戸 寛議員	4 1
4	川田栄子議員	4 1
	市 長	4 3
	川田栄子議員	4 3
	市 長	4 4
	川田栄子議員	4 5
	市 長	4 5
	川田栄子議員	4 6
	市 長	4 6
	川田栄子議員	4 7
	市 長	4 7
	川田栄子議員	4 7
	市 長	4 8
	川田栄子議員	4 8
	市 長	4 8
	川田栄子議員	4 9
	市 長	4 9
	川田栄子議員	4 9
	市 長	5 0
	川田栄子議員	5 0
	市 長	5 0
	川田栄子議員	5 0
	市 長	5 2
	川田栄子議員	5 3
	市 長	5 3
	川田栄子議員	5 3
	市 長	5 3

千寿園長	5 3
川田栄子議員	5 3
市 長	5 3
川田栄子議員	5 4
市 長	5 4
川田栄子議員	5 5
延 会 (午後 3 時 0 9 分)	

----- . . ----- . . -----

第 8 日 (平成 2 8 年 9 月 1 3 日 火曜日)

議事日程	5 7
本日の会議に付した事件	5 7
出席議員	5 7
欠席議員	5 7
事務局職員出席者	5 7
出席要求による出席者	5 7
開 議 (午前 1 0 時 0 1 分)	
○日程第 1 一般質問	5 9
1 山本 英議員	5 9
市 長	6 0
山本 英議員	6 1
市 長	6 2
山本 英議員	6 3
市 長	6 4
山本 英議員	6 4
市 長	6 4
山本 英議員	6 5
市 長	6 5
山本 英議員	6 6
市 長	6 7
山本 英議員	6 7
市 長	6 7
山本 英議員	6 7
教 育 長	6 8
山本 英議員	6 8
市 長	6 9
山本 英議員	6 9
市 長	7 0

	山本 英議員	7 0
	教 育 長	7 1
	山本 英議員	7 1
2	川村三千代議員	7 1
	市 長	7 2
	川村三千代議員	7 2
	市 長	7 3
	川村三千代議員	7 3
	市 長	7 4
	川村三千代議員	7 4
	市 長	7 4
	川村三千代議員	7 5
	市 長	7 5
	川村三千代議員	7 6
	教 育 長	7 7
	川村三千代議員	7 7
	選挙管理委員会委員長	7 8
	川村三千代議員	7 8
	選挙管理委員会委員長	7 9
	川村三千代議員	7 9
	市 長	7 9
	川村三千代議員	8 0
3	山岡 力議員	8 0
	教 育 長	8 1
	山岡 力議員	8 1
	教 育 長	8 3
	山岡 力議員	8 3
	市 長	8 3
	山岡 力議員	8 4
	教 育 長	8 4
	山岡 力議員	8 4
	教 育 長	8 4
	山岡 力議員	8 4
	教 育 長	8 4
	山岡 力議員	8 5
	教 育 長	8 6
	山岡 力議員	8 6

市 長	8 7
山岡 力議員	8 8
市 長	9 0
山岡 力議員	9 0
市 長	9 1
山岡 力議員	9 1
市 長	9 1
山岡 力議員	9 2
市 長	9 3
山岡 力議員	9 3
市 長	9 4
山岡 力議員	9 4
市 長	9 4
山岡 力議員	9 5
市 長	9 5
山岡 力議員	9 6
4 濱田陸紀議員	9 7
市 長	9 7
濱田陸紀議員	9 7
市 長	9 8
濱田陸紀議員	9 8
市 長	9 8
濱田陸紀議員	9 9
市 長	9 9
濱田陸紀議員	9 9
市 長	9 9
濱田陸紀議員	9 9
市 長	1 0 0
濱田陸紀議員	1 0 0
市 長	1 0 1
濱田陸紀議員	1 0 1
教 育 長	1 0 2
濱田陸紀議員	1 0 3
散 会 (午後 3 時 1 1 分)	

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (平成 2 8 年 9 月 1 4 日 水曜日)

議事日程	1 0 5
------	-------

本日の会議に付した事件	105
出席議員	105
欠席議員	105
事務局職員出席者	105
出席要求による出席者	105
開 議 (午前10時02分)	
○日程第1 議案第1号から議案第34号まで	107
質疑	107
1 原田秀明議員	107
商工観光課長	107
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	109
原田秀明議員	110
2 川田栄子議員	110
千寿園長	111
川田栄子議員	111
3 寺田公一議員	111
商工観光課長	112
寺田公一議員	112
市長	112
寺田公一議員	113
教育次長兼学校教育課長	113
寺田公一議員	114
教育次長兼学校教育課長	114
寺田公一議員	114
教育次長兼学校教育課長	114
寺田公一議員	115
4 松浦英夫議員	115
都市建設課長	115
松浦英夫議員	115
都市建設課長	115
松浦英夫議員	116
委員会付託省略(議案第1号及び議案第2号)	116
委員会付託(議案第3号から議案第34号まで)	116
散 会 (午前10時52分)	
議案付託表	117

----- . . ----- . . -----

第10日(平成28年9月15日 木曜日) 休会

----- . . ----- . . -----
第11日（平成28年9月16日 金曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第12日（平成28年9月17日 土曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第13日（平成28年9月18日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第14日（平成28年9月19日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第15日（平成28年9月20日 火曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第16日（平成28年9月21日 水曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第17日（平成28年9月22日 木曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第18日（平成28年9月23日 金曜日）

議事日程	119
本日の会議に付した事件	119
出席議員	119
欠席議員	119
事務局職員出席者	119
出席要求による出席者	120
開 議（午前10時01分）	
○日程第1 議案第1号から議案第34号まで	121
（議案第1号及び議案第2号）	
討論・表決	121
（議案第17号から議案第34号まで）	
委員長報告	
予算決算常任委員長	121
総務文教常任委員長	123
産業厚生常任委員長	124
質疑・討論・表決	124
（議案第3号から議案第16号まで）	
継続審査	124
○日程第2 委員会調査について	124
継続調査	125
○日程第3 意見書案第1号及び意見書案第2号	125

(意見書案第1号)	
(提案理由の説明)	
川村三千代議員	125
(意見書案第2号)	
(提案理由の説明)	
野々村昌文議員	126
質疑	126
委員会付託省略	
討論・表決	127
○日程第4 自衛隊誘致調査特別委員会の設置について	127
(提案理由の説明)	
山本 英議員	127
質疑	128
討論	
山戸 寛議員(反対)	128
表決	131
(閉会あいさつ)	
市 長	131
閉 会(午前11時07分)	
委員会審査報告書	134
閉会中の継続審査申出書	137
閉会中の継続調査申出書	138
意見書案第1号	141
意見書案第2号	143

----- . . -----

付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-4
議 案	付-4

平成28年
第3回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成28年9月6日 月曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第34号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 専決処分した事件の承認について

議案第 3号 平成27年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 4号 平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第 5号 平成27年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定に
について

議案第 6号 平成27年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第 7号 平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認
定について

議案第 8号 平成27年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第 9号 平成27年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第10号 平成27年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第11号 平成27年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第12号 平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第13号 平成27年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第14号 平成27年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議案第15号 平成27年度宿毛市給与等集中処理特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

- 議案第16号 平成27年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について
- 議案第17号 平成28年度宿毛市一般会計補正予算について
- 議案第18号 平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 議案第19号 平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
- 議案第20号 平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
- 議案第21号 平成28年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第22号 平成28年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について
- 議案第23号 平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
- 議案第24号 平成28年度宿毛市水道事業会計補正予算について
- 議案第25号 宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例の制定について
- 議案第26号 高知縣市町村総合事務組合理約の変更について
- 議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第30号 市道路線の認定について
- 議案第31号 市道路線の認定について
- 議案第32号 市道路線の認定について
- 議案第33号 市道路線の認定について
- 議案第34号 市道路線の変更について

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号から議案第34号まで

3 出席議員（14名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 川田栄子君 | 2番 川村三千代君 |
| 3番 原田秀明君 | 4番 山岡力君 |
| 5番 山本英君 | 6番 高倉真弓君 |
| 7番 山上庄一君 | 8番 山戸寛君 |
| 9番 岡崎利久君 | 10番 野々下昌文君 |
| 11番 松浦英夫君 | 12番 寺田公一君 |
| 13番 宮本有二君 | 14番 濱田陸紀君 |

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 小 野 り か 君
兼調査係長
議事係長 奈 良 和 美 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中 平 富 宏 君
副市長 岩 本 昌 彦 君
企画課長 黒 田 厚 君
総務課長 河 原 敏 郎 君
危機管理課長 楠 目 健 一 君
市民課長 立 田 ゆ か 君
税務課長 児 島 厚 臣 君
会計管理者兼
会計課長 山 下 哲 郎 君
保健介護課長 中 山 佳 久 君
環境課長 岩 本 敬 二 君
人権推進課長 沢 田 美 保 君
産業振興課長 上 村 秀 生 君
商工観光課長 山 戸 達 朗 君
土木課長 川 島 義 之 君
都市建設課長 中 町 真 二 君
福祉事務所長 佐 藤 恵 介 君
水道課長 金 増 信 幸 君
教育長 出 口 君 男 君
教育次長兼
学校教育課長 桑 原 一 君
生涯学習課長
兼宿毛文教
センター所長 和 田 克 哉 君

学 校 給 食 センター所長	杉 本 裕二 郎 君
千 寿 園 長	山 岡 敏 樹 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岩 田 明 仁 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	河 原 志 加 子 君

-----・-----・-----

午前10時00分 開会

○議長（岡崎利久君） これより平成28年第3回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において山本 英君及び高倉真弓君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（宮本有二君） おはようございます。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきまして、議長の要請により、去る9月2日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査をした結果、本日から9月23日までの18日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月23日までの18日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月23日までの18日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問を通告の期限を、本日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告

してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成28年第3回宿毛市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御参集をいただき、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

それでは、報告事項につきまして、御説明申し上げます。

報告第1号及び報告第2号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告でございます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び、同法第22条第1項により、財政の悪化状況を見きわめる4つの健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を明らかにし、監査委員の意見を添えて議会に報告することが義務づけられているものです。

お手元の報告書にありますように、健全化判断比率のうち、例年どおり実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字になっておりませんので、数値は出ておりません。

また、実質公債費比率は、昨年度より1.6%減少し、15.4%で、早期健全化基準の25%を下回っています。

将来負担比率につきましては、昨年度より36%減少し、77.5%で、早期健全化基準の

350%を下回っています。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、水道事業会計、定期船事業特別会計、下水道事業特別会計、国民宿舎運営事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の5会計とも資金不足はありませんので、数値は出ておりません。

このように、おおむね堅調な状況ではありますが、本市は、南海地震対策や、公共施設の老朽化対策等、大規模な事業が今後も控えておりますので、健全化判断比率等に留意しつつ、事業の優先順位等も考慮しながら、有利な補助金や起債を活用して、引き続き、効率的で効果的な行財政運営を推進していく所存であります。

議員の皆様方には、今後とも、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。報告事項の説明といたします。

○議長（岡崎利久君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第1号から議案第34号までの34議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 御提案申し上げました議案につき、提案理由の説明をいたします。

議案第1号「平成28年度宿毛市一般会計補正予算」及び議案第2号「平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算」については、どちらも専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、宿毛市特別養護老人ホーム職員受入事業費負担金の発生により、一般会計及び特別養護老人ホーム特別会計において、緊急に予算補正する必要が生じたので、両会計とも19万2,000円の追加について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

議案第3号から議案第16号までの14議案は、平成27年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものです。

各会計の決算書とともに、監査委員の審査意見書を添えて提出していますので、説明は省略をさせていただきます。

議案第17号は、平成28年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で1億3,796万5,000円を追加しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、普通交付税、1億2,837万4,000円、国庫補助金、1,140万6,000円、県補助金、2,895万7,000円、繰越金、9,242万7,000円となっており、これに伴い、財政調整基金繰入金が1億3,264万円の減額となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、総務費で、情報セキュリティ強化対策事業として、5,201万7,000円を計上しております。

内容としましては、総務省が推進しております、新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本強化の取り組みに基づき、現在職員が使用しております業務用パソコンから切り離されたインターネット接続環境を整備するとともに、各ネットワーク内における情報の閲覧、複写及び持ち出しを制限するシステムを導入することで、情報の漏えい、改ざん及び消失等に対するセキュリティの強化を図るものです。

そのほか、民生費では、特別養護老人ホーム特別会計繰出金として、1,351万2,000円、商工費では、宿毛市観光クラスター形成事業として、406万3,000円を計上しております。

内容としましては、平成28年度末から

30年度にかけて、高知県で開催される「志国高知 幕末維新博」に向けて、宿毛市内に点在する歴史資源と連携した観光周遊コースを整備し、宿毛市への観光客をふやそうとするものです。

次に、教育費では、宿毛小学校屋内運動場建設基本・実施設計業務委託料として、4,064万3,000円、「志国高知 幕末維新博」地域会場整備費として、3,004万8,000円を計上しております。

これは「志国高知 幕末維新博」の地域会場となっております宿毛歴史館の展示ケースの増設等の施設整備を行おうとするものです。

歳出で減額する主なものといたしましては、職員人件費として、4,130万8,000円の減額予算を計上しております。

減額の理由としましては、当初予算に計上しておりました職員人件費のうち、育児休業等取得職員分の人件費を減額しようとするものです。

議案第18号は、平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。

総額で871万9,000円を追加しようとするもので、主な内容としまして、歳入では、前期高齢者交付金の大幅な増額に伴う予算の組み替え、歳出では、療養給付費等負担金返還金として、2,622万円を計上しております。

議案第19号は、平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算でございます。

総額で、1,351万2,000円を追加しようとするもので、主な内容としましては、宿毛市特別養護老人ホーム職員受入事業費負担金として、1,268万9,000円を計上しております。

議案第20号は、平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算でございます。

総額で、347万3,000円を追加しよう

とするもので、主な内容としましては、給食配送車改修工事費として、217万7,000円を計上しております。

議案第21号は、平成28年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算でございます。

内容としましては、大海クリーンセンターの維持修繕料として、76万9,000円を追加しようとするものです。

議案第22号は、平成28年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算でございます。

内容としましては、施設等修繕料として185万3,000円を追加しようとするものです。

議案第23号は、平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算でございます。

総額で632万円を追加しようとするもので、主な内容としましては、職員人件費として554万1,000円を計上しております。

議案第24号は、平成28年度宿毛市水道事業会計補正予算でございます。

収益的支出で、393万1,000円、資本的支出で、1,838万3,000円の増額となっております。

主な内容につきましては、東部広域簡易水道の配水管布設工事として、1,438万3,000円の増額となっております。

議案第25号は、宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、宿毛市内における交通空白地域の解消を目的として、コミュニティバスの実証運行を実施するに当たり、必要な事項を条例で定めようとするものです。

議案第26号は、高知県市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

内容につきましては、高知県自治会館の新庁舎移転に伴い、高知県市町村総合事務組合が移

転となりましたので、高知縣市町村総合事務組合規約の一部を変更しようとするものです。

議案第27号から議案第29号までの3議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。

内容につきましては、沖の島辺地の簡易水道施設、宿毛北部辺地の交通通信施設、栄喜辺地の簡易水道施設の整備を実施するに当たり、辺地対策事業債の申請を行うため、本計画を策定する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第30号から議案第33号までの4議案は、市道路線の認定についてでございます。

内容につきましては、一ノ又線、舟ノ川中線、長田町中線、新田6号線の4路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき道路の路線を認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号は、市道路線の変更についてでございます。

内容につきましては、高砂北3号線について、道路法第10条第3項の規定に基づき道路の路線を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月7日から9月9日まで休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、9月7日から9月9日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月7日から9月11日までの5日間休会し、9月12日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時18分 散会

平成28年
第3回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（平成28年9月12日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	13番 宮本 有 二 君
14番 濱田 陸紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

12番 寺田 公一 君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長
兼調査係長 小野 り か 君
議事係長 奈良 和美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 中平 富宏 君
副市長 岩本 昌彦 君
企画課長 黒田 厚 君
総務課長 河原 敏郎 君
危機管理課長 楠目 健一 君
市民課長 立田 ゆか 君

税務課長	児島厚臣君
会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	佐藤恵介君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課 スポーツ振興 室長	有田功史君
生涯学習課長 補佐	岩村研治君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

12番寺田公一君から、会議規則第2条の規定により、欠席の届け出がありました。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。

11番、松浦でございます。ことしは例年になく、大変暑い夏であり、まさに酷暑であります。そうした中、職務に精励されている皆さんに、本当に御苦労さまですと申し上げたいと思います。

そして、台風10号により、認知症のグループホームの入所者9名を初め、多くの方が亡くなり、今なお、多数の方が行方不明となっております。犠牲となられた方の多くは、高齢者であります。

このように、東北や北海道を中心に、甚大な被害をもたらしました。今回の災害で犠牲となられた皆さんに、心からお悔み申し上げますとともに、哀悼の意を表したいと思います。

それでは、通告に従いまして、市長に対して一般質問を行います。

さて、9月は国民の祝日として敬老の日が設けられております。いま一度、高齢者の問題について、真剣に考えるときではないでしょうか。

敬老の日とは、御案内のとおり、多年にわたり社会に尽くしてきた老人を敬愛し、その長寿を祝うことを趣旨として、1966年に定められました。そして、日本の今日の礎を築いてこられて方々であり、本当に御苦労さまですと申

し上げるとともに、これまでの御労苦に対して、感謝とねぎらいを申し上げる所存でございます。

それでは、まず初めは、宿毛市における高齢化の現状について、どのように認識しているのかについて、市長にお伺いをいたします。

全国的に見ても、少子高齢化が進んでおり、宿毛市でも65歳以上の人口は約7,400人ぐらいであり、高齢化率は実に34%を超える状況であります。まさに3人に1人が65歳以上であります。

私が生活をしておる貝塚地区でも、子供の数が非常に少なく、地区に加入している世帯数は160世帯であります。そのうち60歳以上の世帯が7割近くを占めておりまして、高齢化の現状を身にしみ感じております。

また、ひとり暮らしの独居老人世帯は、30世帯を超える状況であります。そして、地区の役員のごほとんどが、お年寄りといわれる方々であり、祭りとか防災訓練を初め、地区内のあらゆる行事を支えておるのが実態であります。

一方、宿毛市の中で、一番高齢化の進んでおる沖の島の鶴来島地区では、島外で生活をされている島の出身者が中心となって、鶴来島を守る会を結成し、今こそ島の活性化をしなければと立ち上がっておりました。

その活動の一つとして、昔から島に伝わる伝統行事を引き継ぎ、守ろうと必死で取り組んでおります。

ことしの夏にも、盆の行事であります施餓鬼を開催しましたし、秋の10月1日には、昨年につき、春日神社の秋祭りを計画し、現在、準備活動を進めております。

一例として、貝塚地区や鶴来島地区の実態を申し上げましたが、これから本格化する少子高齢化社会を考えると、宿毛市全体でも地域の暮らしをどう維持していくか、ということが大

変大きな問題であろうかと思えます。今、本格的に手を打たなければ、取り返しがつかなくなると考えるのは、私ひとりだけではないと思えます。

宿毛市内を見てみますと、多くの地区の実態は、お年寄りと言われる60歳以上の方々が、地域を支えているといっても過言ではありません。

そこで伺いたしますが、市長として、宿毛市における高齢化に伴う地域の現状、実態をどのように認識しているのかということであります。

市長の所見をお伺いたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 松浦議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、9月敬老の日ということで、本当に敬老の日を迎えられた市民の皆さん方に対しまして、心よりお喜びを申し上げたいと思えます。

世界保健機構、WHOや、それから国連の定義によりますと、総人口のうち65歳以上の人口が占める割合が21%を超えれば、超高齢化社会とされておりまして、既に日本全体が超高齢化社会となっている現状だというふうに思っております。

議員御指摘のように、宿毛市における平成28年9月1日時点での住民基本台帳によりますと、宿毛市の高齢化率は34%を超えており、3人に1人が65歳以上の高齢者となっているところでございます。

このため、地域においても、高齢者のみの世帯がふえ、先ほど独居老人がふえているというお話もありました。

これまで、地域で行っていた年中行事や、それから伝統文化等の維持、そして継承が困難になっております。地区の出役等にも支障を来し

ているところもあるというお話も聞いているところでございます。

また、生活面においても、高齢者が高齢者を介護する老老介護の問題や、そして、特に宿毛市は交通機関の利用の問題。交通がなかなか整っていないという現状がございます。産業分野における維持継承の問題、災害時における避難の問題など、それぞれの地域において、厳しい現状があるということ、私自身も認識しておりますし、痛感をしているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

認識については、そんなに違わないのかなという思いがいたしております。

今、市長の答弁の中で、地域によっては、年中行事や、地域に伝わる伝統文化の継承にも支障を来し、困難になっている地域もあると答弁をされました。

まさに、先ほど申し上げましたように、鶴来島地区がそうであります。

ことしも宿毛まつり実行委員会へ、宿毛市から300万円の補助金が計上されております。宿毛まつりを行うことにとやかくは言いません。宿毛市にとって、それなりの意義があり、効果のある取り組みであると見込んでおるからだと思います。しかし、限界集落となった過疎化の進む地域にとって、年中行事や伝統文化の継承をしようとする場合に、多くの人力と多額の経費がかかってまいります。

鶴来島地区では、鶴来島を守る会の人たちが、公園の草刈り活動等を行う中で、活動経費を捻出しながら、地区の伝統行事を継承しようと、必死に取り組みを続けてきているのが、先ほど

言いましたように、実態であります。

一つの例として、この問題を紹介いたしましたが、高齢化の進む多くの地域でも同じようなことがあるのではないのでしょうか。

一方、沖の島の弘瀬地区の祭りでは、高知県が大学や企業など、民間の協力で、少子高齢化が進む郡部の集落を活性化しようとスタートした結いプロジェクト、結いによる支え合い推進事業を活用しております。

これには、企業として地元の幡多信用金庫が協力して、今でも交流を続けており、祭りを盛り上げておる実態であります。

大変、地元の人たちからも喜ばれておるこの事業でございます。

ほかにも、宿毛市では、平田のヤーサイとか、伊与野の静念ですか、大深浦の秋祭り等々、いろいろ活動が続けておりますけれども、こうした高齢化が進み、マンパワーが少ない中で、伝統行事の継承に取り組んでいる、こうしたところに対して、行政として積極的に対応すべきではないかと考えますが、市長として、今後の取り組みについて、何かあれば、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 先ほど、各地区での祭りのことについて、詳しく御説明をしていただきました。

まず、鶴来島の祭り、昨年、私自身も参加をさせていただいて、本当に感動、感激をしたところでございます。本年度におきましても、鶴来島を守る会のメンバーの方々が来ていただきまして、お話を聞かさせていただく中で、宿毛市として、どのような協力ができるかという形の中で、昨年同様、定期船で送り迎え、定期船の時間外で動かしたりとか、それからまた、職員の皆さんに、宿毛市役所職員の皆さんに、で

きるだけ参加をしていただくとか、そういった取り組みを進めようとしているところでございます。

各地区でのお祭り、本当にそれぞれの実行委員の皆さん、大変だと思います。そういった中で、何とか続けていっていただきたい、そういった思いでいっぱいですので、できる限りの協力をどういった形でできるかわかりませんが、していきたい、そのように思っているところでございます。

議員が言われる集落の自治や冠婚葬祭ということで、答弁を書かさせていただいておりますが、そういったものを初めとする社会的共同生活の維持が困難とされている集落となりますと、具体的な地域までは正確に把握できておりませんが、65歳以上の人口が5割以上となっている地域につきましては、平成28年9月1日時点での住民基本台帳をもとに算出すると、市内では20カ所以上あります。

小筑紫町、橋上町、そして沖の島町の集落では、特に多くなっているという現状でございます。こういったところは、大変な状況になってきているのではないかというふうに把握をしているところでございます。

取り組みに対しましては、先ほど、お祭りについて少しお話をさせていただいた、こういった状況でございますので、どうか皆さんとともに、そういった集落を元気づけていきたい、そういった活動には参加していきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、市長から、限界集落というか、そういう分についての答弁が、お話もございました。本当に市長として、限界集落という言葉は、本当に使いたくないかと思

いますが、危機感のあるこの言葉以外に、言い方がない現実が地域にはあり、行政として、危機感を持って、対策を講じなければならない、そういうふうを考えております。

子供が減り、昼間、地域にいるのは高齢者のみである。そしてもうこの地域には、これ以上、住むことができないとして、集落が消滅するところが出てくるのではないかと思います。

先ほど申し上げましたように、私、この限界集落の問題について、8年前にもこの議場で、当時の中西市長に質問した経緯がありますが、当時の認識としては、こうした集落は、わずか数カ所でした。しかし、今の答弁では、実際には、限界集落というか、そういうふうにはなっても、やはり65歳以上の人、人口の50%を超える地区が20カ所以上あるというふうに、年々、年を追うごとに、こうした集落がふえてきておるのが現実であります。

また、年を追うごとに、ふえてくるだろうというふうに思います。

沖の島で生活しようが、町で生活しようが、同じ市民であります。そして、大きな話になりますけれども、憲法25条では、全て国民は健康で文化的な、最低限度の生活を営む権利があるとうたわれております。

この憲法の理念を生かすためにも、ぜひ地域の中に入っていき、地域の実態の把握に努めていただく中で、一つ一つ改善に取り組んでいくことを強く求めておきたいと思っております。

次は、地域の活性化とニーズの把握について、お伺いをいたします。

高齢者をめぐる問題は、交通事故、介護問題、振り込み詐欺、虐待の問題等、多岐にわたっております。それぞれに対応していくことは必要であり、重要なことでもあります。その全てを行政に要請することで、解決できると思ってお

りません。

行政は、住民のニーズを聞き、しっかりとした対策を講じなければなりません。しかし、全てのニーズを行政が解決してくれる、解決できると考えるのには、無理があることだと思います。地域のことは地域の人が一番よく知っていますし、地域で生きる知恵を持っています。私としては、行政の役割は、そのような地域が持っている能力を生かすことだと思いますし、集落の実態に応じた取り組みが必要であると考えます。

そして、高齢者の本当の気持ちは、どなたでも住みなれた地域で、地域の皆さんと一緒に暮らしていけることが一番幸せなことであると思っています。

行政として、地域で暮らせる課題を見つけることが必要ではないでしょうか。そのためには、地域住民とひざを交えて話をする中で、地域住民のニーズをしっかりと把握し、それを解決するための施策をつくり、財政的な支援を行い、その成果を検証しながら、さらによりよい施策をつくっていくことが基本だと思っています。

そこで、地域の高齢化の現状に直視しながら、解決する上で、地域の活性化を図る上でのニーズの把握について、どのような方法で行おうとしているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 地域の活性化を図っていくためには、地域のニーズの把握を、どのような方法で行っているのかというふうな御質問だったというふうに思います。

本市におきましては、平成27年度から29年度までの3カ年を、第6期介護保険事業計画と位置づけまして、住みなれた地域で、安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの構築を推進しているところでございます。

本事業計画を策定するに当たり、平成25年度には、入院中及び入所中の方を除く65歳以上の方を対象に、日常生活圏域ニーズ調査を実施し、ニーズ把握を行っております。

また、保健介護課や、地域包括支援センターが実施しております総合相談事業や、地域ケア会議、各地域でのいきいき100歳体操を初めとする介護予防事業等の支援を通じまして、個人及び地域のニーズの把握に努めているところでございます。

地域の状況やニーズは変化していくものでありますので、今後、地域の声を聞く中で、取り組みにつなげてまいりたい、そのように考えておるところでございますし、私も市長として、いろいろな人々の声に耳を傾けて、またそういったお話が聞けるような、そういった現場に足を運んで、いろいろなニーズを聞いていきたい、そのように思っているところでございます。

次に、地域活性化のために、どのような取り組みをしようとしているのかとの御質問にお答えをさせていただきます。

地域の活性化には、地域住民一人一人が主体的に参画し、そしてみずからの有する能力を最大限に生かす、自助を基本として、日常的な安心安全と、生きがいのある社会生活を営むために、地域で支え合う互助の仕組みが必要となります。

そのため、平成26年度より介護予防の自主的な取り組みとして、いきいき100歳体操を通じて支援することで、現在、市内の28カ所で自主的な通いの場が立ち上がり、取り組みが実施されております。

この通いの場の効果は、個人で筋力アップがされるだけではなく、個人の活動範囲が広がり、社会参加も促進しているところでございます。

また、毎週、定期的集まることにより、住

民同士の交流が生まれまして、地域で見守り、声かけやお茶会、地区でのお祭り等、互助が再構築され、地域が活性化されるなど、効果的なものになっていると考えているところでございます。

今年度からは、地域包括支援センターが生活支援体制整備事業といたしまして、地域の御近所の関係の中で行われる見守り、声かけ、ごみ捨てや買い物など、生活支援がどのようにされているのかなど、各地域へ出かけて講話を行う中で、状況の把握を行っております。

今後、地域の活性化へ向けた取り組みを推進していくこととしているところでございますので、御理解を願いたい、そのように思っております。

今後も、さらに高齢化社会が進み、高齢者一人一人がサービスの単なる受け手ではなくて、みずからが高齢化社会の主役であるという自覚を持ち、市民全員が介護や支援に主体的に取り組む、全員参加型の地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいきたい、そのように思っているところでございます。

先ほど、議員からもお話がありましたように、地域のことは地域でしていく、そして地域で生まれ育った方々は、地域でずっと生活していただく、そういうことが可能になる、そんな宿毛市をつくり上げたいと思っているところでございますので、どうか御理解、御協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

地域それぞれによって、ニーズも違うし、思いも違ってくると思います。

ぜひ、本当に足を運んでいただいて、地域の

皆さんが求めるものを、少しでも、1歩でも2歩でも前へ進めるべく、取り組みをしていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

1点、再質問という形ですけれども、今、市長の答弁の中で、いきいき100歳体操にも触れられておりましたが、貝塚でも、この3月から、保健介護課の御支援をいただきながら行っておるところでございます。

これも、市長も申し上げましたが、やはり介護予防のための筋力アップということではなく、地域の高齢者の交流が深まり、私としては、心の体操という観点からも、大変重要であり、皆さんから喜ばれております。

週に1回だけあります、お互いが交流することになっております。

この体操には、90歳を超えるお年寄りが毎回、必ず参加をしておりますし、主人に先立たれた、ひとり暮らしとなったお年寄りが引きこもりになってはいけないとの思いから、参加をいただいております。

宿毛市としても、高齢化社会になればなるほど、地域の交流の場をつくることが、大変重要であると考えております。また、そういう面でお年寄りの皆さんも、それぞれが集まって、井戸端会議といいますか、そういう話をすることが、本当に楽しみとなってまいります。

そういう面、今後の交流の場をつくることについて、今後の取り組み、どのように考えておるのかお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほども少しお話をさせていただきました。この100歳体操、本当にみずから実施をしていただいている、そういった活動でござい

て、本当にありがたく思ってますし、またその効果というのは、非常に大きなものがあるというふうに思っております。

先日、福祉センターで行われる100歳体操に、実は、少し飛び入りで参加をさせていただきました。男性も女性も、そしてまだまだ若い方、そしてかなり年齢を重ねられた方、いろいろな方々が一つの場所に集まって体操をしておりました。本当に合間合間では、いろんなお話をしながら、そういった意味で、本当に井戸端会議じゃないですけれども、100歳体操をする場所で、いろんなお話をしながら、交流を深めているんだなというふうに思いました。

そして、その体操の内容を見ると、私自身が少し音を上げるような、きつい運動も、ずっとやられているからでしょうかね。軽々としている、そういったのを見させていただいたところでございます。

先ほどお話ししましたように、100歳体操、これから、地元の協力が当然必要なんです、広げていきたいというふうに思っておりますし、先ほど、るるお答えさせていただいた、それぞれの取り組みを、その地域地域のニーズ、そして状況に合わせて、その地域では何がいいのか、そういったものも、また市役所として判断をしながら、また助言をしながら、広げていきたいというふうに思っているところでございます。

何よりも、地域の方々、そして皆さんの協力が必要ですので、これからもどうかお力をおかけください。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

次は、老人クラブの活性化という問題について、意見を申し上げながら、所見を求めたいと

思います。

老人クラブは、健康、友愛、奉仕を基本理念として、高齢者の方が、生きがいと健康づくりのために、それぞれの地区で、社会活動、奉仕活動等を行っております。

老人クラブには、60歳から加入できます。各地区で創意工夫しながら、活動を行っております。宿毛市老連でも、老人体育大会や、グラウンドゴルフ大会を初めとする健康づくり、介護予防や認知症サポート養成講座の開催、オールドパワー文化展や各種芸能大会等、会員の健康づくりや交流活動に取り組んでいるところがあります。

貝塚の老人クラブでは、毎月初めに、地区内にあります神社の清掃活動を初めとする奉仕活動、並びに貝塚地区と連携しながら、防災訓練等にも積極的に参加しながら、活動を進めておるところでございます。

先ほど言いましたように、この3月からいきいき100歳体操も進めております。これにも約20名ぐらいのお年寄りが参加をいただいております。宿毛市としても、市長みずから市老連の大会や、体育大会へ出席して、温かい励ましの言葉をいただく等、老人クラブの取り組みに御理解をいただいていることに対し、敬意を表します。

しかし、その組織状況であります、高齢者の数は年々増加をしておりますが、そのクラブ数や会員数を見れば、減少の一途をたどっております。県下的小さいところでも、平成18年にはクラブ数では1,244クラブの5万4,056人でしたが、平成28年には、クラブ数で790クラブの2万9,843人と、クラブ数では63%、会員数では55%減となっております。

このような減少傾向は、宿毛市でも同じ傾向

が見られております。同じく、平成18年にはクラブ数で49クラブの2,135人でしたが、平成28年には、クラブ数で30クラブの1,203人と、クラブ数では61%、会員数では56%の減少となっております。

多くのクラブでは、前任の会長が、健康上の問題等で退任する場合には、後継となる役員のなり手がなくことや、趣味のサークル活動などの社会参加の方法の多様化が、理由として挙げられております。

このような現実について、私たちも大変危惧をしておるところであります。クラブ数や会員数が大幅に減少している原因や課題について、宿毛市としてどのように分析をしているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

松浦議員のほうから、大変詳しく説明があつて、また理由等についても、もう既に、質問の中でお答えをさせていただきまして、かぶるところもございしますが、答弁をさせていただきたいと思っております。

現在、宿毛市で活動中の老人クラブは30クラブあります。各クラブごとに、地区内外での社会奉仕活動、そして健康増進のための活動、教養講座等の開催を行っております。

会員の増減につきましては、平成27年度の脱退数が112名となっているのに対しまして、新規の加入者は34名と、減少傾向になっているところがございます。

要因といたしましては、お話ありましたように、地域元気クラブや、そしてデイサービス、いきいき100歳体操への参加、自主的なサークル活動など、高齢者の選択の幅が広がってき

ていること。また、体力的に自身のない方は、老人クラブで活動するのは難しいと考えておられる、そういった方がおられるのではないかと、そのように思っているところでございます。

課題といたしまして、議員のおっしゃるように、会員数の減少により、各単位の老人クラブの活動ができなくなっているのではないかと、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

次は、宿毛市といいますか、行政としての老人クラブの位置づけについて、お伺いをいたします。

先ほどの質問とも関連しますが、宿毛市として、老人クラブを地域力の低下を防ぎ、地域のつながりを再構築するための存在として、明確に位置づけることが必要ではないかと思えます。

老人クラブの活性化を、老人クラブだけの問題とするのではなく、行政としても、地域全体の問題として、取り組める条件を整備することが必要でないかと考えます。

老人クラブといいますと、高齢者はまさに地域の宝であります。一層の高齢化や核家族化、過疎化が進むことにより、地域のきずなが希薄化する中で、地域ごとの見守りやサロン活動など、地域の実情に応じた支え合いの活動を充実していくことが重要となります。そのためには、高齢者の活動拠点としての老人クラブの役割は、ますます重要となっておりますのであります。

宿毛市として、老人クラブをどのように位置づけをし、その活性化に向けて取り組もうとしておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きます。

今後の高齢化社会を見据え、そして老人クラブの活動を行っていただくことは、高齢者の社会生活を豊かにするだけではなくて、高齢者が有する知識や、そして経験などを次世代へ引き継ぐことができる、そういった重要な活動と考えているところでございます。

老人クラブの活性化に向けた取り組みといたしましては、各クラブの自主的な活動により、運営をしていただいております、加入促進を行政として行うのは難しい、そのように考えているところでございますが、いろいろとPRとかすることは可能なかなというふうに思っております。

今後も、補助金の交付、高知県内の交流会、研修会などに、老人クラブが参加する際のマイクロバスの借り上げの支援、そして幡多地区の芸能大会開催時の後援など、そういったことに関しましては、引き続き、行っていきたい、そのように思っているところでございます。

先ほど、高齢者は宿毛市の宝だというお話がございました。当然、宝なんです、それ以上に、本当に中心になる、今から高齢化率どんどん上がっていきます、この高齢者の方々をどのように支援していったらいい、そして地域のための力となっただけなのか、そういったことの取り組みというのは、当然、市として、行政として、やっていかなければならない、そのように認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

次は、一転変わって、3月議会でも一般質問をした経過がございましたが、藻津漁協へのアクセス道の整備について、お伺いをいたします。

市長も、今年度の行政方針の中でも、はつきりとうたわれておりますように、水産業の振興は、まさに宿毛市にとって、大変大きな課題であります。

その一つの水産物の海外への売り込みを図っていく、まさに地産外商である、こうした事業については、トップセールスマンとして、必ず実現をしてみたいとの強い決意もしております。

あわせて、昔のような港のにぎわいを取り戻したいともいわれております。

藻津漁協へのアクセス道の整備については、市長として、その現状については、地元ということで、その必要性についても深く認識をされております。

また、宿毛市の水産業の振興を考えると、藻津漁協の果たす役割については、大変重要な位置づけをされております。

今日の宿毛市の一次産業を見ると、後継者不足が叫ばれております。藻津漁協では、近年、後継者となる若者が増加するなど、宿毛市の水産業にとって、明るい兆しがあらわれておるとの認識を示されております。

そこで、3月議会以降、アクセス道の整備について、その実現に向けて、どのような取り組みをされてきたのか、あわせて今後どのような取り組みをしようと考えておられるのか、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、藻津漁協というお話がありましたが、アクセス道に関しましては、藻津漁港だというふうに認識をいたしておりますので、そういった形で答弁をさせていただきたいと思っております。

県道宿毛城辺線から藻津漁港へのアクセスをする道路について、お答えをさせていただきたい、そのように思います。

本年3月議会の一般質問では、宿毛市の水産業にとって、藻津漁港は、近年、後継者となる組合員が増加するなど、大変重要な役割を果たしております。

漁業者の経営の安定化と、さらなる後継者の育成に向け、現ルート以外に、ほかの市道からも、通行可能になるよう、道路の開業を早期に検討し、藻津漁港の利便性の向上に努めてまいりますと、答弁をしているところでございます。

その後、担当課のほうで、藻津の区長さんや、そして地区役員などと、現地を確認をしており、市道藻津4号線、市道藻津本谷線、そして市道藻津海岸線のそのほか、農道もアクセス道路として改良工事ができないか、そのような検討をしているところでございます。

いずれの道路も、拡幅には用地買収が不可欠でありますので、用地買収の可能性を探った後、道路予備設計を実施していきたい、そのように考えて、準備しているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、予備設計というお話をいただきました。このアクセス道路の整備については、単に道路ひとつ整備していくというだけではなく、先ほど申し上げましたように、宿毛市の水産業の振興を図るという市長の考えを実現していく事業であり、その一助となるのであります。

あわせて、今日の宿毛市を見た場合、若者の市外への流出により、人口減が進む中、後継者の増加という明るい兆しが見られる藻津漁協であります。まさに人口の減少を何とか食い止めたいと考えている市長にとって、若者が宿毛に

残って頑張ろうとしていることは、大変うれし
うことでもあります。

そうした頑張る若者に対して、将来の夢と希
望を与えるとの観点からも、なおさら早急な整
備をしていることが求められます。

地元の組合並びに地区のほうからも、こうし
て要望書も出されておると思いますが、いま一
度、市長の所見を求めます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 再質問にお答えをさせ
ていただきます。

市道、本当に宿毛市内たくさんあるわけです
が、市道の整備は市内全域の多くの地区から要
望があがっているところでございます。限られ
た予算の中、緊急性や必要性を勘案しながら、
優先順位をつけて整備を進めている、そういつ
た現状でございます。

藻津漁港へのアクセス道路は、平成23年度
から要望があがっているというふうに認識をし
ております。そういったことも考えながら、宿
毛湾全体の振興につながることから、私として
も、優先順位は高いというふうに考えていると
ころでございます。

有利な補助制度がないか検討するとともに、
近年、交付の割合が少なくなっている社会資本
整備総合交付金、こちらのほうを増額してい
ただくように、国に対して要望活動を、現在、懸
念にしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

この整備について、国交省のほうでも何点か、
該当する規模にもよると思いますが、漁
港整備の事業についての補助事業もあるよう
にお伺いをいたしております。

ぜひそこあたりも研究しながら、前に進め
ていただきたいというふうに思います。

ありがとうございます。

冒頭にもお話をいたしました、今回は、高
齢化が猛スピードで進む今こそ、高齢者の問題
に真剣に向き合い、取り組みを進めなければな
らないとの強い思いから、一般質問をしてまい
りました。この問題に取り組む上で重要なこと
は、行政と住民が協力する体制をいかにつくっ
ていくかということでもあります。

地域を活性化するためには、行政には地域の
力が必要で、地域には行政の力が必要でありま
す。しかし、行政だけでは、できることは限ら
れていますし、地域でも過疎化、高齢化という
大きな課題を抱えています。地域にはいろいろ
な可能性が秘められております。その原動力
は、地域の一人一人の住民であります。そして、
高齢者はさまざまな経験と技術を持っています
ので、今こそその力をかりて、生かすときでは
ないでしょうか。その上で、高齢者が抱える諸
問題を解決していくための方針を、どう具体化
していくか、大変重要となってまいります。

基本的には、地域のつながりが希薄化してい
る今日ほど、昔のような地域の中での助け合い
や、お互いが交流する場づくりをどう構築する
か、問われております。

私自身も、地域の一員として、この問題に真
剣に向き合いながら、地域のコミュニティーづ
くり而努力をしていく所存であります。

ぜひ、市長を先頭に、職員の皆さんにおかれ
ましては、市民に目線に立って知恵を出し合い、
子供や若者からお年寄りまで、安心して生活の
できる、活力ある宿毛市を目指し、全力で取り
組んでいただきたいことを申し上げ、私の一般
質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、高倉真弓です。一般質問を行います。

今回は、6項目9点について、お伺いいたします。

それぞれ実施検討されました、その後どうなった、を中心に質問いたします。新鮮味には欠けますが、老婆心からと思い、どうぞよろしくお願い申し上げます。

1項目め、マイナンバー制度の現状と今後の対策についてを、市長にお伺いいたします。

現在のマイナンバーカードの交付済み枚数と、マイナンバーカード交付普及に関する総務省の通達等があれば、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 高倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御承知のとおり、昨年11月から各世帯に通知カードが届けられております。通知カードは、マイナンバーを証明する書類として利用することができるカードでありまして、本人確認の際の身分証明書として利用することはできませんが、マイナンバーカードは、写真が表示され、1枚でマイナンバーを証明する書類及び本人確認の身分証明書として利用することはできるようになっております。

マイナンバーカードの交付済み枚数につきましては、8月31日現在で宿毛市の人口2万1,347人のうち、886枚を交付している状況

でございます。

また、マイナンバーカードの交付普及に関して、総務省の通達はあるのかとの御質問についてですが、マイナンバーカードの申請は任意であり、強制ではないために、現時点で通達はきておりません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 現状把握いたしました。次に、マイナンバーカードの活用状況についてをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 続きまして、マイナンバーの活用状況について、お答えをさせていただきます。

マイナンバーにつきましては、本年1月より、市民課、福祉事務所、税務課などの社会保障税分野で利用を開始しております。

マイナンバーカードの交付状況に関しましては、先ほどお答えしたとおりですが、番号自体に関しましては、法定された業務において、既に必要な個人情報の連携をしております。

ただし、マイナンバーを利用した情報連携は、現在、段階的に範囲を広げている状態であり、本年1月から開始されましたマイナンバーの利用は、同一機関内での連携のみに限定されているため、現在は、市長部局内限定での連携にとどまっております。

今後、来年1月からは、国の機関間で情報提供ネットワークシステムを使った情報連携が開始となり、さらにその半年後の7月からは、市町村等地方自治体間で情報連携が開始となる予定となっております。

このように、ネットワーク上での個人情報の連携が可能となってくると、情報セキュリティ対策が問題となってきますが、マイナンバー

制度では、芋づる式の情報漏えいを防止するため、個人情報を一元的に管理せず、行政機関ごとに分散して管理すること。また、なりすまし等のマイナンバーの不正利用を防止するため、行政機関が情報をやりとりする際には、マイナンバーを直接用いず、暗号化した、連携符号を利用すること等の対策を講じております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、再質問をいたします。

現在、市役所窓口における本人確認は、どのようになされているのかをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本人確認は、どのように行っているかという御質問でございます。

本人になりすました第三者による虚偽の申請を防止し、市民の皆様の大切な個人情報を保護するため、市役所窓口へ来られた方への本人確認を実施しているところでございます。

それについては、それぞれの課で申請内容によって本人確認は違いますが、例えば、住民票の申請をされる場合は、住民基本台帳法で定められております。

具体的に申しますと、官公署が発行した顔写真つきで身分を証明できるマイナンバーカードや、運転免許証、パスポートなどをお持ちの方は、1点で本人確認をしているところでございます。

これらをお持ちでない方につきましては、保険証と預金通帳などの2点で確認をしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、いろいろ対策を

講じていただいている点を了解いたしました。

私自身、忘れてたり落としていたりという心配なんかもあって、また現在、さほどマイナンバーのことにに関して、不自由を感じておりませんでしたので、申請交付は受けておりません。

少し安心した、活用されていることはわかりましたが、自分が持っていないことに対して、ちょっと安心いたしました。今後、年齢が上がって、免許証の返納とか、そういう場合に備えて、やはり利便性を考慮したら、申請交付はしていただいたほうがいいかなと思って、今、お聞きいたしました。

続いて、2項目めの質問に入ります。

太陽光発電施設設置の対応についてを、市長にお伺いいたします。

この件に関しましては、一昨年9月定例会におきまして、川村三千代議員が、当時の沖本市長に対し、丁寧な御質問をされておられましたことは、皆様の御記憶にも新しいかと存じますので、今回、子細は申し上げませんが、その後、各地で大きく変動がありましたことは、新聞紙上においても報道され、皆様も御承知のことと存じます。

当時、市長は、何かあれば、その時点で判断するとのお答えでございました。現状はいかがでしょうか、市長にお伺いいたします。

○市長（中平富宏君） 今のことに関して、報告をさせていただきたいと思っております。

宿毛市においても、太陽光発電にかかわる施設が増加してきたことは、感じておりましたが、昨年度までは、市町村に対する許認可や、届け出の義務がなかったため、詳細なことについては、把握ができていない現状でございました。

しかし、本年3月に、高知県が太陽光発電施設の設置運営等に関するガイドラインを作成したため、4月以降開始をする出力50キロワッ

ト以上の太陽光発電施設につきましては、市町村担当課に届け出をすることとなり、把握が可能となりましたが、現在のところ、届け出がないという状況でございます、当時の市長が、そのようにお答えをしたということでございますが、現在は、そういった届け出がないという現状になっているところでございます。

よろしいでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 届け出がないから、今のところ変わってないということなんです。

では、再質問いたしますが、チェック機能はどのようになっていますか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 高倉議員に対しまして、お答えをさせていただきます。

届け出がないということで、50キロワット以上の施設に関しては、新しく設置をされていないと把握をしているということでございます。それが今の現状でございます。

太陽光発電施設の設置運営等に関するガイドラインによりまして、先ほど言いましたように、50キロワット以上の太陽光発電施設につきましては、事前に市町村に届け出をし、さらに近隣住民に対し、事業内容の事前説明、そして協議をすることとしております。

また、適切な工事や維持管理及び将来の撤去、廃棄対策につきましても、事業計画に盛り込むよう、定めているところでございます。

仮にトラブル等が発生した場合は、市町村が相談窓口となりまして、高知県に助言を求めながら、対応することとなっておりますので、一定、チェック機能は確保されたものというふうな形になっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、再質問をいたします。

チェック機能の件はわかりましたが、土佐清水市で大岐の浜の開発が、公共の福祉を優先する県の土地基本条例の理念に照らし合わせて、また四万十市における四万十川に面した民有地での設置は、四万十川条例に照らし合わせて許可できないとして、いずれも現段階では白紙になっております。

先ほどの土佐清水の例をとりますと、大規模太陽光発電所などの規制を検討している土佐清水市の条例制定検討会においては、本年8月15日にまでに、出力10キロワット以上の再生可能エネルギー発電施設について、市への届け出を義務づける市再生可能エネルギー基本条例改正案をまとめ、本年12月の議会に提出、来年4月に施行を目指すとあります。

9月7日、高知新聞紙上に、こちらの記事ですが、「太陽光造成地から泥水」とあり、夜間の雨で斜面の赤土が流れ出し、道路に10センチほどたまり、車が通行できなくなり、また、鏡川の支流に泥水が流れ込み、漁協組合員や釣り客から苦情が相次いでいるとのこと。

宿毛市でも、他市に倣い、条例制定すべきではないかと考えますが、再度、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

太陽光発電のような再生可能エネルギーにつきましては、高知県が発表している高知県新エネルギービジョン、こちらの中で、高知県の優位な新エネルギーとして位置づけておりますので、全て規制していくのではなくて、適切な設置運営をされていくことが必要であるというふうに認識をしているところでございます。

再質問でも申し上げましたように、この太陽光発電施設の設置運営等に関するガイドラインの策定によりまして、50キロワット以上の施設につきましては、事業主等を把握できることとなり、また地域住民とも事前説明、協議の場が設けられたということになりますので、現在のところは、条例等を策定する考えというのは、持っていないということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 了解いたしました。

ちょっと寂しく思いましたのは、この限られた地域や人間関係の中において、のぼり旗をあげて賛否を競うようなことは、市政運営や地域のまとまりを構築する上において、大変マイナスになると思うからであります。

市長のおそばには、ミスター宿毛市の条例ともいえる岩本副市長がいらっしゃいますので、ぜひ、今後の御期待を申し上げたいところでございます。

3項目めに入ります。

特別養護老人ホームの入所者待機状況について、市長にお伺いいたします。

宿毛市には、千寿園と豊寿園の特別養護老人ホームがあります。豊寿園が増床いたしましてから1年を経過いたしました。現在の入居者の待機状況はいかがかをお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市内には、特別養護老人ホームが3事業所あります。それぞれの施設の定員は、千寿園が80人、豊寿園が50人、ユニット型特別養護老人ホーム豊寿園が40人の合計170人となっております。

待機者数は、平成28年9月7日時点では、千寿園が20人、豊寿園とユニット型特別養護

老人ホーム豊寿園を合わせた人数が164人となっております。

なお、これらの人数の中には、宿毛市以外の被保険者の方も含まれております。

宿毛市の被保険者に関しましては、ユニット型特別養護老人ホーム豊寿園が、平成27年7月に事業開始となり、40人分が増床したことによりまして、一定、待機者解消につながっていると考えているところでございます。

なお、今年の待機者解消に向けては、来年度に、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第7期介護保険事業計画を策定いたしますので、その過程で現状把握をする中、方策を検討していきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、了解いたしました。しっかり改善されていると見受けましたが、依然、入所者定員と退所者数がほぼ同数に近いことは、今後の事業計画の検討をお願いしたいところです。

建物がふえることで、全てよしとは申しませんが、正直、家庭での介護には限界があることも事実です。今後の人口推移もあるとは思いますが、さまざまな方法で、最良の対処ができることを期待いたします。

過日、千寿園の敬老会に参加をさせていただきました。中平市長は、皆様の安心安全、そして優しさを大切にとおっしゃいました。

岡崎議長は、御苦勞をいただきました皆様に、癒しの時をとの御挨拶がございました。

その後、安倍総理からの100歳のお祝い、誕生日月のお祝い、その後、宿毛市の市民合唱団の優しい歌声に、拍子をとったり、ともに歌ったり、手をたたいたりして、笑顔で応えられ

ます先輩の方々を拝見しました。

決して座り心地がよいとはいえない、車椅子の御様子を見るにつけ、さらなる御長寿を願わずにはられません。

その後は、心づくしのごちそうを御用意していただいているとのこと、職員一丸となり、対処していただくことを感じました。

今後、指定管理者に移行するについては、指揮管理系統を初め、さまざまな困難、戸惑いが見られると思います。そのことは、私自身も指定管理を経験しておりますので、大変よくわかります。

御利用者のことを一番に考え、対処していただけるよう期待申し上げます。

続いて、4項目めの質問をいたします。

U・Iターン移住者への情報発信と対応についてを、市長にお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 千寿園の待機者数にしましては、数字上は出ていますが、施設に入りながら、ほかの施設を望むという形の数もありますので、その実態も、また調査をしながら、検討してまいりたい、そのように考えております。

U・Iターンの移住者への情報発信と対応についての御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

本市の移住定住の取り組みにつきましては、推進体制の強化を図るため、平成28年度から、企画課内に移住定住推進室を設置をいたしまして、取り組みを進めているところでございます。

この移住定住推進室を中心に、移住推進を目的とした本市の魅力、情報の発信、また移住者への対応を行っているところであり、現在、大きく三つの方法によりまして、取り組みを進めているところでございます。

1点目といたしましては、関西圏在住の移住希望者へ向けまして、高知暮らしフェアや、四国暮らしフェア等の移住フェアに出展をいたしまして、移住先として本市のPRを行っております。

移住フェアでは、パンフレット等や、タブレット型コンピューターを用いて、移住体験ツアー等の移住に関する取り組みや、暮らしの情報を紹介いたしまして、移住希望者がわかりやすい情報提供を心がけているところでございます。

2点目といたしまして、インターネットを活用した情報発信について、御説明をいたします。

宿毛市ホームページ内に、「すくもにすんでみんな!?移住支援情報」という名称で、ポータルサイトを構築しており、移住者の体験談や役立つ支援制度、ハローワークに掲載されている求人情報の記載、空き家紹介等、移住についてのさまざまな情報を記載しております。

また、高知県が運営するWEBサイト「高知家で暮らす」におきましても、本市の情報を発信しており、今後は民間企業が運営を行っております地域への就農と移住情報を提供するWEBサイト「アグリージュ」にも掲載をする予定としております。

3点目といたしましては、平成27年度から、移住相談員を企画課に設置しているところであり、電話や来訪者に、移住についての相談や、各種の情報提供を行うとともに、転入された方につきましても、宿毛市に転入届けを出された際に記載していただいたアンケートをもとに、移住相談員がコンタクトをとり、転入者の希望に応じ、必要な情報の提供を行っているところでございます。

また、本市の地域おこし協力隊OBを中心としてゲストハウスを開業し、移住の取り組みも推進しております。

そういった推進をしておりますNPO法人「ジョイント・宿夢」とも連携を図りながら、移住希望者の世代、ニーズに沿った宿毛市の魅力や情報発信、きめ細やかな対応を心がけて、移住定住の推進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

なお、移住希望者からは、空き家情報の提供のニーズが多いこともありまして、現在、空き家情報の把握に努めているところでございますので、質問議員を初め、議員の皆様におかれましても、移住に活用できる空き家の情報がございましたら、情報提供等の御協力をよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、ホームページや直接アンケート、相談員さんの抱負などを伺いました。

ホームページを拝見しました。こんなにきれいに、ずっと、わかりやすく出させていただいて、本当に。私としては、もう少し細かく、早く言えば、ハローワーク宿毛版のような形で、対処できるのではないかなとかいうふうに考えたんですが、やっぱりハローワークとかは、いろいろ規制とかがありますので、簡単にいかないということも理解いたしました。

Uターンしました息子のところに、友人から農業をしたいというふうに電話が入りまして、息子が、「お母さん、どこか田んぼできるところないやろか」とかいうようなことがあって、近所を見まして、失礼ながら、あそこあそこあたりは後継者はいらっしやらないし、お手伝いという感じで入って、何とかそういうふうな形がとれんろかねというふうに返事をしたことでした。

今後は、相談員さんの御支援を仰ぐようにい

たします。

続きまして、5項目めのストレスチェック導入に向けての現状についてを、市長にお伺いいたします。

平成28年度から実施されますストレスチェック事業についての仕組みと、現状を市長にお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

労働安全衛生法の改正に伴いまして、労働者が50人以上いる事業所では、平成27年12月から、毎年1回、ストレスチェックを、全ての労働者に対しまして実施することが義務づけられております。

ストレスチェックとは、労働者が自分のストレスの状態を知ること、ストレスをため過ぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は、医師の面接を受けて、助言をもらったり、雇用主に仕事の軽減などの措置を実施してもらうなど、職場環境の改善につなげることで、うつなどのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みでございます。

宿毛市では、平成28年11月末までに実施する予定としており、現在、委託先の業者と調整をいたしまして、職員への説明会に向けた準備等を行っております。

なお、チェックシートにつきましては、第三者が閲覧できない、そのような仕組みとなっており、個人の結果につきましては、直接、本人に通知をされるとお聞きをいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、再質問をいたします。

近年、公務員の精神的ストレスが原因で、休職者が急激にふえているという話を、報道でも

お聞きしております。

宿毛市でも、もしかしたら職場環境が原因で、ストレスを抱えている可能性もあるかと思いますが、宿毛市はどのように対応されておりますか、市長にお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

職員の健康状態に関する相談については、所属長や人事係で、その都度、対応しているところでございますが、これ以外につきましても、職場環境の改善等を図る目的から、毎年、人事異動に関する希望等、聴取を行っており、提出される職員申告書の中で、現在の健康状態や異動の際の配慮事項を記載していただいているところでございます。

また、年末には、所属長への聞き取りを行っており、その意見等を踏まえまして、業務量の点検も行い、職場環境の改善につなげているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 御配慮されていることは、了解いたします。

例えば極端でまことに申しわけないんですが、我が家は水稻農家でありますので、例えば、暑さ対策や風の影響を考えて、朝5時ごろから消毒をしたり、稲刈りは日没、ライトをつけて稲を刈ったり、夜中に乾燥機を確認に行ったりもします。

大変な面もありますが、ある意味、自己完結できますので、お天気や台風。最初から台風には立ち向かってはいけませんが、それ以外は、比較的ストレスが少ないように感じます。

ただ、組織の中においては、なかなか難しいことだと存じます。

民間にあった話ですが、配属されました部署

が自分に向いてなくて、嫌だから、早く仕事を切り上げて、いかに効率よく仕事を済ませて退社するか。

また、反対には、部署が向いているために、あれもこれも、あれもしたい、これもしたいとのめり込んでしまって残業になるか。資格、経験など、余人をもってかえがたい部署もあると思います。

お天気次第では、俗に言う方言の「だれやすけ」ですね。その1杯もいただけずに待機しなければいけないことは、ここにいらっしゃる幹部の皆様は一番よくおわかりいただけると思います。

よい意味でのストレスのことを申しますと、危機管理の面で、過日終了いたしました宿毛マラソンの開会中に、地震のアラームが一斉に鳴りました。その際、とっさに市長は、「念のため、手すりから離れてください」と、スタンドにいる皆様に向かって御指示をされました。

参加者並びに市民は、この責任からの意味である、よいストレスを感じた市長が、安全安心を第一にした、そのとっさの行動に、大変安心したと思います。

これはよい意味の責任とか、どういう立場からするストレスだと思います。健康があって、本当によい仕事ができると思いますので、格段の御配慮を期待して、市長への質問を終わります。

6項目め、教育現場の安心安全についてを、教育長にお伺いいたします。

昨年6月、第2回の定例会で質問いたしました。改めて全ては申し上げませんが、新しい教育長に、お考えを賜りたいと思います。

まず、1番目に、フッ素洗口実施後の状況と今後についてをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） おはようございます。教育長、6番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、フッ素洗口に関する本市の取り組みについて、御質問をいただきました。

この問題は、昨日、高知新聞の朝刊にも、大きくこの内容が取り上げられておりましたけれども、県内における状況等について、新聞紙上で、私も拝見をさせていただきました。

宿毛市の小中学校におけますフッ素洗口の取り組みにつきましては、高知県の指導をいただく中で、以前より校長会を通じて学校現場に周知を図り、子供たちの口内環境の健全化に向けた取り組みを進めているところでございます。

現在、フッ素洗口の取り組みを行っております学校は、昨年度の2学期から、宿毛中学校において開始をされております。

それから、今年度に入りまして、宿毛中学校に加えまして、山奈小学校でも、取り組みがなされております。

さらに、現在、数校の学校において、その取り組みの実施に向けた検討をいただいているという状況でございます。

一方、市内の保育所並びに幼稚園におきましては、昨年度から全ての園において、この取り組みがなされているというふうにお聞きをいたしております。

歯の重要性につきましては、教育委員会といたしましても、十分、認識をいたしておりますので、保育園や幼稚園での取り組みを全ての小中学校につなげることができるように、今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、まさに、教育長

のほうからも御紹介いただきました記事が、こちらでございます。

本当に、私としては、いいタイミングでこの記事を出していただいたなと思っておりましたが、11日、高知新聞紙上に出ておりました。

高知市が進まずの記事の内容に関しては、原因に、フッ素が大丈夫かとか、市教委の指示があれば、との御意見も載っております。決して無理強いするわけではありませんが、幡多福祉保健所も、県の安全データをもとに、情報を提供されております。

例えば、緑茶フッ素の含有量は0.1から0.7であります。

フッ素洗口後の口の中に残ります量は、大体、お茶1杯ないし2杯と聞いております。

せっかく、今お話された幼稚園、保育園が完全になっている、そして実施されている学校もあるということですので、そのことを続けていただきたいように、現場の御指導を期待いたします。

次に、2番目といたしまして、学校現場の敷地内禁煙状況について、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答えを申し上げます。

学校における喫煙状況についての御質問でございますけれども、昨年度末に、高知県教育委員会が実施をいたしました分煙状況調査におきまして、市内の小中学校14校ございますけれども、そのうち、敷地内禁煙を行って実施している学校が3校ございます。それから、建物内禁煙が11校というふうになっております。

当然のことながら、建物の中で喫煙をしている学校はゼロということでございますけれども、また、敷地内におきまして、敷地内喫煙を行っている学校につきましても、校舎裏であります

とか、あるいは職員室の前のベランダなど、子供たちに影響が及ばないところ、そういったところを喫煙場所を選ぶなど、十分な配慮がなされているということでございます。

教育委員会といたしましては、受動喫煙などによって、子供たちに健康被害の及ぶことのないよう、十分、当然、留意をしてみいなければならないというふうに認識をしておりますけれども、敷地内禁煙に関しましては、他の市町村の動向等も勘案する中で、これからまた調査もさせていただいて、校長会等で議論をしてみたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 昨年に比べまして、1校前進しているということは、大変うれしいことですね。

それぞれの年度や、現場の考え方、先生方の考え方によって、いろいろ違ってくると思いますが、根本にある教育方針や、指導が違っていないかといえば、そうではないと思っております。

私が、例えば喫煙者でありましたら、たばこを吸った後の呼出煙、吐き出す息のことですが、実験データで7メートルとあります。それは写真に撮ってはかった感じが7メートル。ですから、私がここからぐるりと回りまして、思いっきり大きな息をはけば、皆さんの、場内はほぼ、私の範疇にあるということになります。

幡多地域でのたばこ税は7億円って聞いております。宿毛市でも1億円です。この数字を見るたびに、非常に、立場としてはいい悪いかという感じにはなってきます。ただ、私が一番根本に置いています、子供さんの健康ということですので、その立場から言いますと、子供さんにとって危険は大きい。

特に、大人の何倍も危険性があるということを、教育長に再度申し上げて、御指導の期待をいたします。

続いて、3番目の携帯電話等の取り扱いについてをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

携帯電話の取り扱いについての教育委員会の取り組みについて、御質問をいただきましたけれども、子供たちの携帯電話等の使用に関しましては、学校や教育委員会だけでなく、マスメディア、あるいは各家庭におきましても、携帯電話の危険性を含んだ携帯、スマホの便利さ、そういったものをどういう形で子供たちに理解をさせていくかということにつきまして、これまでも議論、あるいは検討がなされてきたところでございます。

宿毛市におきましても、そういったことから、昨年度、幡多の市町村教育委員会連合会、これ幡多地域の教育委員会で組織している団体でございますけれども、幡多市町村教育委員会連合会や、幡多地区の小中学校PTA連合会、こういったところが共同で作成いたしました「幡多っ子ネット宣言」という宣言がございます。

それを、各家庭において実践をしていこうということを、関係者で確認をいたしておるところでございます。

その幡多っ子ネット宣言という内容でございますけれども、携帯やスマートフォン等の使用の習慣がつく前の約束事として、夜9時以降の使用制限、フィルタリング機能の設定、我が家のルールづくり等、そういったものを各家庭での推奨事項として提示をされておまして、それを各家庭でしっかり守っていこうということ、確認をいたしているところでございます。

それと、あわせて子供たち自身が、携帯電話あるいはスマートフォン等によるいじめでありますとか、トラブル、そういったことについて、自分たちの問題として、取り組みを現在進めていただいております。

そういったことで、本年1月と、それから去る8月に、宿毛市内の五つの中学校の生徒会によりまして、「宿毛きびなごフォーラム」と題しました、スマホ等に関する利用について、自主的に考える集会が開催をされております。

さらにまた、本年7月には、幡多市町村の小中高校の児童会、生徒会が中心となりまして、宿毛市を会場として、自分たちのスマホルールを作成することについての話し合いも持たれております。

このような取り組みにつきましては、大人から強制されるだけでなく、子供たちがみずからルールをつくり、それからみずからルールを守ることの意識づけにつながっていくというふうにも考えておまして、そういった取り組みがなされるのが、今後、大きな成果が得られるのではないかというふうに、期待もいたしているところでございます。

教育委員会といたしましても、当然、今後も家庭や関係機関とも連携しながら、望ましいスマホの利用方法の徹底でありますとか、あるいは子供たちがスマホによるいじめやトラブルに巻き込まれないように、適切な対応をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、格安スマホなど、有効に活用できる反面、おっしゃるとおり、本当に危険性も増しております。

公衆電話の使い方を教えなければいけない現状において、お子さん方の安心安全は、学校教

育の内容の充実とともに、義務教育期間中の大きな使命であると思います。

過日より多く報道されておりますいじめから発展した悲惨な事故も、中学校卒業前後の年齢であります。

教育長に、前向き、よい意味での期待とストレスを与えたいと思います。

教育長に再質問をいたします。

改めて、安心安全についての所信をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、6番議員の再質問にお答えを申し上げます。

子供たちの安心安全への、教育長の思いといえますか、そういった決意をということでございますけれども、午前中の松浦議員の御質問の中でも、高齢者は宝であるというようなお話がございましたけれども、まさに次代を担う子供たちは、宿毛市にとっては宝であるというふうに認識をいたしております。

そういった子供たちが、学校においても、あるいは地域におきましても、健やかに、そして安心して成長していけるような環境、そういったものを当然のことながら、つくっていかなくちゃいけない。

そういったことから、我々教育委員会といたしましても、保護者や地域の皆様はもとよりですけれども、関係機関の皆様と連携をし、子供たちの健やかな成長ができるように、そして安心して教育活動が受けられるように、そういった環境づくりに全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議員各位におかれましても、どうかそういったことで御理解と、また御支援もよろしく願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 教育長、宝を教育長に託しますので、よろしく願いいたします。

いろいろありがとうございました。

以上です一般質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後 1時02分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 今回、私は大きく分けて三つのこと、BCP業務継続計画と、国土調査、それから臨時職員の処遇改善についてお尋ねいたします。

まず、最初にBCP業務継続計画についてですが、最近の高知新聞に、4ページか5ページかにわたって特集されていましたが、今回、宿毛市のBCP業務継続計画について、一種、確認の意味でお尋ねしたいと思います。

この件に関しましては、平成23年9月議会において、東日本大震災で壊滅的な被害を受けた市町村庁舎の破壊状況を考慮するときに、津波の浸水地域であり、耐震性の低い庁舎でしかない当宿毛市においても、市民生活の基本であり、行政活動の根幹をなす各種の情報の安全性をどのように確保するのか。特に、電子化された情報を、庁舎内の電算室のハードディスクで保管するやり方では不十分であるために、いっそのこと、思い切って自治体クラウドへの転換を図るべきだ。そうではないかと、当時、在職しておられた中西市長に、提案を含めて質問させていただいた経緯があります。

この情報管理、電子情報の安全性の確保とい

う点に関しては、当時の中西市長も、私同様に大きな不安というか、懸念を抱いておられたこともあって、その後、急速に普及してきたクラウド型の情報管理のその1形態である自治体クラウドへの加入と、情報管理システムの変更が行われてきたことは、議員各位既に御承知のことなのではあります。市民の中には、今でも市役所の庁舎が、地震の揺れや津波でやられたら、自分たちの情報はどうなるのか、不安に思われている方がおられることを考慮して、いま一度、確認の意味で、市の情報管理の安全性はどのように保たれているのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 御丁寧な質問をありがとうございます。丁寧に答弁をしたいと思います。

ただいま、山戸議員の御質問であります。現在、宿毛市が業務で利用している各種業務システムについては、地震や津波等の災害から、電子情報を含むシステムを守るため、システムの稼働環境に応じまして、二つの安全対策を実施しているところでございます。これがクラウドということになってきます。

まず、一つ目の安全対策といたしましては、山戸議員も質問の中で触れられたとおり、平成24年度から平成27年度の間、住民記録システムを初めとする25の業務システムを、自治体クラウドへ移行をし、地震、津波被害の及ばない遠隔地において、業務システムを稼働させるための機器を管理しているところでございます。

また、業務に係る法律や、制度上、自治体クラウドに移行できない、そういったシステムや、費用対効果の観点から、自治体クラウドへの移行に適していないなどの理由によりまし

て、宿毛市において、危機を管理しなければならぬ業務システムにつきましては、二つ目の安全対策といたしまして、地震、津波による影響を受けにくい、宿毛消防署の2階の宿毛市防災センターに業務システムを稼働させるための、機器の設置、サーバー等の移設をすることとしているところでございます。

宿毛市防災センターへの移設等につきましては、平成27年度から、各業務システムの機器の更新時期にあわせまして、実施しているところでございまして、平成31年度には、全システムが完了する見込みとなっております。

これら二つの安全対策につきましては、いずれも業務システムの稼働環境そのものの安全性を確保するものですので、発災後におきましても、自治体クラウドのネットワーク、または宿毛市防災センター内の機器へのパソコン等の接続、また電子情報を取り出し、パソコン等に移行させることで、業務が継続できる、そういった状態となっております。御安心していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 自治体クラウドというのは、専用回線によって管理されている関係で、インターネットを活用したシステムとは違って、外部からの、例えばハッキングなどの攻撃なんかは受けにくいシステムであるようにお聞きしていますが、端末機器を部外者が操作するような事態を避けるために、宿毛市でも部外者による不正なアクセスをブロックする形で、情報の管理体制の強化が図られてきたと思っております。

そうしたときに、これは全くの素人考えですけども、アクセスを制限し、障壁を設けることは、限られた職員しかそのシステムにアクセスできないこととなって、災害時など、全ての

職員が参集できない状況になると、システムを使用できない事態が想定されることになりはしないか。

今、申し上げましたとおり、全くの素人考えで申しわけないんですが、その点、どのような対策を考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

セキュリティーの強化に伴いまして、災害時に参集した職員だけでシステムを使用することができなくなった場合におきましては、参集した職員がシステムを使用できるように、一時的にセキュリティーの設定を変更し、対応することとしております。

なお、セキュリティーシステムにつきましては、自治体クラウドで管理することとなっておりますので、遠隔地のシステム、保守事業者に連絡することで、セキュリティーの設定を変更することが可能となっております。

また、宿毛市防災センター内で管理するシステムにつきましては、所管課職員が直接サーバーに接続いたしまして、システムの使用、またはデータの移設を行い、業務を行うこととなっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいまのお答えの中に、一部あったのかもしれませんが、仮に市庁舎が壊滅的な打撃を受けたとして、市の管理する情報は、庁舎以外の場所にもある自治体クラウドの回線を通じて、末端機器の接続さえ行えば、即座に修復可能であること。

さらには、そのような場合には、常時、担当している専属の職員以外でも、情報の復活、活用が可能であるということについては、了解しました。

災害発生に際しての事前、事後の災害対応に関しては、急激な被災状況への対応という意味では、宿毛市地域防災計画に基づいた活動が展開されることになり、災害復旧復興対策に力点が置かれることになるのでしょうか、市としてのBCP、業務継続計画は、どのような独自性というか、逆をいうならば、地域防災計画との整合性とその補完性をどのように想定し、計画されているものなのか、その点についてお尋ねいたします。

この地域防災計画というのは、非常に多くのことを網羅しておりますので、BCPとの独自性、そっちの面についてお尋ねしたいと思うんですけれども。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本市が策定しております宿毛市業務継続計画、いわゆるBCPと、宿毛市地域防災計画との整合性や補完性はどのようになっているのかを、まずお答えをさせていただきたいと思います。

宿毛市地域防災計画の一般対策編には、災害に備える体制の確立や、災害応急対策、復旧への備え等についての規定があり、これは、本市の防災対策の指針となるものであります。

しかしながら、阪神淡路大震災や東日本大震災において、庁舎の倒壊や職員の被災等により、地域防災計画に定めている応急対策業務の対応が十分にできなかった状況を受けまして、大規模災害発生時に、執務環境やライフライン等に制約がある状況下においても、応急対策業務や、さらに継続して行うべき通常業務が円滑に行われるような体制整備が、自治体に求められておりました。

これを踏まえ、本市では、宿毛市地域防災計画の中の災害時の体制整備や備え等について、より詳細かつ具体的に示した計画の必要性、重

要性を勘案いたしまして、平成26年度にBCPを策定し、さらに発災直後に限定して、職員がとるべき行動を細かく示しました宿毛市職員初動マニュアルも、同時期に作成したところでございます。

これらの計画は、地域防災計画が基礎となっておりますので、整合性が図られていることはもちろんのこと、お互いに補完関係にあることで、より地域の防災計画の実効性が高まっているものと考えております。

先ほどお話ししたような形の中で、独自性という形で、さらに細かいことを決めさせていただいている計画というふうに考えていただければよろしいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） BCP業務継続計画の眼目となる点は、この際、宿毛市という点に限定して言わせてもらうならば、まずは、行政機能の人的並びに物的な被害状況の把握。

それから、残存能力の把握。さらには、それこそ膨大なジャンルを網羅した行政活動の中から、何を優先的に行うのかという選別。つまり、一種の業務上のトリアージともいうべき作業が行われる、そういうことになるのだらうと思うのですが、市はその選別の優先順位をどのように想定されているものなのか。災害対応とは異なる、日常的ではありながも、市民にとって重要と目される多様な要求への対応をどのように位置づけておられるのか。

無用な混乱を避ける意味で、市民への事前の周知という意味合いを含めてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

BCPにおける災害応急対策業務と優先度の高い通常業務について、どのような優先順位の

位置づけをしているのかと、そういった御質問だったと思います。

まず、BCPでは、多くの業務の中から、発災後1カ月以内に着手しなければならない業務、いわゆる非常時優先業務を選定しております。

その中には、災害発生に伴い、避難所の開設や被災者支援等を行う応急対策業務と、埋火葬許可や、戸籍住民票の交付、生活保護費の支給等といった通常業務で、発災時であっても優先度が高く、継続しなければならない、継続通常業務の二つがあります。

応急対策業務と、継続通常業務の個々の内容につきましては、BCPの中で、一覧表にいたしまして、業務開始の目標時間と継続時間を定めるとともに、発災時には、平常時の他の業務区分に捉われず、全職員を災害対策本部の事務局及び7部16班に再編し、全庁体制で非常時優先業務に当たっていくこととしているところでございます。

なお、平素から申し上げておりますが、南海トラフ地震を初め、近年、発生が多くなっているゲリラ豪雨など、いついかなる災害が本市を襲うことになるかもしれません。

そうした状況に対しまして、BCPを基本にし、発災時に円滑かつ適正に業務が実施できるよう、随時、計画の見直しも含めまして、取り組みを進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 継続的な通常業務に関しても、BCP業務継続計画に、きっちりと位置づけして、対応できるようにしているとのこと。

次に、お尋ねしたいのは、庁舎が無事なら、当然、そこで市民からの要求に応じていくこと

となるのですが、仮に庁舎以外の場所で、それらの活動を行わなくてはならないことになった場合、市として、どこを想定されているのか、その点お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

発災後、庁舎が使用できなくなった場合の、業務を行う場所はどこになるのかという御質問でございます。

南海トラフ地震発生時において、庁舎が使用できなくなった場合、災害対策本部を設置する災害活動拠点の代替施設として、現計画では、L1クラスの場合は宿毛市防災センター、L2クラスの場合は宿毛市総合運動公園を想定しているところでございます。

しかしながら、被災状況等によって、災害対策本部を設置する場所が異なるということは、事前に複数の計画や、施設整備が必要になるという難点がありますので、今後、代替施設の一本化も検討してまいりたいと考えており、さらに老朽化した市役所本庁舎の建てかえについても、今後、検討していかなければならない、喫緊の課題であると認識をしているところでございます。

こうした中、今年度、遺体安置所や瓦れきの一時保管場所等を事前に決めておくための応急期機能配置計画を策定することにしておりますので、本計画を策定する中で、円滑に業務が遂行できるよう、災害対策本部の設置場所等についても、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 南海トラフ大地震の発生時など、災害対策本部は、市の職員以外にも、さまざまな外部機関や団体の方々を含めて、多

数の方々が、さまざまなジャンルの活動を展開することとなり、相当な混雑、混乱が発生することが予想されます。

今後、職員の一層の認識の深化、徹底と同時に、効果的な業務遂行のための市民への周知の強化をお願い申し上げて、この質問を終わります。

次に移ります。

次に、国土調査について、お尋ねいたします。

この場合は、正確には地籍調査というべきなのでしょうが、当市においては、平成22年に、それまで中断されていた国土調査が復活し、現在まで、毎年継続されて、ことしで7年目になります。

これまで、私を含めて複数の議員の方々が、国土調査のおくれというか、早急な着手を促す形で、この場でも取り上げてこられました。今回、私は少し違った角度での質問を行いたいと思います。どうかよろしくお尋ねいたします。

地籍調査は、国土交通省のWEBサイトの説明では、実施計画、地元説明会、境界の確認、境界の測量、地籍簿の作成、閲覧、登記所への送付という、七つの段階を経て完了することとなっていますが、ことしの分はまだ無理として、昨年までに行われた地質調査、何カ所かで既に調査を実施されていますが、そのうち登記所への送付という形で完了したものが何件あって、未完の案件が何件あるのか。また、その未完の案件は、着手後、ことしで何年が経過したことになるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

平成22年から再開いたしました国土調査につきましては、平成22年度に長尾、竹石地区、平成23年度に小島、手代岡地区。平成24年から25年度に、竹部、馬場住地区。平成26

年度に山田、芳奈、黒川地区の一部の調査を行っております。

国土調査は、1年目に現地調査、2年目に、先ほどお話ありましたが、2年目に図面作成、閲覧、3年目に国等の検査を経て、特に問題がないようであれば、4年目で登記所への送付となっております。

調査地区のうち、平成24年度と平成25年度につきましては、今年度中に、平成26年度につきましては、来年度の登記予定となっております。

平成22年度と平成23年度調査分につきましては、未完了となっております、それぞれ7年と6年が経過している状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 24年、25年の両年度分は、ことし中、26年度分は来年度と。問題がなく、順調にいけば、実施年度を含めても4年程度で済むのに、長いものだと、着手してからもう7年がたとうとするのに、まだ完了にまで行き着けない、その理由は何なのか、その点お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 理由について、お答えをいたします。

国土調査におきましては、土地所有者に調査結果を確認していただき、同意を得た上で、登記の手続に入ることになりますが、調査区域内の一部におきまして、現在も、土地所有者間で、土地境界についての協議を行っており、以降の手続ができない、そういった状況となるところでございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） この登記所への送付がおくれている間に、調査開始時点での土地の名

義人が死亡したり、あるいは土地の売買を行ったりしたにもかかわらず、その変更登記ができないままに推移して、さらには、その筆頭相続人までも死亡して、遺産相続の問題まで絡むこととなって、必要以上に複雑な作業を強いられる、そのような例が数例あって、関係者からの苦情が、私のもとにも寄せられています。

何度市にかけ合ってもらちが明かない、これは市の怠慢ではないのか。何年このままにして、たなごらしにするつもりなのか。市として、その点、どのようにお考えか、また、今後どのようにこの問題を解決し、迅速な完了を図っていくのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

市といたしましても、このまま登記がおくれることはよいことではありませんので、早期解決を図りたいと、そのように考えているところでございます。

解決には、地権者の理解を得て同意していただくか、筆界未定として取り扱うかになります。筆界未定にした場合、その土地のみならず、隣接地も筆界未定となり、周辺地に不利益が生じます。

後々の禍根を残すことにもなりますので、時間はかかっておりますが、できるだけ筆界未定とならない方向で、地権者と交渉を進めているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 筆界未定にすると、周辺地に不利益が、との御答弁ですが、例えば、細切れの隣接地に囲まれた、つまり周辺に多くの筆界を抱えたような土地の所有者が、現地での調査に応じていただけないようなケース。これは、宿毛小学校の高台移転候補地での測量に対して見られたケースでもありますが、そのよ

うな場合とか、ある土地の所有者の方が、その周辺全ての方と境界を争って折り合いがつかないとかいうケースなら、確かにその土地の周辺地まで筆界が特定できないということになります。

しかし、ただいまの御答弁では、どうも土地所有者間ということですので、お互いに隣接し合う土地の1本の境界を巡って、当事者間の、つまり隣接する二者の間の折り合いがつかないために困っていると、実は、私はそのような相談を、個人的にお受けしたことがあります。

そのようなケースなら、御答弁いただいたような周辺地まで巻き込んだ問題にはならないように思うのですが、その点、私の認識不足の点があるかもしれませんので、どうして周辺地にも不利益が生じることになるのか、参考までにお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

おっしゃるとおり、二者間での問題なら、周辺地まで巻き込んだ、そういった筆界未定とはなりません。

今回の場合、未解決案件は平成22年度と23年度を合わせて4件あります。この中には、議員も例として挙げられた、周辺に多くの筆界を抱えたような土地の所有者が、現地での調査に応じていただけないケースもありますので、筆界未定とすることで、隣接する土地との境界が全て筆界未定となり、周辺に不利益が生じる場合があるとして、御説明をさせていただきました。

あくまでもこの4件の中に、そういった例もあるということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 筆界未定ということに

なると、さまざまな制約を受けることになるのは、その土地の所有者。つまりは、境界を争う中で、合意点を見つけられないままに終わった当事者同士であって、後々になって、合意が成立した場合でも、その土地の境界の測量から登記まで、全て当事者の負担で行わなくてはならない、そういうことになって、多大な出費を強いられることになる。

その点については、市のほうからも十分説明がなされていると思います。

しかし、それでも当事者間の争いが原因で、問題が一向に進捗しないし解決しない、そのようなケースには、市として、例えば1年なり2年なりという一定の期間を区切って、それなりの決断をすることが必要なではありませんか。

もめにもめて感情的になったあげくに、もはや議論さえしたくないとまでこじれてしまっているような案件には、地権者との交渉の余地など、ありそうにないようにさえ思います。

その点、どの時点で市は筆界未定もやむなしという決断を下すのか、折り合いがつくまで何年でも、何十年でも待ちますか。

地籍調査の対象地域にあって、とくに測量も済んだのに、一部の土地の境界争いが原因で、地域全体の地籍登記が保留になっているために、関係ない自分たちの土地の変更登記までもができないと、困っている人たちをいつまで待たすおつもりですか。その点、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

交渉の中で決着がつかない案件については、双方に筆界未定の同意を求めていきますが、筆界未定の同意もいただけない場合は、最終的には、同意なしでの筆界未定もやむなしと考えているところでございます。

相手のあることでありますので、いつまでに

解決をするということは、はっきりとすることができませんが、早期解決に向けて取り組んでいきたい、そのように考えているところでございますので、どうか御理解を願いたい、そのように思っております。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 地籍調査の結果が活用できる段階にまで至っていないことによって、対象地域に土地を持っている市民の方々の中には、財産管理の上で、大きな弊害に直面している方が存在する。そのような状態に置かれている方々は、市の対応は余りにも悠長過ぎると。いわば業を煮やしていると言っても過言でもありません。

迅速な対応をお願いして、この件に関する質問を終了いたします。

続いて、臨時職員の処分について、お尋ねいたします。

臨時職員の処遇については、私はこれまで沖本市長の在職時と、さきの3月議会での中平市長への質問、2度にわたって議論を進めてきましたが、今回、改めて幾つかの質問を行いたいと思いますので、どうかよろしくお尋ねいたします。

まずは、臨時職員の給与の支払い形態について、お尋ねいたします。

市役所の正規職員は、4月1日就業の場合でも、16日の給与支払日には、4月分の全額が支給されると思うのですが、臨時職員の場合には、日給月給という関係で、そうはならない。どういう形で給与の計算と支払いがなされているのか。また、健康保険や年金について、その加入時期や費用負担はどのようなことになるのか、その点についても、あわせてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現在、臨時職員の給与の締日を、毎月5日としております。

4月1日に雇用された方につきましては、4月1日から5日までの給与を4月16日に支給し、その後、4月6日から5月5日までの給与を5月16日という形式で支給をしているところでございます。

健康保険や年金につきましては、雇用日からの加入となり、負担金につきましては、当月の給与から控除をしているところでございます。

4月1日から雇用された方につきましては、4月1日からの加入となり、負担金は4月16日に支給する給与から控除しているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 昨年度までは、4月2日から翌年の3月31日までの設定であった、そういうものが、今年度からは4月1日から来年の3月30日までの契約期間に改めた。

そのことによって、昨年中に引き続いて就業を予定している再契約の方々は、もし当初の契約どおりに、ことしの3月31日まで就業すれば、昨年度の364日間、ことしはうろう年という関係で、正確には365日になりますが、と、今年度分の364日間がつながることになって、契約期間が1年を大きく超えて、法的規制を破ってしまうことになる。

そのため、どうしても3月30日までの勤務として、1度、契約を切らなければならない事態が発生した。

この契約期間の変更は、私にも十分理解できることなのですが、この3月、臨時職員の、この場合は1年契約の、1年間の契約で就業された臨時職員の方々のことなんです。というのは、つまり産休で入ったとか、あるいはもっと短期

で来られているということではなくて、当初から1年契約という形で勤務されている臨時職員の方々のことなんです。どれだけの方々が31日まで勤務されたのか。逆にいうなら、契約を1日縮めて、30日で終了された方々が、どの程度おられたのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

平成28年3月30日で雇用期間が終了した方は、全員、保育園勤務の方々であり、その人数は21名となっております。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいまの答弁に対する再質問です。

ということは、一般事務の方、つまり保育園勤務以外の方で、再雇用となった方はいなかったということなんでしょうか。確認の意味でお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

一般事務の方でも、昨年度、勤務した後、次年度も同じ方を雇用したケースもあります。この場合は、保育園勤務の方とは違い、一般事務の方については、本来、次年度の雇用は想定しておらず、面接試験を行った結果、4月2日以降、再度、同じ方を雇用することになったものであります。

次年度の雇用が想定されておらず、3月30日までの雇用期間とはしておりませんので、平成28年3月30日で雇用期間が終了した方は、全員、保育園勤務の方のみとなっている現状でございます。

保育園勤務の方以外はないということでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 再雇用というか、再契約を結ぶ形で、雇用の継続に応じてくれる方がある反面では、当該年度限りで契約を打ち切ることになる方々がおられる。市として、その退職される方々を把握する時期は、大体、いつごろ、一体、何月ごろになるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

保育園では、次年度の勤務が可能かどうかという意思確認を含めた履歴書の提出依頼を、1月から2月に行っておりまして、そこで提出のなかった方につきましては、退職希望であると判明いたしますので、退職される方々を把握する時期といたしましては、この期間となろうかと思えます。

一般事務の方につきましては、随時、履歴書の受け付けをしておりますので、次年度の臨時職員を希望される方は、現在、雇用期間中である方であっても、提出は可能となっております。

そういった状況でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 今の一般事務の方のあれがよくわからないが、今回はおいておきます。

実は、保育園の臨時職員としての仕事を、ほかの継続を希望する方々と同様に、3月30日でやめることになったために、それまで加入していた保険や年金を、国保と国民年金に切りかえる必要が生じた。

4月になって市役所の窓口を尋ねたところ、あなたは3月31日に勤務していないので、4月からの分だけではなしに、3月分の国保と年金の保険料も納めてもらわなくてはいけないと言われてびっくりしたというような話を聞いたことがあります。

これは、当事者から直接聞いた話ではない、又聞きの話でしかないのですが、これは、昨年度分の話ですので、4月2日から3月31日までの契約であったにもかかわらず、そうして退職か再契約かの把握は、通常なら事前に行われている、そのはずなのに、なぜこのようなことになったのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） まず、先ほどの一般事務の方々の退職されるというお話ですが、随時、履歴書のほうの受け付けをしておりますので、雇用期間というのはわかっておりますので、その雇用期間が切れるまでに、再度、履歴書を出していないということは、次はないという形の中で、退職という判断にしております。

ただ、出す期間が、保育園のほうでは1月から2月ということですが、一般の方々はいつでも出せるという状況でありますので、時期は決めれないというか、わからないという形の中での答弁をさせていただいております。

そして、先ほどの御質問ですが、平成28年3月30日までの雇用期間とし、今年度4月1日に雇用していない方につきましては、3名の該当がありました。

その3名のうち、2名は自己都合により、4月1日からの勤務ができないということで、雇用を辞退された方です。残り1名の方につきましては、諸事情によりまして、雇用には至らなかった、そういった経緯となつております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） そうですね、そのような方々に関しては、ちゃんと、もともとの契約どおりに、3月31日まで勤務させてもらえて

いたら、既に納付したことになっている保険や年金の負担金は、後で還付されるとはいえ、ややこしいような話にはならなかったろうにと思わないではられません。

もしもこの方々が、3月に何らかの事情で医療行為を受けていたような場合には、ことはもっと複雑になって、たとえそれが事務的な処理でしかなかったとしても、不必要な、余計な作業が発生することになる。臨時職員にとって、3月31日という日付は、かなり大きな意味を持っている。そのことへのさらなる御配慮を、今後とも、どうかよろしく願いいたします。

そこで話は変わりますが、政府レベルでも、臨時職員やパートタイマーといった非正規雇用職員の雇用条件の改善について、同一労働、同一賃金といったような内容での検討が行われていることについては、既に御承知のとおりです。

3月議会の一般質問で、私はこの点を含めて、当宿毛市の臨時職員の処遇改善について質問申し上げた中で、市長からは、近隣自治体との均衡を無視した改善はできないと、そういう趣旨の御回答をいただきました。その御回答をお受けして、そうであるなら、現在、明らかになっている近隣市、つまり土佐清水市並びに四万十市に比較して、低く抑えられている。つまり、均衡を欠く形になっている宿毛市の臨時職員の処遇を、市長はどうお考えなのか。

近隣自治体との処遇の均衡を言われるのであれば、明らかに目に見えているマイナスの不均衡を是正して、近隣市並みにそろえていくべきではないのかという御提案をいたしました。

この4月の臨時職員の採用に際して、どのような処遇の改善が行われたものなのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

平成28年4月1日より、臨時賃金の日額を、一般事務では6,800円から6,900円に、保育士では7,400円から7,600円に、改定をいたしております。

また、昨年度、雇用していた臨時職員の方で、今年度も再度雇用される方々につきましては、保育士につきましては、昨年度の雇用期間を平成28年3月30日までとし、先ほどのお話ですが、今年度、平成28年4月1日から雇用することにより、6月の特別賃金を支給いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 契約期間を4月1日から3月30日までとすることによって、これまで、年間12日分しか出なかった特別賃金が、16日分にまでふえた。しかし、それでも近隣市の支給状況と比較すると、大きな差がある。

そこで、仮にこの特別賃金を土佐清水市や四万十市と同様なレベルにまで引き上げたとした場合に、市として、どの程度の負担増になるのか、概算で結構ですので、金額でお示し願えないでしょうか。よろしく願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

数字につきましては、特別賃金ということでの提示にはなりません。

6月の特別賃金が4日分、12月の特別賃金が12日分の計16日分が、支給している方を想定して、お答えをさせていただきます。

四万十市、土佐清水市の特別賃金は、1回の支給が約20日というふうにお聞きをいたしておりますので、6月分の追加支給日数は、20日引く4日で16日分。12月分の追加支給日数は、20日引く12日で、8日分になります。計24日分が追加支給されることとなる状況で

あるということでございます。

平成28年9月1日の臨時職員数は77名となっておりますので、一般事務や保育士等の、それぞれの日額で計算した総額につきましては、総額1,317万8,000円となります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 一般事務、保育士等ともに、年間で24日分、四万十市、土佐清水市と比較すると少ない。つまり、一人一人に当てはめれば、一般事務で24日掛ける6,900円で、年額16万5,600円、保育士等なら24日掛ける7,600円で、同じく18万2,400円少ないということになる。

この金額は、それぞれの臨時職員の方々にとっては、24日分ということなので、1カ月働いて得る賃金以上の額に当たることとなります。それを総計すると、77名で1,317万8,000円でした。

計算上では、近隣両市との間にそれだけの差があつて、それを是正するとなると、それだけの負担増ということになる。さて、この金額をどう捉えたらいいのか。財政事情の厳しい中で、宿毛市はよく頑張つて、人件費の出費を1人当たりで1カ月分以上圧縮して、低く抑え続けることに成功していると考えなのか、それとも、宿毛市では、臨時職員の方々は、近隣両市に比較して、それだけ安く使われ続けてきたと考えるか。

財政事情が厳しいことは、どこだって同じです。市長、ここはやっぱり市長が言われた、近隣市との均衡ということを考えるなら、それだけの負担増になつたとしても、特別賃金の基準を改正すべきだと思いませんか。考え方によっては、宿毛市はそれだけ負担を低いままに保ってきた。

一部では、正規職員と大差のない状況で勤務されている方々も多数おられるにもかかわらず、この臨時職員の方々を低い処遇のままにしてきました。その点を、お言葉どおりの均衡あるものに是正するのが当然だろうと思うのですが、御見解をお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本年3月議会でもお答えいたしました。近隣市町村の動向及び近隣市町村との均衡というのは、大きな指標としているところではございますが、これをもって、直ちに近隣市町村との均衡を図るというものでございせん。

ただし、宿毛市が四万十市や土佐清水市と比べて、特別賃金が低いという状況は、議員の御指摘のとおりでございます。数字もただいま示させていただきます。

どのような手法で、臨時職員の処遇改善を図ることができるのか、平成29年度の実施に向けて、検討をしてみたい、そのように考えております。

また、先ほど、均衡というお言葉の中で、日額に換算をしますと、資格を持っている方の日額賃金は、ただいま上がっている、それぞれの自治体の中で、宿毛市が一番高い状況となつているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ここで争う気はないんですけれども、7,600円が7,800円に上がる、これは人事院勧告か何を受けて反映された結果だろうと思うんですけれども、それは。

ただいまの答弁の中で、どのような手法で処遇改善を図ることができるのか。平成29年度の実施に向けて検討したいとの御答弁でした。

それと、あわせて、近隣市町村との間に不均

衡があっても、これをもって、直ちに均衡を図るというのではないという旨の、そういう御発言にもかかわらず、平成29年度の実施に向けて、まずは実施時期について、明白に御表明いただきましたことは、これは一步の前進かと思えます。

それと同時に、市長は、どのような手法で待遇改善を図ることができるのか検討したいと、このように申されましたが、ことは明らかじゃありませんか。

宿毛市の臨時職員の特別賃金は、近隣の両市に比べて、支給算定日数において、一般事務、保育士等の双方ともに24日分少ない。

3月議会の際には、市長の御答弁の中で、特別賃金を日給に上乘せしている自治体もあるかのようにお聞きしたと思うのですが、そんな、物事を複雑にする必要なんかないでしょう。支給日数を是正して、不足している24日分をふやせば、それで済むことですよ。今年度から見直すべきだと申し上げたいのはやまやまです。

けれども、現在の臨時職員の方々は、今の雇用条件を了解した上で、契約を結んだのだと、そういつて逃げられそうな気がします。それとも市長、やってくれますか、12月から。それとも、さかのぼって6月の分からでも。恐らくそうはならないだろうなど。

臨時職員の方々の中には、宿毛市の雇用条件が悪いことを知りながらも、保育園で元気に走り回っている子供たちが、かわいくてかわいくてたまらないから、そういう理由で、何年もの長期にわたって再雇用に応じてくれた方々がいます。

例え条件が悪くても、仕事なしでは生きられないと、提示された契約に従わざるを得ない方々もいます。だからといって、その方々を低い条件のままに雇っていていいのか、そのこと

が正当化されていいのか、それが今、日本の直面している格差社会の是正に向けた取り組みの原点なのだといえましょう。

宿毛市もやっと、この問題に目を向けて、少なくとも近隣市並みの条件を提示するまでになってきた。ああ、さすがに中平市長は違うなど、来年度には納得できる結論が御提示いただけるものと信じて、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時08分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、一般質問をさせていただきます。

1番、地方創生についてでございます。

地方創生総合戦略が策定され、本格的に地方創生の取り組みが進められることになり、これからの5年間は、本市の将来を決定づける大切なときとなります。今の時代を生きる私たちは、次世代に対し、重大な責任を負ってるわけであり、総合戦略の実現には、策定過程だけでなく、市民の皆様、企業、職員はもちろんのこと、一人一人が明確な目的意識を持ち、総合戦略の実現に向けての協働が不可欠と考えます。

事業のほとんどが地方創生であります。地方において、人口の減少、流出等の、先人が長い年月を経て培ってきた地域の歴史や、文化の継承はもとより、現在の暮らしの継続までもが困難な状況になりつつあり、将来を見通した適切な対応が必要であると考えます。

市長には、さまざま伺ってまいりたいと思

ます。よろしく願い申し上げます。

去る8月3日、4日、5日は、私たち産業厚生委員7名、職員2名で、兵庫、広島方面へ研修に行かせていただきました。

国家戦略特区の中山間農業改革特区の取り組みは、日本創生のさきがけである兵庫県養父市へ、また尾道市で空き家プロジェクトを立ち上げ、設立から10年目となるNPO法人への研修であります。

10年間やり続け、行政とよい関係が整ったと、今の状況を聞かせていただきました。

彼女は、ふるさとを離れた数年の間に空き家がふえ、この町を守りたい、守らなければとの思いから、子育ての傍らから手をつけ始めたとのことでした。

2キロ間に500軒あったと話されました。誰かがやらなければならないことに気づき、1人から始めて、価値観を持っている人、店を始めた人など、賛同者が多く集まり、NPOを立ち上げ、活動を始めたということになります。

このことについては、また次の機会があればということにいたしまして、今回は、養父市における研修の報告も兼ねて、市長の見解を伺ってまいります。

地方創生について、市民の皆様には、まだ不十分な方もいらっしゃると思いますので、少し説明も加えていきたいと思っております。

創生の大きな目的は、出生率を上げ、人口減少に歯どめをかけることとあります。東京一極集中を是正することにあります。

人口ビジョンを実現する施策が、総合戦略であります。

小泉構造改革で地方切り捨てを進めた結果、地方経済は疲弊し、政権は倒れました。

アベノミクスは、地方切り捨てではなく、地

方再編で内容は大きく二つ、人口減少のもとで地方が生き残る方向性を示した市町村が連携して行政サービスを維持していく。そして、もう一つは、再編をみずからが自己責任で進める仕組みであります。

国が示した内容に基づいて、自治体が計画を作成する、その計画は政府が評価して交付金をつける。さらに計画の進行管理、評価を自治体みずから行う仕組みであります。

この二つを進める施策が、地方創生であります。都道府県によっては、人口減少率はかなり異なり、2010年の40%以上が減少する県が20都道府県あります。その中に高知も入っております。

兵庫県は10%から20%の10府県に入ります。規制緩和で商店を廃業し、商店街はシャッター通りとなりました。仕事もなく、子供も産めない、病院もない、買い物もできないまちで、若者もお年寄りも住めません。人口減少は、政府の政策によってつくられてきたものであります。

国が示した、枠組みにこだわらず、地域にとって本当に必要なこと、宿毛の再生のために展開すべきと考えます。そのために、地方創生の交付金が使えらるなら、積極的に活用したらよいと思っております。

地方創生の本質を理解し、抜本的な問題、解決策を考えるべきではないでしょうか。

地域の実情に応じた環境整備をと考えます。市長は、宿毛再生をどう考えておられるのか、御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えをいたします。

昨年10月に策定いたしました宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、急速な少子高齢

化の進展に伴い、地域経済の縮小や、地域としての機能低下が起きている中で、本市の有する地域の特性や強みを生かし、市の魅力を発信していくことによりまして、人口減少に歯どめをかけるという決意を広く表明をしたものでございます。

総合戦略に盛り込まれた具体的な事業には、文旦や小夏、直七などのかんきつ類に関する事業、水産物のブランド化事業など、本市の特色を生かした事業が多く盛り込まれた戦略となっております。

そのため、宿毛市総合戦略に盛り込んだ事業を実施することこそが、地域に雇用を生み、人口減少に歯どめをかけることにつながると考えております。

しかしながら、事業を実施するための財源として、期待をしておりました地方創生推進交付金は、自立性、官民協働、地域間連携、そして政策間連携などの多くの条件を満たし、かつ目新しい先駆性のある事業しか採択をしないという、非常に厳しいものでございました。

このため、思うように実施できていない事業が多くあるというのが現状でございます。

国には、もっと自由度の高い交付金制度に改善するよう、機会があるたびに申ししており、改善のきざしもありますが、現時点では、抜本的な改善には至っていない、そういう状況でございます。

総合戦略は、PDCAサイクルによりまして、より実効性があるものになるように磨き上げていくものであり、今後も変化していくものですが、全国一律の、判で押したような、そういった戦略にするつもりはございません。

地方創生に向けた取り組みにつきましては、要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情に応じた地方の責任と、創意工夫に

よる取り組みを行うことが重要であると考えております。

先日、8月26日に宿毛市政策審議会を開催いたしまして、総合戦略の改正及び事業の進捗状況を御報告し、御意見をいただいたところで、今後もさまざまな皆様の御意見を踏まえながら、本市の特色を生かした戦略に、さらに磨き上げをしていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 人口が減少していくと、行政サービスの維持にも大きな影響を与えます。

例えば、上下水道、病院、学校、公民館、情報通信基盤など、ほか市民1人当たりの負担が拡大して、そのうち支えきれなくなります。

また、管理が必要なのは、施設ばかりではありません。荒廃する農地や山林も同様で、全国各地で生じている課題で、これも人口が鍵です。

都市から地方へ、新たな人の流れをつくろうと、この機を逃さず、魅力を生かし、人の流れを引き寄せる努力が必要であります。

養父市の資料で目を引いたものは、総合戦略であります。養父市の未来をつくる第一歩と、若者に魅力あるまちづくりを進めるにしても、民間の力をかりなければできない。だから、特に若者が魅力を感じる仕事、20代、30代の若者、そして特に女性の声を聞くこと、また地域経済を支える地域の事業者、各種団体、次世代を担う子供たちの力が不可欠であり、策定段階から課題を共有し、取り組みを継続して進めるため、多方面にわたる、熱のこもった市民参加のタウンミーティングは、合計18回、小学校区単位であります。

これを開催され、延べ人数896名の参加が

あります。市民アンケート実施では、一般市民対象3,900人、高校生343人、企業183社、これは平成27年5月から8月までの状況であります。意見交換会、合計15回、実施、延べ263人の参加との記載がありました。

総合戦略策定に当たり、作戦会議の委員に市民代表を加えるだけではなく、できる限り多くの市民から意見聴取して、十分に参考にしながら、可能な限り、反映することを基本と、行政と市長が熱意を持った結果の数字であると、高知のほうに帰ってきてから、資料の確認の電話を入れました。

女性の議会事務局長でありましたが、丁寧に説明をしてくれました。

宿毛にも若い女性や中高生へのアンケートが載っておりますが、市長はこの養父市の多方面にわたる意見聴取、また数字等から、人が集まるのは市民に信頼されている市政、市民中心の市政の結果ではないかと思われま

す。宿毛市でもアンケートを行っております。中学生251名、高校生は379名、18歳以上の女性357名、数字等、これら二つの両者を、今、お聞きしまして、市長はどのように御見解をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほど、川田議員のほうから、行政視察に行った養父市のほうの取り組みについて、いろいろお聞かせを聞かさせていただきました。また、数字等もいろいろ並べていただきまして、本当に、すごくしっかりとした取り組みをしているなというふうに感心をさせていただきました。

また、宿毛市としても頑張らないといけないと、そういうふうな思いになっているところがございます。

本市といたしましても、先ほど少し議員のほ

うからも数字を出していただきましたが、総合戦略の策定に至るまでには、広く意見を求めてきたところがございます。

まず、市内の中学3年生と高校2年生、及び無作為で抽出いたしました18歳以上の一般市民、計2,000名に対しまして、アンケート調査を行っております。

結婚、出産、子育ての希望、進路や就職についての希望など、市民のニーズ把握に努めたところがございます。

事業案の検討段階では、漁協、農協、森林組合、商工会議所、社会福祉協議会、保育園等の実務担当者に、具体的な事業案を持ち寄っていただきまして、本市の現状と課題を踏まえる中で、話し合いを重ねてまいりました。

また、各界の代表者で構成する宿毛市政策審議会での御意見をいただき、パブリックコメントも実施をいたしております。

広く意見を求める手段といたしまして、さまざまな方法があろうかと思いますが、可能な限りの方法で、広く御意見をいただき、策定した総合戦略であるというふうに考えているところがございます。

また、先ほども申し上げましたが、総合戦略は、PDCAサイクルによりまして、より実効性があるものになるよう磨き上げていくものです。昨年策定した総合戦略は、スタートでありまして終わりではありませんので、今後も議員の皆様を初め、広く御意見をいただきたいというふうに考えているところがございます。

また、なお私自身、市政運営に挑む基本的な考え方といたしまして、市民の声をしっかりと聞かせていただき、市政全般に生かしていく、そういった姿勢で取り組んでいきたいというふうに考えているところがございます。

その基本理念に従いまして、しっかりと市政

運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、また議員各位の皆様方の御協力、そして市民の皆様方の御理解と御協力をお願いをしたいというふうに思っております。

先ほどの養父市の取り組み、大変すばらしいものでありますので、こういったものをしっかりと参考にさせていただきながら、これからもさらに取り組みを進めてまいりたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 全国同時に進む取り組みの中で、確かな成果をあげるためには、知恵と工夫、人一倍の努力が必要です。質の高い取り組み、確かな競争、市民との協働など、目標達成状況、今後の方向性について、住民との徹底議論が欠かせません。

島根県海士町は地方創生の先進事例ですが、それは中央官僚を招いて知恵をかりたものでもなく、首長のリーダーシップのもとで、住民の徹底した議論と、彼らが生活の中で培ってきた知恵を体系化し、実験を試みたものであります。

宿毛市の行政の姿勢の今までが、またこれから問われるのではないかと、市民中心の政治が行われるよう、指摘をしていきたいと思えます。

今後、予想される人口減少のスピードを、どの程度まで抑えるかについて数値化されているわけではありますが、推計に萎縮することなく、まちづくりに取り組むべき総合戦略は、住民に示す行動計画であるので、夢を与えるべきであります。人口が大幅に減少したとしても、行政の仕組みをきちんと見直して、地域社会が成り立つよう、今から検討を始めることでもあります。

長期の出生率目標、転出超過数の削減目標を

設定し、2060年までの5年単位の人口目標も定めてありますので、短期の具体的な取り組みへとつなげていくことでもあります。

総合戦略の財源問題は、対策上、5年間は支障のないよう、総務省は約束をしておりますが、地方創生交付金など、支援措置継続は懸念がありますけれども、本来、地域づくりは国から頼まれてやるものではありません。

ふるさと創生も、正式名称はみずから考え、みずから行う地域づくり事業であります。これからの5年間、着実に成果をあげていかなければなりません。市長の御決意をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市長の決意ということでございます、ありがとうございます。決意をもって、人口もふやしていきたいというふうに思いますし、当然、人口ビジョンを示されておりますが、このままでいけば、もっとひどい数字になる可能性もあります。

そういった中で、今、示されている人口よりも多い人たちが、この地域で生活を、その年齢、多い人たちが生活をしていただきたい。要するに人口減少ですよ。自然減も、そして社会減も減らしていきたい、そういった思いで取り組みをさせていただいておるところでございます。

先ほど、審議会のほうも開かせていただいたというお話をさせていただきましたが、そちらのにも、移住をしてこられる方々の人数を、もう既に人数をもう少し上乘せをして、変更をかけているところでございます。

人口ビジョンに至っても、これから先、もっともっと、この地域で生活してくれる方々をふやすような形の施策を行う中で、数字の変更、

目標の変更もしていきたい、そのように思っているところがございますので、さらなる御理解、そして御協力をお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） さて、養父市の研修では、人口減少、高齢化による担い手不足により、町、農村の伝統文化の源であり、食材を育てる農地が守れなくなりつつある環境をかえるため、中山間農業改革特区を取り入れた内容について、市長の御見解を伺ってまいります。

国家戦略特区は、アベノミクスの第三の矢であります成長戦略の目玉であります。国家戦略特区は、特区という区切った特例措置を導入し、社会的規則を撤廃することにあります。養父市長は、1960年には耕地面積3,012ヘクタール、そのときの耕作放棄地はゼロでありましたが、2012年には185ヘクタール、2015年には280ヘクタールと、放棄地が現状であります。このことを危惧し、農地の流動化、働く場の提案をした市長の熱意が認められ、2014年5月1日、特区が指定されました。

地元地区民も草刈りなどを手伝い、80ヘクタールが再生可能とされています。今は15.5ヘクタールで、レンゲの花を植え、蜜を取り、酒米を植えたり、花卉栽培等を母体、11の法人が営農している状態です。

荒れた農地をどうするか、独自の創意工夫にインセンティブが働くよう、取り組みに支援をした農業特区、農地改革は、縦割りでは無理で、規制緩和、緩和項目として農業特区を通じて、農業委員会の農地の権利委譲、許可権限を首長部局に移したり、農業生産法人の要件緩和、農業への信用保証制度があります。

国家戦略は、内閣が主導しますが、特区は政府主導で、民間が動きやすいとされています。

地域の方が養父の農地を使うのが理想ですが、外から農地を使うと引っ張るのが企業であります。企業が農地を所有して、農業できた特区、親企業が自由にできるように、やりたいことができます。規制緩和で新しい企業が参入していくことで、荒れていた土地に水が張り、よみがえったということでもあります。

特区という地域を区切った特別措置を導入して、社会的規則を撤廃することに主眼があります。革新的な取り組みを行っていることが、話題と波紋を呼び、同じ悩みを持つ全国の中山間地域の自治体にも刺激を与えるとともに、企業に農業経営の道筋をつけるなど、国や経済界から高い評価を受けている養父市へ行かせていただきました。

市民の皆様にも御理解いただけたかと思えます。特区については、以上のような説明で、市長の見解をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

養父市は、山間地域が多い自治体でございます。これまでの間、地域内の農業者で試行錯誤をいたしまして、地域農業を維持してきておりましたが、農業者の高齢化に伴う農業人口の減少に歯どめがかからず、また、中山間地域という地域特性のため、新規拡大が思うように進まないことから、耕作放棄地が増加していたというふうにお聞きをいたしているところでございます。

そのような中、地域内農業者だけではなく、全国から農業に参入していただける法人を呼び込むため、国家戦略特区を利用いたしまして、農業生産法人の要件緩和、農業への信用保証制度の適用、農業委員会と市の事務分担につきまして、規制緩和を行ったとお聞きをいたしてお

ります。先ほど、議員からも御説明があったとおりでございます。

養父市の取り組みなどによりまして、農業生産法人の要件緩和につきましては、現在では、農地法そのものが改正されまして、全国で一般法として適用されているところでございます。

このような養父市での国家戦略特区の取り組みは、地域の課題解決策の一つの方法といたしまして、大変、有用な取り組みであるというふうに考えます。

養父市での規制緩和についても、農業政策法人の要件緩和については、市内、市外にかかわらず、農業を大規模に経営したい方にとりましては、法人化が行いやすいですし、企業にとっても、農業参入しやすい環境が整うものであり、今後の農業を支えていくためには、重要である、そういった重要なことであるというふうに考えられる、そういった施策だと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 雇用、医療、教育、農業等の分野では、社会圏を初めとする住民の基本的な人権を実現し、国民全体の福祉を向上させる観点から、一定の社会的規制が確立してはいますが、国家戦略特区では、これら規制を岩盤規制と決めつけ、改革を成長とし、規制を抵抗勢力として、地域を区切って規制緩和の全国展開の突破口とする危険性もあるわけであります。

岩盤規制として指定された区域として、新潟、養父市、福岡市がこれにあります。農地の権利移動に関する許認可権を、農業委員会から首長に移すことは、農業委員会の解体へとなり、農地の売買や賃貸が推進され、農地の流動化が推進されます。

また、農業生産法人の役員要件を緩和して、農業への新規参入の拡大が促進されることにな

ります。

生産効率の悪い田畑は捨てられることになり、生産の場を失った中山間地域は一層過疎が進み、場合によっては、地域そのものが消滅する危険もあることから、養父の農業特区調査特別委員会からは、特区では一部の地域だけが関係しており、かつての基盤農業がすたれてきているとの心配も出ております。これについて、市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

特区の活用については、全面的によいことばかりではないというお話だったというふうに受けとめました。

特区制度の活用につきましては、農業に関する農業者や、そして団体、または地域農業の観点から地域住民の意見も聞き、検討するものであるというふうに考えておりました、そういった中で、そういったふうな、今、心配されるようなことにつきましては、また配慮しながら、活用していかなければならない、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 本市の耕作放棄地は、現在、圃場整備された土地、2010年で21.5ヘクタールであります。農業は観光とも密接な関係があります。農林業が地域の産業として成立してこそ、発展します。地域産業をバランスよく発展させることに、観光資源として、その1、地域の農産物、2、生産を通じて生まれる地域の景観、3、山村振興に取り組む地域の人々の生きる姿、素朴な原点に戻る田園回帰、田舎にI・Uターンが目立っております。

本市の豊かな自然環境を守るため、耕作放棄

地活用についていかがお考えか、所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） ただいまの御質問に、お答えをさせていただきます。

どのような取り組みが必要かということでございます。

先ほど、少し数字も示していただきましたが、宿毛市では、基盤整備を行っている農地が、全体で約865ヘクタールございます。このうち3%が耕作放棄地となっております、割合としては、少ないように見えますが、面積といたしましては、先ほど議員がお示ししていただいたように、20ヘクタールを超える農地でございますので、農業経営を行っていく農地として考えると、かなり広い面積で、手を加えることによって、農業経営が成り立つ面積であるのではないかなというふうに考えております。

それで、どういったふうな活用方法があるかということでございますが、耕作放棄地につきましては、当該農地へ用水が入らないとか、進入路に機械が入らないとか、またまた鳥獣被害がひどいなど、それぞれの農地で、さまざまな理由によって、耕作放棄地となってしまった経緯があるのではないかとこのように考えているところでございまして、一度、耕作放棄地になってしまった農地を活用していくためには、耕作放棄地になってしまった原因を、しっかりと解決していかなければならない、そのように考えているところでございます。

一定の要件を達成できる農地につきましては、国や県の事業を活用して、自己負担を軽減して、復旧することができる事業等もございます。

また、宿毛市では昨年度から取り組んでいる地方創生事業での直七産地化推進事業におきまして、鳥獣被害を軽減するための防護柵を設置

して、耕作放棄地を復旧し、現在、直七を栽培しているところでもございます。

また、いろいろな御提案も、皆さんからいただきながら、取り組みを進めていきたいというふうに思っておりますし、また優位な補助等、施策等ございましたら、しっかりと勉強していきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） さて、都道府県も市町村も、それぞれの地方人口ビジョンを踏まえた、今後5年間に及ぶ地方版総合戦略の策定を求められて、執行段階に入ったわけでありまして。

国からの要請に応えるのは、執行部の責任であって、議会は監視していればよいとはなりませんのは、明白であります。急ぎ対応を迫られた策定段階のみならず、その効果検証の段階についても、議会の十分な審議が求められているわけでありまして。

議会も、それらの政策等の水準を高める視点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めていきたいと考えております。

本市も、政府が用意した支援メニューの中から、それぞれの成果を重視した目標設定に適合した、みずからの推進施策を選択、再編して、今後5年間の見通しを立てたまちづくりに結びつけたものと考えてよいか、伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

そういった観点で考えられたものだというふうに考えておりますし、また、先ほども言いましたように、PDCAサイクルによりまして、さらに磨き上げをかけていきたい。そういった

中で、目標設定も、場合によっては改定をしていきたい、そのように考えているところがございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 国の総合戦略の中には、短期的に実施が可能な施策と、構造的改革を視野に入れた、中長期的な政策の両方が含まれております。

いずれのメニューを組み合わせ採用し、どのようなスピード感で取り組みを進めていくのか、地方みずから地方版総合戦略の策定を通じて、判断されたものと感じております。

熱意ある執行をよろしくお願いいたします。

続きまして、宿毛斎場の管理運営について、お伺いいたします。

斎場の環境美化について。

宿毛斎場は、平成4年に建設されたとのことであります。人はそれぞれ役目を持って生まれ、やがてそのとうとい一生を閉じるときが来るわけであります。

ともに生きてきた縁者との別れは、特別に悲しいものでありますが、僧侶の祈りの世界に吸い込まれていく中で、分別を取り戻し、心が静まっていく体験を、どなたも持つところであります。

人として最終の儀式の場となる斎場の環境美化について、伺います。

私もかねがね、清掃のこと、汚れた座布団については、ごく最近、新しい物になったとのこと。枯れた観葉植物はそのまま、事務所はとて汚れています。全体の清潔さ、印象は悪いと、ずっと感じておりました。私だけではなく、宿毛住民からもよく聞かれ、また隣接市町村からや、葬祭業職員、僧侶にも不満の声が入っていると伺っております。

愛南町はとてもよい環境だから、参考にされ

たらと、市民の声もあります。

そして、この8月17日、地区長との市政懇談会でも同じ指摘を受けました。大きいことでも小さいことでも、それを受け入れて変化するのは行政、執行部であります。するのは行政であり、担当者なのでありますが、組織と職員が、この葬祭事業や、その現状についてどう見ているのか、政策としてどのような意義があり、どのような思いを持って、あるいは持たずにかもわかりません、取り組んでいるのか、御見解を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛市斎場は、先ほどお話がありましたように、平成4年度から稼働しておりまして、火葬炉を含めた施設全体といたしましては、23年が経過しており、外観も経年変化等により、老朽化が徐々に進んでいる状況でございます。

そういった中で、施設の清掃作業等につきましては、斎場業務の範囲内で日常的な美観の維持を行っており、それとは別に、年2回、清掃業者にホール等の洗浄作業を委託して、施設の美化に努めている状況であります。

しかし、質問議員の言われるとおり、利用者などから不満の御意見が入っておりまして、そういったお話をお伺いしているところでもございます。

今後も、この件につきましては、改善できる部分は実施してまいりたいと考えておりますし、現在もいろいろ協議をする中で、少しずつではありますが、改善をさせていただいているところでございます。

しっかりと取り組んでいかなければならない問題だというふうに考えておりますので、その点について、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 2 番目の業務委託の内容と公表について、お伺いいたします。

公共施設の窓口業務、清掃整備といった、全体的な運営を行うのにふさわしい契約方法であったのか、この施策を実施するとき、透明性は確保できていたのか、業務委託等の契約において、その業務に従事する労働者への公正な賃金、適正な労働条件の確保をもって、地域社会を豊かに発展させる公共事業、公共サービスの質の確保に資するものであります。

業務委託契約の作業報酬の限度額はどうか、斎場にかかわらず、公の施設とは住民の福祉を増進する目的で、住民の利用に供する施設であります。行政サービスの民間委託は、監視を怠れば、行政が施設をつくって、管理運営を民間に丸投げする公設民営に傾くおそれがあるのではと思います。

民間委託等の実施状況については、事務事業や施設区分ごとに委託先、委託理由を公表することができるか、業務委託内容と公表について、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

委託内容につきましては、今年度でいいますと、宿毛葬儀社と随意契約を締結しており、契約期間は今年の4月1日から来年の3月31日までの1年間であります。

契約金額は、416万6,960円です。主な業務内容といたしましては、火葬業務、受付業務、使用料の収納業務などあります。

なお、随意契約の理由といたしましては、10数年間、業務を遂行し、施設の取り扱いを熟知しておりまして、業務の安定を保持している業者であることから、選定をしている状況でござ

います。

宿毛市では、随意契約については250万円以上の建設工事を公表しておりますが、本契約は対象外ということで、公表のほうは行っていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 3 番、委託先の監督についてお伺いいたします。

施設の利用者である国民の声を聞きながら、定期的に常時チェックできる体制を整えておく必要があります。

委託した事務事業について、行政としての責任を果たせるように、適切に評価、管理を行うことができるように、措置を講じることが行われていたかどうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

委託先の業務内容の監督等についてでございますが、毎月の火葬報告書などによりまして、確認を行っております。

また、必要時には、施設内の状況や設備の運転状況について、聞き取りなどによりまして、確認を行っておりますし、先ほどありました、苦情等があった場合は、事実確認を行い、指導監督に努めているところでございます。

また、現在、利用者の意見等をお聞きするために、意見箱を設けておりまして、業務についての利用者目線での状況確認及び改善点など、今後の参考にしていきたいという考えで、設置をさせていただいているところでございます。

そのほかにも、いろんなところでお話を聞かせていただくなど、そういった取り組みをしているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 契約の相手方になろう

とするものに対し、市の業務は不特定多数の市民に影響を与えます。

市民生活の基盤となる業務が多く、また税金等によってその費用が賄えられているため、その社会的責任を認識し、市民の福祉の増進に寄与することを求めて、斎場の管理運営についての質問を終わります。

千寿園問題について、お伺いいたします。

千寿園問題について、市民の声や、介護職にある現場の声を集めてみました。

まだ気づかれていない問題があるかもわかりません。職員全体、自分の身に引き寄せていくことが重要と考えます。

市民の声であります。

2005年、へんぴな町のはずれに、生まれたばかりの千寿園で3年間、夫の母がお世話になりました。当初は緊張感があった千寿園ですが、園長は山田の方、女性職員は小筑紫の方でありましたが、とてもよい対処をしてくれました。その印象が今も強く残っております。

時間を経た今でも、町で会うと声をかけてくれる。園内には自然の花をいけてくれて、周りもとてもよかった環境で、金をかけなくても彩がありました。

また、労をいとわずしてくれたことに感謝したことでした。心の中で頭を下げていたことを思い出します。

職員は大変だから、少しでもお世話をさせてもらおうと伝え、世話にも行きました。

母はそのとき、まだしっかり気持ちを持っていました。職員は、子供がおりながら、ここへ来ることない人もいるというが、それぞれに事情があるだろうと、その家族を気遣っていた言葉もあります。

隣部屋の方は、認知症が始まっていました。職員は、その人の対応は違っていました。適当

な態度が伝わってきました。少し手伝うと、職員は顔をしかめる。したらだめと思いました。そのうち、母も体力がなくなり、一日たりとも欠かさず世話に行きましたが、神様みたいな人もいると、母は言うておりました。

お尻の皮もやわらなくなっているので、気配りの対応がいると思うが、元気な人を扱うように拭いている。なでるように優しい拭き方でない方には、利用者は拒否反応がある。拭いてもらいたくないという利用者の声がありました。

利用者にも、認知症の方であっても、この人、優しい人、そうでない人とわかります。認知症の方も、優しく言ってくれたら穏やかになると、現場でも事実としてあるように、専門家も同じ見解であります。

母の部屋の前の人も、認知症の症状がありましたが、優しくしている方はよくわかると話しております。

また、ある方は、ベッドの周りや、あたりをよく拭いたり、うろうろしたりという行動がありました。職員が、精が出るねと穏やかに言う人と、そんなことをしたらいかんという職員。いかんと言って言い聞かす人は、怖い人とよく話していたそうです。

夕方になると、決まったように、バスが来たから乗って帰らないかんという利用者がありました。職員は、上手に声がけする方は、バスが来たから知らせてあげるから、その間に御飯食べろうかと話をもっていくと、そのうち忘れる。また思い出したのか、バスの話が出る。バスが来たから起こしてあげるから、寝ようかね、静かに言う、そうしようかとなっていく。すぐに忘れるから、その時々に対応でよいと思う。尊厳を持って話すことで、伝わるからおっしゃっています。

プロの認識を持つことが重要と、その人は言

っております。心を開いて、寄り添ってあげることに尽きると、専門の方は言うておられます。

世話になっていても、家族も力をあわせていくこと、身内でかわるがわる会いに行ったと話してくれました。

職員の中には、ここへ預けんでも、態度に出す人もいました。家族も職員と同じ、一丸となって、ぬくもりのある介護をすること。マニュアルに頼ることはない、相手が満足する介護は、自分が満足する介護となる。声のかけ方一つだと、おっしゃっていました。

認知症の方には、その人の生き立ち、人生観に寄り添い、来てくれたかねとか、御苦労さまとか、声をかけていくことで、気持ちよくいられると、同職の人はおっしゃいます。

グループホーム等の施設が多数ある中で、千寿園の職員は、その人たちのリーダー格として、お手本を示してもらいたかったと言っています。

公共の建物、職員としての意識が問われます。ある人は、プロの意識を持つことが重要と言っています。認知症の方向をやるかわからない。道を探ることもあるが、プロとして対応すべき、誇りを持ってやるべきだとおっしゃっています。

上からの方針の視野を広げて、ものとしてではなく、人間として捉えるべきだとおっしゃっています。世話をさせてもらっているのは、育て上げてくれた先輩であります。もうこの場所から、元気になって外へ出ることはない。向こう岸へ着くのみだ。来る波を少しでもよけて、向こう岸へ届けてあげることが、介護人に求められるので、御苦労したであろうと、寄り添ってあげてほしい、とおっしゃっています。

家族も預けてあるからお任せではなく、育ててくれた親という意識を持ち、家庭の仕事を計画的に済ませ、足を運んでほしいと、家族と職

員、家族人が一つになって、向こう岸へ渡してくださいと、自分に重ねて、誰もが通る道だと、静かにおっしゃっていました。

世話になった、母の部屋からは、墓が見える部屋にいたそうです。そこがあいていたから、入れたということでした。嫌でないかと聞くと、そんなことはない、承諾していたからお世話になったということです。

お母さんは、朝に晩に手を合わせていた。どこの仏様か知ることもないが、手を合わせていたそうです。

職員は、心を開いて利用者に寄り添い、自分の親だったらと、力を入れて世話をしていくことでよい介護ができると話す同職の方の言葉です。

過ちは誰にでもある、緊張感を持ってミスを少なくすること。介護人も利用者に育てられることも多いので、おかげと思って、心を開いて利用者に寄り添うことで、よい関係になれる。

職員はさまざまな仕事をこなしています。家族にはできないことをしているという、誇りを持って働いてもらいたい。介護の世話は大変なことであるが、重要な仕事であります。誇りを持って働いてとおっしゃっています。

今回は、多くの方の声を聞かせてもらう機会となりましたが、印象に残っているのは、本からは学べないものが人の生き様にはあると話してくれたことです。

間違いについては、少ないにこしたことはないが、誰でもある。命にかかわることがないよう、緊張感が必要だろう。また、悪い部分ばかりではなく、うまくいっている部分もある。一体化して考えることも重要との視点でありました。

人は、死ぬまで生きるために生まれ、それをサポートする。そのためには、どのような施設

が必要かと考えます。

人は寿命まで生きる、このこと自体、大事業です。千寿園事業について、市民や同職にある人の声を聞かれて、一言あれば伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

るる入居者の御家族であった方々から、そういったお言葉をいただいたということを知りました。そういった考え方、そういった思いだったということを知り受けとめて、これからの運営に生かしていきたいと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 8月12日の文書で、臨時対策委員会を設けたとのこと。構成メンバーを伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

構成メンバーということでございます。

誤薬事故等の重大な事故が発生した場合に、臨時事故対策委員会を開催し、事故の発生原因やその背景について確認をいたしまして、対応策を協議しております。

この臨時事故対策委員会は、園長、園長補佐、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、調理師で構成しておりまして、できるだけ事故の当事者も参加するようにしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 期待する効果が出なかったことであらう。その課題に、どのような手法で取り組むべきか、臨時職員等の

公正な賃金、同一労働、同一賃金は大丈夫ですか、委員会ではどんな分析が行われたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

どういった話があったかということに関しては、千寿園長のほうから答弁をいただきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 千寿園長。

○千寿園長（山岡敏樹君） 川田議員の質問にお答えをしたいと思います。

臨時事故対策委員会では、本当に事故の発生状況等の確認をしながら、それで、どうしたらこういった事故が起きないのか、いろいろみんなで意見を出し合って、対策を考えてやっております。

そこで生まれたもので、誤薬等については、マニュアルの見直し等も行って、やってきたという経過があります。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 現場の職員は、介護の質を向上させるため、得た知識を広げて自分で課題を見つけ、グループ全員で協議をする。知識の交換をし合うことで、自分に力と自信をつけることができいくものであります。

個人の問題であっても、総合的な問題として取り上げ、話し合える雰囲気づくりは常に欠かせません。誰でも間違いは起こるから、現場みずからが真剣に取り組むことであります。

投薬について2人制としたのは、現場からの真剣な声でしょうか。根拠を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

これまで、投薬のほうは1人体制で、マニュアル等を見直し、対策を講じてきましたが、7月に再度、誤薬事故が発生いたしましたので、投薬2人体制を検討し、7月23日より、投薬介助者と投薬確認者に役割分担をいたしまして、2人体制で行っているところでございます。

投薬2人体制に至った経緯ですが、議員も御承知のように、6月議会の議員協議会で誤薬事故の対策を説明する中で、山本議員より投薬2人体制のダブルチェックが重要であるとの御意見もいただき、関係課と協議をする中で、2人体制で行うことを検討してきました。

また、7月の誤薬事故発生時に伴い、現場からも2人体制で行ってほしいとの意見が出ましたので、臨時事故対策委員会で2人体制で行う方法を確認し、決定をいたしまして、投薬2人体制で、現在行っているものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 介護相談員を長くしておりますので、よくわかりますが、利用者は不便を訴えても、無理だと諦めている方が多くいらっしゃいます。

スタッフの忙しさとか、世話になっている身だからとか、考える方が多くいらっしゃいます。

福祉施設については、利用者から苦情がなくとも、サービスがうまくいっているわけではありません。事業をやる側が、相当気をつけないと、そのことが分からなくなることを指摘しておきます。

強いきずなで結ばれていた日本の家族制度は、戦勝国に崩され、弱体化されました。問題も多いが、やがて誰もが通る老いの道であります。声をあげられる習慣が身についた老人がふえれば、社会にとっていいことでもあります。新しい時代へ踏み出す力を持つことにもなります。

最後の質問になりますが、千寿園問題として、人との関係がうまくいけば、問題もかなり減るでしょう。この方は夜眠れない方、この方はこんな持病をもっている方、その方の情報を飲み込むことで、心が開かれていくのではないのでしょうか。

また、地方創生全て、人にかかわってきます。移住者の受け入れ、外国人初め、宿毛へ観光に来てくれる方のもてなし、また、地区長懇談会でも、最後の質問者から、市民との対話をよくする、よい知名度をあげられる研修会など、職員の風通しをよくするように、意見が出ました。

市民の中にも、同様の声は多く聞かれます。よい職員の対応の方も聞かれます。身近に見本になる方を目指し、その人を見習うこともできるでしょう。そして、さらに高みへと目指してもらいたいものであります。

ある行政では、順番に民間に研修に行かせるということもございます。仕事の能率も上がり、職員の数も減らすことの成果が出ております。仕事で一番難しいのは、人との接し方といわれます。私は、初動が最も重要と思っております。窓口へ人の気配を感じたら、とにかく進み寄る、笑顔で受け答えをする。知恵を出して、最高のサービス、最高のもてなし、最高の環境をつくっていくことが重要と考えます。

人との接し方、市長の御見解を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど、川田議員のほうから、人との接し方、そして、最初の初動ですね。それからまた、人に嫌な気持ちにさせないとか、そういったようなお話だったというふうな受けとめをさせていただきました。

介護職だけに限らず、接遇という形でお答え

をさせていただきますが、接遇は基本的に必要とされる挨拶や言葉づかい、丁寧さといったものが大切な条件であるというふうに考えております。

議員がおっしゃるとおり、確かに職員、千寿園のお話が出ましたが、職員の接遇に対する市民の皆様からの厳しい御指摘があるのも事実でございます。そのようなお声をいただくたび、職員には、市民目線に立って、親切な対応を心がけるようにというふうに、常日ごろから指導をしているところでありまして、少しずつではありますが、市民の皆様からおほめの言葉もいただくときもあるというふうな状況に変わってきているところでございます。

しかし、さきの市政懇談会での地区長からも御指摘をいただいたところでありまして、いまだに市民の皆様からのおしかりというのも聞いているところでございますので、真摯に受けとめまして、市民から愛される宿毛市役所を目指しまして、職員一丸となって、親切丁寧な接遇に心がけていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 老いては賢くもなるし、愚かにもなります。また、悲しみのおかげで優しくもなれます。人の世は全て心であり、福祉もまた、この心を忘れてはならないと思います。

市民の方から多くを学ばさせていただきましたことに、感謝申し上げます。

介護の道は、いつか我が道と思えば、直面している人々の苦しみを自分のものと受けとめていく認識が、他人に対する思いやりと、積極的な手助けへとつながります。

障害者も健常者も、高齢者も若者も、力を合わせて支え合う社会を目指さなければなりません。

千寿園は、介護職員の模範となっていただいたかった、これが私の最後に残っている言葉です。

市民の声を最後に重ねて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時09分 延会

平成28年
第3回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（平成28年9月13日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長
兼調査係長 小野 り か 君
議事係長 奈良 和美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 中平 富宏 君
副市長 岩本 昌彦 君
企画課長 黒田 厚 君
総務課長 河原 敏郎 君
危機管理課長 楠目 健一 君
市民課長 立田 ゆか 君

税務課長	児島厚臣君
会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	佐藤恵介君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長	
兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会委員長	土居利充君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

-----・-----・-----

午前10時01分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

5番山本 英君。

○5番（山本 英君） おはようございます。5番山本 英でございます。一般質問を行わせていただきます。

まず、1点目は防災対策等ではありますが、8月に益城町を研修させていただく機会を得ました。まずもって、熊本地震により亡くなられた方の御冥福と、被害に遭われた方々へのお見舞いを、改めて申し上げます。

さて、私の見聞した印象を申し上げますと、一つは、震源地周辺の被害様相は、どの地震でも同程度であるのに対し、活断層の震度の伝搬分布は、プレートによるものとは違いがあるなというのが第一印象でした。

私は、5年前の東北地震のときには東京におりまして、小さな9階建てのビルの8階で勤務しておりましたが、震度6弱を経験いたしまして、キャビネット上にあるヘリコプターが飛びました。当然のことながら、墜落、大破でございますが。そういうことを経験したときに、私は、首都直下型が来たなという印象で、その場におりました。

このビルが倒壊すれば、私の人生もこれまでかと、観念をしたことでしたけれども。

数度の揺れがおさまって、テレビをつけて確認したところ、震源地は何と宮城沖の、東京からは約300キロぐらい離れた場所でございます。

宿毛は熊本から約180キロぐらいでしょうか、震度3ぐらいで終わったということで、プ

レートによる地震というのは、活断層の地震とははるかに規模が違うということを、我々はまた再認識しておかなければならないだろうということを、強く感じた次第であります。

その第2は、益城町の資料によりますと、死亡者が21名、重軽傷者が74名と、阪神・淡路大震災より軽微で済んでいるなということでした。人口の密集度が異なり、また、夜間、深夜で、かつ4月ということもあって、火器の使用が少なかったことによるものと思いますけれども、火災が1件であったことにも起因しております。

そこで、提案の第1でございますが、通電火災の予防のために、効果的な感震ブレーカーへの切りかえ補助を検討していただきたいということであります。

四万十市は、これに取り組んでおりますし、政府も首都直下型地震対策の一環として、この普及促進に取り組んでおります。

提案その2は、耐震診断無料化等の補助対象の拡大であります。

耐震基準は、2000年6月にも改定されています。益城町の倒壊した木造建物は305棟でしたが、そのうち225棟は81年、いわゆる宿毛市が、現在、耐震対策の対象としている家屋ですね。要するに、56年6月以前の基準のものが225棟です。

問題は、73棟が2000年5月までの基準によるものです。2000年5月に、2度目の耐震対策の改定が行われております。それ以降のものは7棟と、ここに大きな差が出ているということです。

補助対象は81年（昭和56年）の基準のものから、2000年5月までの家屋に拡大すべきではないでしょうか。

千葉市は、平成旧耐震住宅として、この20

00年5月までの住宅を、平成旧耐震住宅として、独自に耐震改修費の補助を始めたようでありますが、感震ブレーカーと合わせ、この2件はぜひ実現してもらいたく、予算の厳しい宿毛としては、県や国に強く要望していただきたいと思います。

ここまでのところ、市長の御所見をお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。

山本議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、改めまして、益城町を中心といたしまして、いろいろな被害が拡大しております。今回の熊本地震におかれまして、犠牲になられた方々にお悔みを申し上げるとともに、被災された方々、一日も早く平安な生活に戻ることを、心よりお祈りを申し上げます。

2点あったかと思えます。

まず、感震ブレーカーの配布、こちらについて答弁をさせていただきたいと思えます。

感震ブレーカーにつきましては、設定しておいた震度を超える地震が発生した際に、自動的に電気を遮断する機器でございまして、停電が復旧する際に発生する出火を防止し、周辺への延焼を防ぐことで、震災被害を軽減することができるものであります。

阪神・淡路大震災や、そして先ほど少しお話があった東日本大震災は、寒い時期の発生ということもあり、火災原因の6割以上が、停電から復旧した際の電気ストーブ等による通電火災によるものでした。

その後、国は、平成26年3月に、首都直下型地震対策の中で、感震ブレーカーの普及促進を減災対策として位置づけまして、平成27年

2月には、感震ブレーカー等の性能評価ガイドラインを策定しているところでございます。

こうした中、高知県は平成26年度地震発生時に、木造住宅が密集する市街地での大規模火災からの避難について検討するため、有識者による地震火災対策検討会を開催いたしております。

それをもとに、昨年度、延焼危険性を数値化した延焼抵抗率をもとに、発生頻度の高いL1クラスの地震による津波浸水エリア外で、なおかつ住宅が密集している地区を、地震火災対策を重点的に推進する地区として、指定をしているところでございます。

その指定を受けた11市町の19地区、こちらから2万3,000世帯ですが、こちらには四万十市中村地区が含まれておりまして、昨年度同地区の住宅には、県のモデル地区として、県と市の負担によりまして、感震ブレーカーが無料で配布されておりますが、本市につきましては、県補助の対象となる地区がない状況となっております。

このため、本市といたしまして、震災対策の優先順位をつける中、これまでの津波対策に加え、揺れへの対策でもある住宅耐震化に重点を置くことにしておりますので、御提案の火災対策としての感震ブレーカーの配布につきましては、まずは県に対して、指定地区以外にも、一定の財源措置を講じることの必要性を訴えていきたいと考えているところでございます。

一方で、感震ブレーカーの有効性につきましては、市民の皆様に広報やホームページ等で啓発をしてみたい、そのように考えているところでございます。

続きまして、住宅耐震化助成事業と、事業の対象外となっている住宅のうちに、現在のところは、今、そういった対象外となっている住宅

のうち、2,000軒の建築基準改定前の住宅、いわゆる平成旧耐震住宅と呼ばれておりますが、この平成旧耐震住宅につきましても、補助対象とすべきではないかというふうな御質問だったというふうに感じております。

住宅の建築基準につきましては、1981年、昭和56年ですが、こちらの改正で従来の震度5程度の想定から、震度6強以上の揺れでも倒壊しない基準に強化されまして、その後、2000年の改正では、地盤に応じた基礎とすることや、柱、筋交い、土台等の接合部を金属で固定すること、耐力壁の配置のバランスを考慮することなど、より一層の耐震性が求められるようになっております。

こうした中、議員御指摘のとおり、千葉市では2000年以前の基準で建築された住宅に対しまして、独自に助成を行っている状況でございます。こちらのほうは、お聞きをしている状況でございます。

さて、本年、第1回定例会の一般質問の中で、山本議員本人から、1981年（昭和56年）以降に建築した住宅であっても、基準を満たしていない住宅があるので、助成対象を広げるよう、県等へ要望してはどうかという御質問をいただいたところでございます。

御指摘の点を県へ伝えたところ、県といたしましては、まずは1981年以前の旧耐震基準の住宅の耐震化を加速させることが優先であり、それ以降の基準の住宅につきましては、今後の検討課題としたいということでありました。

本市といたしましては、これらの状況を踏まえた上で、今回、御指摘をいただいた2000年以前の住宅耐震への助成につきましても、再度、県へ投げかけをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 2件の提案とも、即効性はないとは思いますが、県、国に上申していただけるということで、安堵しております。

宿毛も、津波のかぶらないところで家屋の密集しているところ、例えば平田だとか、山田地区だとか、多々あるかと思えます。したがって、県の対象地区外においても、火災が起きたら、かなりまとまった火事が発生すると思われるようなところには、ぜひ対象にしてもらうように、働きかけていただきたいと思っております。

それから、2件目の耐震対策の補助の件ですが、6月議会で御紹介いただきましたけれども、あれは設計審査を、その後、立てたかもしれないけれども、場所によって、設計審査を受けていないという家屋が、要するに都市部といますか、その地区以外のところは受けていないということで、その人たちに不安があるので、そこまで広げようということでしたが、今回は、私、2000年に新しい基準になったことを知らずに、そのときはおったんですけれども、今回、そこも判明しましたので、ぜひ取り入れて、御答弁いただいたように働きかけていっていただきたいと思っております。

次にまいります。

6月議会の延長みたいになりますけれども、2件、しつこいようですが、取り上げさせていただきます。

その一つは、伊方原発関連です。

6月の議会では、私、答弁させていただきましたけれども、陳情書に、正面に意見を申し上げていなかったのが、いま一度、取り上げたいと思っております。

意見が分かれるのは必然かと思えます。代表

例をとりますと、安倍総理大臣、当然、政府の推進者ですので、条件つきといいますか、将来のクリーンエネルギーが代替できるまでの間、やむなしという考え方で、政府案を取りまとめられた第一人者であります。が、安倍夫人は反対であります。

これが端的な例ですけれども、賛成、反対が、今、拮抗しているのかどうかわかりませんが、私の意見は、その後、1紙だけを読んでいきますと、少数意見なのかなという疑心暗鬼に陥りそうになっておったんですけれども、7月中旬に、我が国の最大購読者数を誇る新聞が、2面を割いて、この原発問題を取り上げておりました。

中身は、自画自賛ですけれども、私を取り上げたエネルギー安全保障の観点、あるいは環境の観点から取り上げた内容が濃くて、意を強くしたところであります。

その中でも、水素発電は、2020年ごろから導入が本格化する可能性が論じられておまして、日本が水素先進国になるとのことであります。

原発も今、新しいのは2基建設中でありましょうけれども、我が国はこの2基をもって、原発の建設は終わるのではなかろうかと思込まれます。

24時間テレビというのがやっておりましたけれども、地球の温暖化で南極の氷が解け、生態系が変動し、シロクマの餓死状態の写真が紹介されていました。

日本は、温暖化に逆行する石炭発電所48基を建設し、あるいはしようとしております。これは、原子力発電所が稼働しなかった場合の代替手段として、緊急性はあるということで、前にも紹介しましたとおり、石油の建設は、国際関係で禁止されておりますので、石炭発電に切

りかえようとしております。

この48基は、新たに1億4,700トンのCO₂を排出することになりそうです。これこそ問題視すべきであるかと思えます。

あたかも、9月3日にCO₂の最大排出国のアメリカ、中国2カ国が、地球温暖化対策の新枠組みパリ協定を批准しました。特に、中国や、新興国の先端をいきますインド等は、原発に大きくかじをとっており、CO₂削減の目標を達成できる自信を持ったものと思えます。

このような世界と日本のギャップを、市長はどう感じられておりますか、御所見をお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

地球温暖化の問題につきましては、非常に重要な課題であると認識しております。

先ほど、お話のあったシロクマの映像、そのテレビも、私も見させていただいたところでございます。

質問議員のおっしゃるとおり、温室効果ガス削減だけの部分を見ますと、原発の比率を上げていけば、一定、抑制は可能ではありますが、あらゆる面で、すぐれたエネルギー源はないことから、安定供給、コスト、環境負荷、安全性を基本とした現実かつバランスのとれたエネルギー需給構造を実現していくことは必要ではないかと、そのように考えているところでございます。

このため、現状では、老朽化に伴うなどの火力発電所の建てかえは、いたし方ないと判断しているところでございます。

ただ、将来的には、原発にも、石炭などの化石燃料にも依存しない社会の実現が必要と考えておりますので、再生可能エネルギーの普及、

一刻も早い新技術の開発を期待しているところ
でございます。

また、地球温暖化の問題はエネルギー供給
だけではなくて、宿毛市でも取り組んでおります
地球温暖化対策実行計画のように、節電や省エ
ネ、エコドライブの推進、ごみの減量化など、
事業者や市民の皆様一人一人の心がけ一つで、
相当な量の温室効果ガスの抑制が可能でありま
すので、ぜひとも市民の皆様初め、御協力をい
ただきたい、そのように考えているところで
ございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 一つ一つの努力は小さ
くても、集結すれば大きな力になるというこ
とだろー思います。先般、東京に行く機会があ
りまして、つくづく感じたのは、日本の列車の
99%以上は電車なんです。今の電車は窓があ
きません。ということは、空調装置をしま
り稼働させながら、列車は動いています。

高層ビルも、窓はあきません。全部空調を使
っているわけです。地下鉄なんかは、空調がな
ければとても入れません。

というように、エネルギーの必要性というの
は、物すごく日本の消費エネルギーは極めて高
くて、節電のできない部分が結構高いというふ
うに認識しておるんですけれども。

日本のエネルギーの受給率は、水力発電を入
れまして、そして今、普及しつつある再生可能
エネルギーの2.2%を入れて、約6%です。
あとはみんな、外からの受給率に頼っているの
が現状です。

そこら辺のことをよく認識しながら、できる
ことから始めていかなければいけないと思いま
す。

その件はそのぐらゐにしておきまして、さて、

この熊本地震では、ガルという言葉が脚光を浴
びました。これは、揺れの加速度とのことで、
軟弱な地盤では大きく出る数値だそうです。緩
やかな斜面に家屋が広がってありました益城町
では、1,580ガルと観測された場所は、斜
面の下のほうの田園に近い場所とのことでした。

しかし、その観測された地下の岩盤上は、N
HKの特集番組では、約300ガルであったと
のことです。

伊方原発は、活断層の上ではなく岩盤上にあ
ります。シミュレーションでは、大分から和歌
山までの中央構造線の活断層が同時に動いた場
合でも、伊方の岩盤上は約650ガル程度だそ
うで、愛媛県知事は、マージンをとって1,0
00ガルまでの対策を求めており、これをクリ
アしております。

規制基準に適合しているのは、その証左であ
ります。ちなみに、日本で観測された最大ガル
は、2008年の岩手・宮城地震での4,02
2ガルです。最大震度は、そのときは6強でし
た。主に土砂災害による被害が特徴でしたが、
熊本の1,580ガルも、実は余震のときで、
本震は1,362ガルのようなので、
この数値をもって、比較検討は余り意味がない
ということを示述べておきます。

次に、陳情書の陳情の宛先が、愛媛県知事
になっていたのに、私は高知県人として若干の心
の痛みをおぼえました。

稼働に当たって、規制基準をクリアし、伊方、
愛媛県のご理解を得る必要はありますが、これら
は前提条件で、稼働のゴー or ノーゴーは会社
判断です。この大きな判断は、執行役員ではな
く、株主総会の議決事項になっております。

高知県は、四国電力の大株主で、650万株
を持っております。200万株以上の大株主を
調べてみましたが、地方自治体は高知県だけで

す。高知県のほうからの株主総会での所見は、稼働やむなしと、政府の方針を支持したようですが、ここで、6月議会でも述べられましたけれども、改めまして市長の原発に関する御意見を再確認させていただきます。

3択を用意しましたので、それを選んでもらっても結構ですし、御所見でも結構です。

一つ、クリーンエネルギーの原発推進に代替のクリーンなエネルギーを開発しつつ、当面の原発稼働はやむなし。3、原発の再稼働は認めない。

御所見をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

3択のどれに当たるかということでございますが、答えにはならないかもしれませんが、これまでそれぞれの質問にお答えをしておりますとおり、将来的には、原発に頼らない、そういった社会の実現が必要だというふうに考えておりますので、こういった答弁で御容赦願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 原発の問題は、エネルギー自給率どうするかというだけの話ではなくて、既にもう、47基ですか、8ですか、存在しているわけですね。

そこには、核燃料があるわけです。クリーンエネルギーができて、これの処分問題というのは、ずっと残ってくる話で、まだいまだに正式な解決手段が見えていないということですので、そこら辺は注視しなければならない問題だろうと思っております。

次に移りますが、2件目の、6月議会の延長ですけれども、その2は、市役所内部の効果的

運用、各課の連携についてであります。

一例として取り上げましたのを改めて申し上げますと、未登記家屋の対応の仕方という観点からのものです。

法務局によれば、古い家屋にかなり見られるようであります。これは、納税義務者の信義によるところでありましょうが、他方、税の公平性の観点からは、登記されていようがなかろうが、市側もこれを調査し、税を賦課する必要があります。これは、なかなかマンパワーがかかることですので大変ですが、例えば、水道局のデータと、固定資産の家屋データを活用することで、大方の洗い出しができるのではと考えます。

個人情報管理の側面で、ハードルが高いかもしれませんが、さきの特措法がらみで、政府が出した特定空き家等に対する措置のガイドラインでは、市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって、氏名その他の、空き家等の所有者等に関するものについては、法の施行のために必要な限度において、内部利用ができるとあります。

毎年行わなければならない家屋調査を、効果的、効率的に実施するための基礎調査として、内部利用はできるのではないのでしょうか。

かつて国調で抹殺された地番が、20年ほど住所として登録されたままという事案もありました。これも、市役所内部の連携のあり方を検討する材料として、申し述べておきます。

いずれにせよ、関係省庁に確認する必要があるかもしれませんが、法の運用の話ですので、他の法規にも運用精神はつながると思います。市の業務の効果的、効率的運営の観点からの質問ですが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

まず、固定資産税における家屋等の把握につきましては、議員御指摘のとおり、税の公平性を確保すべく、税務担当者が市内を巡回し、行う現状確認、そして所有者からの連絡、法務局通知等の情報収集による家屋調査を実施することによりまして、適正な課税客体の把握に、日々努めておりますことを、まずもって御理解をお願いしたいと思います。

また、他課との情報共有による効率的な事務執行についてでございますが、議員が提案されましたほかの課とのやり方という形の中で、例えば、水道課の給水情報等につきましては、今後どのような形で、効率的な活用が図られるのか検証してまいりたい、そのように思っているところでございます。

それ以外にも、都市建設課が所管する建築確認申請情報や、環境課が所管する合併浄化槽補助申請情報の確認といった、課税客体の適正把握につながる情報につきましても、十分活用して、効率的な事務の執行に努めてまいりたい、そのように思っております。

どういったふうな形で、可能性があるのか、これから調査研究していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ぜひ、今の観点で御研究いただきたいと思っております。

問題点があれば、どうすればそれを解決しようかという工夫をしながら進めることが、業務の効率化につながってくるものではないかと思っております。

少数で大変だとは思いますが、問題を先送りしてたんでは、いつまでたっても解決につながらないと思っておりますので、ぜひ工夫を、

考えていただきたいと思います。

次に、桜公園について。公園と言っているのかどうか分かりませんが。

1988年か89年でしたか、ふるさと創生事業として1億円が配布され、宿毛は桜公園の整備に投入したと伺いました。

一般市民の方からも、まだできないのかと。20何年もたっているのにという、苦情的な話が伝わってまいりまして、私も1回、大島のほうだけですけれども、見に行かせていただきました。まだ完全に整ったとは言いがたい状態にあるなというのが、率直な印象です。

まず、よくわからないのは、桜公園として整備したのか、桜山として整備したのか、この所期の目的が、全く私、見えてこないんですね。もし、都市公園でないのは明らかだろうと思えます、場所的にですね。であれば、自然公園法にのっとって、その目的を達成しようとしたのではないかと推測しているわけですけれども、その第1条は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の促進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする、これが自然公園法の第1条の目的であります。公園を設置する目的であります。

多分、私は、宿毛は28年ほど前は、この自然公園法の目的にのっとって整備を進めようという精神があったのではなかろうかと、推測しているわけですけれども、いまだにその目的を達成していないというのが現状であろうかと思えます。

ここで、手をこまねいてたら一步に前に進みません。問題はどこにあるのか。その問題を解決するには、どういう方法があるのかということを検討しながら、一步一步進めていかないと、ゴールは見えてきません。

ぜひ、その問題の取り組み方を、今、市長にお伺いしたいと思いますので、御決意をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

まず、大島桜公園に対しまして、当時、1億円をというお話ですが、1億円全てを大島の桜公園に使ったわけではないというふうに、報告を受けているところではございます。

大島桜公園は、平成元年3月に、先ほどお話もありましたが、宿毛市ふるさと創生基金条例を制定してつくったものでございます。

全国に、最初に桜前線が上陸する宿毛市全域に桜を植樹することによりまして、市民の郷土に対する誇りを持ってもらうと同時に、全国へ宿毛の桜をPRする目的で、平成3年3月から、市民の皆さんの御協力をいただきながら、市内全域に約5万本の植樹を行い、中でも大島桜公園につきましては、市民の皆さん約500人に参加をいただく中で、約9,000本の苗木を植樹いたしているところでございます。

その後は、毎年、公園内の草刈りや、間伐作業を実施いたしまして、また計画的にてんぐ巢病の対策等を行うなど、市民の憩いの場所となるよう、維持管理に努めているところでございます。

しかし、例年開催されております、宿毛市さくらの里推進協議会におきましても、各委員から、より積極的な公園の整備等について、御意見を頂戴しておりますが、何分、公園面積が約12ヘクタールと広い上に、土地の所有者や、境界が不明確なこと、また整備に要する経費や、維持管理費についても多額になることが予測されるなどのため、具体的な事業として、実施できておりません。

そのため、現行の予算では、年1回程度の草

刈り作業等にとどまっているのが現状であるというところでございます。

議員御指摘の整備につきましては、議員のほうから、今後、どういうふうな形で整備をしていくかというお話でございますが、財政的にも、一度に整備することは難しいと思います。地元の大島地区の皆さんの御意見もお聞きしながら、引き続き、多くの方々に、気軽に利用していただける桜公園として整備を行ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

そして、議員も御存じのように、下に咸陽島公園もございまして、何か1カ所だけを整備して、そこをという形よりも、大島、そして咸陽島、当然、咸陽島公園、この全てを一つで結んで、どういうふうな整備をしていくのか、それをしっかりと絵に、形に、計画に落とし込んだ中で、その中で、この大島桜公園も、どういうふうな整備が必要なのか。またどういったような形で、来た方々にあがっていただくような、そういった道が必要なのかも、計画をしまいついて、計画的に進めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 広範な宿毛の観光名所づくりというふうな観点で、市長の御所見を伺いました。非常に心強く思いますし、ぜひそのプランニングに取り組んでいただきたいと思います。

これには、やっぱり大島の地区の皆さんの御協力なしにはできないところが多々あるかと思っておりますので、ぜひ御協力いただきながら、完結を目指していただきたいと思っております。

奈良公園には、ささやきの小径というのがあります。これアベックの行くところですけども。それから、京都では、もう有名な哲学の道

というのがあるんですね。

こういう一つのキャッチフレーズがつかような散歩道ができれば、市民の皆さんも、折に触れて、親しみが深まる場所として赴かれるのではないかと思います。

先ほど、市長が言われたように、大島と咸陽島とか、全てを結ぶような、広域な観光名所づくりも、ぜひぜひ御検討をいただきたいというお話を伺いました。

次に移ります。

小さなエリアの安全保障ということで、二ノ宮の道路を御紹介しますけれども。

二ノ宮の文殊堂のある山裾には、交差点がありまして、通学路でもある横断歩道があります。もちろん、信号はありません。非常に見通しが悪いところではありますが、速度制限がなく、法的には60キロまで出せるので、少なくとも50キロまで落としてくれないかということで、警察にお願いし、これは県警に上申しさせていただいておりますので、間もなく改善されると思います。

ちょうど同じ交差点付近の山が崩れました。応急措置をとっていただいておりますが、昨夜みたいな集中豪雨的な雨が降れば、崩れる心配をしております。

本格復旧はいつごろになるか、お尋ねします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本年7月に、二ノ宮地区の文殊橋と、県道宿毛津島線の間、市道正和二ノ宮線で山手の崩壊が発生しまして、崩土を撤去した後、土をのけた後に、上部の不安定な土砂が崩れても、道路に影響がないように、大型土のうを設置して、車両通行を確保させていただいているところでございます。

この現場は、9月6日に災害査定が終了いた

しまして、災害復旧工事として、発注準備を行っているところでございまして、10月初旬までの入札、そして12月中の工事完成を予定しているところでございます。

先日の台風12号では、被害がなかったものの、これからも台風等の大雨が予想されますけれども、今朝というか、昨晚も大変大きな雨も降りました。早期発注するとともに、気象情報に十分に注意をいたしまして、工事監督を行い、一日も早い完成を目指してまいりたい、そのように考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 早期の復旧を期待しております。

他方、鉄道あるいは国道等は、降雨量によりまして、通行どめの規制をかけたりしております。

これは、どのような判断で行っておられるのか、よく勉強しておりませんのでわかりませんが、例えば、今の道路等も集中豪雨的な雨が降れば、また崩落する可能性が高い。

崩落すれば、土砂だけではなくて、その上にある、竹だとか、大木が一緒になってずり落ちてくる可能性が予見されます。そうすると、下の道を通す学童を、下の道を通すと言っていますが、そこまで、木が覆いかぶさるわけです。極めて危険な状態になる可能性が高いというふうに思っておりますが、そういうふうな措置はとれないんでしょうか。

お伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現在は、気象情報に十分注意しながら、現場も見ながら、判断をしていって、必要であれば、通行どめ規制をかけるという形で対応をさせて

いただきたいと思っております。

降雨量を判断基準の一つとして決めておくのも、一つの手段だとは思いますが、降雨量も場所によって、かなり違ったりもしますので、もう少しきめ細やかな判断をさせていただきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） きめ細かな判断をする、材料づくりは大変だろうと思うんですね。

できなければできないなりの対策をとっていかねばならないと、私は思っております。

そこで突然ですけれども、教育長にお伺いしたいんですが、私は、小学生の通学には万全を期さなければいけないというふうに考えております。この崩落も、雨の降ったそのときに崩落したのではない。雨が降って、1日ぐらいたってから崩落したんですね。

したがって、なかなか予見するのは難しいのではありますけれども、子供の安全を確保するために、先ほど言ったように、木が巻き込まれて落ちてくると、非常に今、通そうとしている下の道も危ないので、教育長としては、教育委員会としてはどのような対策を検討されておりますか。もしありましたら、お知らせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） おはようございます。教育長、5番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、通学路の安全対策についての御質問をいただきました。

議員御指摘のように、児童生徒の通学時における安全対策というようなことで、当然、万全を期してまいらなければならないというふうに認識をいたしておりますけれども、一般的に、道路管理者が通行可能であるとした道路に対し

て、教育委員会で通行を制限するという事は、なかなか困難であろうというふうに考えております。

しかしながら、議員御指摘のように、今回の二ノ宮の文殊堂付近の山崩れにつきましては、崩落部分の上層部に、立木なり、倒壊の危険性について、地域の方々からも御心配の声をいただいております。

このため、教育委員会といたしましては、災害発生当初から、再度、崩落する危険性も視野に入れまして、この道路を通学路として利用いたしております松田川小学校でございますけれども、その松田川小学校に対して、通学に当たっては、子供たちに十分注意して通行するよう指導するように、教育委員会からもお願いをいたしております。

具体的には、議員も御承知のことと思いますけれども、この市道の西側に一段下がった農道がございます。一応、土木課のほうが、応急的に処理をして、通行可能とはしておりますけれども、我々としては、先ほども言ったような心配もございますので、その農道を可能な限り通って、危険箇所を通り過ぎてから市道のほうに上がるようにということ、学校のほうから子供たちには指導をしていただいているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後も土木課などから、随時情報をいただくよう、連携を密にいたしまして、今回のケースに限りません、どのような地域におきましても、道路管理者が危険であると判断をした場合は、臨時的な措置として、マイクロバスなどによる児童生徒の輸送など、適宜必要な対策をとってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 道路管理者側の責任が大きいような話になってきよるけれども、大丈夫かな。

下の道路が危ないと言っているんですよ、私は。

5メートル以上の竹や立木がありますので、届くんです、倒れてきたら。それが、よくテレビでありますけれども、本当、0.01秒のタイミングで、自動車にぼんと大きな石が落ちてきたとかいう話があるぐらいですけれども、その蓋然性が極めて高い可能性があるので、危険予知としては、もうちょっとしっかりと。

例えば、300ミリが、もう基準を、自分たちもある程度つくらないと前に進まないと思うんですよ。よそのデータを比較検討しながら、例えば300ミリ降ったら、自動的にその小学校のほうは中角を回すとか、あるいは、回すための便を出すだとか、そういう仮定の話をして、仮設を立ててやって検討していかないと、もう場当たり的になってしまうんじゃないかと思えますので、可能な限り、安全性を高めるということで、再検討をお願いしたいと思っています。よろしくをお願いします。

次は、本丸ですけれども、広いエリアの安全保障について、お伺いしていきたいと思えます。

私ども、宿毛の創生再生のためには、自衛隊誘致が最善と思い取り組んでおりますが、市長からも誘致促進に努めるとの、累次のお話があり、心強く思っております。

この取り組みに際しましては、我が国を取り巻く情勢認識、我が国の安全保障政策の理解から始める必要があります。

市長は、防衛大綱に目を通されましたでしょうか、お伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

拝見させていただいております。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） お勉強いただいておりますということで、大変心強く思います。

間もなく28年の防衛白書の説明が、自衛隊のほうから来ると思われます。例年やっていることですが、できれば関心のある議員も同席させていただきたいと思えます。ひとつよろしくをお願いします。これはお願い事項です。

次に、情勢認識でありますけれども、7月中旬に国連の仲裁裁判所は、中国の主張する南シナ海の九段線は国際法違反と判決を下しました。

南シナ海は、我が国の重要なシーレーンでもあります。

かの国は、政治的目標に合致しておれば正義であり、事実なんぞどうでもいいというような国柄だそうです。ヨーロッパ国家系の一つと呼ばれる国際法の枠組みづくりは、無視するのはと危惧しております。

東シナ海も波高しの状況で、頻発する公船による領海侵犯、軍艦による国際海峡外の我が国の領海通過等、日本の主権をないがしろにする傍若無人な行動が顕著です。

約50年前の中国の地図では、尖閣列島は琉球の一部とされていたようで、中国企業の幹部がツイッターで暴露したようですが、そのうち消去されるでしょう。

いずれにせよ、中国は2003年に、人民解放軍政治工作条例として明示した世論戦、心理戦、法律戦でくるでしょう。2009年には、中国共産党機関紙の一つである環球時報で、沖縄は明治政府が19世紀末に清国から奪い取ったものであり、琉球諸島の中国本土復帰を主張しております。

2013年には、同紙は、沖縄の民族は圧迫を受けており、同胞を解放せよと言っております。

69年のECAFEの東シナ海の資源予測に飛びつき、71年に尖閣は中国のものと主張しましたが、その次元を超えて、既に尖閣だけではなく、沖縄全体までを主張し始めているのが実態であります。

中国海軍は、現在25万人、147万トン、871隻で、海上自衛隊は4万数千人、47万トン、137隻。単独では対処できず、日米安保による第7艦隊に依存するところ大の情勢であります。

海自の現役諸兄と話をしてみると、ソマリア沖の海賊対処、東シナ海の手保の後盾でのプレゼンス、ミサイル対処と、シビアな運用が続いており、余裕がないように思われます。防衛計画の大綱にのっとり、陸上自衛隊、航空自衛隊は、既に南西諸島重視の展開を始めておりますが、いずれ海上自衛隊もリロケーションするのではないかと考えております。

また、昨年度の防衛白書では、掃海部隊では300トンクラスの掃海艇10隻程度は、3,000トンクラスの艦艇に置きかえるようであり、今でも手狭な海上自衛隊の港では、収容困難で、新たな港湾整備につながる可能性が高まっております。

我々は、その際は、宿毛がお役にたつ。我が国の安全保障に寄与できるという考えで行動しております。

経済効果、あるいは防災対策等に資するというのは、安全保障に寄与することによって得られる果実なのです。

棚からぼたもちなら誰にでもできます。兆候を読み取り、我に利するよう行動することが求められると思いますが、御所見をお伺いしま

す。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。
る御説明ありがとうございました。

現在、中国による軍事力の広範かつ急速な効果や、中国による東シナ海や南シナ海における活動の急速な拡大、活発化ですかね、こちらなど、さまざまな不安定要因が、より顕在化、そして先鋭化している中、自衛隊においては、防衛計画の大綱に基づきまして、南西諸島重視の展開を図っていることは、承知をしているところでございます。

本市といたしましても、防衛大綱や、中期防衛力整備計画を踏まえまして、地域の防災力の強化、地域経済の活性化、また宿毛湾港の利活用の促進のため、これまでも防衛省や呉地方総監部を訪問いたしまして、要望活動や、自衛隊の動向把握、情報収集等を行ってまいりました。

今後におきましても、これまでも議会で答弁をさせていただいておりますが、国の動向を注視しつつ、引き続き、積極的に要望活動や、情報収集等に取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。引き続き、行ってまいります。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ぜひお願いしたいと思います。

指揮官先頭というのがあります。よろしくお願ひします。

次に、港湾整備については、ちょっと質問までには至りませんが、紹介ということで述べておきます。

今後の大きな課題になろうかと思ひます。大型船、特にクルーズ船が入ってきたときには、何日間も停泊してもらおうということであれば、し尿処理をする必要が出てくるかと思ひます。

領海とか、接続水域内でのし尿の放出はできませんので、タンクをクリアにする必要があります。污水处理施設があれば、さらに有効な港になるということで、これは将来の課題として、県がやる話かもわかりませんが、我々からも要望するような話になるかと思っておりますので、よろしく、心にとめておいていただきたいと思っております。

最後に、中学生の体験学習について、質問させていただきます。

先般、善通寺の乃木資料館で、体験学習をしている中学生を見かけました。香川県のほとんどの中学生が来るそうです。

起床から就寝まで、団体生活で、規則正しい生活が体験できて、効果的であると、推薦したいと思っております。

まずは、先生方から始めても効果があるかもわかりません。私の経験では、企業から、新入社員教育で、自衛隊に体験入隊する方々がおられました。礼儀作法が社会人らしくなったとの所見で、企業の幹部からも好評を得ております。

単に自衛隊というと、右とか左とかいう話ではなくて、そういう規則正しい団体生活での個人のあり方等も勉強できると思っておりますので、第五十普通科連隊が香南のほうにもありますので、ぜひ御検討いただければと思っております。

御所見いただけますか。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答えを申し上げます。

中学生の体験学習についての御質問をいただきました。

市内の中学校では、地域の福祉施設でありますとか、あるいは各事業所の御協力をいただきまして、子供たちの望ましい勤労観、あるいは職業観の育成などを目的といたします福祉体験

学習や、職場体験学習を実施をしているところでございます。

この体験学習につきましては、いずれも市内にある事業所等へ、中学校のほうから事前にお問い合わせをし、それから、子供たちから直接事業所のほうに連絡をした上で、訪問をさせていただくということで、一定の期間、これは基本的には3日程度ということですがけれども、2日の学校もございます。

その期間、生徒たちに、日々の勤務を体験をさせていただいておるということでございます。

この事業所等の中に、自衛隊も含めての体験ということもございますけれども、各学校の希望なども調査する中で、どのような要望があるのか、あるいはまた、どのような実施形態になるのを十分検討してまいりたい。学校教育の視点から、体験の意義も考えて、適切に対応をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 特に、自衛隊の航空基地に行きますと、ほとんどが完結型になっております。衣食住全て、それから、飛行機の運航、どうやって離発着させるのかとか、管制塔はどうなっているか、あるいは消防、レスキュー隊といえますか、そういうのもあります。要するに、消防の研修もできます。

1カ所で多機能を研修する機会が得られますので、ぜひ御検討いただければありがたいと思っております。

長々とありがとうございました。

終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

----- . . . ----- . . . -----

午前11時10分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） おはようございます。2番、川村三千代、一般質問をさせていただきます。

いつものように、先ほど、山本議員の大変、質実剛健な、博識のある一般質問の後ですから、私もまたやりにくいなと思いながら、この場に立たせていただいております。

山本議員、6月議会では、夏目漱石の「草枕」を引用なさっての一般質問でした。それで、原田議員が、夏目漱石の「草枕」の文庫本を買いに行くという、本当に議員のこういった向上心、そういったものを、知的好奇心をくすぐるような、揺さぶるような質問、議員の知的好奇心ばかりではないですね、議員の方々、そして執行部の方々、そして何より、市民の皆さんの心の何かを呼び起こすような一般質問ができればと思っておりますが、何分、まだまだ道半ばでございますので、今回も温かく見守っていただければありがたいです。よろしく願いいたします。

それでは、今回、一般質問、私は横瀬川ダム、そして認知症について、そして新しい選挙制度の問題点、課題などについて、この3点について質問をさせていただきます。

まず、横瀬川ダムですけれども、2019年の完成を目指しまして、先月、8月の下旬には、本体の工事にも着工するというような新聞報道もされておりました。ここで、改めて横瀬川ダム、こちらの建設の目的や意義、また近隣地域の治山、洪水対策について、市長から御答弁をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川村議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

横瀬川ダムの建設事業の、これまで経緯と、そして完成時期について、まずお答えをさせていただきたいと思っております。

横瀬川ダムは、中筋川流域の洪水調節や、四万十市の水道利用を目的に、平成2年に事業着手をしているところでございます。

平成14年6月27日に、横瀬川ダムの建設に関する基本計画が公示されまして、翌年からつけかえ道路工事や、用地買収が進められております。

当初は、平成24年までの予定でありましたが、ダム事業の再評価や、横瀬川ダムの検証に時間を費やしたことなどから、基本計画が変更になりました。現在は、平成31年度までの予定となっているところでございます。

ダム本体の工事は、平成30年度末までに完了いたしまして、平成31年度に試験湛水をする予定となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 本当に、地域といいますのは、けんみん病院もでございます。そしてまた、防災関連の施設、運動公園もございまして、本当にそういった機能するところが、万が一のときには、円滑に、スムーズに機能できるように、治水洪水対策をとっていただきたいと思っております。

そしてまた、前回6月議会のときにも申し上げましたが、2011年の東日本大震災以来、どうしても災害対策が海岸部、沿岸部のほうに、津波対策として進められておりますが、先月起こりました台風10号の、北海道や、そして岩手県の甚大な被害を目の当たりにしてもわかりますように、本当に濁流は津波に匹敵するとい

う新聞記事もございましたし、治水対策、浸水対策は必要だと思っておりますので、今後とも、市長にはどうかお力をかしていただきたいと思っております。

そしてまた、横瀬川ダムに関しまして、実は、前市長の沖本市長が、7月17日の高知新聞ですけれども、取材に答えまして、コメントを寄せております。ここで御紹介をさせていただきます。

まず、前市長のコメントの前に、中筋川流域の四万十市楠島で14年の豪雨災害のときに、浸水の被害を受けた方の、まずコメントが出ております。

この方が、一帯は水害に悩まされていたので、住民は完成を待ちわびている。全ての解決にはならないが、防災への大きな一助となると歓迎する。

この方のコメントの後に、前市長のコメントが出ております。

一方、県議時代に無駄なダムとして建設に反対してきた元宿毛市長の、ここは「前宿毛市長」とするのが正確ではないかと思いますが、こちらでは、「元宿毛市長の」となっておりますが、沖本年男さんは、中筋川ダムができて以降も、洪水減少の効果は実感できなかった。横瀬川ダムの必要性は理解しているが、堤防のかさ上げや、排水ポンプの整備など、内水対策も続けてほしい、と話している。

このように、高知新聞の取材に対してコメントを寄せております。

この前市長のコメント、現市長の中平市長はどのように受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

本当に洪水、水の力というのはすごいものでして、津波もそうですけれども、本当にひざから下をつかってしまうと、流れがなければいいんですが、流れがあると立っていることもできないし、腰から下がつかると、とてもじゃないけれども、そのまま連れていかれるというような形の中で、本当に水というのは怖いものだなというふうに感じているところでございますし、また、そういった啓発活動も、しっかりとしていかなければならない、そのように思っているところでございます。

まず、横瀬川ダムの効果と、そして近隣地域の治水洪水について、少しお話をさせていただきます。

中筋川は、四万十川合流点から約11キロメートルの区間の河床勾配が、約8,000分の1と、非常に緩やかであるために、要するに8キロ進んで1メートルしか下がっていないという、こういう緩やかであるために、一時期に集中して降った雨が、河川に流入するのをどう少なくするかが重要であります。

中筋川ダム及び横瀬川ダムで、上流に降った雨を最大限、ため込みまして、そして中筋川の水位を下げることで、洪水被害の低減を図ることになっております。

なお、これは四万十市のことではありますが、中筋川沿いの地区に対しまして、水道用水を確保するのにも、横瀬川ダムの役割の一つとして挙げられているところでございます。

また、近隣地域の治水対策といたしまして、昨年2月に公表をいたしました、中筋川を含む渡川水系の河川整備計画に基づきまして、高知県がヤイト川の河川工事を実施しているところでございます。

そして、もう1点、先ほど、高知新聞の記事における横瀬川ダムについての前市長のコメント

トについてでございますが、新聞報道を見る限りでは、前沖本市長の真意はわかりませんが、私といたしましては、治水の難しい中筋川には、この横瀬川ダムは本当に必要な施設であり、そして一日も早い完成が望まれているというふうに思っておりますので、堤防や排水ポンプの整備を、国土交通省へ要望していきながら、全体の整備を進めていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 前沖本市長は、市長職を勇退なさって以降も、例えば産業祭の小夏の個数あてクイズに優勝なさるなど、本当に宿毛市のいろいろな行事やイベントに参加をなさって、勇退後も、本当に市政のことを考えてくださっているんだなと思っております。

今は一市民ということですが、やはり沖本年男さんの言動には、前市長という肩書がついて回ります。御本人も、十分にそれを御承知のことと思います。また、今後ともいろいろな御提言や御指導をいただき、宿毛市政を見守っていただければと思います。

そして、中平現市長ですけれども、それまで若干希薄だったと言われておりました国や県とのパイプ、それも中平市長となりましてからは、しっかりと結ぶことができた、つなぐことができた、皆さん評価をしてらっしゃいます。

これもまた、多少希薄であったと言われておりました近隣市町村との連携も、中平市長就任後は、大変密に、積極的にとれるようになって、各種の要望活動ですとか、事業の推進に尽力なさっていると、皆さんが評価なさっております。私も本当にその姿勢、大変心強く思っております。

この横瀬川ダムにつきましても、横瀬川ダム

の建設促進期成同盟会の会長は、四万十市の中平正宏市長が務めていらっしゃいます。そして、中平富宏宿毛市長は、その副会長という立場でいらっしゃいます。本当にお名前も、両市長似てらっしゃいまして、兄弟で四万十市と宿毛市の市長をやっているんじゃないかと誤解を受けそうなのですが、両市長に、実際、お目にかかっていただけましたら、片やアンパンマン、片やウルトラマンということで、名前が似ているだけというのは、御理解いただけると思います。

アンパンマンにしましてもウルトラマンにしましても、大変人気のある正義の味方でございますので、どうか四万十市、宿毛市、これからも連携と協調を図りながら、両市の洪水対策、治水対策、進めていっていただきたいと思いません。

以上で、ダムに関する私の質問は終わります。

続いて、認知症対策について、質問をさせていただきます。

タイムリーと言いますか、きょうの高知新聞にも、認知症対策G7本腰ということで、先進7カ国、こちらのほうでも大変注目をされ、国際的に高齢化に伴う認知症対策は注目をされております。

私がこの質問をしようと思いましたがきっかけは、先月8月27日の、これも高知新聞だったんですが、県下の認知症による行方不明者、昨年1年で73名だったということが出ておりました。

それで、まず、宿毛市では、実情はどのようになっているのかと、こちらをまず、市長、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

認知症による高齢者の行方不明者で、宿毛消防署が搜索した件数は、平成27年度は1件、

そして平成28年度は、現在2件となっておりますところでございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） どうもありがとうございます。

その件数が、実際、人口に対して多いのか少ないのか、それはわかりませんが、例えば、8月27日の新聞報道の中には、高知市内に在住の御婦人の方だったんですが、御主人が認知症で行方不明になった。その際に、まずは警察に相談をした。すると、高知署は17人体制で捜索してくれたけれども、結局見つからなかったということです。

山に分け入っている可能性もあるということで、猟師の方に相談したりですとか、もちろん御家族でも山のほうを探しに行ったりしたけれども、結局、見つからなかったという。

そして、日にちがたつうちに、ある人から、それは消防にも相談したほうがよかったのと言われたんだけど、そのときは、その方に消防に相談するという認識もなく、また警察からそのようなアドバイスも受けなかったということで、初動の体制が、家族の方にしてみれば、ああすればよかった、こうすればよかったと、後悔の念にさいなまれているようでございます。

実際、宿毛市でそういった形で行方不明になった場合は、どのような取り組み、対策があるんでしょうか、そちらのほうを御説明お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

警察のほうに御連絡をして、消防のほうの連絡をすることが知らなかったというか、そういうことを思いつかなかったというお話だと思います。

何かありましたら、ぜひ、遠慮なく宿毛市役所のほうに、宿毛市民の方であれば電話をかけていただければ、適切なアドバイスをさせていただきたいと思っておりますので、もし何かありましたら、そういうときは、市民の皆さん、ぜひ宿毛市のほうに連絡をしていただければと思います。

宿毛市では、認知症高齢者等が行方不明になった場合に、地域の支援を得て、早期に発見できる支援体制として、宿毛市SOSネットワークシステム事業を実施しております。

この事業は、認知症高齢者等で事前に登録申請した方が行方不明になった場合に、同じく、事前に登録申請した協力機関や、SOSネットワークサポーターになっていただいている方々に、行方不明情報がメール等で配信されることで、早期発見及び保護に寄与するというものであります。

実際の流れとしましては、認知症高齢者等が行方不明になり、情報発信を依頼したい方は、まず宿毛警察署に届け出た後、宿毛消防署にメール等の配信を要請します。

要請を受けた宿毛消防署は、必要な情報について、協力機関やガソリンスタンド、コンビニ、タクシー会社、消防団員等のSOSネットワークサポーターにメール等の配信を行うことになっております。

本事業は、「広報すくも」への掲載や、各種団体での集まり、介護保険事業所等への周知を行う中、現在、登録している高齢者の方は31人おります。31人いて、そして21の協力機関と216人のSOSネットワークサポーターに御協力をいただいている現状でございます。

本日のこの答弁を聞いている方々で、何かそういった登録をしたいという方がおられれば、ぜひ宿毛市役所のほうに御一報願えればという

ふうになっているところがございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 大変、万全なサポート体制、対策がとられているということで、大変心強く感じたところがございます。

本当に65歳以上の、7人に1人は認知症の疑いがあるというようなデータもありますし、65歳以上、この議場にもおりますね。本当に特別な病気ではございません。どうか近隣の皆さんとも連携を図りながら、認知症の方を温かく、地域でサポートし、支えることも必要だと思います。

そして、宿毛市でも、認知症の予防、そしてまた、認知症患者に対して、家族を持つ、家族の方々に対しての、何かサポート体制がありましたら、そちらも御説明をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

認知症の施策につきましては、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年、平成37年になりますが、これを目指し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り、住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプラン、これが策定され、本市におきましても、第6期宿毛市介護保険事業計画に位置づけ、取り組みを推進しているところであります。

具体的な取り組みといたしましては、認知症への理解を深めるための普及啓発として、市民を対象に、認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めることを目的に、認知症サポーター養成講座の実施や、各地域へ出向き、自主グループや健康相談の場で、認知症予防の体操や講話の実施、また認知症の状態に応じた適切なサ

ービス提供の流れをまとめました認知症ケアパス作成と、普及啓発を行っております。

また、認知症の方の状態に応じた適時適切な医療、介護の提供につきましては、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援体制といたしまして、精神科医、介護系、医療系専門職で構成しております認知症初期集中支援チームの設置、認知症の人とその家族が、認知症や介護に関する知識を得る場や、日ごろの介護体制や苦勞を話せる場として、認知症高齢者等介護者の集いや、認知症カフェを実施しているところがございます。

さらに、今年度から、市の保健師を地域包括支援センターに派遣をいたしまして、認知症地域支援推進員といたしまして、認知症施策全般が有機的に連携、支援されるような体制強化を行っているところがございます。

今後も、高齢化が進む中、認知症の高齢者が増加することが想定されますので、今後も施策の充実を図り、認知症の方も、住みなれた地域で、安心して暮らし続けるための支援と、環境整備に努めてまいりたい、そのように考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） どうもありがとうございました。

昨日も、お年寄りの方は市の宝だというお言葉もありました。本当にサポート体制が整っていることは、力強くお聞きをいたしました。

そしてまた、皆さん、市の広報と一緒に、こういったピンク色の紙が入っているのを御存じだと思いますが、こちらは社会福祉協議会が毎月発行しておりまして、この中を開いていただきましたら、認知症の人と家族との交流会ですとか、オレンジカフェ「はまゆう」ですとか、

いろいろな催し物や、相談のところの告知が出ておりますので、また市民の皆さん、こちらのふれあいのほうにも目を通していただければと思います。

また、最近では、GPS機能のついた携帯電話ですとか、またはセンサーのついた玄関マットなど、いろいろなものが、また発売もされております。

また、昔ながらに、よくあることですが、服のどこかに、名前や住所や連絡先を縫いつけておくですとか、例えば、夜間の徘徊の危険性がある方には、履物のどこかに反射板を取りつけておくだけでも、交通事故の予防にもなりますし、本当に認知症の研究も進んでおります。新薬も開発されております。これからどんどんいい方向に向かっていくと思いますが、何より最後に必要なのは地域の方だと思います。本当に、おはよう、こんにちはの声がけ一つでも、認知症で行方不明になられる方を予防する、未然に防ぐ効果がございます。どうか地域の皆様方も、本当に温かい、そういった一言の声かけを、よろしく御協力をお願いいたします。

以上で、認知症に関する質問、終わらせていただきます。

次に、新しい選挙制度における問題点についての質問でございます。

前回、6月議会の折には、合区制度、1票の格差の是正ということでの名のもとに、新しく取り入れられました合区制度について、質問をいたしました。

山岡議員の質問の中に、国保シリーズというのがありますので、川村は、次は選挙シリーズを取り扱うのではないかとと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、私の場合は、6月議会の合区制度を前篇とするならば、今回は、18歳選挙権、そしてまた、低投票率について、

こちらを取り上げて、後篇として取り上げていきます。

シリーズ化するつもりはございませんので、よろしく願いをいたします。

18歳以上に選挙権が与えられるということで、大変、話題になり、注目を集めた選挙制度でした。これも、本当にタイムリーというべきか、お隣の犬伏町が議員選挙告示を1週間後に控えて、これもちょうどきょうの新聞ですが、県内で初めての地方選としての選挙ということで、記事が24面に出ておりました。

その参議院選挙の投票率の件につきましては、先週の土曜日、7月10日の高知新聞2面にも、7月参議院選、十代投票率本県全国最低、合区圏軒並み低投票率、親の投票行動も影響かという、こういった記事が出ておまして、これからの私の質問、またはそれに答弁、先週の高知新聞の土曜日の2面をごらんくださいで終わってしまいそうところもございますが、改めて質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

さて、18歳以上に投票権、選挙権が与えられるということになりまして、学校現場では、どのように取り組んでいくのか、これを教育長からお答えをお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、2番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

義務教育機関における主権者教育についての御質問をいただきました。

18歳以上でございますので、基本的には、主権者教育というのは、高等学校から取り入れるということにはなっておりますけれども、6月議会でも、川田議員から一般質問をいただいて、お答え申し上げたところでございますけれども、義務教育機関でございます小中学校にお

きまして、選挙に関する、独立した授業を行うことは、他の教科の授業時数等の兼ね合いからも、現状では難しい部分があるというふうに考えております。

一方、本市におきましては、子供たちの生きる力を育む教育を基本として、小中学校の9年間を見通したキャリア教育を進めていくことで、子供たちが自分の将来や方向性について考え、社会に関心を持つことができるように、取り組んでいるところでございます。

このことは、将来、選挙権を行使することができる年齢になったとき、社会の構成員として、よりよい社会の実現のために、自分たちの意見を表明する場として、投票行動につながっていくものというふうに考えております。

もちろん、これは国民の権利でもございますので、そういった意味からも、義務教育の段階から、主権者教育を取り入れていくことは、大変重要なことであるというふうに考えております。

一つの例ではございますけれども、これまで高知県選挙管理委員会が実施をしておりました、明るい選挙啓発作品の募集に対する取り組みにつきまして、小学校では、一定の取り組みがなされておりましたけれども、これまで取り組みが少なかった中学校におきましても、本年度は取り組みがなされるようになっております。

そういったことで、今後も将来を見据えたキャリア教育を推進する中で、選挙権の重要性についても、学習ができるようにしていくことが重要であるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） どうもありがとうございます。

やはり、義務教育の課程では、なかなかこちらの啓発活動、学習難しい面もあろうかと思えます。

きょうの高知新聞にもございましたが、十代の方、投票所に足を運ぶのは、やっぱり投票所というのは、何となく敷居が高いというイメージがあるようです。難しく、有権者、権利だとか、そういうことを言うのではなく、まず義務教育のうちから、選挙って何って聞かれたときに、あれは大人の運動会だよと、そういう教え方でもいいと思えます。

本当に誹謗中傷、怪文書といった、そんな障害物を乗り越えていく障害物競争もありますし、また、応援合戦もあります。最後は、玉入れという名の、投票は玉入れだよと。赤組、白組と頑張っ、大人になっての運動会だよというように、こういった教え方でもいいと思えます。ちょっと敷居を低くして、教えていくのも一つの手ではないかと思えます。

そしてまた、今回、先ほども申しましたように、大変低い投票率でした。宿毛市の場合は、18歳の方、29.91%、そして19歳の方は22.63%と、私も、ちょっと低くはなるだろうなどは予想しておりましたが、せめて50ぐらいは行ってほしいなど、実際、思っておりましたが、もう30%にも届かないというような低投票率でした。

これに対して、どのような原因、そして要因があったのか、よろしく願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（土居利充君） 選挙管理委員会委員長、2番、川村議員の一般質問にお答えします。

低投票率の問題点につきましては、まず、選挙における高知県と徳島県の合区が挙げられると考えます。

今回の選挙区選挙の投票率は56.5%、前回の参議院選挙と比較して、1.3ポイント下がりました。

このように、投票率が伸びなかった要因の一つといたしまして、合区制度の実施により、高知県から候補者が出なかったため、参議院選挙をどこか人ごとのように捉え、有権者の関心がなかなか高まらなかったのではないかと考えます。

開票結果では、無効投票率が、前回は行われました選挙の約1.2倍、県全体では、約1.7倍に上がり、投票用紙の中には、合区反対と書かれたものもあったことから、合区に対する有権者の反発も見られました。

また、若年層の投票、低投票率につきましては、18歳選挙権がスタートする前から懸念されておりましたので、選挙管理委員会では、地元の高校に御協力をいただき、選挙啓発に力を入れてまいりました。

宿毛高校には、「広報すくも」での投票の呼びかけや、新有権者オリジナル啓発チラシの作成で御協力をいただき、宿毛工業高校には、行政チャンネルで放送した選挙CMの制作に協力をいただきました。

このことにより、18歳を迎えた地元高校生のほとんどが投票をするなど、啓発の効果があったものと認識しております。

しかしながら、十代の投票率は、県平均の30.93%を4.44ポイント下回る結果になりました。これは、今回、新たに有権者となった18歳から19歳のほとんどが、進学や就職など、住民票を宿毛市に置いたのまま遠方で生活している実情が、背景にあると考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 私も大学時代、住民票をこちらの宿毛に置いたまま、県外に行っておりましたので、実際、自分もそういえば10代のころ、20代の前半、投票に行っていなかったなど、いま改めて、そう感じております。

こういった問題点を踏まえまして、選挙管理委員会として、今後、どのように取り組んでいこうかとお考えなのか、その辺をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（土居利充君） 選挙管理委員会委員長、2番、川村議員の再質問にお答えいたします。

投票率が低かった一方で、初めて投票に来られた高校生の感想を伺うと、初めてなので緊張した。今回は、親にいろいろ教えてもらって投票しましたが、次回は自分で情報収集して臨みたい、との声が聞かれるなど、初期段階での投票が今後の投票行動につながる要素も見受けられました。

選挙を経験した若者がふえることは、長い目で見たとき、政治に関心を持つ若者がふえ、今後の投票率アップにつながっていくことが、期待できるのではないかと考えます。

今回の地元高校生の投票状況をまとめましても、初投票への意識づけには主権者教育が欠かせないものとなりますので、今後におきましても、関係機関と連携を図りながら、より効果的な啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） やはり選挙というものに、とにかく1度は行ってみると。1度行けば、あっ、選挙ってそんな難しいことではないんだと。また、いろんな面で関心を持つようにもなりますし、まずは、本当に親御さんもそう

です、今回の親の投票行動も、この若者の低投票率の一つの要因ではないかという記事もありましたが、本当に家族で投票に行くような、そんな環境づくりも必要だと思います。

そしてまた、選挙管理委員会から、年代別の投票者の集計表というのをもらったんですが、本当に若い方は投票に行かないなど。やっと50代以降は50%、60%を超えますけれども、やはり40代から下の世代になると、まだ50%を割るような状況です。

こういった年代別の投票率、これも広報か何かの形で掲載をしまして、年代別で、もっと投票に行くようにと呼びかけることも、また一つの手段、方法ではないかなと思っております。

そして、最後に、低投票率に終わったとはいえ、結果が出ました、参議院選挙でございます。宿毛市からは、全国比例で、中西 哲参議院議員が誕生いたしました。

先ほども選挙区で、徳島県の候補者ばかりで、どうしてもその辺が低投票率にもつながったということがありましたが、本市出身の参議院議員も誕生いたしました。

そしてまた、選挙後の内閣改造では、この宿毛市を含む高知2区を選挙区といたしました山本有二代議員が、農林水産大臣に就任されました。本当に農林水産業に多くの方々、携わっております本市といたしましても、そのトップに、この選挙区の代議員がつかれたということは、頼もしく思っております。

市長、このことについて、何か一言おありでしたら、いただけないでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

本当に、中西 哲参議院議員におかれましては、この宿毛市議会のOBでもございます。そ

して、皆さん御存じのとおり、宿毛市は基幹産業、農業、林業、水産ということで、一次産業がまさに基幹産業として取り組んでいるところでございますので、本当に宿毛市のこれからの、いろいろな施策を進めていく上で、力になっていただける方々であるというふうに思っております。

また、心強く、追い風になるものだというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） どうも、イレギュラーな質問にお答えいただきまして、ありがとうございました。

今回の参議院議員選挙結果に対しましては、別の主義主張を持ってらっしゃる方もいらっしゃるし、別の候補者を応援していらっしゃる方、この議場にもいらっしゃいました。

ただ、立っている者は親でも使えということわざもありますように、当選した者は嫌いでも使っていきましょう。そういう心がけをもちまして、今後とも、また国会議員の皆さんとも連携を密にしながら、宿毛市の発展のために力を尽くしていただきたい。市長を初め、執行部の皆さんもよろしくもよろしくお願いをいたします。

そして、教育長、ぎっくり腰で大変体調が悪く中を答弁に立っていただきまして、ありがとうございました。また午後も立たなければなりませんので、どうぞ昼休み、ゆっくりと休養なさってください。

どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 1時00分 再開

○副議長（山戸 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 4番、山岡でございます。きょうは四つの質問に分けております。

まず、最初に、準要保護基準の認定の所得基準の設定についてということで、御質問をさせていただきます。

要保護につきましての質問は、これで2回目となりますが、議会をごらんになっている市民の皆さんの中には、この要保護とは何ぞやとお思いになる方もおられるかもしれませんので、簡単に説明します。

要保護と申しますのは、どんどんふえてきた貧困家庭の中でも、市に申請をして、生活保護を受給しており、18歳未満の扶養の義務があるお子さんがいる家庭に対して、就学援助という名目の施策によって、学用品、進学用費、修学旅行費等々、必要経費を支援、援助する制度のことでございます。

この就学援助制度は、学校教育法の第19条の規定に基づきまして、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助を行うことを目的とすると、こう規定されております。

今、私が手元に持っていますのは、これですけれども、お隣の四万十市が数年前ですけれども、発行いたしました「四万十市の就学援助のお知らせ」という、小さな1枚の冊子でございます。

ところで、この四万十市のお知らせ文書は、準要保護について、記述が載っております。

まず、1といたしまして、要保護者について載っており、生活保護を受給している方と、こういう規定になっております。

次に、準要保護者の項目がありまして、援助受給の要件といたしまして、A、児童扶養手当を受給している方。B、市民税が非課税世帯の方。C、生活が苦しくて、奨学金に困っている方。D、病気や災害などの特別な理由により収入が著しく減少して、奨学金に困っている方と、こういう記載と、お知らせ内容になっております。

例えば、ここに要保護者と準要保護者との修学旅行費について、比較が載っています。これを見ますと、要保護者、小学校の年額は上限で2万1,190円となっており、準要保護者も全くの同額支給であります。中学校において、修学旅行費の上限額5万7,290円ですが、準要保護者も全く同額になっております。その他、申請に必要なものとして、家族数や家族構成、社会保険料控除後の所得など、幾つかの必須科目はあるものの、四万十市さんでは、要保護と準要保護と、かっちり区分けをして、対処しているようでございます。

しかし、当宿毛市には、この準要保護基準というものがございません。全国でも、今や非常に数少ない自治体の一つになりました。

さて、前にも質問いたしましたけれども。そこで質問に入ります。

当市には、準要保護基準の所得設定がないけれども、生活保護家庭にはなっていないが、これと同等の厳しい生活実態がある昨今、対外的にも、あるいは社会の現状を踏まえた、きちんとした基準として、新たに設定すべきではないですか。

結局、基準そのものがないわけですから、議論のしようもありません。これではちょっと釈然といたしません。

そこで、この準要保護をつくると、設定することにつきまして、見解と方向性をお聞

きいたします。

よろしく申し上げます。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、4番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

準要保護基準の設定に関する御質問をいただきました。

宿毛市の準要保護認定につきましては、教育委員会において要綱を定めまして、それに基づいて、運用をいたしているところでございます。

認定基準の内容につきましては、市の福祉事務所から情報提供をいただいた生活保護基準額表を用いまして、毎年3月ごろに、次年度で策定に使用する年齢構成による基準額や、教育扶助費など、加算される単価を決定をいたしております。

その後、決定された単価を基礎といたしまして、算出された認定基準額と、申請のありました世帯の所得金額を比較し、世帯の所得金額が認定基準額を超えない場合には、準要保護の認定といたしております。

また、宿毛市では、世帯の所得金額が認定基準を超過した場合におきましても、児童扶養手当が全額支給されております世帯や、国民年金掛金の減免がなされている世帯、市県民税の非課税世帯等につきましては、就学援助世帯として該当することといたしております。

準要保護の要否判定といたしまして、世帯の所得額の要件につきましては、生活保護基準額表と同額にいたしておるところでございますけれども、先ほど御説明させていただきましたように、所得要件だけではない、要件を含めての要否判定をいたしておりますので、支援が必要な家庭への支援はできているのではないかとこのように考えております。

しかしながら、議員御指摘のように、所得要

件が生活保護基準の1.0倍という自治体は、全国的にも少数となってきているのは事実でございます。今後、市長部局とも協議する中で、現在の認定方法の見直しを含めて、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） ありがとうございます。ぜひ、検討の俎上にものせてください。

次に進みます。

貧困に対する一番の命綱は、生活保護であるということは、皆さんの御承知のとおりでございます。

昔から言葉ありますけれども、人は生まれながらにして平等であると。そういう言葉があったような、なかったような気がいたしますが、確かに生まれたての命そのものの価値は、無垢な命はとうとい。しかし、現実には、派遣労働者もたくさんふえました。働く人の三十七、八%、こういうことになりました。

ですから、当然のごとく、一番弱い子供のほうにしわ寄せがいつているわけです。全国の子供さんの貧困率は16.3%までになりました。これは深刻です。うち、子育て世代の貧困率は20数%にはね上がる。ざっと四、五世帯に1世帯という割合になるわけです。

すぐ隣でも、どこの小学校、どこの保育園でも、あちこちに貧困で、兄弟で生きる子供たちがいると、こういうことを、まずは認識をしなければならぬと、こう思います。

残りの8割の家庭も、いつ貧困に陥るかわからないような、不安定な社会になっております。

あるルポルタージュによりますと、これはちょっとおもしろいことを書いていますけれども、具体的に。たまたま20代後半で、結婚式が3

回続いたと。都会では、御祝儀が3万円。宿毛なんかでも、そのぐらいの金額になりつつありますけれども。

その結婚式が3度続けば、もうアウト。その家庭は貧困に陥る。

また別の調査では、毎月幾ら減少すると、家計がアウトになりますかと聞いたところ、月6,000円出費があつたら、もうアウトになるという結果も出てございます。

友人の結婚式に招待を受けても、俺は用事があっていけんでよ、うそをつく。親戚の不幸ならば欠席もできませんので、香典を出したら、たちまち貧困に陥る、こんな状態にある人たちがかなりおるといことが、現実になりました。

これは都会の子供に当てはまることかもしれませんが、例えばスマートフォンですね。今どきスマホを持っていないと、学校生活がまともにおくれないという、こういう現実があるんです。

クラスや部活の連絡は、スマホのラインでくるそうです。ちなみに、中学生がスマホのラインのグループ、幾つ持っているかというところ、大体、10ぐらい持っているそうでございます。15ぐらいあるところもあります。

お金がなくて、スマホが所有できないとなると、これはたちまち学校生活に支障を来す、こんな状態でございます。

学校は、今、厳しく下校時間を守らせています。いろいろな凶暴な事件がございますので。

保護者が働いていたら、学童保育に行きます。保育園と同じように、待機児童が増加しています。学校にも、学童にも行けない子供は、じゃあどこに行くかというたら、居場所がなくて、あっちをうろうろ、こっちをうろうろと、こういう状態になります。

結局、その子たちが10代の、15、16、

17になったときに、先日の、若者の起こした凄惨な殺人事件が思い起こされてくるわけです。

そういう事件が起きて、調べて初めて、ありや、あの家の家庭は、貧しかったんやというようなことが、やっと思えてきます。

申し上げたいのは、このように子供の貧困は、なかなか見えにくいと。生活支援申請や、就学援助の申請などを通して、市職員の担当部署では、そのことをしっかりと、その御家庭さんのことを把握していると思います。いってみたら、手のひらの上に乗っているということですね。もう少し踏み込んで、心配な御家庭への目配り、あるいは2カ月、3カ月に1回、どうですか、電話の一本ぐらい入れるとか。そしたら、本当の温かい福祉行政になると考えますけれども、何か御見解は、教育長ありますか。

○副議長(山戸 寛君) 教育長。

○教育長(出口君男君) 教育長、4番議員の再質問にお答えを申し上げます。

厳しい環境にある子供たちへの支援についての御質問であったと思いますけれども、これまでも、市の家庭児童担当者や、保健師、それからスクールソーシャルワーカーや学校担当者など、関係機関と協力をいたしまして、気になる児童生徒がいる家庭などには、できる限りの支援を行ってきております。

高知県教育委員会におきましても、ことしの3月に策定をいたしました第2期高知県教育振興基本計画におきまして、厳しい環境にある子供たちの支援を、大きな柱といたしておりますので、今後も県や関係機関との連携を密にし、子供たちが安心して教育を受けられる環境づくりを目指してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○副議長(山戸 寛君) 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 出口教育長のほうでも、頑張っておられると思います。どうぞよろしく願いいたします。

次に、児童扶養手当減額への市の支援策についてということになりましたけれども、この件は、さほど深く申す予定ではなかったんですが、どなたかの内閣で、構造改革路線というもつで、2002年ですかね、就労による自立せよと。養育費確保は自己責任だと、いうものに転換した、いうことに伴って、ひとり親家庭に支給される児童扶養手当が、働いてちょっと収入がふえると、減額される仕組みになったと、僕は認識していたんですけれども。

仮にそうであるなら、総収入は一向にふえないということにつながりますけれども、これは認識不足かもしれません。現状はどうなっておりますでしょうか。

市長、よろしく願いします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山岡議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

児童扶養手当の支給額は、児童扶養手当法に基づきまして、算出をされております。

支給額の算出に当たっては、物価の上下に合わせて支給額が変わる、物価スライド制をとっております、これにより決定されており、一律に減額されているものではございません。

就労等により、収入がふえた場合、児童扶養手当の支給金額は減額されますが、ふえた収入額と同一の額が減額されるわけではなく、就労等の収入の上がり幅と、手当の減額の下がり幅を比較した場合、就労等の収入の上がり幅のほうが大きいために、手当を加えた総収入としては、なだらかにふえていくように設定されているところでございます。

また、国としましても、ひとり親家庭は子育て

と生計をひとりで担わなければならない、生活上のさまざまな困難を抱えている。

特に、子供が2人以上のひとり親家庭においては、より経済的に厳しい状況にあるため、児童扶養手当について、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭に重点を置いた改善を図ることとするとして、児童扶養手当法の一部改正を行いまして、平成28年8月1日より、第2子にかかわる加算額を、月額5,000円から1万円に、そして第3子以降の児童にかかわる加算額を、月額3,000円から6,000円に増額をしているところでございます。

ひとり親家庭への貧困対策につきましては、生活困窮の相談等があった場合は、各課及び社会福祉協議会等の関係機関と連携しまして、貸付制度の説明や、フードバンクの利用、そして生活保護申請へつなげる等の対応を行っているところでございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 次に、市として、独自の手当がないものかというふうな質問でございましたけれども、もういたしません。

先ほどの市長の答弁の中に、もう包含されていたというふうに思いますので。ありがとうございました。

続きまして、また教育長のほうになりますが、小中学校の臨時教員不足、これについての展望と対策について、御質問をいたします。

今、全国で、深刻な教員不足が問題になっております。高知県も例外ではありません。

調べましたら、大阪などに続いて、教員不足第3位ということになっているそうでございます。非常に深刻です。

そこで質問ですが、宿毛市の小中学校全体で、臨時教員というのは、一体何人いますでしょうか。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答えをいたします。

小中学校の臨時教員の状況ということでございますけれども、9月1日現在におけます臨時教員の数は、加配教員を含めまして10名となっております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 小刻みにお聞きします。

現在のところ、小中学校全体で教員不足はございますでしょうか。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

臨時教員は、現在、1名の不足がございますけれども、近日中に、非常勤ではございますけれども、代替教員が任用される予定となっております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 教育長は、臨時教員の不足している理由ですよね。原因、これについては、どういうふうにお考えですか。ぜひお聞かせください。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

臨時教員の不足している理由、原因ということでございますけれども、さまざまな要因があるかと考えております。教員になろうと、教員免許を取得した方でも、結果的に教員にならずに、他の職業を選択するケース、あるいは、教員を目指した方でも、他県で教員になるというようなケースもございます。

そういったことで、高知県から外へ出ている

ことも、要因の一つではないかというふうに考えております。

そのような状況から、高知県の教員採用試験の倍率も、年々低下しているというふうにお聞きをしているところでございます。

宿毛市教育委員会といたしましては、臨時教員の不足に関して、詳細な分析というのは行っておりませんが、子供たちの教育に影響が出ないように、任命権者であります高知県教育委員会に対して、必要な臨時教員の確保について、平素から要請を行っているところでございます。

もとより、県教委だけに任せるということではございません。宿毛市教育委員会といたしましても、高知県教育委員会と連携を図る中で、臨時教員の確保に向けて努めておりますので、今後とも、連携を図る中で、子供たちに影響がないように、しっかりと臨時教員の確保に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 全国的にも、教室に担任配置ができないという現実がございます、この状態が続けば、それこそ教育の機会均等ということが成り立たないという、こういうことになります。

自分なりに、私なりに考えて分析をいたしましたら、以下のような原因があるものではないかなと思っているんですけども。

非常に簡略に言います。

まず、1個目は、問題の根底に、職員の年齢層の問題が、一つは横たわっているのではないかと。

と申しますのは、大量採用とした時期がありまして、その方たちが、今、大量に退職されて

おられるという現実が、一つあります。

実際に、宿毛市でも、小中学校の教員の年齢別の比率は、中間層の先生が非常に少ないということが挙げられます。

次に、2番目としまして、学校の現場は、特に担任の先生方は、その業務が超多忙を極めているという、この、まあ学校全体がブラック企業みたいなものになりました。

教科の内容も、昔と比べたら、非常に、もう比べようもないぐらい複雑化をしています。

それから、次々にこなさなければならない学習の日程に追われまくって、委員会への提出物策定報告と、大変な責任の中にあって、これは心身ともに疲労し、病休をとったりとか、子育てのことで産休や育休に入っていくと。

また、親御さんの介護のために、ベテランの、50過ぎたような先生たちが、休職や退職を余儀なくされると。御事情は、それぞれいろいろとあろうかとも思いますけれども。

そこで、三つ目といたしましては、国の社会保障制度との関連を指摘しておきたいと思うんです。

臨時教員が不足したのは、労働法改正に伴って、多くの臨時職を使えることになった。そこで、各自治体も、これはええということで、臨時ですから。きのうも山戸さんが取り上げておりましたけれども。安い賃金で使えますのでね。

常にそういう人員を使い果たした結果、いざのときに、もうマンパワーが足りない、集まらないと。今、どこの業種、業態でも、学校の教員ばかりではありません。人がいないということが、非常に深刻な問題になりつつあります。

この人員不足の要因の一つとしては、これ、一つですよ。特別養護老人ホームなんか、今後ますます要介護3まで悪くならないと入れないとか、入院の食事代が倍になるだとか、後期

高齢者医療保険制度の特例措置が終わって、上がってくるだとか、それから、今問題になっている介護保険料がどんどんウナギ登りに上がっていくとか、それはもう、55ぐらいの先生やったら、恐らく御両親は80に近いと思うんです。

そしたら、そんな人が悪くなったら、自分の親ですので、誰っちゃあ見る人がおらんということになったら、もう仕方ない、5年余すところですけども、親の面倒で退職しようかねと、こういうことが考えられてくるわけです。

この国の貧弱な社会保障制度の問題が横たわっちゃうじゃないかと。労働するものへの悪影響が、もう既に出ておって、全部の施策がつながっていると、私は考えております。

私は、臨時よりも、思い切って本採用をふやしていくべきじゃないかと、こう思っておりますけれども、文科省も、ようやく重い腰を、ちょっと上げたみたいな感じなりまして、10年で3万人採用したいという予算要求をしていく記事が、つい先日の高知新聞にも載ってございました。10年で3万人、とりあえず来年は3,000人ということで、本腰を上げていただければありがたいんですけども、さてどうなることやら。

今、教師業はとっても大変だと聞き及んでいます。デスクワークが多過ぎるという話も聞きます。そこにまた、勤務評定があるんですよ。あなたA、あなたはB。多少、賞与が下がりますよとか、そういう勤務評定のことでございませぬけれども。

臨時とは申しまして、現職と全く同じ重責を、この教室で担いつつ、報酬はというたら、半分わずかししか支給されないというのでは、人が集まる道理がないわね。

そこで、再質問をいたします。

委員会として、この現在の学校現場の多忙化をどのように把握しているのか、その解消に向けて、どう取り組んでいかれるのか、それをお聞きいたします。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

学校現場の多忙化に関しての御質問であったと思いますけれども、社会がますます複雑多様化をし、子供たちを取り巻く環境も大きく変化をする中で、今後、子供たちに求められていくものも、時代とともに大きく変化していることは事実だと思っております。

こういったふうに、学校におきましても、これまで以上に、さまざまな課題への対応が求められるなど、教職員への負荷が大きくなっておるということは、私どもも認識を十分にいたしておるところでございます。

教育委員会といたしましても、そのような、学校現場の多忙化についても、当然、認識しており、先生方の負担を少しでも軽減する必要があるというふうに考えております。

そのような意味からも、学校だけが子供たちの教育に対する役割、あるいは責任を負うということではなしに、これまで以上に、学校あるいは家庭、それから地域の連携と協力のもとで、学校運営がなされていくということも、大変重要であるというふうに考えております。

こうしたことから、高知県教育委員会が推進をしております学校支援地域本部事業を、今年度から市内の学校にも導入をいたしまして、地域の皆様のさまざまな御支援をいただく中で、教員が子供と向き合う時間を確保していけるよう、地域で学校を支える取り組みも始めております。

今後も、県を初めとする関係機関との連携を

図る中で、この取り組みを促進をし、少しでも先生方が、本当に子供たちの教育に、全霊をささげられるような環境づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 60年同級生でありましたけれども、これだけ目を見詰め合うことは初めてです。

すぐに、何たら委員会じゃ、何たら協議会、何たら審議会いうて、よく言うんですけども、こんなもんをつくって、ほんまに解消できるのかどうかああって、もっとシンプルに。シンプル イズ ベストで、わかりやすくしたほうがいいと思うんですけどもね。

地域で連携して、教育長が言われるように、地域みんなで支えていく。教員も一緒になってやるということは、とても大事なことやとは思ってますよ。

しかし、学校現場が、我々が思っているよりも、もっと超多忙と。もう朝も早く、しかも、これ言うたらまた長くなりますけれども、中学校の部活の教師、哀れなものですよ。ブラック企業よ、ほんまに。

そういうことも、また教員不足にも大きく、間接的には影響しているんじゃないかというふうに思うんですよ。

だから、新しい施策を、何たら協議会でふやすがやなくて、具体的に提出物やらの会議等、具体的にやめると。子供と向き合うてくれやとこのほうが、話が早いじゃないですか。私はそう思います。

なかなか険しい道のりであろうとは思いますが、ぜひともこの問題に立ち向かっていただきまして、現場の負担軽減に努力していただきたいと、これをお願いいたしまして、次の

質問に移ります。

どうもありがとうございました。

続きまして、市長のほうに、よろしく願いいたします。

宿毛マラソンの今後の取り組み、展望についてということです。

まず、市長にお聞きします。

宿毛マラソンの趣旨とは何か、お聞かせをください。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛マラソンを実施するに至った経緯から、お話をさせていただきたいと思います。

宿毛花へんろマラソンは、平成21年3月から、途中第3回大会は、東日本大震災の関係により中止しておりますが、5回にわたって実施してきました。

開催に当たっては、第5回大会をもって、効果等を検証し、第6回大会以降の実施を含め、抜本的な見直しを行うこととしておりました。

第5回の開催を協議する宿毛花へんろマラソン実行委員会の中で、都市型マラソンや、ほかの競技と比較した場合、費用対効果が低く、実施について、見直しの余地はあるものの、経済効果や知名度の向上など、一定の効果は見受けられた。

一方で、3月の開催が当初見込より、運営を担う多くの団体に多大な負担をかけており、継続可能な運営体制となっておらず、大きな課題と受けとめられた。このため、実施時期の見直しについて、検討を行いましたが、時期の見直しは困難であり、かつ外部委託などの代替手段を講じることも、多額の財源により、費用対効果が著しく低下するため、困難であると、結論に至ったことによりまして、実行委員会委員の

多数決により、マラソンは中止とし、他の競技を模索するとの方針が出され、それを受けて、前市長が、平成25年3月17日に開催されました第5回宿毛花へんろマラソンをもって中止することを決定いたしました。

その後、宿毛市地区長連合会会長等の、市内各種団体の5名が発起人となりまして、宿毛花へんろマラソンの継続を願う市民の会から、宿毛花へんろマラソン継続に関する要望書が、市長、教育長に提出をされました。

要望書の提出を受けまして、実行委員会各種団体へのアンケートの実施をする中で、宿毛市スポーツ推進審議会に検討を依頼いたしまして、宿毛市スポーツ推進審議会会長から教育長に対しまして、各種の球技大会や武道大会等の実施については、市民の方々になじみが薄かったり、ルールを詳細に把握していない面も見られ、誰もがわかりやすく、気軽に参加でき、特別な道具も必要とせず、市民自身も参加がしやすく、また市外からの参加者を呼ぶことができる、マラソンなどのランニング種目が望ましいと判断する。

ただし、ランニングの距離や、コース等の選定については、フルマラソンに捉われることなく、青少年や市民の競技力の向上が図られるように十分考慮し、準備段階で、PTAや婦人会、学校関係者、市民の方や体育関係者も含めた意見を反映させ、また、実施に当たっては、多くの方々からの協力体制がとれるよう、早急に取り組んでいくことを要望するとの答申が出されております。

その後、宿毛マラソンは、宿毛花へんろマラソンの反省点も踏まえ、スリムな大会運営を目指し、新たな競技に向けた検討会や、宿毛マラソン実行委員会を経て、ハーフマラソン、ハーフコースを2周するフルマラソン、ハーフのコ

ースを1周ずつ、ペアリレー形式で走るマラソンとして、平成27年4月18日、第1回宿毛マラソンを開始しております。

第1回の申込者といたしましては、ペアリレーの部142名、フルの部352名、ハーフの部351名、計845名の申し込みがありました。

また、本年4月16日に実施しました第2回宿毛マラソンでは、ペアの部84名、フルの部259名、ハーフの部529名、計872名となっており、第1回大会と比較し、リレーとフルマラソンは、合計で151名減少し、ハーフマラソンは178名と、伸ばす結果となっているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） ここに、これは平成25年7月11日付の宿毛花へんろマラソン実行委員会の解散についてという資料がございます。

この中の議案第2号として、これが論議されまして、採決をとりました。27名の委員のうち、継続したいという方が5名、中止が14名という結果で、このときに、この花へんろマラソンは中止、廃止ということに決しております。

この結論を導いた委員会としての判断は、宿毛花へんろマラソンを中止して、他の種目の実施を検討していくことが妥当であるという、こういう判断をして、中止となったものであります。

先ほど市長が言われたとおりです。

この判断には、当然、費用対効果はないという結論も入っております。

委員会の主なメンバーには、立田前教育長、安澤の前副市長、現在の商工会議所会頭の田村章さんなど、27名の委員で構成されておりました。

この実行委員会は、私の知る資料では、マラソンの見直しの期限であった平成25年度には、私が知る限りでは3回やりましたけれども、4回、5回あったかもしれません。私の知る限りでは3回、この会議を開きまして、実施時期の見直しに関し、事務局より説明、協議、検討の結果、小委員会としての結論を出す、という会の、会そのものの趣旨になっておりまして、廃止への決定についての強い意思も感じられるような記述になっております。

実施の時期についても、宿毛の場合、種々の事情で、非常に選定が難しいと、こういう発言もあったように聞いております。

ここで、これまでの花へんろマラソンも含めて、かかった経費資料があります。

何人かの方といろいろ調べて、私なりにつかんだ金額は、第1回大会が1,581万円、第2回大会が1,571万円、それから、第4回大会が1,630万円、第5回大会が1,759万円、第6回大会が1,201万円、ことしが1,240万円と。

第3回の開催につきましては、御承知のように、東日本の大震災の影響で中止となっておりますので、これは除いた金額なんですけれども、あらかた、ざっと足してみますと、大方9,000万円という金額が出てくるわけです。

この参加者、ランナーについては、第1回大会が1,208名の応募で、実際に走った、実走者は983名。

時間がちょっと足りなくなったら困りますので、省きますけれども、この6回実施して、応募してきた人は、全部で7,153名、実際に走った方は、5,867名となっております、大体82%、申請をした8割ぐらいの人が走ったという、こういう計算になります。

後で、中止となった第3回大会での経費額を

お聞きしますが、これを含めて、全7回の総額は、おおよそ1億円に迫る金額ではないかと、私は見ております。このことは後で聞きます。

花へんろマラソンの実行委員会では、これだけ負担がかさむことについて、非常に強い危機感を持ったものと推測されます。この会議での判断の中にある、他の種目を検討していくことと、こうございますけれども、これはこれで、また重要ですので、後で触れます。

しかし、結局、この委員会の判断は、わずか数カ月で方向転換をいたしまして、新たに宿毛マラソンとして、昨年からはスタートを切ることになりました。これは皆さん、御承知のとおりでございます。大変でした、一汗かきましたけれども。

そして、昨年からは、この宿毛マラソンという名称が変わってからは、がっくりと目に見えて参加者が減少をしております。市民の大勢が参加して、宿毛市を盛り上げて、広く県内外の人に、当市の魅力を知ってもらうための一大イベントにつきましても、時間軸と英知を絞り込んで、慎重に練り上げることが肝要ではないかと思っておりますが、一度、適正な手順と、しかるべき有識者たちが協議を重ねて決定したことを、すぐほかの意見、陳情をくんで復活させるというようなことをやると、市民間に要らざる溝をつくってしまうようなことにも、心配されるわけです。

行政判断としては、やや拙速ではなかったかなと、こういう感覚があるんですけれども。

ちなみに、当時は中平市長ではございませんで、沖本年男さんが市長でございました。私が思うに、マラソンの継続に至った本元のところに安易さはなかったのか。いつもこのところに、この宿毛マラソンのことを調べよったら、いつもそこに行き当たるんです。

そうでなかったら、また得心がいかないわけです。地域マラソンは、確かに成功をおさめている町村もあるでしょう。四万十ウルトラマラソンしかり、窪川の四万十桜マラソンしかりです。

ウルトラマラソンでは、参加者が昨年の2.7倍に及ぶという、すごい反響になっているそうです。

比べ、宿毛市はことしの大会で出場希望者が少なくて、募集期間を延長して募ったと、こういうことになっております。

地の利であるとか、風光明媚さとか、ハンディはあるにいたしましても、なぜ宿毛マラソンの参加者が減って、人気がないかについて、シビアな掘り下げが必要ではないか。この部分も後で触れます。

ちなみに、四万十ウルトラマラソンも、四万十桜マラソンも、本当のところは、経済効果のほどはわかりません。

先ほど、市長の答弁で気になりましたのは、これ市長の答弁といっても、審議会の弁をかりたところの、市長の、実際しゃべった言葉ではないんです。審議会の中で話されたことなんですけれども、誰でもわかりやすく、気軽に参加できて、特別な道具も必要とせず、市民自体も参加しやすく、マラソンがいいんだというお考えで、9,000万円使ったんです。

ここの中には、この審議会の弁の中には、経済効果への見解がすっぱり抜け落ちていやしませんか。

この文言では、今までに1億円近い経費がかかって、一度は中止になったということが、軽く感じられるわけです。率直なところ。

花へんろマラソン実行委員会の結論で示した、この反省と中止を計算した話し合いの決裁というものが、一体どこへ消えたのか。何回も議論

したと思うんですけれども、全く不可思議ではありません。

しかも、宿毛花へんろマラソンの継続を願う市民の会から、当時、市長に、沖本さんですけれども、要望があった日付は、25年4月23日と、こうなるとるわけです。宿毛花へんろマラソン実行委員会が中止を決定した日が、同年の2月26日でありました。わずか2月ぐらいのうちに、前言撤回ともとれるような方向転換の陳情となっていて、市もまた、この会の要望を受け入れているわけです。

私は、それぞれの意見があつていいと思うんですけれども。

賛否はさておきまして、どうしてこのような早い転換に至るのか、首をかしげざるを得ません。ここでも、市の対応に、何事か、何か違和感を感じてしまうんですけれども。

ちょっと長くなりましたけれども、説明が。

お聞きしたいことは、ことしの大会での宿毛市民の参加人数ですよね。応募で何名で、実走者は何名でしたでしょうか。

○副議長（山戸 寛君） この際、5分間休憩といたします。

午後 1時48分 休憩

午後 1時59分 再開

○副議長（山戸 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど、今までのマラソンに対しての経費等のお話をさせていただきました。第3回マラソンにつきましましては、中止ということで、参加費をいただいたもの、それから協賛いただいたものは、全てお返しをしたという形になっておりま

すが、それ以外の花へんろマラソン4回と、宿毛マラソン2回につきましましては、参加費として、3,360万円が、収入として入っていることを報告しておきたいと思えます。

そして、先ほどの質問の中の、宿毛マラソンの申込者というのは、872名に対して、宿毛市の参加者は何名かということでございます。

こちらのほうは44名となっております。これは、第2回宿毛マラソンの数字ではございますが。そして、参加申込者に占める、宿毛市からの参加者は、約5%程度となっております、そのうち、44名のうち、実際に走った本市のランナーにつきましましては、39名ということで報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） ありがとうございます。

昨年も41名ぐらいで、実際に走った人が39名ということだそうです。ことしの第2回の39名中、市職員が1人か2人走って、岡崎利久議長も走られたと聞いております。

ということは、後で触れますけれども、また後で、後でばっかりになってしもたけんど。

正直言って、5%しか、地元市民の参加がないということにつきましましては、私は、これ聞いたときに驚きました。何ぼ言うたて少な過ぎると。

こんな考え方もあるんですよ。大会趣旨の一つには、広く県内外の方の参加で、宿毛という地方を知ってもらおうと。それから、参加とリピートをしていっていただけるうちに、経済波及効果だとか、お互いの交流が始まって、これがひいては市の活性化の一助になるという側面からは、必ずしも市民参加の多寡にこだわらないというような見方もできるわけですけれども。

それにいたしましても、地元参加者、余りに

も少ないと言わざるを得ません。これだけ少数でございますと、県内外からの参加者の皆さんも、宿毛の空気とか、宿毛の景気だとかに出会うために来るだけじゃなくて、宿毛の人に出会うために来る。ために来る言うたらおかしいですけれども、迎えるほうは、そういうおもてなしの気持ちでおるのは当然ですよ。

それが、これだけ少ないと、なかなか走っている最中に、宿毛弁も聞くこともほとんどなかろうし、ということになると、その空気を、雰囲気を感じとるがじゃないのかね、人というもののは。

例えば、自分のことを嫌いいうて思うような人のことは、においがあるのですぐわかるでね。そのようなもので、常に感じ取っていて、この宿毛マラソンについての。

それで、これだけ不人気になってきたんじゃないかというような、微妙な雰囲気にも、つつい気持ちのほうも向くわけです。

今の答弁で、市外の参加者がほとんどであるということはわかりました。問題は、参加者御本人や、御家族の方々の当市への宿泊状況ですよ。これは、市長、どうなっておりますかね。

わかる範囲でお聞かせください。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

本市での宿泊状況につきましては、本市が直接、参加者の宿泊に関与していないことから、宿泊状況は把握していない現状がございます。

ただ、今後につきましては、しっかりとそのあたりも把握をする手段を考えていかないといけないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 市長は、昨年の12月に市長になったばかりで、直接タッチをしていないんですけれども。

これは通告しておりませんでしたけれども、もしわかったら教えていただきたいですけれども。

今まで、累計で7,000人の人が来て、また来てくれたという、リピーターというものについては、仕分けはしておりますか。どうですか。

してない。していないということと、それから、宿泊者のこともわかってないという、こういうことになりましたら、管理能力が問われると、こういうことになりやしませんか。

こんなときこそ、宿毛の旅館業やホテルに泊まっただいて、経済効果につながるのによ、せつかく。ちょっと内部での事務処理が甘いのではないかと、こう思います。

市内の宿泊については、また後ほど触れます。

スポーツ振興は、非常によろしいことで、殊さらマラソンに税投入するよりも、ほかにもたくさんの方々のスポーツ競技に対して、もっと細やかな経費充用を図ってほしいという声があるんですけれども、どう思われますか。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

あらゆるスポーツ、そういったものがどういった可能性があるのか、いろいろな大会等を誘致していきたい、そしてみずからもそういったものをつくり上げていきたい、そういうふうに思っておりますし、また、現在、いろいろスポーツ少年団であるとか、いろいろな活動をしている実情がありますので、しっかりと応援をしてあげなければならない、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 私自身は、こんな議場で、私ごとは厳に慎んだらいいんですけども、スポーツ振興はよいことであって、僕も読売マラソンとか、毎日マラソンとか、別府大分とか大好きで、よく見るんですけども、私はマラソンがいかんと言っているわけじゃ、決してありませんで、これからお聞きすることは、今回のこの宿毛マラソンの質問の中で、一つのメイン項目にもなるかと思う件でございます。

前にも紹介いたしました、花へんろマラソン実行委員会、安澤さん、立田さん、田村 章さん、こういう人たちがメンバーにいましたけれども、この方たちの採決で、中止を決定した判断の中に、他のスポーツ種目の実施を検討していくことというものがございました。よい方向づけだと思います。

宿毛の少年スポーツ団体は、およそ20団体。およそですよ。これに御老人、あるいは壮年層、また、あるいは高知大学等々の共催開催、これを含めると、40に近い団体が、宿毛に来ていただきまして、スポーツを楽しんでいただいているという実態がございます。

この書類に、27年度のサッカー大会の行事実績がございます。このサッカーに関係する27年度の少年だけを見ましても、2,287名、そして高知大学との共催開催では180名、また、大会誘致事業といたしまして、高知大学のOB会フェスティバル、510名。少年以外でも、延べ人数730名ですね。合計で3,000人以上の人が、昨年1年間で宿毛市の宿泊施設に泊まっていたいております。非常にありがたいことだと思います。

この数字には、保護者は入っておりません。保護者を入れますと、かなりの経済効果があつ

たと、こう思うわけです。

これだけの人員が、この町に宿泊して下さるには、手をこまねいて、ただ待つだけでは、もちろん、到底こうはなりません。主催者や関係の人たちが、お願いしたり、電話かけたり、そういう努力があつて、結実をしたということは、いうを待ちません。

しかし、一方では、他のスポーツ、県大会や全国大会、各種大会において、お金が足りないと断念するようなお話もたくさん聞きます。

私は、ちょうど8月3日から5日にかけて、行政視察に行かせていただきました。この議員になって2回目の行政視察に行かせていただきましたけれども、2回目で気がつきました。市会議員いうたら、こんな視察に行かせてくれるがやと、公金で。ありがたいことやと思いました。

そこで、大分の昭和の町で有名な豊後高田市へ参りました。ここでは多くの施策を、網の目のように実施をしております、教育関係や福祉、育児、生活に欠かせないですよ。こういう施策について、ほんのちよつとのお金ではあつても、満遍なく行き届く、施策を重要化しております、感銘を受けました。

高田市も当市と同じく、大型事業をぼんぼんやるようなゆとりはないと、その担当者は言っておりました。だからこそ、そういうアイデアを思いついて、課を乗り越えて、課をぼんぼん乗り越えるようなシステムにして、網の目のように住民福祉の施策をやるようになったんだというふうに申しておりました。

ちよつと印象に残りましたので、紹介します。いずれにせよ、税金を投入するわけですから、マラソンで億単位の経費を投入することよりも、それも大事かもしれませんが、ほかの多くの子供、少年たち、あるいは指導者がいます

よね。雨が降っても、風が吹いても、例えば剣道の先生とか、それは公ではありませんよ。ではありませんけれども、そういう宿毛の子供を、ちゃんと礼儀を教える。剣道を通じて、人の道を教える、こういう方たちもたくさんおられますけれども、何か、わずか5,000円、1,000円でもええけん、目配りするような施策に転換したらどうかと思いますけれども。そう思うのは当たり前感覚ですよ。

税金の再配分の公平性というような観点で、少し改変されてみてはいかがでしょうかね。

また、減免措置について、これも質問しますが、市長の次の質問の中に入っているんですけども、その意味合い等々についても、再検討してみてもいいですか。27年度のスポーツ施設利用での減免額は140万円と聞いております。マラソンに投じた金額とは比べものにはなりません。

こうした点も含め、市長の御答弁を求めます。よろしくをお願いします。

○副議長(山戸 寛君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えをさせていただきます。

現在、市が行っております宿毛マラソン以外のスポーツ振興経費につきましては、平成27年度決算額で、1年間の決算ですが、1年間の決算額で、マラソンの補助金を除く社会体育振興費といたしましては、約6,900万円となっており、宿毛市総合運動公園などの体育施設の維持管理費が多くを占めている状況でございます。

それに対しまして、施設使用料などの収入は、約2,400万円となっており、多くの財源を体育振興に充当している状況になっております。

また、先ほどお話もありましたが、現在、少年スポーツ団体が、市内体育施設を使用する場

合は、長年の間にわたって減免措置をしております。平成27年度では、お話ありましたように、年間約140万円の使用料を減免いたしております。

さらに、市内スポーツ施設を利用し、かつ市内に宿泊されて大会等を行う団体等に対しましても、一定の要件はあるものの、補助制度を設けているところでございます。

この補助制度を活用させていただいて、先ほどの議員からお話のあったサッカーの団体等も、宿泊を伸ばしているところではないかというふうに思っているところでもございます。

本市には、宿毛市総合運動公園を初め、他市町村に誇れるスポーツ施設があり、そのような環境の中でスポーツができることは、市民の方々にとりましては、大きな財産だと思いますが、スポーツ施設を維持していくには、多額の財源も必要となっているのも現状でございます。

議員おっしゃるような意見も、市政懇談会でもあがっておりました。これまで本市独自で行ってきたスポーツ振興や、団体への支援など、歴史的な背景もありますので、どのような方法が本市の実情に合っているのか、議員の御指摘も踏まえまして、これから検討していきたいというふうに思っておりますし、また、使用料の減免についても、さらに研究をして、もっと皆さんが使いやすいような形に改善をしていきたい、そのように考えているところでもございます。

以上でございます。

○副議長(山戸 寛君) 4番山岡 力君。

○4番(山岡 力君) 市長、大事なことを聞き忘れておりました。

第3回大会の花へんろマラソンですけれども、これは事情があって中止ということになりましたけれども、中止といっても、多分、費用がか

かったと思います。その費用と内訳をお伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

第3回花へんろマラソンは、平成23年3月20日に開催を予定しておりましたが、皆さん御存じのように、3月11日に発生いたしました東日本大震災の影響、こちらでも大変な被害が出ましたので、この影響で急遽、中止をいたしました。

その大会における費用と内訳でございますが、大会直前の震災でございましたので、参加者や協賛者からは、既に参加費、そして協賛金をいただいておりますが、全額を返金させていただきました。先ほどお答えしたとおりでございます。

しかしながら、それまでに開催準備に係る大会プログラムやポスター、そしてチラシなどの費用として、約890万円を、もう既に支出いたしておりました。そういった状況でございます。

なお、大会用に準備をしておりましたタオル等は、東日本大震災の被災されたところに、支援物資として送らせていただいたところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） この前、開催されたとお聞きしておりますけれども、宿毛マラソンの実行委員会では、次年度については、ハーフマラソンという方向になったと。まだ正式決定ではないんでしょうけれども、聞いております。

私の感じでは、これまでの大会のあり方や趣旨からは、転換したと、こういう印象でございますけれども、この大会に切りかえた意図とするところは何か。お答えください。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

去る9月5日に開催をされました宿毛マラソン実行委員会において、第3回宿毛マラソンは、フルマラソンをやめまして、先ほどお話があったハーフマラソンをメインとする大会とすることに決定をいたしました。

その理由には、現在の宿毛マラソンを2回開催し、わかったことといたしまして、現在のハーフコースを2周するという、フルマラソンの設定方法について、多くの改善をしてほしいという意見がございました。

そして、それを裏づけるように、フルマラソンとペアマラソンの申込者が減少をいたしました。また、市民の方々の参加が少ないといったことなどが明らかになってきました。

そのような状況を踏まえまして、他市町村で開催しておりますマラソン大会も研究する中で、先ほど申しました、宿毛マラソンを開催するに至った、市民の方々が、より気楽に参加できるマラソンを開催すべきと、こういったスポーツ審議会の答申や、また先ほど来お話にありました、宿毛花へんろマラソンが廃止に至った経緯も考慮する中で、第3回宿毛マラソンはフルマラソン、リレーマラソンを廃止し、ハーフマラソンをメイン競技として、新たにランナーとして気軽に参加しやすいと思われる10キロメートルマラソン、そして小学生を対象といたしました2キロメートルのマラソンを追加し、開催することといたしております。

また、ボランティアの参加がしにくい、ランナーからは、暑いなどの意見がありました、これまでの土曜日の午後スタートから、日曜日の午前中スタートに変更することとし、来年4月16日の開催を予定をしているところでござい

ます。

実行委員会の中では、まだ協議はしておりませんが、ゴール後は、ちょうど昼どきとなりますので、多くの出店に出ただけ、宿毛のおいしいものを食べていただければというふうに考えておまして、食事をしながら、ゴールしてくるランナーの皆さんを応援できるような、ゴール手前のコース設定であるとか、いろんな形の中で、市民の皆さんが、産業祭ではありませんが、みんなが参加して楽しめるような、そんな一つのイベント。

特に、小学生が参加することによって、おじいちゃん、おばあちゃん来てくれるんじゃないか、そういうことにも非常に期待をしているところでございます。

あわせて、宿泊者をふやすために開催しております後夜祭も、宿泊される方々に、市内の飲食店で食事をしていただくことを考え、廃止する方向で決定をしたところでございます。

どうしても後夜祭を開催すると、その場で終わってしまうという形で、町のほうへ出ていってもらえないのではないかと考えておまして、市民の皆さんが楽しめて、先ほども言いましたが、子供が参加できる、そういった市民の方々の総参加型のマラソンとして、つくり上げていきたい、そのように考えて、提案させて、決定をしていただいたところでございます。

この変更により、より多くの市民の方々が、ランナーとして、またボランティアとして参加していただけるのではないかと考えておまして、市民の皆さんが楽しめて、先ほども言いましたが、子供が参加できる、そういった市民の方々の総参加型のマラソンとして、つくり上げていきたい、そのように考えて、提案させて、決定をしていただいたところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 時間が迫ってきました。

わかりました。先ほど議論いたしましたように、余りにも地元の参加者が少ないということが一つございまして、そこに考慮したということだと思います。

しかし、ちょっと心配になりますのは、ハーフにして、午前中に終わるといたしましても、やはり準備やポスターなどが必要になってくるということは、最低要るお金は要りますよね。

そのあたりのことも、多分、ハーフにしたからいうて、半額で済むとかいうようなことではないように思いますけれども。そこらあたりのことも含めて、シビアに、今後は考えていくべきじゃないかなと、こう思います。

最後の質問は、全然、論理破綻しておりますけれども。

ボランティアの参加というのは、これは非常に結構なことで、大変ありがたいことでございます。

無償で手伝う市民と、しかし市職員との待遇の差を批判する声とか、考えがあるとは思いますが。

ボランティアをするというのは、元来が身を捨ててやるわけで、ボランティアする人が、人を批判すること自体が、ボランティアをやっているのか、君は、というような話になるわけなんですけれども。

市職員と市民が一体となる機運が、妙に、マラソンそのものの中にあつたんじゃないかとか、もっと再考してみる必要がありやせんですか、というようなことに、どうしても行きついてくるんです。

ただ、私は、推進したいという方もおられます。しかし、いろんな意見が、もちろんあっていいんですけども、そのあたり、市長の、非常に曖昧になりましたけれども、見解があればお聞かせいただいたらと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず初めに、やはりこの大会も、多くのボランティアの方々に協力を得て、開催できている大会でございます。

まずはボランティア、今までお手伝いをしてくださった全ての方々に、心より感謝をいたしたいと思います。

市民ボランティアと、そして市職員との業務の待遇といたしますか、そういった部分の違いについて、少しお話をさせていただきたいと思えます。

市職員につきましては、宿毛マラソンの開催に当たり、大会当日、業務に従事した職員につきましては、原則、振替休日として対応をしている現状でございます。

その理由につきましては、大会運営には、ボランティアの方々を調整する業務であるとか、大会の円滑な運営のための中枢を担う業務、そして一般のボランティアの方々には、なかなかお願いしづらいような、そういった業務を市職員に担ってもらっているところでございまして、市の業務として、振替休日として対応しているのが、今の現状でございます。

マラソンのボランティアは、ランナーの方々との触れ合いなど、ボランティアの方々の中にも、心に残るような、そんな思い出ができるのではないかというふうにも考えているところがございますが、また、これも私の答弁としてもおかしいんですが、ボランティアを強制されるというような形になっている方はおられないと思いますが、またそういうふうな、少しそういうふうな意味合いで、どうしても出ないといけないというふうに、負担に感じておられる方がおられるのかもしれないというふうに感じてい

るところでもございます。

今回のマラソン変更を契機に、ボランティアの方々の拘束時間、ハーフになりましたので、拘束時間も減らせていただきたい、そのように考えておりますし、また、ランナーの皆さんと、できるだけ接するような、そういったところに、ボランティアの方々を配置させていただいて、そして裏方といたしますか、市の職員に、そういったところは担っていただく、そういうふうな形でできないかということも、今、考えているところでございます。

より自主的にボランティアに参加、そういったふうな取り組みをする中で、より自主的にボランティアに参加していただけるような取り組みを、今後は、市民の皆様にお知らせをしながら、実行委員会の中で協議を進めていきたいというふうに思っております。

議員のおっしゃること、よくわかります。そういった形の中で、本当に自分もこの大会のお手伝いをしてみたいんだと。選手の人たちと触れ合いたいんだと、そうしてもらえるような、ボランティアの方々に思ってもらえるような、そういった大会にしなければ、継続はできない、そのように思っているところでございます。

しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） イベントというのは、市というものが引率するリーダーであることは、間違いないことで、そのために、職員さんがイベントのために、職員じゃないとできない業務があるということも、当然、よくわかりました。

しかし、また、今まで、るる議論したような、市民の声も多数あるということを受けとめることも、これ肝要かと思えます。

財政運営を預かる立場の中平市長も、大変だ

と思いますけれども、やはり市民の税金を使うということについての、厳しい、シビアな判断をするという場面も、腹に持って、そういうときには、僕が味方します。

それをお願いいたしまして質問を終わります。

○副議長（山戸 寛君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

-----・-----・-----

午後 2時41分 再開

○副議長（山戸 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 14番、一般質問をいたします。

一般質問の前に、去る4月14日、熊本県益城町あたりで大きな地震が発生しまして、多くの方々がお亡くなりになりました。私たちも、8月3日、総務常任委員会で益城町を訪れ、益城町の人たちにお悔みのお言葉を申し上げました。

何と言っても、備えあれば憂いなしで、やはり宿毛も益城町の人たちの言葉もいろいろとかみしめて、今からの災害に備えていかなければならないと、そのように思っております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。南海地震対策について。

1番として、危険家屋の対応について、市内に増加している老朽空き家の中で、以前から危険家屋空き家として名高い、市街地に残されている病院跡地や土塀などは、何の対策もなされないまま、年々老朽化が進行し、周辺住民への危険が高まっているが、特別措置法も執行されている中、市としては、どのような対応をしているか、お聞きいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） 濱田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり危険と思われる老朽空き家の相談は、増加しているのが現状でございます。

昨年度施行されました空き家対策特別措置法により、老朽空き家の所有者等の調査を実施することが可能となりましたので、相談内容に応じまして、調査を実施し、指導等を含め、対応しているところでございます。

また、道路等の公共施設で危険を及ぼすと思われる箇所につきましては、担当課等が可能な限り、コーンの設置や、注意喚起等を行っているところでございます。

しかしながら、所有者が死亡しており、相続人等の所在を調査しなければならないなど、権利関係が非常に複雑化している事例が多く、老朽空き家の対応に時間がかかっているのが現状でもございます。

また、今年度中に、市内全域の空き家の実態調査を実施する予定であり、危険空き家から、それから利活用も含めましてランクづけをし、今後の空き家対策に生かしていきたい、そのように考えているところでございます。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

昨年度施行された空き家対策特別措置法により、対応してくれていることは、よくわかりました。

しかし、町なかには30年以上も廃業し、そのまま残っている病院跡地などもあります。

また、病院跡地の隣の方が、8月の中ごろには、私の貸している駐車場に落石があったと。落石って何でって言ったら、コンクリートの固まり、そしてタイル、ひさしですかね、それが落ちてると。何とかこれ、危ないからしてく

れんろかという話を持ってきたんです。

市のほうには行きましたかとお尋ねしますと、市のほうにも行きましたと。だけど、対策は今のところ、余りないようだから、濱田さん、何とかもう一回、言うてくれないかというような言づけをいただきまして、私もその方と一緒に、それを見に行きました。そしたら、1メートル四方ぐらいのコンクリートの上にタイルを張った、目方したら10キロから20キロの間でしょうか、それが地面に落ちておりました。

しかし、そこの道のところは、いつも子供なんかが通るところで、ひとたび間違えば、即死または大けがというような状態になると私は思い、宿毛のまちの中には、そういうような危険箇所が何十カ所もあるから、これだけ取り上げるわけにはいかんと思いましたが、その空き家は去年も、水槽がごろごろと屋上で転がり、そして落ちたらというようで、それも去年、おとしですか、質問させていただきまして、本体にくくりつけたようなわけであります。

しかし、それもまた、時々監視してもらっていないと、いつまた落ちてくるかわからないと。

屋上のあたりが階段になっているわけですから、4階のどこから、今、3階にそれもおっているわけです。

そういうような中でも、30年も人が住んでいないとなると、なかなか自分たちが思っている以上に、腐食したり、ガラスが破損したり、家の中、幽霊屋敷のようになっております。そして、去年、おとしですか、子供たちがそこでくれんぼをして、ここは怖いから絶対に遊んじゃいかんぞと言ったことがあります。

そしたら、おいちゃん、手切った言うて。どこで切ったかいうたら、あそこ入りよって切った。ガラスが割れているわけです。

そういうようなところを遊び場にしているん

ですから、できれば特措法もできたことだし、何とかいい方向にさせていただけないものかと、そのように思っております。

○副議長(山戸 寛君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えいたします。

議員の言われているところ、わかります。非常に危険性のある、老朽建物、建築物ですね、そういったものが存在している現状には、私自身が、そういったことには十分に認識をいたしているところでございます。

空き家等につきましては、あくまでも個人的財産でありますので、権利者による対策が原則であります。昨年度、施行されました、先ほどお話をさせていただきました空き家対策特別措置法の規定を適用する中で、課題解決に向けて、全力で取り組んでまいりますので、御理解と、そしてまた御協力をお願いをしたいと思います。

なお、子供たちがそういったところで遊んでいるとか、そういったことに関しましては、大変危険でございますので、また教育委員会のほうとも相談をして、学校等で指導してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長(山戸 寛君) 14番濱田陸紀君。

○14番(濱田陸紀君) 次に、庭園の土塀についてでございますが、これももう10年以上前から、長きにわたり、そのまま放っておるような状態でございますが、雨が降っているときに、子供たちがよく傘でその土塀を突いているときがありました。そして、近所の人たちも注意はしてくれて、今、突いている人たちも少ないんですが、仮にそれが、土塀がはみ出してきていますので、そういうものがかえって、子供たちに乗っかると、これもなかなか大けがになるのではないだろうか、そのように思ってお

ります。

これも市のほうで、いろいろと協力してくれているようでございますけれども、できればこれについても、何かいい方法はないか、一言お願いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

こちらも、先ほどの建物と同じ形で、対応をとらせていただきたいと思います。

子供たちについては、危ないことをしないように、注意をしましてまいりたい、そのように考えております。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） それから、2番目として、三浦児童公園のブロック塀についてでございます。

この公園の中は、武道館もあり、また児童たちが空手、柔道と、切磋琢磨して頑張っている場所でもございます。

しかし、公園の外側のブロック塀は設置されてから数十年がたち、老朽化が目立ち、ブロック塀の大部分が穴があいているような次第でございます。

また、門柱のどこなんかでも、道路のほうにはみ出しているような状態でございます。

子供たちもそこで遊んで、その穴からくぐり抜けて市道に出るというような状態なんかも、時々見かけて、皆さんが注意してくれているとは思いますが、これもいざとなると、大げなをするもとでございますので、できれば、予算がつけば、一日も早く解消していただきたい、そのように思っております。

市長の答弁を求めます。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

三浦街区公園のブロック塀につきましては、議員おっしゃるとおり、倒壊の危険性があることから、今年度、予算措置を既に行っている状況でございます。

ブロック塀の撤去、そしてフェンスの設定を行う、このことに関しましては、議員のおっしゃるように、できるだけ早い段階で撤去、そして設置できるように努めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） そして、これは三浦公園のことですが、これは通告外ですから、もしあれやったら。

けさ、ブロック塀のことで、私に忠告してくれた人が、うちの店のほうにおいでになり、ゆうべそこへ向いて、公園の中で犬を散歩に連れてきたと。そういったところが、今、砂場があるかないかわからないような状態でございますけれども、その砂場で、犬をうんちをさせていると。それで、でき得れば、立て看板など、市のほうでつくっていただければという要請を受けました。

これは、もしあれやったら。お答えは要りませんけれども。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、ペットの数の増加に伴いまして、ペットのふんの被害といいますか、そういった問題等もふえてきているというふうに認識をしているところでございます。

ペットをお飼いになっている市民の皆様におかれましては、ぜひ、マナーの向上に努めていただきたい、そのように思っているところでございます。

立て看板につきましては、現状を確認する中

で、適切に対応していきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） それでは、3番の河戸堰の水門の電動化について、お聞きします。

河戸堰より水門を経て、街区の3カ所の水路に取水している。今では、メダカ、フナ、ウナギ、コイト、多種多様な種類の魚が水路で泳いでおります。

また、子供たちも、憩いの場として、夏なんかは遊んでおるような状態でございます。

しかし、ひとたび大雨が降ると、水利組合の方も、私同様で、老化現象を起こして、なかなか夜中も行きにくいというような状態で、私のほうに話がきました。

私も、できる限り、この水門のところ、仮に崩壊したりあれしたりしたら、町の中は大水になると、そういうようなこともありまして、前にも一度、頼んでことありますが。

しかし、これも2,000万以上の金もかかるというような状態でございまして、県、国の65%、そしてまた市の20%、そしてあとは個人負担というようなことで、それでも15%というものがかかってくるわけで、なかなか水利組合としても、その金は調達しにくいと。1割五分の金ですけれども、そういうような、何とか市のほうでできなかつたら、町のほうで集めて、協力してもらえないんだろうかという要請を受けました。

しかし、町のほうも、今、こういうような状態でございますので、寄附とか、そういうようなながで回ったら、頭から怒られることはわかりきっております。

しかし、この増水したときに、仮に水門の上で作業をして、川のほうに転落したら、これは

命がありません。でき得れば、電動化をして、進めていきたいと。そして、市のほうに、もう一度お願いもしてみますというお話をしました。

市長、この町の人たちに寄附をお願いするということは、今の状態ではできないような状態になっています。でき得れば、市のほうで、そういうようなことが何とかいい方法ができないか、お答えをお願いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

議員のお話で、高齢者の方が水門管理者として、大変苦勞をなさっている。そしてまた、場合によっては、危険な状況でもあるというお話、十分わかりました。

そういった中でのお答えとしては、非常に厳しいものではあるんですが、電動化につきましては、平成26年第4回の宿毛市議会定例会で答弁をいたしましたとおり、事業実施には受益者の分担金が伴います。これ、先ほどお話のあった15%でございます。

そういった中で、分担金の同意をいただければ、補助事業の要望を行っていくとしておりました。

しかし、現在においても、分担金の同意が得られていないため、事業実施が困難な状況となっているところでございます。

議員のおっしゃられることが理由だということでございます。

また、この施設は農業用水の取水が目的でございまして、ここだけ補助金を上乘せすることは、市としては、なかなか難しいというふうにご考えております。

ただ、そういった実情もございまして、これから何らかの方法はないかということで、また地元ともお話をさせていただきたいとは思

いますが、現時点におきましては、補助金を上乗せすることはできない、そういう状況でございます。御理解願いたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 市長の答弁、大体はわかってましたけれども、しかし、私のほうとしましたら、来られるとやはり、一応また市のほうにお願いしなければならないと。

けど、今、町の中で寄附を集めて、たとえ100万としますか、なかなか今、難しいような状態になっております。

1,000円、2,000円の寄附でも、出せるわけがないじゃないというような、お宅もなかなかありまして、宿毛まつりなんかにまでも、そういうように頭から怒られる人もおります。

だから、こういうようなので、そんなものは市に頼めというように言われることは、もうわかっていますから、私も皆さんに頼みにはよう行きませんが、でき得れば、何とかしてあげたいというのは、私、そのように思っております。

それで、次に、水門の出口から漏水、土手の下になりますけれども、そこから漏水しているわけです。それ、3年ぐらい前ですか、写真撮ってましたけれども、長いことおいてる間に、写真いうても、小便小僧が小便しているぐらいの漏水ですけれども、それでも大分、怖いのではないだろうかと思ひ、写真を撮っておりましたけれども、どこに置いたかわからなくなりましたけれども。

そういうような中で、仮に第1水門と第2水門とが、今あるんですが、それ、10メートルぐらいあるんですが、その間のところが悪いんじゃないのかと。そこへ矢板でも打てばというあれをもらったわけでございます。

矢板を打ってとまるんなら、電動化もある程度は構わんのではないだろうかと。

しかし、仮に、そこに向けてたまる水が急激に来た場合は、なかなかさきのほうの水門までは、よう行かないんです、怖くて。

そういうこともありまして、矢板やったら100万ぐらいの金額でできるのではないだろうか。そうすれば、水門、前の側を閉めなくても、後ろだけでもできるのではないだろうか、そういうように思っております。

仮に、それを、水の圧力というものは、私なんかわかりませんが、市長も先ほど言っていたように、腰から下へ流れてくるような雨量を、皆さん、よう受けとめないで。そういうような状態からしますと、ちょっと余分にかかり過ぎると。土手も、破壊してしまうんじゃないだろうかというような、そういうような懸念も、私も思うところがございます。

でき得れば、矢板ぐらいの費用が、県のほうにお願いできるんじゃないだろうかと。

これは、水門を別にして、矢板だけでも考えていただけないものだろうか。答弁をお願いします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

松田川の水門出口から漏水をしているというお話だというふうに受けとめました。

先ほどの質問とも、同じ議会で、当時、答弁をしているとおりでございますが、松田川の堤防が決壊すれば、当然、甚大な被害になると考えておりますので、議会後に河川管理者であります高知県幡多土木事務所に連絡をいたしまして、現地確認をしているところでございます。

その結果、今のところ、堤防に影響を与えるような漏水は確認できていないということでご

ざいます。堤防の状態を、より正確に把握するためには、出水時に漏水調査をすることが重要で、降雨予測や水防との連携を図った上で、漏水の危険性がないか、さらに調査をすることをお願いしているところでございます。

まずは、この堤防が危険かどうか、そういった形の中で、現在は、危険だという判断に至っていないというところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） ここ2年ぐらいは漏水はないそうです。雨がまだ降ってないというのが、第一原因でございませけれども。

これ、降って堤防が決壊した後で言うところで、後のまつりですから、でき得れば、県土木のほうにもお願いして、調べていただきたいと、そのように思っております。

それから、宿毛小学校の建設予定地についてでございます。

先日、高知新聞で、8月25日かな、それぐらいのときに、PTAとの座談会があった、学校建設予定地で。そのことについて、私のところに来まして、これは濱田さん、極端に言って、今、第1案、第2案、第3案と出ているが、本来なら、地区住民も交えての話じゃないですかというあれをいただきまして。

そしたら、ある区長がおいでになりまして、いや、私たち区長にも知らせはなかったという話で、いろいろと話しているときに、第1案はそのまま、後ろの土地を買って、そこに建てると。そして、第1案がだめなら、第2案。そしたら、途中のところはわけてくれないという方があれば、コの字型があれば、現時点のところに建てる。そして、第3は、中学校の校庭に小中一貫校を建てると。

そしたら、その話の中で、誰がどういうよう

な話をしてきたかわかりませんが、一応、第3案で決まったような話が伝わってきまして、町の中のお年寄りも、第1案が一番ええと、そういう話でございました。

そこで、いろいろと聞いてみましたが、一応、PTAとは話したけれども、一応、地区住民、そしてお年寄りたちとは話さなかったと。だから、その点、お年寄りの人たちがなかなか不服でございまして、その話を聞いてくれというので、きょう質問しているわけですが、どういうような状態になっているか、教えていただけますか。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、14番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

宿毛小学校の建設予定地についての御質問をいただきました。

宿毛小学校の改築につきましては、中平市長の就任以降、これまでの経過を含めまして、市長と教育委員会の教育委員と、総合教育会議等の場におきまして、協議検討を重ねてまいったところでございます。

その結果、先ほど、濱田議員のお話もございましたけれども、去る8月18日の議員協議会におきまして、御説明申し上げましたように、現状を考え得る三つの案、すなわち宿毛小学校に隣接する民有地の全てを購入して、現在、校舎や体育館のある場所に、グラウンドも含めて、全ての施設を整備する第1案。それから、一部、民有地が購入できなかった場合の考えられる第2案。そして、宿毛中学校のグラウンドに、宿毛中学校と併わせて、小中の施設一体型校舎を改築する第3案。この三つの案を、保護者や地域の皆様にお示しをし、御意見をお聞きする中で、最終的な方向を決定すべきであるということを確認をしたところでございます。

その基本的な認識のもとで、去る8月26日には、宿毛小学校、宿毛中学校の保護者の皆様に対しまして、意見交換会を開催をいたしております。そして、さまざまな御意見をお聞きいたしたところでございますので、今現在におきまして、どこの場所に建築をするということを決定的なものではございません。今後、そういった御意見も踏まえて、これから判断をしていくと。

それとあわせまして、今後におきましては、この議会が終了いたしました後、10月には、地域の皆様を対象とした意見交換会も開催をさせていただきたいと考えておりますので、またそこで高齢者の皆様を含めて、地域の皆さんの御意見を承りたいと、そういったことですので、ぜひともより多くの市民の皆さん、地区の地域の皆さんに御参加をいただきますよう、お願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） そしたら教育長、地区の皆さんに、一応、区長会もやると。そしてまた、地区の皆さんにも案内を出すというような話をしてよろしいのでしょうか。

じゃあ、私の一般質問を終わります。

○副議長（山戸 寛君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時11分 散会

平成28年
第3回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（平成28年9月14日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第34号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第34号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 り か 君
議事係 長	奈良 和 美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富 宏 君
副 市 長	岩本 昌 彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏 郎 君
危機管理課長	楠目 健 一 君
市民課 長	立田 ゆ か 君
税務課 長	児島 厚 臣 君

会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	佐藤恵介君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時02分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第34号まで」の34議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 皆様、おはようございます。3番、原田でございます。質疑を行います。

私がお伺いしますのは、議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算、24ページでございます。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、13節委託料、観光マップ等作成委託料54万円についてでございます。こちら事業内容の説明を求めます。

同じく15節工事請負費、サイクルスタンド設置工事費58万4,000円と、観光案内板設置工事費172万6,000円についてでございます。こちらは、事業内容の説明と、設置場所の説明を求めます。

同じく、18節備品購入費、ロードバイク購入費103万1,000円についてでございます。こちらは、事業内容と、メンテナンスや利用者への対応など、運用体制の説明を求めます。

続きまして、議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算、29ページになります。

第9款教育費、第4項社会教育費、5目歴史館費、13節委託料、歴史館内展示解説装置新設委託料232万2,000円と、歴史館等改修設計委託料200万円、同じく15節、工事請負費、Wi-Fi整備工事費140万4,0

00円と、展示ケース等増設工事費2,283万6,000円についてでございます。

各事業内容の説明を、こちらについては求めます。

そうしまして、Wi-Fiの設置につきましては、文教センター全体での利用が可能にならないものかも、あわせてお答えください。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） おはようございます。商工観光課長、3番、原田議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、24ページの第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、13節委託料、観光マップ等作成委託料54万円の増額補正につきまして、御説明させていただきます。

この予算につきましては、大政奉還150年に当たる平成29年と、明治維新150年に当たる平成30年を大きなチャンスと捉えて、高知県が主体となりまして、歴史を中心とした「志国高知 幕末維新博」が、平成29年3月から開催されることとなりました。

その概要といたしましては、高知県内にある歴史文化施設などを活用し、実施するものでありまして、本市では、宿毛市立宿毛歴史館が地域会場となっております。

この「志国高知 幕末維新博」を契機といたしまして、歴史資源と連携した観光周遊コースの整備に取り組み、本市への観光誘客促進を図り、持続可能な観光振興に取り組む事業といたしまして、高知県の有利な補助事業を活用して、観光クラスター形成事業を実施しようとするものであります。

本市といたしましても、宿毛市観光クラスター協議会を既に設置をしまして、さまざまな観光資源を取り入れた6つの観光周遊コースを設

定いたしました。

歴史を中心としたコースや、自然を楽しんでいただくコースなどがありまして、今回、このコースごとのマップを作成し、広報することで誘客促進に取り組んでまいりたいと思っております。

さらに、協力事業者を市内から募りまして、クーポン券及びクーポン券用のチラシを作成して、本市での消費の拡大につなげていきたいと考えております。

具体的には、周遊コースマップは6種類、A4サイズで6種類作りまして、コースごとにクーポン券及びクーポン券用のチラシを、各5,000枚作成する予定となっております。

次に、同じく24ページの15節工事請負費、サイクルスタンド設置工事費及び観光案内板設置工事費の231万円、この補正予算のほうについて、御説明させていただきます。

本予算では、先ほども御説明いたしましたが、この6つの観光周遊コース上の観光施設等に、観光案内板を設置し、観光客の利便性を図ることを目的としております。

また、サイクルスタンドにつきましては、サイクリングコース上のポイントになる場所に設置をして、自転車でサイクリングされる、利用される観光客の利便性を図ることとしております。

設置場所につきましては、観光案内板は4基作成する予定でありまして、宿毛駅、松田川沿い、咸陽島公園、それから市街地に設置しようとしております。

予定の看板のサイズですけれども、縦が1メートル22センチ、横が2メートル44センチぐらいの大きさの看板にしようとして、予定しております。

サイクルスタンドにつきましては、5基を予定しておりますが、設置場所は、歴史館、それ

から咸陽島公園、出井の甌穴付近と、山里の家、それから道の駅、この5カ所を予定しております。

続きまして、同じく18節備品購入費、ロードバイク購入費、103万1,000円の補正予算につきまして、説明させていただきます。

このロードバイクにつきましては、詳細に説明をさせていただきます。

近年、全国的に自転車ブームとなっております、特に四国につきましては、サイクリングの聖地にしようとして、愛媛県の中村知事を中心に、積極的に取り組まれておりまして、今治市やしまなみ海道は、今、非常に注目の場所となっております。

一方、高知県におきましても、尾崎知事を先頭に、積極的に売り出そうということでありまして、平成29年度には、県内にサイクリングコースを新たに設定するという予定となっておりますし、また、宿毛市独自の、新たなコースも設定される予定となっております。

先日の9月11日には、高知新聞にも掲載されておりましたが、道の駅みまをスタートし、道の駅めぐり窪川を折り返す、「四万十・南予横断2リバービューライド2016」が行われまして、両県知事を初め、中平市長や沿線の市町の首長さんなんかも、多数参加されるなど、多くの参加者により、にぎやかに開催されました。

幡多地域におきましては、平成24年度から、「四万十・足摺無限大チャレンジライド」、毎年開催されておりまして、県内外から多くのロードバイク愛好者が参加するなど、年々サイクリングブームは盛り上がりを見せてきております。

また、近年は、海外から多くのサイクリストが四国を訪れておりまして、その中には、現地

でレンタルされる方もふえてまいりました。

現在、多くの自治体で、レンタサイクル事業は実施されていますが、県内では、本格的なロードバイクを導入している自治体はありません。そこで、本市としては、「志国高知 幕末維新博」を契機といたしまして、多くの観光客の誘致を図るために、他市町村より、先取りした、新たな取り組みとして、本予算により、本格的なロードバイク6台を購入しようとするものがあります。

購入後は、レンタサイクル事業を実施しまして、先ほども言いましたが、新たに設定した6つの観光周遊コースをめぐることで、多くの方々に楽しんでいただこうと思っております。

議員も言われました、メンテナンスや、利用者対応などの運用体制につきましては、現在もレンタサイクル事業を実施しています一般社団法人宿毛市観光協会などを予定しておりますが、今回、初めての本格的なロードバイクの導入ということで、使用頻度にもよりますが、慎重な取り扱いと定期的なメンテナンスが重要となっております。

そのためには、観光協会職員に対しても、専門店による技術指導を受けるなどの研修も実施してまいりたいと考えております。

また、地元の自転車愛好家の方々のアドバイス等もいただきながら、対応してまいりたいとも思っておりますが、修繕等が、当然、必要な場合につきましては、市内の自転車店のプロの方に、しっかり見てもらって、お願いしていかなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、利用がなければ、高額なバイクを買っても、宝の持ちぐされということになります。市としては、観光協会はもちろんのことですが、ホームページなんかにも載せて、幡多広域観光協議会を初めとする多くの関係機関ともしっかり連携をして、あらゆる

機会を通して、積極的な情報発信を行うことで、多くの方々の誘客を図ってまいりたいと考えております。

原田議員におかれましても、観光協会の理事ということで、日ごろから大変お世話になっておりますが、ぜひこのロードバイク、情報発信をして、売り出していきたいと思っておりますので、ぜひ御尽力いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（和田克哉君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長、3番、原田議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、29ページ、第9款教育費、第4項社会教育費、5目歴史館費、13節委託料、歴史館内展示解説装置新設委託料232万2,000円、歴史館等改修設計委託料200万円。同じく15節Wi-Fi整備工事費140万4,000円、展示ケース増設工事費2,283万6,000円の事業内容について、説明させていただきます。

この事業につきましては、先ほど、商工観光課長の答弁にもありました、「志国高知 幕末維新博」に関連する予算でございます。

本市の宿毛歴史館は、幕末維新博の地域会場の一つとして予定されており、開館して20年以上経過いたしました歴史館をリニューアルする大きな契機と捉え、事業を計画いたしました。

具体的な事業内容につきましては、13節の歴史館内展示解説装置新設委託料につきましては、展示ケースごとに、液晶パネルによる解説装置の設置を計画しております、232万2,000円を計上いたしております。

同じく、歴史館等改修設計委託料につきまし

ては、歴史館の展示室や収納庫の改修及び文教センターの1階のトイレが老朽化しておりますので、その改修工事をするための工事の設計委託料として200万円を計上させていただいております。

また、15節Wi-Fi整備工事費につきましては、歴史館や文教センター1階供用部分でフリーWi-Fiが使えるように、140万4,000円計上いたしております。

なお、本事業によるWi-Fi環境の整備につきましては、県の補助金を活用することから、補助目的にあった整備を実施していく必要がございますので、歴史館及び文教センター1階供用部分での使用に限定される予定となっております。

文教センター各階、各種会議室でありますとか、多目的ホールにつきましては、フリーWi-Fiの使用につきましては、現在のところ考えておりません。

同じく、展示ケース等の増設工事につきましては、歴史館内の新設ケースといたしまして、掛け軸などの高さの必要な資料や、気密性が求められる貴重な資料の展示ができるケース等の増設を考えております。

また、文教センターの1階部分につきましても、歴史館へ誘導できるような、大型の展示ケースを設置することを考えておまして、2,283万5,000円の大きな予算となっております。

いずれの財源につきましても、「志国高知幕末維新博」の取り組みに対して、県が助成してくれる高知県歴史観光資源等活用事業費補助金のうち、地域会場の展示更新や、展示内容等の磨き上げなどに対して補助される歴史資源磨き上げ事業、いわゆるリアル化事業といわれる事業でございますが、補助率3分の2で上限3億円を活用して、事業実施していくことを予定

しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 詳しい説明、ありがとうございます。

ロードバイクのような観光事業につきましては、これまでの類似した事業から考えますと、設置発案者と、運営をする予定者の意識の共有ができていますか。いわゆる同じレベルのモチベーションで、この事業に取り決めるかどうかというのが、成功のかぎになります。そこ、とても重要ですので、実施に当たっては、十分な協議、継続した協議を進めていただきたいと思っております。

そうしまして、歴史館の事業につきましては、県からの事業であります、こちらも担当者のアイデア次第によって、この予算が活かされるかどうか、大きく変わってきますので、担当課長に期待したいと思っております。

以上で質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、質疑をさせていただきます。

議案第2号別冊、平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）でございます。

6月議会で千寿園の誤薬等の事故防止は、職員数を32名から36名体制に、さらに40名体制に、そのうち3名が退職されたと御報告。今は、37名体制で行っているにもかかわらず、その後も誤薬事故が防げず、9月1日より看護師1名増員して、投薬を2名体制としました。

その給与19万2,000円、専決処分をすることの報告を、8月18日議員協議会で受けました。

既に介護職員も増員している中、看護師1名

増員するとなりました。19万2,000円を追加補正したことによって、看護師の職務等を加えることで、職員体制はどのような体制となるのか、伺います。

○議長（岡崎利久君） 千寿園長。

○千寿園長（山岡敏樹君） おはようございます。千寿園長、1番、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第2号別冊、平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）、8ページをごらんください。

歳出、第1款総務費、第1項施設管理費、1目一般管理費、19節負担金補助及び交付金、職員受入事業費負担金19万2,000円についてです。

平成29年4月より指定管理者となる社会福祉法人宿毛福祉会から、看護職員1名を、9月1日から派遣していただいております。

9月分の賃金相当分を宿毛市福祉会に負担金として支払うためのもので、今回の議会で承認していただくものです。

積算内訳としましては、日額8,700円掛ける22日分、19万1,400円となっております。

また、川田議員から、看護職員の増員によって、職員体制はどう変わったのかという御質問です。

これまで、投薬作業は介護職員のみで行ってききましたが、派遣看護職員の増員によって、投薬時に看護職員が関与することができ、投薬2人体制を円滑に行えるようになりました。

これまで、投薬2人体制においては、朝食、夕食時には、投薬確認者が2ユニットを担当しておりました。この増員によりまして、朝食時において、各ユニット、2人で投薬を行うことができるようになりました。

また、夕食時には、8ユニットありますけれ

ども、その半分の4ユニットで、確実に2人で投薬を行うことができるようになりました。

また、ほかの4ユニットについては、投薬確認者が2ユニットを担当して、投薬2人体制を確保しております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 結局、職員の不始末は市民の税金で賄われることとなります。これからもしっかりと、よろしくお願い申し上げます。

終わります。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 12番、質疑をさせていただきます。

私が質疑をいたしますのは、議案第17号別冊、平成28年度一般会計補正予算（第4号）であります。

2点ほどありますが、1点ずついきたいと思っております。

まず、24ページ、第6款商工費、5目観光費、18節備品購入費、ロードバイク購入、103万1,000円であります。

この予算につきましては、先ほど、原田議員のほうからの質疑で、おおよその内容についてはわかりましたが、1点だけ、私の心配するところがありますので、お聞きをさせていただきたいというふうに思います。

実は、先月になるんですが、私の家のすぐ近くで、ロードバイクと歩行者の事故がありました。歩行者が救急車で運ばれて、いまだに入院生活を送っているわけですが、全国的に見ると、今、この自転車と歩行者の事故によって、多額の保険金が支払われる案件があったりということをよく聞くわけですが、この宿毛市が購入するロードバイク、これをまたレンタルして、一般の市民なり、市外から来られた方にお貸しをするということで、この事故のことも想定した

形で進めているのかということについて、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） 商工観光課長、12番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、24ページ。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、18節備品購入費、ロードバイク購入費、103万1,000円の増額補正についてであります。先ほど、原田議員の質疑でも説明させていただきました。

本予算で、初めて本格的なロードバイク6台を購入するという事で、幕末維新博の観光の大きな目玉として、これを大いに売り出していきたいというふうに考えております。

議員が言われますように、このロードバイクは、一般的な自転車と比べまして、走行スピードも速いということと認識しております。そのため、大きな事故につながるということが危惧されております。現在、宿毛市観光協会がレンタルしておりますアシストつき自転車や、マウンテンバイクを利用する場合には、事故等に対応するための傷害保険に、必ず加入することとなっております。

近年の自転車による歩行者等との事故が、社会の大きな問題となっていることは、認識しているところであります。

この交通事故は、いつ、誰が、どこで起こすのか、また起こされるのか、これはわかりません。その万が一のことを考え、今回、購入するこのロードバイクにつきましても、傷害保険に加入するよう、観光協会ともしっかりと協議してまいりたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 再質疑をさせていただきます。

これ、商工観光課長に聞くよりも、市長に聞いたほうがいいんじゃないかというふうにも思うんですが。

今回、6台のロードバイクを購入をするということで、議案としてあがっておりますが、先ほど、商工観光課長の説明の中でもありましたように、県内全体がコースを設定して、ロードバイクを中心とした観光誘致をしよう。愛媛県とも連動しようということで、進んでいると聞きましたが、先日のニュースでも、先ほど言いました、三間から四万十町までのコースを走ったということで、そのときに、コースとすれば、海岸線を走るコースも設定できたんじゃないか。宿毛市を通るコースもできたんじゃないかというふうにも考えますが、そういうところがなかったというふうにも聞きます。

これからコース設定、6コース設定するということですが、やはりロードバイク、スピードも出ますし、距離もかなりの距離を、1日に走るということになれば、近隣市町村との連携、また台数も今の6台じゃなくて、ふやしていくんじゃないかというふうに思いますが、今後の展望について、もしわかればお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、現在、既に愛媛県のほうは、かなりの数のコース設定がなされてまして、議員の皆さんも見たことがあるかと思いますが、愛南町なんかに行くと、道の左側に、ずっとブルーラインを引っ張ってまして、もう既にコース設定して、スタート地点から何キロで着きますよとか、そういうことをずっと書いてます。

愛媛県内、かなりの数のコース設定をされて

いるという形の中で、愛媛県から高知県という形の中で、2リバーという形で、2つの川をとということで、2リバービューライトという形で、現在、そういった観光目的なのかな、そういった形でのイベントも開かれているということで、先日、視察も兼ねて参加をさせていただいたところでございます。

そういった中で、そのときの冒頭の御挨拶の中で、尾崎高知県知事本人も言われてましたが、高知県もともにやっていきますという形の中で、コース設定をしようと、現在、しております。

それが高知県内の、距離が長くなりますので、1自治体ではコース設定ができないという形の中で、いろいろコース設定をしていく。そして、宿毛市独自の、市内のコースも1カ所、設定をしていくというふうに、今、計画をしているところでございまして、愛媛県では、もう既に、かなりの場所で、このロードサイクルのレンタル事業を、もう開始をしております。そして、全国的に見ても、かなりのところでやっています。

ただ、高知県内を見たときに、自転車屋さんがレンタサイクルをやっているところはあるんですが、自治体として、例えば観光協会とかで、道の駅とか、そういったところで貸し出しをしているところは、現在ありませんので、これからふえてくるとは思いますが、そういった中で、先駆けて、宿毛市がロードサイクルのレンタルバイク事業をしようとしているところでございまして。

まずは、そういった宿毛に来ようとする方々に、例えばホームページであるとか、そういったところを見たときに、レンタサイクルがロードバイクを置いているという、一つはそういう取り組みに対して、頑張っているんだと、そういうふうな発信をしていきたいという思いもありますので、どうしてもサイズ設定があります

ので、当初は6台からスタートということで、3サイズ、用意をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

このレンタルの使用頻度を見ながら、これから先、どういったふうな形でレンタルバイクをふやしていくのか。また、ニーズによっては、いんな自転車がありますので。クロスバイクであるとか、今、四万十市なんかも、御用意していると思いますが、いろいろな、ほかのスポーツバイク等もございますので、そういったニーズ等も十分把握しながら、発信をしていきたい。そして、この事業を進めていきたい、そのように思っております。

まずは、高知県内で自転車に関しまして、しっかりと取り組みをしているというPRのためにも込めまして、今回、購入をさせていただきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 市長、突然の質疑、すごく丁寧に説明していただきまして、ありがとうございました。

次に、もう1点、同じ議案第17号別冊ですが、27ページ、第9款教育費、3目学校建設費、13節の委託料で、4,314万3,000円が計上されております。

宿毛小学校の屋内運動施設、体育館の基本設計と実施設計の業務委託料が4,064万3,000円とありますが、通常の体育館と比べると、委託料が若干、高いんじゃないかというふうに思いますが、どのような体育館を建てようとしているのかについて、まずお示しを願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（桑原一君） おはようございます。教育次長兼学校教育課長、

寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、27ページ、第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費、13節委託料のうち、宿毛小学校屋内運動場建設基本実施設計業務委託料4,064万3,000円についてでございますが、今回の宿毛小学校につきましては、議員から御指摘のような、通常の小学校の体育館の建設ではなく、津波の被害が想定される地域に、新たに建設する予定の小学校ということですので、最低でもL1クラスの津波については、アリーナが浸からない体育館を想定できないかということがございまして、1階部分はピロティー方式という形で、上げる形の体育館を想定しております。それプラス、1階部分のピロティー部分を、何か複合的な施設として、小学校の体育館以外の施設としても、使えないかということも込めた設計費ということにしておりますので、通常よりは高くなった設計費の額になっているというふうなもので、計上させていただいております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 再質疑をいたします。

通常であれば、基本設計をやった後に、実施設計という形を、今まではとっていたんじゃないかというふうに思いますが、今回、基本設計と実施設計を同時に行うということの理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（桑原 一君） 再質疑にお答えをいたします。

建設部門のほうにお伺いしますと、実際に基本設計をやって、実施設計をやるというよりも、一括で、重複する部分も発生してくるということがあるようで、そのほうが、経費的にも削減

されるというふうにお聞きしておりますので、今回は一体で委託をさせていただこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 一括のほうが安くできるということであれば、安いほうがええわけなんで、もし別々にやった場合に、基本設計と実施設計が、どれだけの割合になるのかというのがわかっていれば、後でお示しを願いたいと思いますが、これについては、これ以上は質疑をするつもりはございません。

もう1点の、物件移転補償調査委託料250万というのが、同じ項目にあります。以前、500万ぐらいかけて物件移転の調査をやったというふうに認識をしておりますが、今回、この250万を追加補正して、どのような調査をしようとするのかについて、お示しを願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（桑原 一君） 寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、27ページですが、第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費、13節委託料のうちの、宿毛小学校物件移転補償調査業務委託料の250万につきましては、議員から御指摘のように、宿毛小学校の北側用地の部分と、東側用地にあります民有地につきましては、前回、物件移転等の調査をさせていただいておりましたが、実際、全部の調査を一括でさせていただくようにしておりましたけれども、1世帯につきましては、そのときに、調査について御同意をいただけておりませんでした。今回、改めてお願いに行きましたら、その1軒、1世帯につきましても、調査につい

て御同意をいただいておりますので、その1世帯について調査をさせていただくために、計上させていただいているものでございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 丁寧な説明、ありがとうございました。

これで私の質疑を終わります。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） おはようございます。松浦でございます。

今回、私が質疑をいたしますのは、議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、ページ26ページ。

第7款土木費、第4項都市計画費、3目公園費、13節委託料、公園維持管理委託料130万円についてであります。

この公園につきましては、いろいろと今日までかかわってきた一人として、大変思いもありますので、確認の意味で質疑をさせていただきます。

まず、委託ということですが、この委託先とか、選定等についての方法について、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 都市建設課長。

○都市建設課長（中町真二君） 都市建設課長、11番、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、26ページ、第7款土木費、第4項都市計画費、3目公園費、13節委託料、公園維持管理委託料130万円についての御質問です。

委託先について、どう考えているのかということですが、現時点におきましては、どのような業者を選定するかは決まっておりませんので、今後、建設工事等指名業者選定委員会にて協議検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、具体的に、確定しておらないということで、この予算が通過したところで、指名選定委員会等を開くというような道順かと思っておりますけれども。

次に、この130万円で、この公園の芝生については、市長も御案内のとおり、宿毛市から、日本サッカー協会のほうに申請をして、芝をもらいポット苗を育成をして、ああいうような状態になったわけですが、

この130万円、聞くところによると、10月からの半期というお話ですが、この130万円で芝刈りとかをやるようになっておると思っておりますけれども、この公園全ての部分を委託しようとしているのか、その委託内容、具体的にどういうことを委託しようとしておるのか、財源の内訳等とも絡んでくると思っておりますけれども、そこあたりお示しをいただきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 都市建設課長。

○都市建設課長（中町真二君） 都市建設課長、11番、松浦議員の再質疑にお答えします。

130万円の内容について、まず御説明いたします。

ことしの6月に市民の皆様の御協力を得て、ポット苗の植えつけ作業を行ったのですが、おかげをもちまして、現在は広場一面、緑の芝生になっております。

この広場は、大規模な災害発生時には、防災広場として使用しますが、日ごろにおきましては、芝生化された多目的広場として開放し、多くの方に利用していただきたいと考えております。

今回の委託料につきましては、芝生の良好な状態を保つために、欠かすことのできない芝刈り、肥料散布、除草剤散布、散水などの一連の作業に要する費用になります。

また、その維持管理区域についてですが、芝の植えつけを行った範囲、約1.1ヘクタールになります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、芝生を植えたところというところですけども、あれをまた上から見たら、全部、全ての区域を、芝刈りから肥料とか含めて委託をするということでありませう。

ぜひ、聞くところによると、一部、これまでの公園の維持管理費の中で、職員が委託をしたにもかかわらず、職員が刈っておったというような部分の話もお聞きをいたします。

ぜひ、しっかりと管理といいますか、いつでも使えるというような状況にさせていただきたいと思っております。

市長も、ポット苗を移植するときには、先頭に参加されて、愛着もあろうかと思っておりますけれども、ぜひ、有効な活用いたしますか、本当に市民が憩いの場という位置づけもあろうかと思っておりますけれども、ぜひ、市民が楽しめる、子供たちが遊べる、球技もできるようにでございますので、ぜひ維持管理のほう、徹底をしていただくよう、よろしく願いをいたします。

これは、質疑とは関係ないわけですけども、あの公園の一部、私もどうなっているか見に行ったら、一部、除草剤で、せつかく移植した芝が枯らしておるといような部分も見られますので、ぜひ、今後の管理をしっかりしていただくことを求めて、質疑を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに質疑がありません。

るので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日議題となりました議案のうち、「議案第1号及び議案第2号」については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号及び議案第2号」については、委員会の付託を省略することに決しました。

本日議題となりました「議案第3号から議案第34号まで」の32議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、9月15日、9月16日及び9月20日、9月21日は休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、9月15日、9月16日及び9月20日、9月21日は、休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月15日から9月22日までの8日間は休会し、9月23日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時52分 散会

議案付託表

平成28年第3回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (22件)	議案第3号	平成27年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第4号	平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第5号	平成27年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第6号	平成27年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第7号	平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第8号	平成27年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第9号	平成27年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第10号	平成27年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第11号	平成27年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第12号	平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第13号	平成27年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第14号	平成27年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第15号	平成27年度宿毛市給与等集中処理特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第16号	平成27年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について
	議案第17号	平成28年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第18号	平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第19号	平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
	議案第20号	平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
	議案第21号	平成28年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
	議案第22号	平成28年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について
	議案第23号	平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

	議案第24号	平成28年度宿毛市水道事業会計補正予算について
総務文教 常任委員会 (5件)	議案第25号 議案第26号 議案第27号 議案第28号 議案第29号	宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例の制定について 高知縣市町村総合事務組合理約の変更について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
産業厚生 常任委員会 (5件)	議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第33号 議案第34号	市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の変更について

平成28年
第3回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第18日（平成28年9月23日 金曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第34号まで

（議案第1号及び議案第2号、討論、表決）

（議案第17号から議案第34号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 委員会調査について

第3 意見書案第1号及び意見書案第2号

意見書案第1号 参議院議員選挙区の合区解消を求める意見書について

意見書案第2号 「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書について

第4 自衛隊誘致調査特別委員会の設置について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第34号まで

日程第2 委員会調査について

日程第3 意見書案第1号及び意見書案第2号

日程第4 自衛隊誘致調査特別委員会の設置について

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君

次長兼庶務係長 小野 り か 君

兼調査係長

議事係長 奈良和美君

----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中平富宏君
副市長	岩本昌彦君
企画課長	黒田厚君
総務課長	河原敏郎君
危機管理課長	楠目健一君
市民課長	立田ゆか君
税務課長	児島厚臣君
会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	佐藤恵介君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長	
兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

-----・-----・-----

午前10時01分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第34号まで」の34議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号及び議案第2号」の2議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、これを承認することに決しました。

これより「議案第17号から議案第34号まで」の18議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（松浦英夫君） 予算決算常任委員長。

本委員会に付託されました議案第17号から議案第24号までの8議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、9月15日と9月16日の2日間にわたり、審議を行いました。

その後、9月21日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案8件につきましては、

原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）の14ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、19節負担金補助及び交付金、U・Iターン住宅改修事業費補助金150万円についてであります。

本件は、移住定住促進を目的として、移住者が居住するための住宅改修についての補助制度であり、3件分の増額をするものであります。

委員からは、あらかじめ件数を予測できなかったのか、との質問があり、執行部からは、当初の想定以上に空き家についての相談が増加しており、来年度の予算編成時には、十分に精査した上で計上するとの回答がありました。

続きまして、同じく23節償還金利子及び割引料、U・Iターン住宅改修事業費補助金返還金12万8,000円についてであります。

本件は、当該制度を活用して、住宅改修を行った箇所の一部での営利目的使用が判明したことによる補助金の一部返還であります。

委員からは、営利目的事業の内容と、判明の経緯についての質問があり、執行部からは、簡易宿所として使用しており、ふるさと納税の返礼品の登録申請時の内容から判明した、住宅改修物件の営利目的使用の有無については、電話等で確認を行っており、今後も補助金申請時に十分確認を行っていくとの回答がありました。

続きまして、15ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、18目ふるさと寄附金費、12節役務費、手数料10万8,000円について

てであります。

本件は、ふるさと納税制度を通じて、本市の魅力と、特産品のアピールや、寄附金額の向上のため、ふるさと納税ポータルサイトに、本市の特集プランを1カ月間掲載するための手数料であります。

委員からは、ふるさと寄附金基金から充当はできないのか、との質問があり、執行部からは、ふるさと寄附金費については、当初予算で全額基金から充当しており、寄附していただいた方の意向もあり、財政との調整の結果、一般財源としたとの回答がありました。

続きまして、27ページ、第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費、13節委託料、宿毛小学校屋内運動場建設基本実施設計業務委託料4,064万3,000円についてであります。

本予算は、年度内での業務終了の見込みがないため、繰越明許費に追加しているものであります。

委員からは、繰越明許費として全額計上しているのはなぜかとの質問があり、執行部からは、成果品の受領まで7カ月かかるためである、との回答がありました。

委員からは、市内の業者への委託は可能かとの質問があり、執行部からは、指名選定委員会等により、これから検討していくとの回答がありました。

続きまして、同節委託料、宿毛小学校物件移転補償調査業務委託料250万円についてであります。

本件は、宿毛小学校の北側の民有地について、同意のなかった1世帯の同意を得たため、調査するものであります。

委員からは、以前実施した6世帯についての調査は約500万円だったにもかかわらず、1世

帯が250万円というのは、高過ぎるのではないかとの質問があり、執行部からは、対象は1世帯だが、建物が木造建物と非木造建物といった、2棟に分かれていることと、以前に実施した、平成26年度から積算の根拠となる人件費や打ち合わせ時における歩掛け等が大きく変更されたためである、との回答がありました。

続きまして、29ページ、第9款教育費、第4項社会教育費、5目歴史館費、9節旅費、普通旅費80万円。同じく11節、需用費、印刷製本費68万6,000円、13節委託料、432万2,000円、及び15節工事請負費2,424万円についてであります。

本件は、全て「志国高知 幕末維新博」に向けた取り組みであり、資料調査のための全国各地への旅費、歴史館の改修設計委託料、Wi-Fi整備及び展示ケース等増設工事費等であります。

委員からは、旅費について、宿毛市と関係のあるところが全国にあるということかとの質問があり、執行部からは、調査先については、鹿児島から北海道までの11カ所を考慮しており、全て宿毛市とはゆかりの深いところである。

資料調査はもとより、同時に訪問先での人間関係の構築や、企画展や誘客等に結びつけていきたいとの回答がありました。

また、委員から、展示ケースの材質についての質問があり、執行部からは、通常の博物館が使用している、紫外線カットの強化ガラスであり、可動式のケースについては、エアタイトといった密封式のケースを考えているとの回答がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）の22ページ、第4款

衛生費、第3項清掃費、1目塵芥処理費、18節備品購入費、公用車購入費151万1,000円について、報告いたします。

本件は、事故により廃車となった公用車について、業務に支障がでていることから、新たに購入しようとするものであります。

委員からは、事故の概要はどのようなものか、また職員にけが等になったのかとの質問がありました。

執行部からは、埋立処分地である環境管理センターへごみを搬入していたところ、高さ2メートルほどの埋立用の穴に転落したもので、修繕を行おうと検討したが、購入から15年を経過し、老朽化も激しく、修繕は不可能であると、自動車整備業者から回答を受けたため、新たに購入するものであります。

また、職員は、後部確認のため降車していたので、けが等はないとの答弁がありました。

委員からは、けが等がなかったのはよかったが、車両の取り扱いの指導や、車どめを行う等、事故防止に努めるよう、厳しい指摘がありました。

続きまして、同24ページ、第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、11節消耗品から18節備品購入費までの合計406万3,000円について、報告します。

本件は、平成29年3月から開催される「志国高知 幕末維新博」において、宿毛歴史館が地域会場となっていることから、宿毛の歴史資源と観光資源を融合させた観光クラスター形成事業として、ロードバイクを活用した観光周遊コースの整備等を行うもので、ロードバイクの購入を初め、周遊マップの作成や、観光案内板の設置等を行おうとするものであります。

委員からは、市民との接点を持ちながら、内容を検討しているのかとの質問がありました。

執行部からは、副市長をトップに、観光協会や教育委員会等が構成委員となり設置した観光クラスター協議会を中心に、事業内容を検討している状況であり、旅館組合等とはこれから協議していくとの答弁がありました。

委員からは、観光客との接点は、旅館業や飲食店等の市民で、その市民のさまざまなおとなしがりピーターにもつながるもので、青年会議所や商工会議所といった、市民を巻き込んで、周遊コースやイベントの実施等の検討を行うべきであるとの意見がありました。

以上で、本委員会に付託されました8議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（野々下昌文君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました、5議案の審査結果の御報告をいたします。

議案第25号は、宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例の制定についてであります。

本案は、宿毛市内における交通空白地域の解消を目的として、コミュニティバスの実証運行を実施するに当たり、必要な事項を条例で定めようとするものであります。

議案第26号は、高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

本案は、高知県自治会館の新庁舎移転に伴い、高知縣市町村総合事務組合が移転となりましたので、高知縣市町村総合事務組合規約の一部を変更しようとするものであります。

議案第27号から議案第29号までの3議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

本案は、沖の島辺地の簡易水道施設、宿毛北部辺地の交通通信施設、栄喜辺地の簡易水道施設の整備を実施するに当たり、辺地対策事業債

の申請を行うため、本計画を策定する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものがあります。

以上5議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案5件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山上庄一君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案5件につきましての審査結果を御報告いたします。

議案第30号から議案第33号までの4議案は、市道路線の認定についてであります。

内容につきましては、一ノ又線、舟ノ川中線、長田町中線、新田6号線の4路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき、道路の路線を認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、長田町中線付近の道路について、行きどまりで、利便性がよくない状況があり、火災時や津波対策といった防災面も考慮し、与市明方面へ抜ける道路の整備をするなど、利便性の向上を図ってはどうかとの質問がありました。

執行部からは、対象となる土地には、県有地も含まれるため、県とも協議しながら、検討していくとの回答がありました。

続きまして、議案第34号は、市道路線の変更についてでございます。

内容につきましては、高砂北3号線について、道路法第10条第3項の規定に基づき、道路の

路線を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上の議案の審査に当たっては、担当課より詳しい説明を受け、慎重に行った結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました5議案についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第17号から議案第34号まで」の18議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第17号から議案第34号まで」の18議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 全員起立であります。

よって「議案第17号から議案第34号まで」の18議案は、原案のとおり可決されました。

「議案第3号から議案第16号まで」の14議案については、予算決算常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第2、委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第3、意見書案第1号「参議院選挙区の合区解消を求める意見書」及び意見書案第2号「同一労働同一賃金の実現を求める意見書」の2件を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

2番川村三千代君。

○2番(川村三千代君) おはようございます。2番、川村三千代です。

初めて意見書を提出させていただくこととなりました。どうか御審議、よろしく願いいたします。

私が今回、意見書を提出いたしますのは、参議院議員選挙区の合区解消についてでございます。

この件につきましては、私、さきの6月議会

でも一般質問で取り上げさせていただきました。市長が初めて導入される選挙制度について、どのような御見解をお持ちなのか、一般質問でいたしましたところ、市長のほうからは、これはやはり地方の切り捨てにつながる選挙制度であり、知事を初め、各自治体の長とも連携をとりながら、合区制度解消に向け、努めていきたいという、大変力強い、頼もしいお言葉を頂戴いたしました。

そしてその後、いよいよ7月に行われました参議院議員選挙ですけれども、どうしても高知県民は、高知県が、そして地方が切り捨てられていく、見放されていくような、そういった思いで、憤りそしてまたむなしさを感じた有権者の方が多かったことと思います。

それが、全国ワースト1という低投票率となってあられました。

そして、実際に、投票所に足を運んだ方の中には、白票という形で、その思いを表現したり、また直接、投票用紙に合区反対、合区解消と書かれた方もいらっしゃいました。本当に人口減少地域における合区制度、これは国会における地方選出議員の減少に直接つながっていき、都市と地方の格差の拡大にますますつながってまいります。

都市部の一極集中、それはますます地方の疲弊、そして衰退につながってくると思います。都市部の選出の議員ばかりで、都市の論理ばかりで、この国が、政策が決められていっているのか、本当にそういったことを危惧しております。

都市圏のにぎわいはもちろんですけども、地方の活性化、これを図らなければ、国としては大変いびつな構造、形となってくると思います。

これが日本の健全な発展の形、反映の形とい

えるのでしょうか。そして、それは、すなわち最後には国の脆弱性につながってくると思います。

そういった点からも、私は以下の2点を強く国に要望してまいります。

1. 参議院議員選挙区の合区を速やかに解消すること。

2. 今後の国土保全と地方の創生と活性化を図るため、各都道府県には最低でも1議席は確保できるよう、必要な立法措置を速やかに講じること。

この2点を、地方自治法第99条の規定によって、意見書として提出いたしたく存じます。

どうか議員の皆様方には、初めての合区制度が取り入れられた、導入されたこの高知県民、そして何より地方の厳しさ、苦しさを実感し、それを解消しようと努めている地方議員の一員であるというこのことを胸に、よろしく御審議をお願いいたしたく、そして御賛同いただきませうようお願いをいたします。

以上、合区解消に向けての意見書の提案理由の説明でございました。

ありがとうございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 10番、野々下昌文でございます。

私は、同一労働同一賃金の実現を求める意見書を提出いたします。

この意見書の読み上げをもって、提案理由の説明させていただきます。

女性や若者などの多様で柔軟な働き方を尊重しつつ、一人一人の活躍の可能性を大きく広げるためには、我が国の労働者の約4割を占める非正規雇用労働者の待遇改善は待ったなしの課題であります。

現在、この非正規雇用労働者の賃金やキャリ

ア形成などの処遇において、例えば非正規雇用労働者（パートタイム労働者）の時間当たりの賃金は正社員の6割程度と、正規と非正規の間で大きな開きがあるのが現状です。

今後急激に生産年齢人口が減少していく我が国において、多様な労働力の確保とともに、個々の労働生産性の向上は喫緊の課題であり、賃金だけでなく、正規・非正規を問わず、社員のキャリアアップに資する教育訓練プログラムの開発及び実施を含めた、雇用の形態にかかわらず均等・均衡待遇の確保がますます重要になっています。

今このとき、非正規労働者の賃金の見直しやキャリアアップ、さらに正社員転換を視野に入れたワークライフバランスに資する多様な正社員のモデルケースなどの普及も含め、「同一労働同一賃金」の考えに基づく非正規労働者の待遇改善のための総合的な施策を迅速に実施できるかどうか、私たちの地域そして我が国の将来を左右すると言っても過言ではありません。

以上のことにより、政府においては日本の雇用制度に既にビルトインされている独自の雇用慣行や、中小企業への適切な支援にも十分に留意し、非正規雇用労働者に対する公正な処遇を確保し、その活躍の可能性を大きく広げる「同一労働同一賃金」の一日も早い実現のために下記の事項についてちゅうちょなく取り組むことを求めます。

1. 不合理な待遇差を是正するためのガイドラインを早急に策定するとともに、不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定を整備すること。

2. 非正規雇用労働者と正規労働者との不合理な待遇差の是正並びに両者の待遇差に関する事業者の説明の義務化などについて関連法案の改正等を進めること。

3. とりわけ経営の厳しい環境にある中小企業に対して、例えば非正規雇用労働者の昇給制度の導入等の賃金アップや処遇改善に取り組むためのさまざまな支援のあり方についても十分に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出をいたします。

よろしく御審議の上、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「意見書案第1号及び意見書案第2号」の2件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「意見書案第1号及び意見書案第2

号」の2件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま「意見書案第1号及び意見書案第2号」の2件が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第4、自衛隊誘致調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

この際、提出者の説明を求めます。

5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 5番、山本 英です。

ただいま議題となっております自衛隊誘致調査特別委員会の設置について、動議の提案を行います。

宿毛湾は、昭和61年に重要港湾の指定を受け、商業港として早期開港を目指し整備され、平成31年の第2防波堤の完成で、ほぼ整備が完了することとなっております。

この間、当議会におきましても、類似の特別委員会を立ち上げ、宿毛隆盛のための企業誘致活動等に努めてまいりましたが、バブルの崩壊、経済のグローバル化の流れで、企業の海外進出が相次いだことなどにより、思うような成果が得られませんでした。

また、見通し得る将来にわたり、地政学的にも、これ以上の企業の誘致は困難が伴うであろうと判断しております。

しかしながら、我が国の安全保障に目を転ずれば、我が国の南西地域の防衛強化が、現防衛大綱にうたわれており、配備の見直しが行われ

つつあります。

海上自衛隊は、増強されようとしておりますが、既に海上自衛隊の主要港湾は手狭な状態で、宿毛に前進基地機能を維持する補給訓練、休養等の支援基地を持つことが、これに適合するのではないかと着目いたしました。

また、災害派遣が自衛隊の主任務に格上げされましたが、ここに着目すれば、海上自衛隊のみならず、陸上自衛隊の駐屯にも期待ができます。すなわち、高知駐屯基地からでは、生存限界とされる72時間では、幡多地区に展開できないとの図上演習の結果が出ており、幡多地域の我々としては、平時からの駐屯を期待せざるを得ません。

また、災害部隊の増勢には、艦船による宿毛港湾からのアクセスが有効ではないかと考えられ、海上自衛隊の基地ができれば、これに大いに寄与することになります。

自衛隊誘致が成就できれば、その結果として、人口減少に歯どめがかかるほか、農林水産物の地産外商につながり、また、消費活動が活性化され、商業活動にも資するものと考えております。

さらには、念願であります8の字高速道路の佐賀から愛南町間の早期完成が見込まれます。

宿毛市では、宿毛創生総合戦略を策定し、また、U・Iターン施策を重視しておりますが、20年後には、約1万5,000人になると予想されており、人口減少に歯どめがかかる情勢になるには、あらゆる施策を講じなければならない現状であると考えます。

これを要するに、自衛隊誘致は我が国の安全保障に寄与するとともに、宿毛の活性化に大いに資するものと考えられ、宿毛にとって緊要な選択肢であると確信する次第であります。

議員各位の賛同をいただきますようお願い申

し上げて、議案提案の説明といたします。

○議長（岡崎利久君） これにて、提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 8番、山戸 寛です。

今回、私は、自衛隊誘致調査特別委員会の設置に対して、反対の立場から討論を行いたいと思います。

私は、特にこの委員会の目的が、誘致調査という名称であるにもかかわらず、自衛隊をこの宿毛市に誘致することに附随する諸問題や、そのもたらす影響の是非について調査し、検討する段階を踏むことなしに、誘致を全面的に肯定し、誘致のための委員会としてスタートすることに対して、余りにも性急であり、短絡的でありはしないかと、危惧の念を抱かないではいられません。

しかしながら、過日の議員協議会においてなされた、本案件の提出者である同僚議員への質疑に際して、私は、自衛隊に対する自己の無知と、情報不足を痛感すると同時に、余りにも肥大化し、拡大化した願望や期待からくる自衛隊誘致への評価に対して、どのように立ち向かえばよいのか、何らの準備もないままに自己の無力を痛感せずにはいられなかったことも事実であるといえましょう。

それは、まさしく無を証明することの困難さ、願望や幻想から生じてくる仮定の事項に対して、仮定の事項によってしか立ち向かえないもどか

しさを痛感した、そういうひと時であったと、深く反省しているところでもあります。

今回は、その轍を踏むことのないように、できる限り具体的な資料に即して、一種の問題提起という形で、討論を行いたいと思います。

もちろん、これから述べようとするのは、極力、仮定や願望を排して行うものであり、自衛隊の誘致に伴って派生するであろうことが想定される諸問題とは無縁であり、いわば問題の初歩の初歩、とば口にしか該当しない部分に限られたものとなってしまっていることを、まず事前にお断りしておきます。

前置きが長くなってしまいましたが、本論に入ります。

ここでは、大きく、特に話題となっている陸上自衛隊基地の誘致の可能性と、誘致のもたらすプラス効果の一つとされる地域の活性化という2点に限定する形で、懸念事項を指摘しながら討論を行いたいと思います。

まず第一に、自衛隊、特に海上自衛隊が現有の基地をどのように評価しているのか。海上自衛隊五大基地の概要という資料があるんですけども、この資料に即して御説明申し上げます。

この資料の説明、記述に従えば、これから読み上げる地名が、果たして私の読み方が正しいかどうかわかりませんが、読み上げさせていただきますが。

横須賀、近年吉倉地区に逸見岸壁が完成し、長年苦しんでいた岸壁不足が緩和された。

呉、五大基地中最大の係留能力を持つ。

佐世保、立神棧橋は、在日米海軍基地内に間借りしている状態。さらに、航路や沖合停泊の場所が日米地位協定によって、一方的な制約を受けるなど、海事基地としての利便性と完結性には、やや難があるのが悩み。

舞鶴、係留施設は全長1,020メートルに

も達する北吸棧橋1本で、この棧橋に縦列駐車のごとく、艦艇が一直線に接岸するという珍しい基地である。

大湊、依然として不安定な北の海ににらみをきかせている。

それぞれに端的に概説された以上の記述に従えば、佐世保について、やや難があるのが悩みと記されてはいても、新たに基地を開設する必要があるのか。少なくとも、この資料による限りは、その切迫性、つまり差し迫って必要であると感じ取れる表現はありません。

また、平成25年12月17日付の内閣官房長官談話によれば、防衛力の水準をおおむね10年で達成するために策定し、当初、5年間に達成すべき計画を定めた中期防衛力整備計画においても、防衛予算を各年度、おおむね2兆3兆9,700億円程度の枠内とする中、平成26年から同30年までの現行中期防衛力整備計画では、海上優勢の獲得・維持の項目で、整備していく護衛艦、潜水艦、ヘリコプター等々に触れた後、防衛力の能力発揮のための基盤として、駐屯地、基地等の抗堪性、難しい言葉ですが、敵の攻撃を受けた場合にも機能を失うことなく、軍事的活動を実施する能力とされています。この抗堪性を高める。

特に、滑走路や情報通信基盤の維持、燃料の安定的供給の確保を初めとして、駐屯地、基地等の各種支援機能を迅速に復活させる能力を強化すると記され、現有の基地や駐屯地、その周辺的能力や機能の向上について触れられていても、新たな基地の開設を示唆する記述は見当たりません。

宿毛湾港に関係すると思われる部分としては、今、述べた抗堪性を高める以下の文章に続いて、また各種事態発生時に、これはいわゆる戦闘を伴うものもあれば、あるいは災害出動というこ

ともあるんでしょう。そういうような各種事態発生時に、民間空港・港湾の自衛隊による速やかな使用を可能とするため、特に南西地域における展開基盤の確保に留意しつつ、各種施策を推進するとあるだけで、民間港湾の軍事基地化を示唆するものとはなっていません。

次期中期防衛計画の策定に際して、現行ではなしに、次の中期防衛計画の作成に際しての改変を促すための働きだと、そういう旨の説明が提出議員からは、以前ありましたが、一種願望を、期待としてなされましたが、基地を新たに開設するためには、膨大な予算の投入が必要となることは明らかです。少なくとも、地域人口の減少に歯どめをかけて、地域経済に大きく貢献することを期待するなら、それなりの規模の基地が必要となるでしょう。

しかしながら、防衛省の出している我が国の防衛と予算という、平成28年度概算要求の概要を読んでみても、国土防衛能力の強化のためには、まだまだほかに急を要する事案がいっぱいある上に、国民の全体の生活を考えるなら、不要不急の新基地の開設より以前に、国土強靱化の推進や、地方創生を筆頭に、やらなくてはならないことが山積しているというのが実情でもあります。

それと同時に、いかに自国の領土、領海内のこととはいえ、国際的な関係を抜きにして語ることは不可能です。

今、我が国日本が近隣諸国との緊張をさらに高めることとなる可能性を持つ新基地の開設に踏み切るだけの必然性、可能性があるのか、私は個人的な考えだと言われるのかもしれませんが、その可能性、必然性に疑問を感じるとともに、そうまでして宿毛に基地を開設することが正しいことであるかどうか、疑わないではおられません。

次に、自衛隊の基地ができれば、人口減少に歯どめがかかると主張される同僚議員に答えるために、地域活性化の原点とされている人口の問題に移ります。

ここに呉市、佐世保市、下関市、舞鶴市、余市町、むつ市、うるま市の人口ビジョンから抜粋した資料があります。見事なものです。

沖縄基地隊がある勝連地区を含むうるま市以外、人口減少に直面していない自治体、人口減少が課題となっていない自治体はただの一つもありません。

呉市しかり、佐世保市しかり、大規模な軍港由来の基地を抱える自治体であっても、あるいはもっと小さな、比較的小規模な余市防備隊の基地があり、2010年度時点で、人口2万3,000人程度と、宿毛市と似たような人口を持つ余市町においても、それは全く同じことです。

四つの町村が合併して誕生したうるま市は、沖縄基地隊のある勝連地区に限らず、近隣のいずれの地区も同様の人口増加を示している点で、沖縄の人口動態は本土の状態とは、同列には扱えないことを示しています。

そんな遠くのまちに限らず、香南市の人口ビジョンについて言えば、香南市の人口は、これはその中に書かれているんです。香南市の人口は、平成21年の自衛隊誘致に伴い、2年間ほど増加に転じていたが、近年は緩やかな減少傾向にあります、そのように記述され、自衛隊の駐屯による効果は、既に薄れていることがうかがい知れるデータが提示されています。

自衛隊を誘致すれば、その人員がふえるという1点のみを捉えているなら、確かに一時的なカンフル剤にはなるのかもしれませんが、しかし、その効果が、果たして全ての地域活性化の問題の特効薬となり得るのかどうか、私はこれら各地の人口ビジョンの実態一つを取り上げてみた

だけでも、今回の議案の提出議員が思い描かれ、言われるような、バラ色でも虹色でもないことを思わないではいられません。

それでもないよりははまだ、だから誘致するべきだ。今が絶好の機会だと、プラスとされる側面ばかりに目を向けて、過大な期待を抱き過ぎているのではないか、いま一度の再考をお願いいたします。

溺れる者はわらをもつかむという表現があります。今、宿毛市議会が特別委員会を設置してつかもうとしているものが、まるで豪華客船でもあるかのように、過大なイメージで語られたりはしないか。

今回は、基地の新規開設の現実的な必要性和可能性という点と、人口ビジョンという点の2点に限定する限りで討論は行いましたが、この点は、先ほど申し上げたとおり、とぼ口でしかありません。現在は、まだその片りんも見えていない海上自衛隊の新基地の開設が、仮に何年か先、あるいは何十年か先になるか知りませんが、先ほど述べた中期防衛力整備計画の改変を通じて、具体化の方向に向かうことがあったとしたら、その候補地を選定する段階において、問題はより具体的なものとなり、この宿毛市の市民だけではなく、宿毛湾関係者を筆頭に、周辺地域の住民を含めて、具体的な検討を行うこととなりましょう。

今はまだ賛成も反対も、具体性を持たない願望や、期待や、漠然とした不安としか語りようがない中で、今回の誘致ありきの調査特別委員会の設置は、時期尚早と考え、反対を表明せずにはいられません。

議員諸氏の御再考をお願いいたしますとともに、地方創生への一層の注力を期待して、私の討論を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による討

論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、自衛隊誘致調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本件については、本動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 起立多数であります。

よって、本件については、8人の委員をもって構成する自衛隊誘致調査特別委員会を設置し、これに付託の上、議会が本調査終了を議決するまで、閉会中も継続して調査を行うものとすることに決しました。

ただいま設置されました自衛隊誘致調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、2番、川村三千代君、3番、原田秀明君、5番、山本英君、7番、山上庄一君、10番、野々下昌文君、12番、寺田公一君、13番、宮本有二君、14番、濱田陸紀君、以上8人を指名いたします。

続いて、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、自衛隊誘致調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、この際、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（朝比奈淳司君） 事務局長、自衛隊誘致調査特別委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長、寺田公一君、副委員長、山本 英君。
以上です。

○議長（岡崎利久君） 以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず、初めに、過日の台風16号は、9月20日午前7時ごろに本市に最接近をいたしました。そして、道路の冠水や土砂崩れ、そして床上浸水42件、床下浸水49件などの、大変甚大な被害をもたらしました。

被災された方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げますとともに、行政といたしましても、全力で切り抜けて、取り組んでまいりたい、そのように思っているところでございます。

さて、去る9月6日に開会いたしました今期定例会は、本日までの18日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議をいただき、御提案申し上げました34議案につきまして、原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

今議会を通じ、お寄せいただきました数々の貴重な御意見、そして御提言につきましては、今後さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成28年第3回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡崎利久

宿毛市議会副議長 山戸寛

議員 山本英

議員 高倉真弓

平成28年9月21日

宿毛市議会議長 岡 崎 利 久 殿

予算決算常任委員長 松 浦 英 夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第17号	平成28年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第18号	平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第19号	平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第20号	平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第21号	平成28年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第22号	平成28年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第23号	平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第24号	平成28年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適 当

平成28年9月15日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第25号	宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第26号	高知縣市町村総合事務組合格約の変更について	原案可決	適当
議案第27号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当
議案第28号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当
議案第29号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当

平成28年9月16日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 山上庄一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第30号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第31号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第32号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第33号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第34号	市道路線の変更について	原案可決	適当

平成28年9月21日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

予算決算常任委員長 松浦英夫

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
議案第 3 号	平成27年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 4 号	平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 5 号	平成27年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 号	平成27年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 7 号	平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 8 号	平成27年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 9 号	平成27年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第10号	平成27年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第11号	平成27年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第12号	平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第13号	平成27年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第14号	平成27年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第15号	平成27年度宿毛市給与等集中処理特別会計歳入歳出決算認定について
議案第16号	平成27年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成28年9月15日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
 (2) 行政機構の状況について
 (3) 財政の運営状況について
 (4) 公有財産の管理状況について
 (5) 市税等の徴収体制について
 (6) 地域防災計画について
 (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成28年9月16日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 山上庄一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成28年9月21日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

議会運営委員長 宮本有二

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
(3) 議長の諮問に関する事項
(4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

参議院議員選挙区の合区解消を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成28年9月21日提出

提出者	宿毛市議会議員	川村	三千代
賛成者	宿毛市議会議員	原田	秀明
	〃	山岡	力
	〃	山上	庄一
	〃	寺田	公一
	〃	宮本	有二
	〃	濱田	陸紀

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

説明 口頭

参議院議員選挙区の合区解消を求める意見書

平成28年7月に行われた参議院議員選挙は、「高知県・徳島県」、「島根県・鳥取県」において、初めての合区選挙が行われた。

人口減少地域における合区は、国会における地方選出議員の減少に直接的につながり、地方と大都市圏との更なる格差拡大を招く危険性を含んでいる。

地方における急激な人口減少・少子高齢化に歯止めをかけ、関東圏域への過度な一極集中を是正するためには、地方創生への積極的取り組みが急務であり、重要課題として位置づけられる。

今後も一票の格差是正の理由で国会議員が国土の一部地域である都市圏選出者に集中するのであれば、広い地域に点在し国土を守っている地方の声が反映しにくく、地方は益々衰退していくことを強く危惧する。

都市圏の賑わいととも地方の活性化を図らなければ、国としてはいびつな構成、形と言わざるを得ず、人口によって単純に区割りを決定することは、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生に逆行するものである。

ついては、日本の健全な未来・発展のために下記の事項について強く要望するものである。

記

- 1 参議院議員選挙区の合区を速やかに解消すること。
- 2 今後の国土保全と地方の創生と活性化を図るため、各都道府県には最低でも「1議席」は確保できるよう、必要な立法措置を速やかに講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月 日

宿毛市議会議長 岡崎利久

衆議院議長殿

参議院議長殿

内閣総理大臣殿

総務大臣殿

意見書案第2号

「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成28年9月21日提出

提出者	宿毛市議会議員	野々下	昌文
賛成者	宿毛市議会議員	川村	三千代
〃	〃	山本	英
〃	〃	山上	庄一
〃	〃	寺田	公一
〃	〃	宮本	有二

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

説明 口頭

「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書

女性や若者などの多様で柔軟な働き方を尊重しつつ一人一人の活躍の可能性を大きく広げるためには、我が国の労働者の約4割を占める非正規雇用労働者の待遇改善は待った無しの課題です。

現在この非正規雇用労働者の賃金やキャリア形成などの処遇において、例えば非正規雇用労働者（パートタイム労働者）の時間当たりの賃金は正社員の6割程度と、正規と非正規の間で大きな開きがあるのが現状です。

今後急激に生産年齢人口が減少していく我が国において、多様な労働力の確保とともに個々の労働生産性の向上は喫緊の課題であり、賃金だけでなく正規非正規を問わず社員のキャリアアップに資する教育訓練プログラムの開発及び実施も含めた、雇用の形態にかかわらず均等・均衡待遇の確保が益々重要になっています。

今この時、非正規労働者の賃金の見直しやキャリアアップ、さらに正社員転換を視野に入れたワークライフバランスに資する多様な正社員のモデルケースなどの普及も含め、「同一労働同一賃金」の考えに基づく非正規労働者の待遇改善のための総合的な施策を迅速に実施出来るかどうか、私たちの地域そして我が国の将来を左右すると言っても過言ではありません。

以上のことより、政府においては日本の雇用制度にすでにビルトインされている独自の雇用慣行や中小企業への適切な支援にも十分に留意し、非正規雇用労働者に対する公正な処遇を確保し、その活躍の可能性を大きく広げる「同一労働同一賃金」の一日も早い実現のために下記の事項について躊躇なく取り組むことを求めます。

記

- 1 不合理な待遇差を是正するためのガイドラインを早急に策定するとともに、不合理な待遇

差に関する司法判断の根拠規定を整備すること。

- 2 非正規雇用労働者と正規労働者との不合理な待遇差の是正並びに両者の待遇差に関する事業者の説明の義務化などについて関連法案の改正等を進めること。
- 3 とりわけ経営の厳しい環境にある中小企業に対して、例えば非正規雇用労働者の昇給制度の導入等の賃金アップや処遇改善に取り組みやすくするための様々な支援のあり方についても十分に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月 日

宿毛市議会議長 岡崎 利久

内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿

一 般 質 問 通 告 表

平成28年第3回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	11番 松浦英夫君	1 高齢者対策について（市長） （1）高齢化についての現状認識について （2）限界集落の把握について （3）地域の活性化について 2 老人クラブの活性化について（市長） （1）会員数の減少について （2）老人クラブの位置づけについて 3 藻津漁港へのアクセス道の整備について（市長）
2	6番 高倉真弓君	1 マイナンバー制度の現状と今後の対策について（市長） 2 太陽光発電施設設置の対応について（市長） 3 特別養護老人ホーム入所者の待機状況について（市長） 4 U・Iターン移住者への情報発信と対応について（市長） 5 ストレスチェック導入に向けての現状について（市長） 6 教育現場の安心安全について（教育長） （1）フッ素洗口実施後の状況と今後について （2）学校現場の敷地内禁煙状況について （3）携帯電話等の取り扱いについて
3	8番 山戸 寛君	1 BCP（業務継続計画）について（市長） （1）電子情報の安全性について （2）地域防災計画との整合性と補完性について （3）業務の優先順位について 2 国土（地籍）調査について（市長） （1）調査着手後の経過について （2）未完了の理由について （3）今後の対応について 3 臨時職員の処遇について（市長） （1）給与の支払い形態について （2）就業契約期間について （3）今年度の処遇の改善点について （4）市の負担増額について

4	1 番 川田栄子君	<p>1 地方創生について（市長） （1）総合戦略について （2）耕作放棄地について</p> <p>2 斎場の管理運営について（市長） （1）環境美化について （2）業務委託の内容と公表について （3）委託先の監督等について</p> <p>3 千寿園問題について（市長）</p>
5	5 番 山本 英君	<p>1 防災対策について（市長） （1）感震ブレイカーへの切り替えについて （2）耐震診断等補助の平成旧耐震住宅への拡大について</p> <p>2 伊方原発について（市長）</p> <p>3 未登記家屋の洗い出しにおける庁内資料の活用について （市長）</p> <p>4 大島桜公園整備の完結について（市長）</p> <p>5 市道の災害復旧工事完了までの安全管理について （市長、教育長） （1）大雨時の安全管理について （2）通学時の安全対策について</p> <p>6 自衛隊誘致における安全保障政策への理解について （市長）</p> <p>7 港湾整備について（市長） 海洋汚濁防止法、汚水処理施設の整備</p> <p>8 中学生の体験学習のあり方について（教育長）</p>
6	2 番 川村三千代君	<p>1 横瀬川ダム建設に向けての現状並びに近隣地域の治水・洪水対策について（市長）</p> <p>2 認知症による行方不明者の実状と対策・取り組みについて （市長）</p> <p>3 新たな選挙制度における問題点・課題について （教育長・選挙管理委員会委員長） （1）学校現場の取り組みについて （2）低投票率の問題点について</p>

7	4 番 山岡 力君	<ul style="list-style-type: none"> 1 準要保護基準認定の所得基準について（教育長） 2 児童扶養手当減額への市の支援策について（市長） 3 小中学校の臨時教員不足についての展望と対策について （教育長） 4 宿毛マラソンの今後の取り組みと展望について（市長）
8	1 4 番 濱田陸紀君	<ul style="list-style-type: none"> 1 南海地震対策について（市長） <ul style="list-style-type: none"> （1）危険老朽家屋の対応について （2）三浦街区公園のブロック塀について （3）河戸堰の水門の電動化について （4）水門の出口からの漏水について 2 宿毛小学校の建設予定地について（市長、教育長）

平成28年第3回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	9月23日	承 認
第 2 号	専決処分した事件の承認について	9月23日	承 認
第 3 号	平成27年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第 4 号	平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第 5 号	平成27年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第 6 号	平成27年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第 7 号	平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第 8 号	平成27年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第 9 号	平成27年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第10号	平成27年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第11号	平成27年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第12号	平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第13号	平成27年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第14号	平成27年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第15号	平成27年度宿毛市給与等集中処理特別会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第16号	平成27年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	9月23日	継続審査
第17号	平成28年度宿毛市一般会計補正予算について	9月23日	原案可決

第18号	平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	9月23日	原案可決
第19号	平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	9月23日	原案可決
第20号	平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	9月23日	原案可決
第21号	平成28年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	9月23日	原案可決
第22号	平成28年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	9月23日	原案可決
第23号	平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	9月23日	原案可決
第24号	平成28年度宿毛市水道事業会計補正予算について	9月23日	原案可決
第25号	宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例の制定について	9月23日	原案可決
第26号	高知県市町村総合事務組合規約の変更について	9月23日	原案可決
第27号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月23日	原案可決
第28号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月23日	原案可決
第29号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月23日	原案可決
第30号	市道路線の認定について	9月23日	原案可決
第31号	市道路線の認定について	9月23日	原案可決
第32号	市道路線の認定について	9月23日	原案可決
第33号	市道路線の認定について	9月23日	原案可決
第34号	市道路線の変更について	9月23日	原案可決

平成28年 第3回

宿毛市議会定例会会議録

平成28年9月6日開会
平成28年9月23日閉会

宿毛市議会事務局

平成二十八年第三回宿毛市議会定例会会議録

平成28年第3回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成28年9月6日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第34号まで	5
(提案理由の説明)	
市 長	5
散 会 (午前10時18分)	
----- . . . -----	
第 2 日 (平成28年9月 7日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成28年9月 8日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成28年9月 9日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成28年9月10日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成28年9月11日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 7 日 (平成28年9月12日 月曜日)	
議事日程	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員	9
欠席議員	9
事務局職員出席者	9
出席要求による出席者	9

開 議 (午前 10 時 00 分)

○日程第 1 一般質問	1 1
1 松浦英夫議員	1 1
市 長	1 2
松浦英夫議員	1 2
市 長	1 3
松浦英夫議員	1 3
市 長	1 4
松浦英夫議員	1 5
市 長	1 6
松浦英夫議員	1 6
市 長	1 7
松浦英夫議員	1 7
市 長	1 8
松浦英夫議員	1 8
市 長	1 9
松浦英夫議員	1 9
市 長	1 9
松浦英夫議員	2 0
2 高倉真弓議員	2 0
市 長	2 1
高倉真弓議員	2 1
市 長	2 1
高倉真弓議員	2 1
市 長	2 1
高倉真弓議員	2 2
市 長	2 2
高倉真弓議員	2 2
市 長	2 2
高倉真弓議員	2 3
市 長	2 3
高倉真弓議員	2 3
市 長	2 4
高倉真弓議員	2 4
市 長	2 4
高倉真弓議員	2 5
市 長	2 6

	高倉真弓議員	2 6
	市 長	2 6
	高倉真弓議員	2 6
	教 育 長	2 7
	高倉真弓議員	2 8
	教 育 長	2 8
	高倉真弓議員	2 8
	教 育 長	2 9
	高倉真弓議員	2 9
	教 育 長	3 0
	高倉真弓議員	3 0
3	山戸 寛議員	3 0
	市 長	3 1
	山戸 寛議員	3 1
	市 長	3 2
	山戸 寛議員	3 2
	市 長	3 2
	山戸 寛議員	3 3
	市 長	3 3
	山戸 寛議員	3 3
	市 長	3 3
	山戸 寛議員	3 4
	市 長	3 4
	山戸 寛議員	3 5
	市 長	3 5
	山戸 寛議員	3 5
	市 長	3 5
	山戸 寛議員	3 5
	市 長	3 6
	山戸 寛議員	3 6
	市 長	3 6
	山戸 寛議員	3 6
	市 長	3 7
	山戸 寛議員	3 7
	市 長	3 7
	山戸 寛議員	3 7
	市 長	3 8

	山戸 寛議員	3 8
	市 長	3 8
	山戸 寛議員	3 8
	市 長	3 8
	山戸 寛議員	3 9
	市 長	3 9
	山戸 寛議員	3 9
	市 長	4 0
	山戸 寛議員	4 0
	市 長	4 0
	山戸 寛議員	4 1
4	川田栄子議員	4 1
	市 長	4 3
	川田栄子議員	4 3
	市 長	4 4
	川田栄子議員	4 5
	市 長	4 5
	川田栄子議員	4 6
	市 長	4 6
	川田栄子議員	4 7
	市 長	4 7
	川田栄子議員	4 7
	市 長	4 8
	川田栄子議員	4 8
	市 長	4 8
	川田栄子議員	4 9
	市 長	4 9
	川田栄子議員	4 9
	市 長	5 0
	川田栄子議員	5 0
	市 長	5 0
	川田栄子議員	5 0
	市 長	5 2
	川田栄子議員	5 3
	市 長	5 3
	川田栄子議員	5 3
	市 長	5 3

千寿園長	5 3
川田栄子議員	5 3
市 長	5 3
川田栄子議員	5 4
市 長	5 4
川田栄子議員	5 5
延 会 (午後 3 時 0 9 分)	

----- . . ----- . . -----

第 8 日 (平成 2 8 年 9 月 1 3 日 火曜日)

議事日程	5 7
本日の会議に付した事件	5 7
出席議員	5 7
欠席議員	5 7
事務局職員出席者	5 7
出席要求による出席者	5 7
開 議 (午前 1 0 時 0 1 分)	
○日程第 1 一般質問	5 9
1 山本 英議員	5 9
市 長	6 0
山本 英議員	6 1
市 長	6 2
山本 英議員	6 3
市 長	6 4
山本 英議員	6 4
市 長	6 4
山本 英議員	6 5
市 長	6 5
山本 英議員	6 6
市 長	6 7
山本 英議員	6 7
市 長	6 7
山本 英議員	6 7
教 育 長	6 8
山本 英議員	6 8
市 長	6 9
山本 英議員	6 9
市 長	7 0

	山本 英議員	7 0
	教 育 長	7 1
	山本 英議員	7 1
2	川村三千代議員	7 1
	市 長	7 2
	川村三千代議員	7 2
	市 長	7 3
	川村三千代議員	7 3
	市 長	7 4
	川村三千代議員	7 4
	市 長	7 4
	川村三千代議員	7 5
	市 長	7 5
	川村三千代議員	7 6
	教 育 長	7 7
	川村三千代議員	7 7
	選挙管理委員会委員長	7 8
	川村三千代議員	7 8
	選挙管理委員会委員長	7 9
	川村三千代議員	7 9
	市 長	7 9
	川村三千代議員	8 0
3	山岡 力議員	8 0
	教 育 長	8 1
	山岡 力議員	8 1
	教 育 長	8 3
	山岡 力議員	8 3
	市 長	8 3
	山岡 力議員	8 4
	教 育 長	8 4
	山岡 力議員	8 4
	教 育 長	8 4
	山岡 力議員	8 4
	教 育 長	8 4
	山岡 力議員	8 5
	教 育 長	8 6
	山岡 力議員	8 6

市 長	8 7
山岡 力議員	8 8
市 長	9 0
山岡 力議員	9 0
市 長	9 1
山岡 力議員	9 1
市 長	9 1
山岡 力議員	9 2
市 長	9 3
山岡 力議員	9 3
市 長	9 4
山岡 力議員	9 4
市 長	9 4
山岡 力議員	9 5
市 長	9 5
山岡 力議員	9 6
4 濱田陸紀議員	9 7
市 長	9 7
濱田陸紀議員	9 7
市 長	9 8
濱田陸紀議員	9 8
市 長	9 8
濱田陸紀議員	9 9
市 長	9 9
濱田陸紀議員	9 9
市 長	9 9
濱田陸紀議員	9 9
市 長	1 0 0
濱田陸紀議員	1 0 0
市 長	1 0 1
濱田陸紀議員	1 0 1
教 育 長	1 0 2
濱田陸紀議員	1 0 3
散 会 (午後 3 時 1 1 分)	

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (平成 2 8 年 9 月 1 4 日 水曜日)

議事日程	1 0 5
------	-------

本日の会議に付した事件	105
出席議員	105
欠席議員	105
事務局職員出席者	105
出席要求による出席者	105
開 議 (午前10時02分)	
○日程第1 議案第1号から議案第34号まで	107
質疑	107
1 原田秀明議員	107
商工観光課長	107
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	109
原田秀明議員	110
2 川田栄子議員	110
千寿園長	111
川田栄子議員	111
3 寺田公一議員	111
商工観光課長	112
寺田公一議員	112
市長	112
寺田公一議員	113
教育次長兼学校教育課長	113
寺田公一議員	114
教育次長兼学校教育課長	114
寺田公一議員	114
教育次長兼学校教育課長	114
寺田公一議員	115
4 松浦英夫議員	115
都市建設課長	115
松浦英夫議員	115
都市建設課長	115
松浦英夫議員	116
委員会付託省略(議案第1号及び議案第2号)	116
委員会付託(議案第3号から議案第34号まで)	116
散 会 (午前10時52分)	
議案付託表	117

----- . . ----- . . -----
第10日(平成28年9月15日 木曜日) 休会

----- . . ----- . . -----
第11日（平成28年9月16日 金曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第12日（平成28年9月17日 土曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第13日（平成28年9月18日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第14日（平成28年9月19日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第15日（平成28年9月20日 火曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第16日（平成28年9月21日 水曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第17日（平成28年9月22日 木曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第18日（平成28年9月23日 金曜日）

議事日程	119
本日の会議に付した事件	119
出席議員	119
欠席議員	119
事務局職員出席者	119
出席要求による出席者	120
開 議（午前10時01分）	
○日程第1 議案第1号から議案第34号まで	121
（議案第1号及び議案第2号）	
討論・表決	121
（議案第17号から議案第34号まで）	
委員長報告	
予算決算常任委員長	121
総務文教常任委員長	123
産業厚生常任委員長	124
質疑・討論・表決	124
（議案第3号から議案第16号まで）	
継続審査	124
○日程第2 委員会調査について	124
継続調査	125
○日程第3 意見書案第1号及び意見書案第2号	125

(意見書案第1号)	
(提案理由の説明)	
川村三千代議員	125
(意見書案第2号)	
(提案理由の説明)	
野々村昌文議員	126
質疑	126
委員会付託省略	
討論・表決	127
○日程第4 自衛隊誘致調査特別委員会の設置について	127
(提案理由の説明)	
山本 英議員	127
質疑	128
討論	
山戸 寛議員(反対)	128
表決	131
(閉会あいさつ)	
市 長	131
閉 会(午前11時07分)	
委員会審査報告書	134
閉会中の継続審査申出書	137
閉会中の継続調査申出書	138
意見書案第1号	141
意見書案第2号	143

----- . . -----

付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-4
議 案	付-4

平成28年
第3回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成28年9月6日 月曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第34号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 専決処分した事件の承認について

議案第 3号 平成27年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 4号 平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第 5号 平成27年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定に
について

議案第 6号 平成27年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第 7号 平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認
定について

議案第 8号 平成27年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第 9号 平成27年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第10号 平成27年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第11号 平成27年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第12号 平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第13号 平成27年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第14号 平成27年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議案第15号 平成27年度宿毛市給与等集中処理特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

- 議案第16号 平成27年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について
- 議案第17号 平成28年度宿毛市一般会計補正予算について
- 議案第18号 平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 議案第19号 平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
- 議案第20号 平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
- 議案第21号 平成28年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第22号 平成28年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について
- 議案第23号 平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
- 議案第24号 平成28年度宿毛市水道事業会計補正予算について
- 議案第25号 宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例の制定について
- 議案第26号 高知縣市町村総合事務組合理約の変更について
- 議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第30号 市道路線の認定について
- 議案第31号 市道路線の認定について
- 議案第32号 市道路線の認定について
- 議案第33号 市道路線の認定について
- 議案第34号 市道路線の変更について

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号から議案第34号まで

3 出席議員（14名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 川田 栄子 君 | 2番 川村 三千代 君 |
| 3番 原田 秀明 君 | 4番 山岡 力 君 |
| 5番 山本 英 君 | 6番 高倉 真弓 君 |
| 7番 山上 庄一 君 | 8番 山戸 寛 君 |
| 9番 岡崎 利久 君 | 10番 野々下 昌文 君 |
| 11番 松浦 英夫 君 | 12番 寺田 公一 君 |
| 13番 宮本 有 二 君 | 14番 濱田 陸 紀 君 |

----- . . ----- . . -----
4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----
5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 小 野 り か 君
兼調査係長
議事係長 奈 良 和 美 君
----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 中 平 富 宏 君
副 市 長 岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長 黒 田 厚 君
総 務 課 長 河 原 敏 郎 君
危機管理課長 楠 目 健 一 君
市 民 課 長 立 田 ゆ か 君
税 務 課 長 児 島 厚 臣 君
会計管理者兼
会 計 課 長 山 下 哲 郎 君
保健介護課長 中 山 佳 久 君
環 境 課 長 岩 本 敬 二 君
人権推進課長 沢 田 美 保 君
産業振興課長 上 村 秀 生 君
商工観光課長 山 戸 達 朗 君
土 木 課 長 川 島 義 之 君
都市建設課長 中 町 真 二 君
福祉事務所長 佐 藤 恵 介 君
水 道 課 長 金 増 信 幸 君
教 育 長 出 口 君 男 君
教育次長兼
学 校 教 育 課 長 桑 原 一 君
生涯学習課長
兼 宿 毛 文 教 セ ン タ ー 所 長 和 田 克 哉 君

学 校 給 食 センター所長	杉 本 裕二 郎 君
千 寿 園 長	山 岡 敏 樹 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岩 田 明 仁 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	河 原 志 加 子 君

-----・-----・-----

午前10時00分 開会

○議長（岡崎利久君） これより平成28年第3回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において山本 英君及び高倉真弓君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（宮本有二君） おはようございます。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきまして、議長の要請により、去る9月2日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査をした結果、本日から9月23日までの18日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月23日までの18日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月23日までの18日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問を通告の期限を、本日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告

してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成28年第3回宿毛市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御参集をいただき、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

それでは、報告事項につきまして、御説明申し上げます。

報告第1号及び報告第2号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告でございます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び、同法第22条第1項により、財政の悪化状況を見きわめる4つの健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を明らかにし、監査委員の意見を添えて議会に報告することが義務づけられているものです。

お手元の報告書にありますように、健全化判断比率のうち、例年どおり実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字になっておりませんので、数値は出ておりません。

また、実質公債費比率は、昨年度より1.6%減少し、15.4%で、早期健全化基準の25%を下回っています。

将来負担比率につきましては、昨年度より36%減少し、77.5%で、早期健全化基準の

350%を下回っています。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、水道事業会計、定期船事業特別会計、下水道事業特別会計、国民宿舎運営事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の5会計とも資金不足はありませんので、数値は出ておりません。

このように、おおむね堅調な状況ではありますが、本市は、南海地震対策や、公共施設の老朽化対策等、大規模な事業が今後も控えておりますので、健全化判断比率等に留意しつつ、事業の優先順位等も考慮しながら、有利な補助金や起債を活用して、引き続き、効率的で効果的な行財政運営を推進していく所存であります。

議員の皆様方には、今後とも、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。報告事項の説明といたします。

○議長（岡崎利久君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第1号から議案第34号までの34議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 御提案申し上げました議案につき、提案理由の説明をいたします。

議案第1号「平成28年度宿毛市一般会計補正予算」及び議案第2号「平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算」については、どちらも専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、宿毛市特別養護老人ホーム職員受入事業費負担金の発生により、一般会計及び特別養護老人ホーム特別会計において、緊急に予算補正する必要が生じたので、両会計とも19万2,000円の追加について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

議案第3号から議案第16号までの14議案は、平成27年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものです。

各会計の決算書とともに、監査委員の審査意見書を添えて提出していますので、説明は省略をさせていただきます。

議案第17号は、平成28年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で1億3,796万5,000円を追加しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、普通交付税、1億2,837万4,000円、国庫補助金、1,140万6,000円、県補助金、2,895万7,000円、繰越金、9,242万7,000円となっており、これに伴い、財政調整基金繰入金が1億3,264万円の減額となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、総務費で、情報セキュリティ強化対策事業として、5,201万7,000円を計上しております。

内容としましては、総務省が推進しております、新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本強化の取り組みに基づき、現在職員が使用しております業務用パソコンから切り離されたインターネット接続環境を整備するとともに、各ネットワーク内における情報の閲覧、複写及び持ち出しを制限するシステムを導入することで、情報の漏えい、改ざん及び消失等に対するセキュリティの強化を図るものです。

そのほか、民生費では、特別養護老人ホーム特別会計繰出金として、1,351万2,000円、商工費では、宿毛市観光クラスター形成事業として、406万3,000円を計上しております。

内容としましては、平成28年度末から

30年度にかけて、高知県で開催される「志国高知 幕末維新博」に向けて、宿毛市内に点在する歴史資源と連携した観光周遊コースを整備し、宿毛市への観光客をふやそうとするものです。

次に、教育費では、宿毛小学校屋内運動場建設基本・実施設計業務委託料として、4,064万3,000円、「志国高知 幕末維新博」地域会場整備費として、3,004万8,000円を計上しております。

これは「志国高知 幕末維新博」の地域会場となっております宿毛歴史館の展示ケースの増設等の施設整備を行おうとするものです。

歳出で減額する主なものといたしましては、職員人件費として、4,130万8,000円の減額予算を計上しております。

減額の理由としましては、当初予算に計上しておりました職員人件費のうち、育児休業等取得職員分の人件費を減額しようとするものです。

議案第18号は、平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。

総額で871万9,000円を追加しようとするもので、主な内容としまして、歳入では、前期高齢者交付金の大幅な増額に伴う予算の組み替え、歳出では、療養給付費等負担金返還金として、2,622万円を計上しております。

議案第19号は、平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算でございます。

総額で、1,351万2,000円を追加しようとするもので、主な内容としましては、宿毛市特別養護老人ホーム職員受入事業費負担金として、1,268万9,000円を計上しております。

議案第20号は、平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算でございます。

総額で、347万3,000円を追加しよう

とするもので、主な内容としましては、給食配送車改修工事費として、217万7,000円を計上しております。

議案第21号は、平成28年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算でございます。

内容としましては、大海クリーンセンターの維持修繕料として、76万9,000円を追加しようとするものです。

議案第22号は、平成28年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算でございます。

内容としましては、施設等修繕料として185万3,000円を追加しようとするものです。

議案第23号は、平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算でございます。

総額で632万円を追加しようとするもので、主な内容としましては、職員人件費として554万1,000円を計上しております。

議案第24号は、平成28年度宿毛市水道事業会計補正予算でございます。

収益的支出で、393万1,000円、資本的支出で、1,838万3,000円の増額となっております。

主な内容につきましては、東部広域簡易水道の配水管布設工事として、1,438万3,000円の増額となっております。

議案第25号は、宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、宿毛市内における交通空白地域の解消を目的として、コミュニティバスの実証運行を実施するに当たり、必要な事項を条例で定めようとするものです。

議案第26号は、高知県市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

内容につきましては、高知県自治会館の新庁舎移転に伴い、高知県市町村総合事務組合が移

転となりましたので、高知県市町村総合事務組合規約の一部を変更しようとするものです。

議案第27号から議案第29号までの3議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。

内容につきましては、沖の島辺地の簡易水道施設、宿毛北部辺地の交通通信施設、栄喜辺地の簡易水道施設の整備を実施するに当たり、辺地対策事業債の申請を行うため、本計画を策定する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第30号から議案第33号までの4議案は、市道路線の認定についてでございます。

内容につきましては、一ノ又線、舟ノ川中線、長田町中線、新田6号線の4路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき道路の路線を認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号は、市道路線の変更についてでございます。

内容につきましては、高砂北3号線について、道路法第10条第3項の規定に基づき道路の路線を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月7日から9月9日まで休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、9月7日から9月9日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月7日から9月11日までの5日間休会し、9月12日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時18分 散会

平成28年
第3回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（平成28年9月12日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	13番 宮本 有 二 君
14番 濱田 陸紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

12番 寺田 公一 君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳司 君
次長兼庶務係長
兼調査係長 小野 りか 君
議事係長 奈良 和美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 中平 富宏 君
副 市 長 岩本 昌彦 君
企画課長 黒田 厚 君
総務課長 河原 敏郎 君
危機管理課長 楠目 健一 君
市民課長 立田 ゆか 君

税務課長	児島厚臣君
会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	佐藤恵介君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課 スポーツ振興 室長	有田功史君
生涯学習課長 補佐	岩村研治君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

12番寺田公一君から、会議規則第2条の規定により、欠席の届け出がありました。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。

11番、松浦でございます。ことしは例年になく、大変暑い夏であり、まさに酷暑であります。そうした中、職務に精励されている皆さんに、本当に御苦労さまですと申し上げたいと思います。

そして、台風10号により、認知症のグループホームの入所者9名を初め、多くの方が亡くなり、今なお、多数の方が行方不明となっております。犠牲となられた方の多くは、高齢者であります。

このように、東北や北海道を中心に、甚大な被害をもたらしました。今回の災害で犠牲となられた皆さんに、心からお悔み申し上げますとともに、哀悼の意を表したいと思います。

それでは、通告に従いまして、市長に対して一般質問を行います。

さて、9月は国民の祝日として敬老の日が設けられております。いま一度、高齢者の問題について、真剣に考えるときではないでしょうか。

敬老の日とは、御案内のとおり、多年にわたり社会に尽くしてきた老人を敬愛し、その長寿を祝うことを趣旨として、1966年に定められました。そして、日本の今日の礎を築いてこられて方々であり、本当に御苦労さまですと申

し上げるとともに、これまでの御労苦に対して、感謝とねぎらいを申し上げる所存でございます。

それでは、まず初めは、宿毛市における高齢化の現状について、どのように認識しているのかについて、市長にお伺いをいたします。

全国的に見ても、少子高齢化が進んでおり、宿毛市でも65歳以上の人口は約7,400人ぐらいであり、高齢化率は実に34%を超える状況であります。まさに3人に1人が65歳以上であります。

私が生活をしておる貝塚地区でも、子供の数が非常に少なく、地区に加入している世帯数は160世帯であります。そのうち60歳以上の世帯が7割近くを占めておりまして、高齢化の現状を身にしみ感じております。

また、ひとり暮らしの独居老人世帯は、30世帯を超える状況であります。そして、地区の役員のごほとんどが、お年寄りといわれる方々であり、祭りとか防災訓練を初め、地区内のあらゆる行事を支えておるのが実態であります。

一方、宿毛市の中で、一番高齢化の進んでおる沖の島の鶴来島地区では、島外で生活をされている島の出身者が中心となって、鶴来島を守る会を結成し、今こそ島の活性化をしなければと立ち上がっておりました。

その活動の一つとして、昔から島に伝わる伝統行事を引き継ぎ、守ろうと必死で取り組んでおります。

ことしの夏にも、盆の行事であります施餓鬼を開催しましたし、秋の10月1日には、昨年につき、春日神社の秋祭りを計画し、現在、準備活動を進めております。

一例として、貝塚地区や鶴来島地区の実態を申し上げましたが、これから本格化する少子高齢化社会を考えると、宿毛市全体でも地域の暮らしをどう維持していくか、ということが大

変大きな問題であろうかと思えます。今、本格的に手を打たなければ、取り返しがつかなくなると考えるのは、私ひとりだけではないと思えます。

宿毛市内を見ても、多くの地区の実態は、お年寄りと言われる60歳以上の方々が、地域を支えているといっても過言ではありません。

そこでお伺いいたしますが、市長として、宿毛市における高齢化に伴う地域の現状、実態をどのように認識しているのかということであります。

市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 松浦議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、9月敬老の日ということで、本当に敬老の日を迎えられた市民の皆さん方に対しまして、心よりお喜びを申し上げたいと思えます。

世界保健機構、WHOや、それから国連の定義によりますと、総人口のうち65歳以上の人口が占める割合が21%を超えれば、超高齢化社会とされておりまして、既に日本全体が超高齢化社会となっている現状だというふうに思っております。

議員御指摘のように、宿毛市における平成28年9月1日時点での住民基本台帳によりますと、宿毛市の高齢化率は34%を超えており、3人に1人が65歳以上の高齢者となっているところでございます。

このため、地域においても、高齢者のみの世帯がふえ、先ほど独居老人がふえているというお話もありました。

これまで、地域で行っていた年中行事や、それから伝統文化等の維持、そして継承が困難になっております。地区の出役等にも支障を来し

ているところもあるというお話も聞いているところでございます。

また、生活面においても、高齢者が高齢者を介護する老老介護の問題や、そして、特に宿毛市は交通機関の利用の問題。交通がなかなか整っていないという現状がございまして。産業分野における維持継承の問題、災害時における避難の問題など、それぞれの地域において、厳しい現状があるということ、私自身も認識しておりますし、痛感をしているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

認識については、そんなに違わないのかなという思いがいたしております。

今、市長の答弁の中で、地域によっては、年中行事や、地域に伝わる伝統文化の継承にも支障を来し、困難になっている地域もあると答弁をされました。

まさに、先ほど申し上げましたように、鶴来島地区がそうであります。

ことしも宿毛まつり実行委員会へ、宿毛市から300万円の補助金が計上されております。宿毛まつりを行うことにとやかくは言いません。宿毛市にとって、それなりの意義があり、効果のある取り組みであると見込んでおるからだと思います。しかし、限界集落となった過疎化の進む地域にとって、年中行事や伝統文化の継承をしようとする場合に、多くの人力と多額の経費がかかってまいります。

鶴来島地区では、鶴来島を守る会の人たちが、公園の草刈り活動等を行う中で、活動経費を捻出しながら、地区の伝統行事を継承しようと、必死に取り組みを続けてきているのが、先ほど

言いましたように、実態であります。

一つの例として、この問題を紹介いたしましたが、高齢化の進む多くの地域でも同じようなことがあるのではないのでしょうか。

一方、沖の島の弘瀬地区の祭りでは、高知県が大学や企業など、民間の協力で、少子高齢化が進む郡部の集落を活性化しようとスタートした結いプロジェクト、結いによる支え合い推進事業を活用しております。

これには、企業として地元の幡多信用金庫が協力して、今でも交流を続けており、祭りを盛り上げておる実態であります。

大変、地元の人たちからも喜ばれておるこの事業でございます。

ほかにも、宿毛市では、平田のヤーサイとか、伊与野の静念ですか、大深浦の秋祭り等々、いろいろ活動が続けておりますけれども、こうした高齢化が進み、マンパワーが少ない中で、伝統行事の継承に取り組んでいる、こうしたところに対して、行政として積極的に対応すべきではないかと考えますが、市長として、今後の取り組みについて、何かあれば、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 先ほど、各地区での祭りのことについて、詳しく御説明をしていただきました。

まず、鶴来島の祭り、昨年、私自身も参加をさせていただいて、本当に感動、感激をしたところでございます。本年度におきましても、鶴来島を守る会のメンバーの方々が来ていただきまして、お話を聞かさせていただく中で、宿毛市として、どのような協力ができるかという形の中で、昨年同様、定期船で送り迎え、定期船の時間外で動かしたりとか、それからまた、職員の皆さんに、宿毛市役所職員の皆さんに、で

きるだけ参加をしていただくとか、そういった取り組みを進めようとしているところでございます。

各地区でのお祭り、本当にそれぞれの実行委員の皆さん、大変だと思います。そういった中で、何とか続けていっていただきたい、そういった思いでいっぱいですので、できる限りの協力をどういった形でできるかわかりませんが、していきたい、そのように思っているところでございます。

議員が言われる集落の自治や冠婚葬祭ということで、答弁を書かさせていただいておりますが、そういったものを初めとする社会的共同生活の維持が困難とされている集落となりますと、具体的な地域までは正確に把握できておりませんが、65歳以上の人口が5割以上となっている地域につきましては、平成28年9月1日時点での住民基本台帳をもとに算出すると、市内では20カ所以上あります。

小筑紫町、橋上町、そして沖の島町の集落では、特に多くなっているという現状でございます。こういったところは、大変な状況になってきているのではないかというふうに把握をしているところでございます。

取り組みに対しましては、先ほど、お祭りについて少しお話をさせていただいた、こういった状況でございますので、どうか皆さんとともに、そういった集落を元気づけていきたい、そういった活動には参加していきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、市長から、限界集落というか、そういう分についての答弁が、お話もございました。本当に市長として、限界集落という言葉は、本当に使いたくないかと思

いますが、危機感のあるこの言葉以外に、言い方がない現実が地域にはあり、行政として、危機感を持って、対策を講じなければならない、そういうふうを考えております。

子供が減り、昼間、地域にいるのは高齢者のみである。そしてもうこの地域には、これ以上、住むことができないとして、集落が消滅するところが出てくるのではないかと思います。

先ほど申し上げましたように、私、この限界集落の問題について、8年前にもこの議場で、当時の中西市長に質問した経緯がありますが、当時の認識としては、こうした集落は、わずか数カ所でした。しかし、今の答弁では、実際には、限界集落というか、そういうふうにはなっても、やはり65歳以上の人、人口の50%を超える地区が20カ所以上あるというふうに、年々、年を追うごとに、こうした集落がふえてきておるのが現実であります。

また、年を追うごとに、ふえてくるだろうというふうに思います。

沖の島で生活しようが、町で生活しようが、同じ市民であります。そして、大きな話になりますけれども、憲法25条では、全て国民は健康で文化的な、最低限度の生活を営む権利があるとうたわれております。

この憲法の理念を生かすためにも、ぜひ地域の中に入っていき、地域の実態の把握に努めていただく中で、一つ一つ改善に取り組んでいくことを強く求めておきたいと思っております。

次は、地域の活性化とニーズの把握について、お伺いをいたします。

高齢者をめぐる問題は、交通事故、介護問題、振り込み詐欺、虐待の問題等、多岐にわたっております。それぞれに対応していくことは必要であり、重要なことでもあります。その全てを行政に要請することで、解決できると思ってお

りません。

行政は、住民のニーズを聞き、しっかりとした対策を講じなければなりません。しかし、全てのニーズを行政が解決してくれる、解決できると考えるのには、無理があることだと思います。地域のことは地域の人が一番よく知っていますし、地域で生きる知恵を持っています。私としては、行政の役割は、そのような地域が持っている能力を生かすことだと思いますし、集落の実態に応じた取り組みが必要であると考えます。

そして、高齢者の本当の気持ちは、どなたでも住みなれた地域で、地域の皆さんと一緒に暮らしていけることが一番幸せなことであると思っています。

行政として、地域で暮らせる課題を見つけることが必要ではないでしょうか。そのためには、地域住民とひざを交えて話をする中で、地域住民のニーズをしっかりと把握し、それを解決するための施策をつくり、財政的な支援を行い、その成果を検証しながら、さらによりよい施策をつくっていくことが基本だと思っています。

そこで、地域の高齢化の現状に直視しながら、解決する上で、地域の活性化を図る上でのニーズの把握について、どのような方法で行おうとしているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 地域の活性化を図っていくためには、地域のニーズの把握を、どのような方法で行っているのかというふうな御質問だったというふうに思います。

本市におきましては、平成27年度から29年度までの3カ年を、第6期介護保険事業計画と位置づけまして、住みなれた地域で、安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの構築を推進しているところでございます。

本事業計画を策定するに当たり、平成25年度には、入院中及び入所中の方を除く65歳以上の方を対象に、日常生活圏域ニーズ調査を実施し、ニーズ把握を行っております。

また、保健介護課や、地域包括支援センターが実施しております総合相談事業や、地域ケア会議、各地域でのいきいき100歳体操を初めとする介護予防事業等の支援を通じまして、個人及び地域のニーズの把握に努めているところでございます。

地域の状況やニーズは変化していくものでありますので、今後、地域の声を聞く中で、取り組みにつなげてまいりたい、そのように考えておるところでございますし、私も市長として、いろいろな人々の声に耳を傾けて、またそういったお話が聞けるような、そういった現場に足を運んで、いろいろなニーズを聞いていきたい、そのように思っているところでございます。

次に、地域活性化のために、どのような取り組みをしようとしているのかとの御質問にお答えをさせていただきます。

地域の活性化には、地域住民一人一人が主体的に参画し、そしてみずからの有する能力を最大限に生かす、自助を基本として、日常的な安心安全と、生きがいのある社会生活を営むために、地域で支え合う互助の仕組みが必要となります。

そのため、平成26年度より介護予防の自主的な取り組みとして、いきいき100歳体操を通じて支援することで、現在、市内の28カ所で自主的な通いの場が立ち上がり、取り組みが実施されております。

この通いの場の効果は、個人で筋力アップがされるだけではなく、個人の活動範囲が広がり、社会参加も促進しているところでございます。

また、毎週、定期的集まることにより、住

民同士の交流が生まれまして、地域で見守り、声かけやお茶会、地区でのお祭り等、互助が再構築され、地域が活性化されるなど、効果的なものになっていると考えているところでございます。

今年度からは、地域包括支援センターが生活支援体制整備事業といたしまして、地域の御近所の関係の中で行われる見守り、声かけ、ごみ捨てや買い物など、生活支援がどのようにされているのかなど、各地域へ出かけて講話を行う中で、状況の把握を行っております。

今後、地域の活性化へ向けた取り組みを推進していくこととしているところでございますので、御理解を願いたい、そのように思っております。

今後も、さらに高齢化社会が進み、高齢者一人一人がサービスの単なる受け手ではなくて、みずからが高齢化社会の主役であるという自覚を持ち、市民全員が介護や支援に主体的に取り組む、全員参加型の地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいきたい、そのように思っているところでございます。

先ほど、議員からもお話がありましたように、地域のことは地域でしていく、そして地域で生まれ育った方々は、地域でずっと生活していただく、そういうことが可能になる、そんな宿毛市をつくり上げたいと思っているところでございますので、どうか御理解、御協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

地域それぞれによって、ニーズも違うし、思いも違ってくると思います。

ぜひ、本当に足を運んでいただいて、地域の

皆さんが求めるものを、少しでも、1歩でも2歩でも前へ進めるべく、取り組みをしていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

1点、再質問という形ですけれども、今、市長の答弁の中で、いきいき100歳体操にも触れられておりましたが、貝塚でも、この3月から、保健介護課の御支援をいただきながら行っておるところでございます。

これも、市長も申し上げましたが、やはり介護予防のための筋力アップということではなく、地域の高齢者の交流が深まり、私としては、心の体操という観点からも、大変重要であり、皆さんから喜ばれております。

週に1回だけであります、お互いが交流することになっております。

この体操には、90歳を超えるお年寄りが毎回、必ず参加をしておりますし、主人に先立たれた、ひとり暮らしとなったお年寄りが引きこもりになってはいけないとの思いから、参加をいただいております。

宿毛市としても、高齢化社会になればなるほど、地域の交流の場をつくることが、大変重要であると考えております。また、そういう面でお年寄りの皆さんも、それぞれが集まって、井戸端会議といいますか、そういう話をすることが、本当に楽しみとなってまいります。

そういう面、今後の交流の場をつくることについて、今後の取り組み、どのように考えておられるのか伺いたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほども少しお話をさせていただきました。この100歳体操、本当にみずから実施をしていただいている、そういった活動でございま

して、本当にありがたく思ってますし、またその効果というのは、非常に大きなものがあるというふうに思っております。

先日、福祉センターで行われる100歳体操に、実は、少し飛び入りで参加をさせていただきました。男性も女性も、そしてまだまだ若い方、そしてかなり年齢を重ねられた方、いろいろな方々が一つの場所に集まって体操をしておりました。本当に合間合間では、いろいろなお話をしながら、そういった意味で、本当に井戸端会議じゃないですけれども、100歳体操をする場所で、いろいろなお話をしながら、交流を深めているんだなというふうに思いました。

そして、その体操の内容を見ると、私自身が少し音を上げるような、きつい運動も、ずっとやられているからでしょうかね。軽々としている、そういったのを見させていただいたところでございます。

先ほどお話ししましたように、100歳体操、これから、地元の協力が当然必要なんです、広げていきたいというふうに思っておりますし、先ほど、るるお答えさせていただいた、それぞれの取り組みを、その地域地域のニーズ、そして状況に合わせて、その地域では何がいいのか、そういったものも、また市役所として判断をしながら、また助言をしながら、広げていきたいというふうに思っているところでございます。

何よりも、地域の方々、そして皆さんの協力が必要ですので、これからもどうかお力をおかけください。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

次は、老人クラブの活性化という問題について、意見を申し上げながら、所見を求めたいと

思います。

老人クラブは、健康、友愛、奉仕を基本理念として、高齢者の方が、生きがいと健康づくりのために、それぞれの地区で、社会活動、奉仕活動等を行っております。

老人クラブには、60歳から加入できます。各地区で創意工夫しながら、活動を行っております。宿毛市老連でも、老人体育大会や、グラウンドゴルフ大会を初めとする健康づくり、介護予防や認知症サポート養成講座の開催、オールドパワー文化展や各種芸能大会等、会員の健康づくりや交流活動に取り組んでいるところがあります。

貝塚の老人クラブでは、毎月初めに、地区内にあります神社の清掃活動を初めとする奉仕活動、並びに貝塚地区と連携しながら、防災訓練等にも積極的に参加しながら、活動を進めておるところでございます。

先ほど言いましたように、この3月からいきいき100歳体操も進めております。これにも約20名ぐらいのお年寄りが参加をいただいております。宿毛市としても、市長みずから市老連の大会や、体育大会へ出席して、温かい励ましの言葉をいただく等、老人クラブの取り組みに御理解をいただいていることに対し、敬意を表します。

しかし、その組織状況であります、高齢者の数は年々増加をしておりますが、そのクラブ数や会員数を見れば、減少の一途をたどっております。県下的小さいところでも、平成18年にはクラブ数では1,244クラブの5万4,056人でしたが、平成28年には、クラブ数で790クラブの2万9,843人と、クラブ数では63%、会員数では55%減となっております。

このような減少傾向は、宿毛市でも同じ傾向

が見られております。同じく、平成18年にはクラブ数で49クラブの2,135人でしたが、平成28年には、クラブ数で30クラブの1,203人と、クラブ数では61%、会員数では56%の減少となっております。

多くのクラブでは、前任の会長が、健康上の問題等で退任する場合には、後継となる役員のなり手がなくことや、趣味のサークル活動などの社会参加の方法の多様化が、理由として挙げられております。

このような現実について、私たちも大変危惧をしておるところであります。クラブ数や会員数が大幅に減少している原因や課題について、宿毛市としてどのように分析をしているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

松浦議員のほうから、大変詳しく説明があつて、また理由等についても、もう既に、質問の中でお答えをさせていただきまして、かぶるところもございしますが、答弁をさせていただきたいと思っております。

現在、宿毛市で活動中の老人クラブは30クラブあります。各クラブごとに、地区内外での社会奉仕活動、そして健康増進のための活動、教養講座等の開催を行っております。

会員の増減につきましては、平成27年度の脱退数が112名となっているのに対しまして、新規の加入者は34名と、減少傾向になっているところがございます。

要因といたしましては、お話ありましたように、地域元気クラブや、そしてデイサービス、いきいき100歳体操への参加、自主的なサークル活動など、高齢者の選択の幅が広がってき

ていること。また、体力的に自身のない方は、老人クラブで活動するのは難しいと考えておられる、そういった方がおられるのではないかと、そのように思っているところでございます。

課題といたしまして、議員のおっしゃるように、会員数の減少により、各単位の老人クラブの活動ができなくなっているのではないかと、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

次は、宿毛市といいますか、行政としての老人クラブの位置づけについて、お伺いをいたします。

先ほどの質問とも関連しますが、宿毛市として、老人クラブを地域力の低下を防ぎ、地域のつながりを再構築するための存在として、明確に位置づけることが必要ではないかと思えます。

老人クラブの活性化を、老人クラブだけの問題とするのではなく、行政としても、地域全体の問題として、取り組める条件を整備することが必要でないかと考えます。

老人クラブといいますと、高齢者はまさに地域の宝であります。一層の高齢化や核家族化、過疎化が進むことにより、地域のきずなが希薄化する中で、地域ごとの見守りやサロン活動など、地域の実情に応じた支え合いの活動を充実していくことが重要となります。そのためには、高齢者の活動拠点としての老人クラブの役割は、ますます重要となっておりますのであります。

宿毛市として、老人クラブをどのように位置づけをし、その活性化に向けて取り組もうとしておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きます。

今後の高齢化社会を見据え、そして老人クラブの活動を行っていただくことは、高齢者の社会生活を豊かにするだけではなくて、高齢者が有する知識や、そして経験などを次世代へ引き継ぐことができる、そういった重要な活動と考えているところでございます。

老人クラブの活性化に向けた取り組みといたしましては、各クラブの自主的な活動により、運営をしていただいております、加入促進を行政として行うのは難しい、そのように考えているところでございますが、いろいろとPRとかすることは可能なかなというふうに思っております。

今後も、補助金の交付、高知県内の交流会、研修会などに、老人クラブが参加する際のマイクロバスの借り上げの支援、そして幡多地区の芸能大会開催時の後援など、そういったことに関しましては、引き続き、行っていきたい、そのように思っているところでございます。

先ほど、高齢者は宿毛市の宝だというお話がございました。当然、宝なんです、それ以上に、本当に中心になる、今から高齢化率どんどん上がっていきます、この高齢者の方々をどのように支援していったらいい、そして地域のための力となっただけなのか、そういったことの取り組みというのは、当然、市として、行政として、やっていかなければならない、そのように認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

次は、一転変わって、3月議会でも一般質問をした経過がございましたが、藻津漁協へのアクセス道の整備について、お伺いをいたします。

市長も、今年度の行政方針の中でも、はつきりとうたわれておりますように、水産業の振興は、まさに宿毛市にとって、大変大きな課題であります。

その一つの水産物の海外への売り込みを図っていく、まさに地産外商である、こうした事業については、トップセールスマンとして、必ず実現をしてみたいとの強い決意もしております。

あわせて、昔のような港のにぎわいを取り戻したいともいわれております。

藻津漁協へのアクセス道の整備については、市長として、その現状については、地元ということで、その必要性についても深く認識をされております。

また、宿毛市の水産業の振興を考えると、藻津漁協の果たす役割については、大変重要な位置づけをされております。

今日の宿毛市の一次産業を見ると、後継者不足が叫ばれております。藻津漁協では、近年、後継者となる若者が増加するなど、宿毛市の水産業にとって、明るい兆しがあらわれておるとの認識を示されております。

そこで、3月議会以降、アクセス道の整備について、その実現に向けて、どのような取り組みをされてきたのか、あわせて今後どのような取り組みをしようと考えておられるのか、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、藻津漁協というお話がありましたが、アクセス道に関しましては、藻津漁港だというふうに認識をいたしておりますので、そういった形で答弁をさせていただきたいと思っております。

県道宿毛城辺線から藻津漁港へのアクセスをする道路について、お答えをさせていただきたい、そのように思います。

本年3月議会の一般質問では、宿毛市の水産業にとって、藻津漁港は、近年、後継者となる組合員が増加するなど、大変重要な役割を果たしております。

漁業者の経営の安定化と、さらなる後継者の育成に向け、現ルート以外に、ほかの市道からも、通行可能になるよう、道路の開業を早期に検討し、藻津漁港の利便性の向上に努めてまいりますと、答弁をしているところでございます。

その後、担当課のほうで、藻津の区長さんや、そして地区役員などと、現地を確認をしており、市道藻津4号線、市道藻津本谷線、そして市道藻津海岸線のそのほか、農道もアクセス道路として改良工事ができないか、そのような検討をしているところでございます。

いずれの道路も、拡幅には用地買収が不可欠でありますので、用地買収の可能性を探った後、道路予備設計を実施していきたい、そのように考えて、準備しているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、予備設計というお話をいただきました。このアクセス道路の整備については、単に道路ひとつ整備していくというだけではなく、先ほど申し上げましたように、宿毛市の水産業の振興を図るという市長の考えを実現していく事業であり、その一助となるのであります。

あわせて、今日の宿毛市を見た場合、若者の市外への流出により、人口減が進む中、後継者の増加という明るい兆しが見られる藻津漁協であります。まさに人口の減少を何とか食い止めたいと考えている市長にとって、若者が宿毛に

残って頑張ろうとしていることは、大変うれし
うことでもあります。

そうした頑張る若者に対して、将来の夢と希
望を与えるとの観点からも、なおさら早急な整
備をしていることが求められます。

地元の組合並びに地区のほうからも、こうし
て要望書も出されておると思いますが、いま一
度、市長の所見を求めます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 再質問にお答えをさせ
ていただきます。

市道、本当に宿毛市内たくさんあるわけです
が、市道の整備は市内全域の多くの地区から要
望があがっているところでございます。限られ
た予算の中、緊急性や必要性を勘案しながら、
優先順位をつけて整備を進めている、そういつ
た現状でございます。

藻津漁港へのアクセス道路は、平成23年度
から要望があがっているというふうに認識をし
ております。そういったことも考えながら、宿
毛湾全体の振興につながることから、私として
も、優先順位は高いというふうに考えていると
ころでございます。

有利な補助制度がないか検討するとともに、
近年、交付の割合が少なくなっている社会資本
整備総合交付金、こちらのほうを増額してい
ただくように、国に対して要望活動を、現在、懸
念にしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

この整備について、国交省のほうでも何点か、
該当する規模にもよると思いますが、漁
港整備の事業についての補助事業もあるよう
にお伺いをいたしております。

ぜひそこあたりも研究しながら、前に進め
ていただきたいというふうに思います。

ありがとうございます。

冒頭にもお話をいたしました、今回は、高
齢化が猛スピードで進む今こそ、高齢者の問題
に真剣に向き合い、取り組みを進めなければな
らないとの強い思いから、一般質問をしてまい
りました。この問題に取り組む上で重要なこと
は、行政と住民が協力する体制をいかにつくっ
ていくかということでもあります。

地域を活性化するためには、行政には地域の
力が必要で、地域には行政の力が必要でありま
す。しかし、行政だけでは、できることは限ら
れていますし、地域でも過疎化、高齢化という
大きな課題を抱えています。地域にはいろいろ
な可能性が秘められております。その原動力
は、地域の一人一人の住民であります。そして、
高齢者はさまざまな経験と技術を持っています
ので、今こそその力をかりて、生かすときでは
ないでしょうか。その上で、高齢者が抱える諸
問題を解決していくための方針を、どう具体化
していくか、大変重要となってまいります。

基本的には、地域のつながりが希薄化してい
る今日ほど、昔のような地域の中での助け合い
や、お互いが交流する場づくりをどう構築する
か、問われております。

私自身も、地域の一員として、この問題に真
剣に向き合いながら、地域のコミュニティーづ
くり而努力をしていく所存であります。

ぜひ、市長を先頭に、職員の皆さんにおかれ
ましては、市民に目線に立って知恵を出し合い、
子供や若者からお年寄りまで、安心して生活の
できる、活力ある宿毛市を目指し、全力で取り
組んでいただきたいことを申し上げ、私の一般
質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、高倉真弓です。一般質問を行います。

今回は、6項目9点について、お伺いいたします。

それぞれ実施検討されました、その後どうなった、を中心に質問いたします。新鮮味には欠けませんが、老婆心からと思い、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

1項目め、マイナンバー制度の現状と今後の対策についてを、市長にお伺いいたします。

現在のマイナンバーカードの交付済み枚数と、マイナンバーカード交付普及に関する総務省の通達等があれば、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 高倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御承知のとおり、昨年11月から各世帯に通知カードが届けられております。通知カードは、マイナンバーを証明する書類として利用することができるカードでありまして、本人確認の際の身分証明書として利用することはできませんが、マイナンバーカードは、写真が表示され、1枚でマイナンバーを証明する書類及び本人確認の身分証明書として利用することができるようになっております。

マイナンバーカードの交付済み枚数につきましては、8月31日現在で宿毛市の人口2万1,347人のうち、886枚を交付している状況

でございます。

また、マイナンバーカードの交付普及に関して、総務省の通達はあるのかとの御質問についてですが、マイナンバーカードの申請は任意であり、強制ではないために、現時点で通達はきておりません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 現状把握いたしました。次に、マイナンバーカードの活用状況についてをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 続きまして、マイナンバーの活用状況について、お答えをさせていただきます。

マイナンバーにつきましては、本年1月より、市民課、福祉事務所、税務課などの社会保障税分野で利用を開始しております。

マイナンバーカードの交付状況に関しましては、先ほどお答えしたとおりですが、番号自体に関しましては、法定された業務において、既に必要な個人情報の連携をしております。

ただし、マイナンバーを利用した情報連携は、現在、段階的に範囲を広げている状態であり、本年1月から開始されましたマイナンバーの利用は、同一機関内での連携のみに限定されているため、現在は、市長部局内限定での連携にとどまっております。

今後、来年1月からは、国の機関間で情報提供ネットワークシステムを使った情報連携が開始となり、さらにその半年後の7月からは、市町村等地方自治体間で情報連携が開始となる予定となっております。

このように、ネットワーク上での個人情報の連携が可能となってくると、情報セキュリティ対策が問題となってきますが、マイナンバー

制度では、芋づる式の情報漏えいを防止するため、個人情報を一元的に管理せず、行政機関ごとに分散して管理すること。また、なりすまし等のマイナンバーの不正利用を防止するため、行政機関が情報をやりとりする際には、マイナンバーを直接用いず、暗号化した、連携符号を利用すること等の対策を講じております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、再質問をいたします。

現在、市役所窓口における本人確認は、どのようになされているのかをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本人確認は、どのように行っているかという御質問でございます。

本人になりすました第三者による虚偽の申請を防止し、市民の皆様の大切な個人情報を保護するため、市役所窓口へ来られた方への本人確認を実施しているところでございます。

それについては、それぞれの課で申請内容によって本人確認は違いますが、例えば、住民票の申請をされる場合は、住民基本台帳法で定められております。

具体的に申しますと、官公署が発行した顔写真つきで身分を証明できるマイナンバーカードや、運転免許証、パスポートなどをお持ちの方は、1点で本人確認をしているところでございます。

これらをお持ちでない方につきましては、保険証と預金通帳などの2点で確認をしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、いろいろ対策を

講じていただいている点を了解いたしました。

私自身、忘れてたり落としていたりという心配なんかもあって、また現在、さほどマイナンバーのことにに関して、不自由を感じておりませんでしたので、申請交付は受けておりません。

少し安心した、活用されていることはわかりましたが、自分が持っていないことに対して、ちょっと安心いたしました。今後、年齢が上がって、免許証の返納とか、そういう場合に備えて、やはり利便性を考慮したら、申請交付はしていただいたほうがいいかなと思って、今、お聞きいたしました。

続いて、2項目めの質問に入ります。

太陽光発電施設設置の対応についてを、市長にお伺いいたします。

この件に関しましては、一昨年9月定例会におきまして、川村三千代議員が、当時の沖本市長に対し、丁寧な御質問をされておられましたことは、皆様の御記憶にも新しいかと存じますので、今回、子細は申し上げませんが、その後、各地で大きく変動がありましたことは、新聞紙上においても報道され、皆様も御承知のことと存じます。

当時、市長は、何かあれば、その時点で判断するとのお答えでございました。現状はいかがでしょうか、市長にお伺いいたします。

○市長（中平富宏君） 今のことにに関して、報告をさせていただきたいと思っております。

宿毛市においても、太陽光発電にかかわる施設が増加してきたことは、感じておりましたが、昨年度までは、市町村に対する許認可や、届け出の義務がなかったため、詳細なことについては、把握ができていない現状でございました。

しかし、本年3月に、高知県が太陽光発電施設の設置運営等に関するガイドラインを作成したため、4月以降開始をする出力50キロワッ

ト以上の太陽光発電施設につきましては、市町村担当課に届け出をすることとなり、把握が可能となりましたが、現在のところ、届け出がないという状況でございます、当時の市長が、そのようにお答えをしたということでございますが、現在は、そういった届け出がないという現状になっているところでございます。

よろしいでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 届け出がないから、今のところ変わってないということなんです。

では、再質問いたしますが、チェック機能はどのようになっていますか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 高倉議員に対しまして、お答えをさせていただきます。

届け出がないということで、50キロワット以上の施設に関しては、新しく設置をされていないと把握をしているということでございます。それが今の現状でございます。

太陽光発電施設の設置運営等に関するガイドラインによりまして、先ほど言いましたように、50キロワット以上の太陽光発電施設につきましては、事前に市町村に届け出をし、さらに近隣住民に対し、事業内容の事前説明、そして協議をすることとしております。

また、適切な工事や維持管理及び将来の撤去、廃棄対策につきましても、事業計画に盛り込むよう、定めているところでございます。

仮にトラブル等が発生した場合は、市町村が相談窓口となりまして、高知県に助言を求めながら、対応することとなっておりますので、一定、チェック機能は確保されたものというふうな形になっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、再質問をいたします。

チェック機能の件はわかりましたが、土佐清水市で大岐の浜の開発が、公共の福祉を優先する県の土地基本条例の理念に照らし合わせて、また四万十市における四万十川に面した民有地での設置は、四万十川条例に照らし合わせて許可できないとして、いずれも現段階では白紙になっております。

先ほどの土佐清水の例をとりますと、大規模太陽光発電所などの規制を検討している土佐清水市の条例制定検討会においては、本年8月15日にまでに、出力10キロワット以上の再生可能エネルギー発電施設について、市への届け出を義務づける市再生可能エネルギー基本条例改正案をまとめ、本年12月の議会に提出、来年4月に施行を目指すとあります。

9月7日、高知新聞紙上に、こちらの記事ですが、「太陽光造成地から泥水」とあり、夜間の雨で斜面の赤土が流れ出し、道路に10センチほどたまり、車が通行できなくなり、また、鏡川の支流に泥水が流れ込み、漁協組合員や釣り客から苦情が相次いでいるとのこと。

宿毛市でも、他市に倣い、条例制定すべきではないかと考えますが、再度、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

太陽光発電のような再生可能エネルギーにつきましては、高知県が発表している高知県新エネルギービジョン、こちらの中で、高知県の優位な新エネルギーとして位置づけておりますので、全て規制していくのではなくて、適切な設置運営をされていくことが必要であるというふうに認識をしているところでございます。

再質問でも申し上げましたように、この太陽光発電施設の設置運営等に関するガイドラインの策定によりまして、50キロワット以上の施設につきましては、事業主等を把握できることとなり、また地域住民とも事前説明、協議の場が設けられたということになりますので、現在のところは、条例等を策定する考えというのは、持っていないということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 了解いたしました。

ちょっと寂しく思いましたのは、この限られた地域や人間関係の中において、のぼり旗をあげて賛否を競うようなことは、市政運営や地域のまとまりを構築する上において、大変マイナスになると思うからであります。

市長のおそばには、ミスター宿毛市の条例ともいえる岩本副市長がいらっしゃいますので、ぜひ、今後の御期待を申し上げたいところでございます。

3項目めに入ります。

特別養護老人ホームの入所者待機状況について、市長にお伺いいたします。

宿毛市には、千寿園と豊寿園の特別養護老人ホームがあります。豊寿園が増床いたしましてから1年を経過いたしました。現在の入居者の待機状況はいかがかをお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市内には、特別養護老人ホームが3事業所あります。それぞれの施設の定員は、千寿園が80人、豊寿園が50人、ユニット型特別養護老人ホーム豊寿園が40人の合計170人となっております。

待機者数は、平成28年9月7日時点では、千寿園が20人、豊寿園とユニット型特別養護

老人ホーム豊寿園を合わせた人数が164人となっております。

なお、これらの人数の中には、宿毛市以外の被保険者の方も含まれております。

宿毛市の被保険者に関しましては、ユニット型特別養護老人ホーム豊寿園が、平成27年7月に事業開始となり、40人分が増床したことによりまして、一定、待機者解消につながっていると考えているところでございます。

なお、今年の待機者解消に向けては、来年度に、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第7期介護保険事業計画を策定いたしますので、その過程で現状把握をする中、方策を検討していきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、了解いたしました。しっかり改善されていると見受けましたが、依然、入所者定員と退所者数がほぼ同数に近いことは、今後の事業計画の検討をお願いしたいところです。

建物がふえることで、全てよしとは申しませんが、正直、家庭での介護には限界があることも事実です。今後の人口推移もあるとは思いますが、さまざまな方法で、最良の対処ができることを期待いたします。

過日、千寿園の敬老会に参加をさせていただきました。中平市長は、皆様の安心安全、そして優しさを大切にとおっしゃいました。

岡崎議長は、御苦勞をいただきました皆様に、癒しの時をとの御挨拶がございました。

その後、安倍総理からの100歳のお祝い、誕生日月のお祝い、その後、宿毛市の市民合唱団の優しい歌声に、拍子をとったり、ともに歌ったり、手をたたいたりして、笑顔で応えられ

ます先輩の方々を拝見しました。

決して座り心地がよいとはいえない、車椅子の御様子を見るにつけ、さらなる御長寿を願わずにはられません。

その後は、心づくしのごちそうを御用意していただいているとのこと、職員一丸となり、対処していただくことを感じました。

今後、指定管理者に移行するについては、指揮管理系統を初め、さまざまな困難、戸惑いが見られると思います。そのことは、私自身も指定管理を経験しておりますので、大変よくわかります。

御利用者のことを一番に考え、対処していただけるよう期待申し上げます。

続いて、4項目めの質問をいたします。

U・Iターン移住者への情報発信と対応についてを、市長にお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 千寿園の待機者数にしましては、数字上は出ていますが、施設に入りながら、ほかの施設を望むという形の数もありますので、その実態も、また調査をしながら、検討してまいりたい、そのように考えております。

U・Iターンの移住者への情報発信と対応についての御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

本市の移住定住の取り組みにつきましては、推進体制の強化を図るため、平成28年度から、企画課内に移住定住推進室を設置をいたしまして、取り組みを進めているところでございます。

この移住定住推進室を中心に、移住推進を目的とした本市の魅力、情報の発信、また移住者への対応を行っているところであり、現在、大きく三つの方法によりまして、取り組みを進めているところでございます。

1点目といたしましては、関西圏在住の移住希望者へ向けまして、高知暮らしフェアや、四国暮らしフェア等の移住フェアに出展をいたしまして、移住先として本市のPRを行っております。

移住フェアでは、パンフレット等や、タブレット型コンピューターを用いて、移住体験ツアー等の移住に関する取り組みや、暮らしの情報を紹介いたしまして、移住希望者がわかりやすい情報提供を心がけているところでございます。

2点目といたしまして、インターネットを活用した情報発信について、御説明をいたします。

宿毛市ホームページ内に、「すくもにすんでみんな!?移住支援情報」という名称で、ポータルサイトを構築しており、移住者の体験談や役立つ支援制度、ハローワークに掲載されている求人情報の記載、空き家紹介等、移住についてのさまざまな情報を記載しております。

また、高知県が運営するWEBサイト「高知家で暮らす」におきましても、本市の情報を発信しており、今後は民間企業が運営を行っております地域への就農と移住情報を提供するWEBサイト「アグリージュ」にも掲載をする予定としております。

3点目といたしましては、平成27年度から、移住相談員を企画課に設置しているところであり、電話や来訪者に、移住についての相談や、各種の情報提供を行うとともに、転入された方につきましても、宿毛市に転入届けを出された際に記載していただいたアンケートをもとに、移住相談員がコンタクトをとり、転入者の希望に応じ、必要な情報の提供を行っているところでございます。

また、本市の地域おこし協力隊OBを中心としてゲストハウスを開業し、移住の取り組みも推進しております。

そういった推進をしておりますNPO法人「ジョイント・宿夢」とも連携を図りながら、移住希望者の世代、ニーズに沿った宿毛市の魅力や情報発信、きめ細やかな対応を心がけて、移住定住の推進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

なお、移住希望者からは、空き家情報の提供のニーズが多いこともありまして、現在、空き家情報の把握に努めているところでございますので、質問議員を初め、議員の皆様におかれましても、移住に活用できる空き家の情報がございましたら、情報提供等の御協力をよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、ホームページや直接アンケート、相談員さんの抱負などを伺いました。

ホームページを拝見しました。こんなにきれいに、ずっと、わかりやすく出していただいて、本当に。私としては、もう少し細かく、早く言えば、ハローワーク宿毛版のような形で、対処できるのではないかなとかいうふうに考えたんですが、やっぱりハローワークとかは、いろいろ規制とかがありますので、簡単にいかないということも理解いたしました。

Uターンしました息子のところに、友人から農業をしたいというふうに電話が入りまして、息子が、「お母さん、どこか田んぼできるところないやろか」とかいうようなことがあって、近所を見まして、失礼ながら、あそこあそこあたりは後継者はいらっしやらないし、お手伝いという感じで入って、何とかそういうふうな形がとれんろかねというふうに返事をしたことでした。

今後は、相談員さんの御支援を仰ぐようにい

たします。

続きまして、5項目めのストレスチェック導入に向けての現状についてを、市長にお伺いいたします。

平成28年度から実施されますストレスチェック事業についての仕組みと、現状を市長にお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

労働安全衛生法の改正に伴いまして、労働者が50人以上いる事業所では、平成27年12月から、毎年1回、ストレスチェックを、全ての労働者に対しまして実施することが義務づけられております。

ストレスチェックとは、労働者が自分のストレスの状態を知ること、ストレスをため過ぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は、医師の面接を受けて、助言をもらったり、雇用主に仕事の軽減などの措置を実施してもらうなど、職場環境の改善につなげることで、うつなどのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みでございます。

宿毛市では、平成28年11月末までに実施する予定としており、現在、委託先の業者と調整をいたしまして、職員への説明会に向けた準備等を行っております。

なお、チェックシートにつきましては、第三者が閲覧できない、そのような仕組みとなっており、個人の結果につきましては、直接、本人に通知をされるとお聞きをいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、再質問をいたします。

近年、公務員の精神的ストレスが原因で、休職者が急激にふえているという話を、報道でも

お聞きしております。

宿毛市でも、もしかしたら職場環境が原因で、ストレスを抱えている可能性もあるかと思いますが、宿毛市はどのように対応されておりますか、市長にお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

職員の健康状態に関する相談については、所属長や人事係で、その都度、対応しているところでございますが、これ以外につきましても、職場環境の改善等を図る目的から、毎年、人事異動に関する希望等、聴取を行っており、提出される職員申告書の中で、現在の健康状態や異動の際の配慮事項を記載していただいているところでございます。

また、年末には、所属長への聞き取りを行っており、その意見等を踏まえまして、業務量の点検も行い、職場環境の改善につなげているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 御配慮されていることは、了解いたします。

例えば極端でまことに申しわけないんですが、我が家は水稻農家でありますので、例えば、暑さ対策や風の影響を考えて、朝5時ごろから消毒をしたり、稲刈りは日没、ライトをつけて稲を刈ったり、夜中に乾燥機を確認に行ったりもします。

大変な面もありますが、ある意味、自己完結できますので、お天気や台風。最初から台風には立ち向かってはいけませんが、それ以外は、比較的ストレスが少ないように感じます。

ただ、組織の中においては、なかなか難しいことだと存じます。

民間にあった話ですが、配属されました部署

が自分に向いてなくて、嫌だから、早く仕事を切り上げて、いかに効率よく仕事を済ませて退社するか。

また、反対には、部署が向いているために、あれもこれも、あれもしたい、これもしたいとのめり込んでしまって残業になるか。資格、経験など、余人をもってかえがたい部署もあると思います。

お天気次第では、俗に言う方言の「だれやすけ」ですね。その1杯もいただけずに待機しなければいけないことは、ここにいらっしゃる幹部の皆様は一番よくおわかりいただけると思います。

よい意味でのストレスのことを申しますと、危機管理の面で、過日終了いたしました宿毛マラソンの開会中に、地震のアラームが一斉に鳴りました。その際、とっさに市長は、「念のため、手すりから離れてください」と、スタンドにいる皆様に向かって御指示をされました。

参加者並びに市民は、この責任からの意味である、よいストレスを感じた市長が、安全安心を第一にした、そのとっさの行動に、大変安心したと思います。

これはよい意味の責任とか、どういう立場からするストレスだと思います。健康があって、本当によい仕事ができると思いますので、格段の御配慮を期待して、市長への質問を終わります。

6項目め、教育現場の安心安全についてを、教育長にお伺いいたします。

昨年6月、第2回の定例会で質問いたしました。改めて全ては申し上げませんが、新しい教育長に、お考えを賜りたいと思います。

まず、1番目に、フッ素洗口実施後の状況と今後についてをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） おはようございます。教育長、6番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、フッ素洗口に関する本市の取り組みについて、御質問をいただきました。

この問題は、昨日、高知新聞の朝刊にも、大きくこの内容が取り上げられておりましたけれども、県内における状況等について、新聞紙上で、私も拝見をさせていただきました。

宿毛市の小中学校におけますフッ素洗口の取り組みにつきましては、高知県の指導をいただく中で、以前より校長会を通じて学校現場に周知を図り、子供たちの口内環境の健全化に向けた取り組みを進めているところでございます。

現在、フッ素洗口の取り組みを行っております学校は、昨年度の2学期から、宿毛中学校において開始をされております。

それから、今年度に入りまして、宿毛中学校に加えまして、山奈小学校でも、取り組みがなされております。

さらに、現在、数校の学校において、その取り組みの実施に向けた検討をいただいているという状況でございます。

一方、市内の保育所並びに幼稚園におきましては、昨年度から全ての園において、この取り組みがなされているというふうにお聞きをいたしております。

歯の重要性につきましては、教育委員会といたしましても、十分、認識をいたしておりますので、保育園や幼稚園での取り組みを全ての小中学校につなげることができるように、今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、まさに、教育長

のほうからも御紹介いただきました記事が、こちらでございます。

本当に、私としては、いいタイミングでこの記事を出していただいたなと思っておりましたが、11日、高知新聞紙上に出ておりました。

高知市が進まずの記事の内容に関しては、原因に、フッ素が大丈夫かとか、市教委の指示があれば、との御意見も載っております。決して無理強いするわけではありませんが、幡多福祉保健所も、県の安全データをもとに、情報を提供されております。

例えば、緑茶フッ素の含有量は0.1から0.7であります。

フッ素洗口後の口の中に残ります量は、大体、お茶1杯ないし2杯と聞いております。

せっかく、今お話された幼稚園、保育園が完全になっている、そして実施されている学校もあるということですので、そのことを続けていただきたいように、現場の御指導を期待いたします。

次に、2番目といたしまして、学校現場の敷地内禁煙状況について、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答えを申し上げます。

学校における喫煙状況についての御質問でございますけれども、昨年度末に、高知県教育委員会が実施をいたしました分煙状況調査におきまして、市内の小中学校14校ございますけれども、そのうち、敷地内禁煙を行って実施している学校が3校ございます。それから、建物内禁煙が11校というふうになっております。

当然のことながら、建物の中で喫煙をしている学校はゼロということでございますけれども、また、敷地内におきまして、敷地内喫煙を行っている学校につきましても、校舎裏であります

とか、あるいは職員室の前のベランダなど、子供たちに影響が及ばないところ、そういったところを喫煙場所に選ぶなど、十分な配慮がなされているということでございます。

教育委員会といたしましては、受動喫煙などによって、子供たちに健康被害の及ぶことのないよう、十分、当然、留意をしてみいなければならないというふうに認識をしておりますけれども、敷地内禁煙に関しましては、他の市町村の動向等も勘案する中で、これからまた調査もさせていただいて、校長会等で議論をしてみたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 昨年に比べまして、1校前進しているということは、大変うれしいことですね。

それぞれの年度や、現場の考え方、先生方の考え方によって、いろいろ違ってくると思いますが、根本にある教育方針や、指導が違っていないかといえば、そうではないと思っております。

私が、例えば喫煙者でありましたら、たばこを吸った後の呼出煙、吐き出す息のことですが、実験データで7メートルとあります。それは写真に撮ってはかった感じが7メートル。ですから、私がここからぐるりと回りまして、思いっきり大きな息をはけば、皆さんの、場内はほぼ、私の範疇にあるということになります。

幡多地域でのたばこ税は7億円って聞いております。宿毛市でも1億円です。この数字を見るたびに、非常に、立場としてはいい悪いかという感じにはなってきます。ただ、私が一番根本に置いています、子供さんの健康ということですので、その立場から言いますと、子供さんにとって危険は大きい。

特に、大人の何倍も危険性があるということ、を、教育長に再度申し上げて、御指導の期待をいたします。

続いて、3番目の携帯電話等の取り扱いについてをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

携帯電話の取り扱いについての教育委員会の取り組みについて、御質問をいただきましたけれども、子供たちの携帯電話等の使用に関しましては、学校や教育委員会だけでなく、マスメディア、あるいは各家庭におきましても、携帯電話の危険性を含んだ携帯、スマホの便利さ、そういったものをどういう形で子供たちに理解をさせていくかということにつきまして、これまでも議論、あるいは検討がなされてきたところでございます。

宿毛市におきましても、そういったことから、昨年度、幡多の市町村教育委員会連合会、これ幡多地域の教育委員会で組織している団体でございますけれども、幡多市町村教育委員会連合会や、幡多地区の小中学校PTA連合会、こういったところが共同で作成いたしました「幡多っ子ネット宣言」という宣言がございます。

それを、各家庭において実践をしていこうということを、関係者で確認をいたしておるところでございます。

その幡多っ子ネット宣言という内容でございますけれども、携帯やスマートフォン等の使用の習慣がつく前の約束事として、夜9時以降の使用制限、フィルタリング機能の設定、我が家のルールづくり等、そういったものを各家庭での推奨事項として提示をされておまして、それを各家庭でしっかり守っていこうということ、確認をいたしているところでございます。

それと、あわせて子供たち自身が、携帯電話あるいはスマートフォン等によるいじめでありますとか、トラブル、そういったことについて、自分たちの問題として、取り組みを現在進めていただいております。

そういったことで、本年1月と、それから去る8月に、宿毛市内の五つの中学校の生徒会によりまして、「宿毛きびなごフォーラム」と題しました、スマホ等に関する利用について、自主的に考える集会が開催をされております。

さらにまた、本年7月には、幡多市町村の小中高校の児童会、生徒会が中心となりまして、宿毛市を会場として、自分たちのスマホルールを作成することについての話し合いも持たれております。

このような取り組みにつきましては、大人から強制されるだけでなく、子供たちがみずからルールをつくり、それからみずからルールを守ることの意識づけにつながっていくというふうにも考えておまして、そういった取り組みがなされるのが、今後、大きな成果が得られるのではないかというふうに、期待もいたしているところでございます。

教育委員会といたしましても、当然、今後も家庭や関係機関とも連携しながら、望ましいスマホの利用方法の徹底でありますとか、あるいは子供たちがスマホによるいじめやトラブルに巻き込まれないように、適切な対応をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、格安スマホなど、有効に活用できる反面、おっしゃるとおり、本当に危険性も増しております。

公衆電話の使い方を教えなければいけない現状において、お子さん方の安心安全は、学校教

育の内容の充実とともに、義務教育期間中の大きな使命であると思います。

過日より多く報道されておりますいじめから発展した悲惨な事故も、中学校卒業前後の年齢であります。

教育長に、前向き、よい意味での期待とストレスを与えたいと思います。

教育長に再質問をいたします。

改めて、安心安全についての所信をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、6番議員の再質問にお答えを申し上げます。

子供たちの安心安全への、教育長の思いといえますか、そういった決意をとということでございますけれども、午前中の松浦議員の御質問の中でも、高齢者は宝であるというようなお話がございましたけれども、まさに次代を担う子供たちは、宿毛市にとっては宝であるというふうに認識をいたしております。

そういった子供たちが、学校においても、あるいは地域におきましても、健やかに、そして安心して成長していけるような環境、そういったものを当然のことながら、つくっていかなくちゃいけない。

そういったことから、我々教育委員会といたしましても、保護者や地域の皆様はもとよりですけれども、関係機関の皆様と連携をし、子供たちの健やかな成長ができるように、そして安心して教育活動が受けられるように、そういった環境づくりに全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議員各位におかれましても、どうかそういったことで御理解と、また御支援もよろしく願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 教育長、宝を教育長に託しますので、よろしく願いいたします。

いろいろありがとうございました。

以上です一般質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後 1時02分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 今回、私は大きく分けて三つのこと、BCP業務継続計画と、国土調査、それから臨時職員の処遇改善についてお尋ねいたします。

まず、最初にBCP業務継続計画についてですが、最近の高知新聞に、4ページか5ページかにわたって特集されていましたが、今回、宿毛市のBCP業務継続計画について、一種、確認の意味でお尋ねしたいと思います。

この件に関しましては、平成23年9月議会において、東日本大震災で壊滅的な被害を受けた市町村庁舎の破壊状況を考慮するときに、津波の浸水地域であり、耐震性の低い庁舎でしかない当宿毛市においても、市民生活の基本であり、行政活動の根幹をなす各種の情報の安全性をどのように確保するのか。特に、電子化された情報を、庁舎内の電算室のハードディスクで保管するやり方では不十分であるために、いっそのこと、思い切って自治体クラウドへの転換を図るべきだ。そうではないかと、当時、在職しておられた中西市長に、提案を含めて質問させていただいた経緯があります。

この情報管理、電子情報の安全性の確保とい

う点に関しては、当時の中西市長も、私同様に大きな不安というか、懸念を抱いておられたこともあって、その後、急速に普及してきたクラウド型の情報管理のその1形態である自治体クラウドへの加入と、情報管理システムの変更が行われてきたことは、議員各位既に御承知のことなのではあります。市民の中には、今でも市役所の庁舎が、地震の揺れや津波でやられたら、自分たちの情報はどうなるのか、不安に思われている方がおられることを考慮して、いま一度、確認の意味で、市の情報管理の安全性はどのように保たれているのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 御丁寧な質問をありがとうございます。丁寧に答弁をしたいと思います。

ただいま、山戸議員の御質問であります。現在、宿毛市が業務で利用している各種業務システムについては、地震や津波等の災害から、電子情報を含むシステムを守るため、システムの稼働環境に応じまして、二つの安全対策を実施しているところでございます。これがクラウドということになってきます。

まず、一つ目の安全対策といたしましては、山戸議員も質問の中で触れられたとおり、平成24年度から平成27年度の間、住民記録システムを初めとする25の業務システムを、自治体クラウドへ移行をし、地震、津波被害の及ばない遠隔地において、業務システムを稼働させるための機器を管理しているところでございます。

また、業務に係る法律や、制度上、自治体クラウドに移行できない、そういったシステムや、費用対効果の観点から、自治体クラウドへの移行に適していないなどの理由によりまし

て、宿毛市において、危機を管理しなければならぬ業務システムにつきましては、二つ目の安全対策といたしまして、地震、津波による影響を受けにくい、宿毛消防署の2階の宿毛市防災センターに業務システムを稼働させるための、機器の設置、サーバー等の移設をすることとしているところでございます。

宿毛市防災センターへの移設等につきましては、平成27年度から、各業務システムの機器の更新時期にあわせまして、実施しているところでございまして、平成31年度には、全システムが完了する見込みとなっております。

これら二つの安全対策につきましては、いずれも業務システムの稼働環境そのものの安全性を確保するものですので、発災後におきましても、自治体クラウドのネットワーク、または宿毛市防災センター内の機器へのパソコン等の接続、また電子情報を取り出し、パソコン等に移行させることで、業務が継続できる、そういった状態となっております。御安心していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 自治体クラウドというのは、専用回線によって管理されている関係で、インターネットを活用したシステムとは違って、外部からの、例えばハッキングなどの攻撃なんかは受けにくいシステムであるようにお聞きしていますが、端末機器を部外者が操作するような事態を避けるために、宿毛市でも部外者による不正なアクセスをブロックする形で、情報の管理体制の強化が図られてきたと思っております。

そうしたときに、これは全くの素人考えですけども、アクセスを制限し、障壁を設けることは、限られた職員しかそのシステムにアクセスできないこととなって、災害時など、全ての

職員が参集できない状況になると、システムを使用できない事態が想定されることになりはしないか。

今、申し上げましたとおり、全くの素人考えで申しわけないんですが、その点、どのような対策を考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

セキュリティーの強化に伴いまして、災害時に参集した職員だけでシステムを使用することができなくなった場合におきましては、参集した職員がシステムを使用できるように、一時的にセキュリティーの設定を変更し、対応することとしております。

なお、セキュリティーシステムにつきましては、自治体クラウドで管理することとなっておりますので、遠隔地のシステム、保守事業者に連絡することで、セキュリティーの設定を変更することが可能となっております。

また、宿毛市防災センター内で管理するシステムにつきましては、所管課職員が直接サーバーに接続いたしまして、システムの使用、またはデータの移設を行い、業務を行うこととなっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいまのお答えの中に、一部あったのかもしれませんが、仮に市庁舎が壊滅的な打撃を受けたとして、市の管理する情報は、庁舎以外の場所にもある自治体クラウドの回線を通じて、末端機器の接続さえ行えば、即座に修復可能であること。

さらには、そのような場合には、常時、担当している専属の職員以外でも、情報の復活、活用が可能であるということについては、了解しました。

災害発生に際しての事前、事後の災害対応に関しては、急激な被災状況への対応という意味では、宿毛市地域防災計画に基づいた活動が展開されることになり、災害復旧復興対策に力点が置かれることになるのでしょうか、市としてのBCP、業務継続計画は、どのような独自性というか、逆をいうならば、地域防災計画との整合性とその補完性をどのように想定し、計画されているものなのか、その点についてお尋ねいたします。

この地域防災計画というのは、非常に多くのことを網羅しておりますので、BCPとの独自性、そっちの面についてお尋ねしたいと思うんですけれども。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本市が策定しております宿毛市業務継続計画、いわゆるBCPと、宿毛市地域防災計画との整合性や補完性はどのようになっているのかを、まずお答えをさせていただきたいと思います。

宿毛市地域防災計画の一般対策編には、災害に備える体制の確立や、災害応急対策、復旧への備え等についての規定があり、これは、本市の防災対策の指針となるものであります。

しかしながら、阪神淡路大震災や東日本大震災において、庁舎の倒壊や職員の被災等により、地域防災計画に定めている応急対策業務の対応が十分にできなかった状況を受けまして、大規模災害発生時に、執務環境やライフライン等に制約がある状況下においても、応急対策業務や、さらに継続して行うべき通常業務が円滑に行われるような体制整備が、自治体に求められておりました。

これを踏まえ、本市では、宿毛市地域防災計画の中の災害時の体制整備や備え等について、より詳細かつ具体的に示した計画の必要性、重

要性を勘案いたしまして、平成26年度にBCPを策定し、さらに発災直後に限定して、職員がとるべき行動を細かく示しました宿毛市職員初動マニュアルも、同時期に作成したところでございます。

これらの計画は、地域防災計画が基礎となっておりますので、整合性が図られていることはもちろんのこと、お互いに補完関係にあることで、より地域の防災計画の実効性が高まっているものと考えております。

先ほどお話ししたような形の中で、独自性という形で、さらに細かいことを決めさせていただいている計画というふうに考えていただければよろしいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） BCP業務継続計画の眼目となる点は、この際、宿毛市という点に限定して言わせてもらうならば、まずは、行政機能の人的並びに物的な被害状況の把握。

それから、残存能力の把握。さらには、それこそ膨大なジャンルを網羅した行政活動の中から、何を優先的に行うのかという選別。つまり、一種の業務上のトリアージともいうべき作業が行われる、そういうことになるのだと思うのですが、市はその選別の優先順位をどのように想定されているものなのか。災害対応とは異なる、日常的ではありながも、市民にとって重要と目される多様な要求への対応をどのように位置づけておられるのか。

無用な混乱を避ける意味で、市民への事前の周知という意味合いを含めてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

BCPにおける災害応急対策業務と優先度の高い通常業務について、どのような優先順位の

位置づけをしているのかと、そういった御質問だったと思います。

まず、BCPでは、多くの業務の中から、発災後1カ月以内に着手しなければならない業務、いわゆる非常時優先業務を選定しております。

その中には、災害発生に伴い、避難所の開設や被災者支援等を行う応急対策業務と、埋火葬許可や、戸籍住民票の交付、生活保護費の支給等といった通常業務で、発災時であっても優先度が高く、継続しなければならない、継続通常業務の二つがあります。

応急対策業務と、継続通常業務の個々の内容につきましては、BCPの中で、一覧表にいたしまして、業務開始の目標時間と継続時間を定めるとともに、発災時には、平常時の他の業務区分に捉われず、全職員を災害対策本部の事務局及び7部16班に再編し、全庁体制で非常時優先業務に当たっていくこととしているところでございます。

なお、平素から申し上げておりますが、南海トラフ地震を初め、近年、発生が多くなっているゲリラ豪雨など、いついかなる災害が本市を襲うことになるかもしれません。

そうした状況に対しまして、BCPを基本にし、発災時に円滑かつ適正に業務が実施できるよう、随時、計画の見直しも含めまして、取り組みを進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 継続的な通常業務に関しても、BCP業務継続計画に、きっちりと位置づけして、対応できるようにしているとのこと。

次に、お尋ねしたいのは、庁舎が無事なら、当然、そこで市民からの要求に応じていくこと

となるのですが、仮に庁舎以外の場所で、それらの活動を行わなくてはならないことになった場合、市として、どこを想定されているのか、その点お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

発災後、庁舎が使用できなくなった場合の、業務を行う場所はどこになるのかという御質問でございます。

南海トラフ地震発生時において、庁舎が使用できなくなった場合、災害対策本部を設置する災害活動拠点の代替施設として、現計画では、L1クラスの場合は宿毛市防災センター、L2クラスの場合は宿毛市総合運動公園を想定しているところでございます。

しかしながら、被災状況等によって、災害対策本部を設置する場所が異なるということは、事前に複数の計画や、施設整備が必要になるという難点がありますので、今後、代替施設の一本化も検討してまいりたいと考えており、さらに老朽化した市役所本庁舎の建てかえについても、今後、検討していかなければならない、喫緊の課題であると認識をしているところでございます。

こうした中、今年度、遺体安置所や瓦れきの一時保管場所等を事前に決めておくための応急期機能配置計画を策定することにしておりますので、本計画を策定する中で、円滑に業務が遂行できるよう、災害対策本部の設置場所等についても、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 南海トラフ大地震の発生時など、災害対策本部は、市の職員以外にも、さまざまな外部機関や団体の方々を含めて、多

数の方々が、さまざまなジャンルの活動を展開することとなり、相当な混雑、混乱が発生することが予想されます。

今後、職員の一層の認識の深化、徹底と同時に、効果的な業務遂行のための市民への周知の強化をお願い申し上げて、この質問を終わります。

次に移ります。

次に、国土調査について、お尋ねいたします。

この場合は、正確には地籍調査というべきなのでしょうが、当市においては、平成22年に、それまで中断されていた国土調査が復活し、現在まで、毎年継続されて、ことしで7年目になります。

これまで、私を含めて複数の議員の方々が、国土調査のおくれというか、早急な着手を促す形で、この場でも取り上げてこられました。今回、私は少し違った角度での質問を行いたいと思います。どうかよろしくお尋ねいたします。

地籍調査は、国土交通省のWEBサイトの説明では、実施計画、地元説明会、境界の確認、境界の測量、地籍簿の作成、閲覧、登記所への送付という、七つの段階を経て完了することになっていますが、ことしの分はまだ無理として、昨年までに行われた地質調査、何カ所かで既に調査を実施されていますが、そのうち登記所への送付という形で完了したものが何件あって、未完の案件が何件あるのか。また、その未完の案件は、着手後、ことしで何年が経過したことになるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

平成22年から再開いたしました国土調査につきましては、平成22年度に長尾、竹石地区、平成23年度に小島、手代岡地区。平成24年から25年度に、竹部、馬場住地区。平成26

年度に山田、芳奈、黒川地区の一部の調査を行っております。

国土調査は、1年目に現地調査、2年目に、先ほどお話ありましたが、2年目に図面作成、閲覧、3年目に国等の検査を経て、特に問題がないようであれば、4年目で登記所への送付となっております。

調査地区のうち、平成24年度と平成25年度につきましては、今年度中に、平成26年度につきましては、来年度の登記予定となっております。

平成22年度と平成23年度調査分につきましては、未完了となっております、それぞれ7年と6年が経過している状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 24年、25年の両年度分は、ことし中、26年度分は来年度と。問題がなく、順調にいけば、実施年度を含めても4年程度で済むのに、長いものだと、着手してからもう7年がたとうとするのに、まだ完了にまで行き着けない、その理由は何なのか、その点お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 理由について、お答えをいたします。

国土調査におきましては、土地所有者に調査結果を確認していただき、同意を得た上で、登記の手続に入ることになりますが、調査区域内の一部におきまして、現在も、土地所有者間で、土地境界についての協議を行っており、以降の手続ができない、そういった状況となるところでございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） この登記所への送付がおくれている間に、調査開始時点での土地の名

義人が死亡したり、あるいは土地の売買を行ったりしたにもかかわらず、その変更登記ができないままに推移して、さらには、その筆頭相続人までも死亡して、遺産相続の問題まで絡むこととなって、必要以上に複雑な作業を強いられる、そのような例が数例あって、関係者からの苦情が、私のもとにも寄せられています。

何度市にかけ合ってもらちが明かない、これは市の怠慢ではないのか。何年このままにして、たなごらしにするつもりなのか。市として、その点、どのようにお考えか、また、今後どのようにこの問題を解決し、迅速な完了を図っていくのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

市といたしましても、このまま登記がおくれることはよいことではありませんので、早期解決を図りたいと、そのように考えているところでございます。

解決には、地権者の理解を得て同意していただくか、筆界未定として取り扱うかになります。筆界未定にした場合、その土地のみならず、隣接地も筆界未定となり、周辺地に不利益が生じます。

後々の禍根を残すことにもなりますので、時間はかかっておりますが、できるだけ筆界未定とならない方向で、地権者と交渉を進めているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 筆界未定にすると、周辺地に不利益が、との御答弁ですが、例えば、細切れの隣接地に囲まれた、つまり周辺に多くの筆界を抱えたような土地の所有者が、現地での調査に応じていただけないようなケース。これは、宿毛小学校の高台移転候補地での測量に対して見られたケースでもありますが、そのよ

うな場合とか、ある土地の所有者の方が、その周辺全ての方と境界を争って折り合いがつかないとかいうケースなら、確かにその土地の周辺地まで筆界が特定できないということになります。

しかし、ただいまの御答弁では、どうも土地所有者間ということですので、お互いに隣接し合う土地の1本の境界を巡って、当事者間の、つまり隣接する二者の間の折り合いがつかないために困っていると、実は、私はそのような相談を、個人的にお受けしたことがあります。

そのようなケースなら、御答弁いただいたような周辺地まで巻き込んだ問題にはならないように思うのですが、その点、私の認識不足の点があるかもしれませんので、どうして周辺地にも不利益が生じることになるのか、参考までにお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

おっしゃるとおり、二者間での問題なら、周辺地まで巻き込んだ、そういった筆界未定とはなりません。

今回の場合、未解決案件は平成22年度と23年度を合わせて4件あります。この中には、議員も例として挙げられた、周辺に多くの筆界を抱えたような土地の所有者が、現地での調査に応じていただけないケースもありますので、筆界未定とすることで、隣接する土地との境界が全て筆界未定となり、周辺に不利益が生じる場合があるとして、御説明をさせていただきました。

あくまでもこの4件の中に、そういった例もあるということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 筆界未定ということに

なると、さまざまな制約を受けることになるのは、その土地の所有者。つまりは、境界を争う中で、合意点を見つけられないままに終わった当事者同士であって、後々になって、合意が成立した場合でも、その土地の境界の測量から登記まで、全て当事者の負担で行わなくてはならない、そういうことになって、多大な出費を強いられることになる。

その点については、市のほうからも十分説明がなされていると思います。

しかし、それでも当事者間の争いが原因で、問題が一向に進捗しないし解決しない、そのようなケースには、市として、例えば1年なり2年なりという一定の期間を区切って、それなりの決断をすることが必要なではありませんか。

もめにもめて感情的になったあげくに、もはや議論さえしたくないとまでこじれてしまっているような案件には、地権者との交渉の余地など、ありそうにないようにさえ思います。

その点、どの時点で市は筆界未定もやむなしという決断を下すのか、折り合いがつくまで何年でも、何十年でも待ちますか。

地籍調査の対象地域にあって、とっくに測量も済んだのに、一部の土地の境界争いが原因で、地域全体の地籍登記が保留になっているために、関係ない自分たちの土地の変更登記までもができないと、困っている人たちをいつまで待たすおつもりですか。その点、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

交渉の中で決着がつかない案件については、双方に筆界未定の同意を求めていきますが、筆界未定の同意もいただけない場合は、最終的には、同意なしでの筆界未定もやむなしと考えているところでございます。

相手のあることでありますので、いつまでに

解決をするということは、はっきりとすることができませんが、早期解決に向けて取り組んでいきたい、そのように考えているところでございますので、どうか御理解を願いたい、そのように思っております。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 地籍調査の結果が活用できる段階にまで至っていないことによって、対象地域に土地を持っている市民の方々の中には、財産管理の上で、大きな弊害に直面している方が存在する。そのような状態に置かれている方々は、市の対応は余りにも悠長過ぎると。いわば業を煮やしていると言っても過言でもありません。

迅速な対応をお願いして、この件に関する質問を終了いたします。

続いて、臨時職員の処分について、お尋ねいたします。

臨時職員の処遇については、私はこれまで沖本市長の在職時と、さきの3月議会での中平市長への質問、2度にわたって議論を進めてきましたが、今回、改めて幾つかの質問を行いたいと思いますので、どうかよろしくお尋ねいたします。

まずは、臨時職員の給与の支払い形態について、お尋ねいたします。

市役所の正規職員は、4月1日就業の場合でも、16日の給与支払日には、4月分の全額が支給されると思うのですが、臨時職員の場合には、日給月給という関係で、そうはならない。どういう形で給与の計算と支払いがなされているのか。また、健康保険や年金について、その加入時期や費用負担はどのようなことになるのか、その点についても、あわせてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現在、臨時職員の給与の締日を、毎月5日としております。

4月1日に雇用された方につきましては、4月1日から5日までの給与を4月16日に支給し、その後、4月6日から5月5日までの給与を5月16日という形式で支給をしているところでございます。

健康保険や年金につきましては、雇用日からの加入となり、負担金につきましては、当月の給与から控除をしているところでございます。

4月1日から雇用された方につきましては、4月1日からの加入となり、負担金は4月16日に支給する給与から控除しているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 昨年度までは、4月2日から翌年の3月31日までの設定であった、そういうものが、今年度からは4月1日から来年の3月30日までの契約期間に改めた。

そのことによって、昨年中に引き続いて就業を予定している再契約の方々は、もし当初の契約どおりに、ことしの3月31日まで就業すれば、昨年度の364日間、ことしはうろう年という関係で、正確には365日になりますが、と、今年度分の364日間がつながることになって、契約期間が1年を大きく超えて、法的規制を破ってしまうことになる。

そのため、どうしても3月30日までの勤務として、1度、契約を切らなければならない事態が発生した。

この契約期間の変更は、私にも十分理解できることなのですが、この3月、臨時職員の、この場合は1年契約の、1年間の契約で就業された臨時職員の方々のことなんです。というのは、つまり産休で入ったとか、あるいはもっと短期

で来られているということではなくて、当初から1年契約という形で勤務されている臨時職員の方々のことなんです。どれだけの方々が31日まで勤務されたのか。逆にいうなら、契約を1日縮めて、30日で終了された方々が、どの程度おられたのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

平成28年3月30日で雇用期間が終了した方は、全員、保育園勤務の方々であり、その人数は21名となっております。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいまの答弁に対する再質問です。

ということは、一般事務の方、つまり保育園勤務以外の方で、再雇用となった方はいなかったということなんでしょうか。確認の意味でお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

一般事務の方でも、昨年度、勤務した後、次年度も同じ方を雇用したケースもあります。この場合は、保育園勤務の方とは違い、一般事務の方については、本来、次年度の雇用は想定しておらず、面接試験を行った結果、4月2日以降、再度、同じ方を雇用することになったものであります。

次年度の雇用が想定されておらず、3月30日までの雇用期間とはしておりませんので、平成28年3月30日で雇用期間が終了した方は、全員、保育園勤務の方のみとなっている現状でございます。

保育園勤務の方以外はないということでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 再雇用というか、再契約を結ぶ形で、雇用の継続に応じてくれる方がある反面では、当該年度限りで契約を打ち切ることになる方々がおられる。市として、その退職される方々を把握する時期は、大体、いつごろ、一体、何月ごろになるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

保育園では、次年度の勤務が可能かどうかという意思確認を含めた履歴書の提出依頼を、1月から2月に行っておりまして、そこで提出のなかった方につきましては、退職希望であると判明いたしますので、退職される方々を把握する時期といたしましては、この期間となろうかと思えます。

一般事務の方につきましては、随時、履歴書の受け付けをしておりますので、次年度の臨時職員を希望される方は、現在、雇用期間中である方であっても、提出は可能となっております。

そういった状況でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 今の一般事務の方のあれがよくわからないが、今回はおいておきます。

実は、保育園の臨時職員としての仕事を、ほかの継続を希望する方々と同様に、3月30日でやめることになったために、それまで加入していた保険や年金を、国保と国民年金に切りかえる必要が生じた。

4月になって市役所の窓口を尋ねたところ、あなたは3月31日に勤務していないので、4月からの分だけではなしに、3月分の国保と年金の保険料も納めてもらわなくてはいけないと言われてびっくりしたというような話を聞いたことがあります。

これは、当事者から直接聞いた話ではない、又聞きの話でしかないのですが、これは、昨年度分の話ですので、4月2日から3月31日までの契約であったにもかかわらず、そうして退職か再契約かの把握は、通常なら事前に行われている、そのはずなのに、なぜこのようなことになったのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） まず、先ほどの一般事務の方々の退職されるというお話ですが、随時、履歴書のほうの受け付けをしておりますので、雇用期間というのはわかっておりますので、その雇用期間が切れるまでに、再度、履歴書を出していないということは、次はないという形の中で、退職という判断にしております。

ただ、出す期間が、保育園のほうでは1月から2月ということですが、一般の方々はいつでも出せるという状況でありますので、時期は決めれないというか、わからないという形の中での答弁をさせていただいております。

そして、先ほどの御質問ですが、平成28年3月30日までの雇用期間とし、今年度4月1日に雇用していない方につきましては、3名の該当がありました。

その3名のうち、2名は自己都合により、4月1日からの勤務ができないということで、雇用を辞退された方です。残り1名の方につきましては、諸事情によりまして、雇用には至らなかった、そういった経緯となっておりましてございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） そうですね、そのような方々に関しては、ちゃんと、もともとの契約どおりに、3月31日まで勤務させてもらえて

いたら、既に納付したことになっている保険や年金の負担金は、後で還付されるとはいえ、ややこしいような話にはならなかったろうにと思わないではられません。

もしもこの方々が、3月に何らかの事情で医療行為を受けていたような場合には、ことはもっと複雑になって、たとえそれが事務的な処理でしかなかったとしても、不必要な、余計な作業が発生することになる。臨時職員にとって、3月31日という日付は、かなり大きな意味を持っている。そのことへのさらなる御配慮を、今後とも、どうかよろしく願いいたします。

そこで話は変わりますが、政府レベルでも、臨時職員やパートタイマーといった非正規雇用職員の雇用条件の改善について、同一労働、同一賃金といったような内容での検討が行われていることについては、既に御承知のとおりです。

3月議会の一般質問で、私はこの点を含めて、当宿毛市の臨時職員の処遇改善について質問申し上げた中で、市長からは、近隣自治体との均衡を無視した改善はできないと、そういう趣旨の御回答をいただきました。その御回答をお受けして、そうであるなら、現在、明らかになっている近隣市、つまり土佐清水市並びに四万十市に比較して、低く抑えられている。つまり、均衡を欠く形になっている宿毛市の臨時職員の処遇を、市長はどうお考えなのか。

近隣自治体との処遇の均衡を言われるのであれば、明らかに目に見えているマイナスの不均衡を是正して、近隣市並みにそろえていくべきではないのかという御提案をいたしました。

この4月の臨時職員の採用に際して、どのような処遇の改善が行われたものなのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

平成28年4月1日より、臨時賃金の日額を、一般事務では6,800円から6,900円に、保育士では7,400円から7,600円に、改定をいたしております。

また、昨年度、雇用していた臨時職員の方で、今年度も再度雇用される方々につきましては、保育士につきましては、昨年度の雇用期間を平成28年3月30日までとし、先ほどのお話ですが、今年度、平成28年4月1日から雇用することにより、6月の特別賃金を支給いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 契約期間を4月1日から3月30日までとすることによって、これまで、年間12日分しか出なかった特別賃金が、16日分にまでふえた。しかし、それでも近隣市の支給状況と比較すると、大きな差がある。

そこで、仮にこの特別賃金を土佐清水市や四万十市と同様なレベルにまで引き上げたとした場合に、市として、どの程度の負担増になるのか、概算で結構ですので、金額でお示し願えないでしょうか。よろしく願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

数字につきましては、特別賃金ということでの提示にはなりません。

6月の特別賃金が4日分、12月の特別賃金が12日分の計16日分が、支給している方を想定して、お答えをさせていただきます。

四万十市、土佐清水市の特別賃金は、1回の支給が約20日というふうにお聞きをいたしておりますので、6月分の追加支給日数は、20日引く4日で16日分。12月分の追加支給日数は、20日引く12日で、8日分になります。計24日分が追加支給されることとなる状況で

あるということでございます。

平成28年9月1日の臨時職員数は77名となっておりますので、一般事務や保育士等の、それぞれの日額で計算した総額につきましては、総額1,317万8,000円となります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 一般事務、保育士等ともに、年間で24日分、四万十市、土佐清水市と比較すると少ない。つまり、一人一人に当てはめれば、一般事務で24日掛ける6,900円で、年額16万5,600円、保育士等なら24日掛ける7,600円で、同じく18万2,400円少ないということになる。

この金額は、それぞれの臨時職員の方々にとっては、24日分ということなので、1カ月働いて得る賃金以上の額に当たることとなります。それを総計すると、77名で1,317万8,000円でした。

計算上では、近隣両市との間にそれだけの差があつて、それを是正するとなると、それだけの負担増ということになる。さて、この金額をどう捉えたらいいのか。財政事情の厳しい中で、宿毛市はよく頑張つて、人件費の出費を1人当たりで1カ月分以上圧縮して、低く抑え続けることに成功していると考えなのか、それとも、宿毛市では、臨時職員の方々は、近隣両市に比較して、それだけ安く使われ続けてきたと考えるか。

財政事情が厳しいことは、どこだって同じです。市長、ここはやっぱり市長が言われた、近隣市との均衡ということを考えるなら、それだけの負担増になつたとしても、特別賃金の基準を改正するべきだと思いませんか。考え方によっては、宿毛市はそれだけ負担を低いままに保ってきた。

一部では、正規職員と大差のない状況で勤務されている方々も多数おられるにもかかわらず、この臨時職員の方々を低い処遇のままにしてきました。その点を、お言葉どおりの均衡あるものに是正するのが当然だろうと思うのですが、御見解をお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本年3月議会でもお答えいたしました。近隣市町村の動向及び近隣市町村との均衡というのは、大きな指標としているところではございますが、これをもって、直ちに近隣市町村との均衡を図るというものでございせん。

ただし、宿毛市が四万十市や土佐清水市と比べて、特別賃金が低いという状況は、議員の御指摘のとおりでございます。数字もただいま示させていただきます。

どのような手法で、臨時職員の処遇改善を図ることができるのか、平成29年度の実施に向けて、検討をしてみたい、そのように考えております。

また、先ほど、均衡というお言葉の中で、日額に換算をしますと、資格を持っている方の日額賃金は、ただいま上がっている、それぞれの自治体の中で、宿毛市が一番高い状況となつているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ここで争う気はないんですけれども、7,600円が7,800円に上がる、これは人事院勧告か何を受けて反映された結果だろうと思うんですけれども、それは。

ただいまの答弁の中で、どのような手法で処遇改善を図ることができるのか。平成29年度の実施に向けて検討したいとの御答弁でした。

それと、あわせて、近隣市町村との間に不均

衡があっても、これをもって、直ちに均衡を図るというものではないという旨の、そういう御発言にもかかわらず、平成29年度の実施に向けて、まずは実施時期について、明白に御表明いただきましたことは、これは一步の前進かと思えます。

それと同時に、市長は、どのような手法で待遇改善を図ることができるのか検討したいと、このように申されましたが、ことは明らかじゃありませんか。

宿毛市の臨時職員の特別賃金は、近隣の両市に比べて、支給算定日数において、一般事務、保育士等の双方ともに24日分少ない。

3月議会の際には、市長の御答弁の中で、特別賃金を日給に上乘せしている自治体もあるかのようにお聞きしたと思うのですが、そんな、物事を複雑にする必要なんかないでしょう。支給日数を是正して、不足している24日分をふやせば、それで済むことですよ。今年度から見直すべきだと申し上げたいのはやまやまです。

けれども、現在の臨時職員の方々は、今の雇用条件を了解した上で、契約を結んだのだと、そういつて逃げられそうな気がします。それとも市長、やってくれますか、12月から。それとも、さかのぼって6月の分からでも。恐らくそうはならないだろうなど。

臨時職員の方々の中には、宿毛市の雇用条件が悪いことを知りながらも、保育園で元気に走り回っている子供たちが、かわいくてかわいくてたまらないから、そういう理由で、何年もの長期にわたって再雇用に応じてくれた方々がいます。

例え条件が悪くても、仕事なしでは生きられないと、提示された契約に従わざるを得ない方々もいます。だからといって、その方々を低い条件のままに雇っていていいのか、そのこと

が正当化されていいのか、それが今、日本の直面している格差社会の是正に向けた取り組みの原点なのだといえましょう。

宿毛市もやっと、この問題に目を向けて、少なくとも近隣市並みの条件を提示するまでになってきた。ああ、さすがに中平市長は違うなど、来年度には納得できる結論が御提示いただけるものと信じて、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

----- . . . ----- . . . -----

午後 2時08分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、一般質問をさせていただきます。

1番、地方創生についてでございます。

地方創生総合戦略が策定され、本格的に地方創生の取り組みが進められることになり、これからの5年間は、本市の将来を決定づける大切なときとなります。今の時代を生きる私たちは、次世代に対し、重大な責任を負ってるわけであり、総合戦略の実現には、策定過程だけでなく、市民の皆様、企業、職員はもちろんのこと、一人一人が明確な目的意識を持ち、総合戦略の実現に向けての協働が不可欠と考えます。

事業のほとんどが地方創生であります。地方において、人口の減少、流出等の、先人が長い年月を経て培ってきた地域の歴史や、文化の継承はもとより、現在の暮らしの継続までもが困難な状況になりつつあり、将来を見通した適切な対応が必要であると考えます。

市長には、さまざま伺ってまいりたいと思

ます。よろしく願い申し上げます。

去る8月3日、4日、5日は、私たち産業厚生委員7名、職員2名で、兵庫、広島方面へ研修に行かせていただきました。

国家戦略特区の中山間農業改革特区の取り組みは、日本創生のさきがけである兵庫県養父市へ、また尾道市で空き家プロジェクトを立ち上げ、設立から10年目となるNPO法人への研修であります。

10年間やり続け、行政とよい関係が整ったと、今の状況を聞かせていただきました。

彼女は、ふるさとを離れた数年の間に空き家がふえ、この町を守りたい、守らなければとの思いから、子育ての傍らから手をつけ始めたとのことでした。

2キロ間に500軒あったと話されました。誰かがやらなければならないことに気づき、1人から始めて、価値観を持っている人、店を始めた人など、賛同者が多く集まり、NPOを立ち上げ、活動を始めたということになります。

このことについては、また次の機会があればということにいたしまして、今回は、養父市における研修の報告も兼ねて、市長の見解を伺ってまいります。

地方創生について、市民の皆様には、まだ不十分な方もいらっしゃると思いますので、少し説明も加えていきたいと思っております。

創生の大きな目的は、出生率を上げ、人口減少に歯どめをかけることとあります。東京一極集中を是正することにあります。

人口ビジョンを実現する施策が、総合戦略であります。

小泉構造改革で地方切り捨てを進めた結果、地方経済は疲弊し、政権は倒れました。

アベノミクスは、地方切り捨てではなく、地

方再編で内容は大きく二つ、人口減少のもとで地方が生き残る方向性を示した市町村が連携して行政サービスを維持していく。そして、もう一つは、再編をみずからが自己責任で進める仕組みであります。

国が示した内容に基づいて、自治体が計画を作成する、その計画は政府が評価して交付金をつける。さらに計画の進行管理、評価を自治体みずから行う仕組みであります。

この二つを進める施策が、地方創生であります。都道府県によっては、人口減少率はかなり異なり、2010年の40%以上が減少する県が20都道府県あります。その中に高知も入っております。

兵庫県は10%から20%の10府県に入ります。規制緩和で商店を廃業し、商店街はシャッター通りとなりました。仕事もなく、子供も産めない、病院もない、買い物もできないまちで、若者もお年寄りも住めません。人口減少は、政府の政策によってつくられてきたものであります。

国が示した、枠組みにこだわらず、地域にとって本当に必要なこと、宿毛の再生のために展開すべきと考えます。そのために、地方創生の交付金が使えらるなら、積極的に活用したらよいと思います。

地方創生の本質を理解し、抜本的な問題、解決策を考えるべきではないでしょうか。

地域の実情に応じた環境整備をと考えます。市長は、宿毛再生をどう考えておられるのか、御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えをいたします。

昨年10月に策定いたしました宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、急速な少子高齢

化の進展に伴い、地域経済の縮小や、地域としての機能低下が起きている中で、本市の有する地域の特性や強みを生かし、市の魅力を発信していくことによりまして、人口減少に歯どめをかけるという決意を広く表明をしたものでございます。

総合戦略に盛り込まれた具体的な事業には、文旦や小夏、直七などのかんきつ類に関する事業、水産物のブランド化事業など、本市の特色を生かした事業が多く盛り込まれた戦略となっております。

そのため、宿毛市総合戦略に盛り込んだ事業を実施することこそが、地域に雇用を生み、人口減少に歯どめをかけることにつながると考えております。

しかしながら、事業を実施するための財源として、期待をしておりました地方創生推進交付金は、自立性、官民協働、地域間連携、そして政策間連携などの多くの条件を満たし、かつ目新しい先駆性のある事業しか採択をしないという、非常に厳しいものでございました。

このため、思うように実施できていない事業が多くあるというのが現状でございます。

国には、もっと自由度の高い交付金制度に改善するよう、機会があるたびに申ししており、改善のきざしもありますが、現時点では、抜本的な改善には至っていない、そういう状況でございます。

総合戦略は、PDCAサイクルによりまして、より実効性があるものになるように磨き上げていくものであり、今後も変化していくものですが、全国一律の、判で押したような、そういった戦略にするつもりはございません。

地方創生に向けた取り組みにつきましては、要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情に応じた地方の責任と、創意工夫に

よる取り組みを行うことが重要であると考えております。

先日、8月26日に宿毛市政策審議会を開催いたしまして、総合戦略の改正及び事業の進捗状況を御報告し、御意見をいただいたところで、今後もさまざまな皆様の御意見を踏まえながら、本市の特色を生かした戦略に、さらに磨き上げをしていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 人口が減少していくと、行政サービスの維持にも大きな影響を与えます。

例えば、上下水道、病院、学校、公民館、情報通信基盤など、ほか市民1人当たりの負担が拡大して、そのうち支えきれなくなります。

また、管理が必要なのは、施設ばかりではありません。荒廃する農地や山林も同様で、全国各地で生じている課題で、これも人口が鍵です。

都市から地方へ、新たな人の流れをつくろうと、この機を逃さず、魅力を生かし、人の流れを引き寄せる努力が必要であります。

養父市の資料で目を引いたものは、総合戦略であります。養父市の未来をつくる第一歩と、若者に魅力あるまちづくりを進めるにしても、民間の力をかりなければできない。だから、特に若者が魅力を感じる仕事、20代、30代の若者、そして特に女性の声を聞くこと、また地域経済を支える地域の事業者、各種団体、次世代を担う子供たちの力が不可欠であり、策定段階から課題を共有し、取り組みを継続して進めるため、多方面にわたる、熱のこもった市民参加のタウンミーティングは、合計18回、小学校区単位であります。

これを開催され、延べ人数896名の参加が

あります。市民アンケート実施では、一般市民対象3,900人、高校生343人、企業183社、これは平成27年5月から8月までの状況であります。意見交換会、合計15回、実施、延べ263人の参加との記載がありました。

総合戦略策定に当たり、作戦会議の委員に市民代表を加えるだけではなく、できる限り多くの市民から意見聴取して、十分に参考にしながら、可能な限り、反映することを基本と、行政と市長が熱意を持った結果の数字であると、高知のほうに帰ってきてから、資料の確認の電話を入れました。

女性の議会事務局長でありましたが、丁寧に説明をしてくれました。

宿毛にも若い女性や中高生へのアンケートが載っておりますが、市長はこの養父市の多方面にわたる意見聴取、また数字等から、人が集まるのは市民に信頼されている市政、市民中心の市政の結果ではないかと思われま

す。宿毛市でもアンケートを行っております。中学生251名、高校生は379名、18歳以上の女性357名、数字等、これら二つの両者を、今、お聞きしまして、市長はどのように御見解をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほど、川田議員のほうから、行政視察に行った養父市のほうの取り組みについて、いろいろお聞かせを聞かさせていただきました。また、数字等もいろいろ並べていただきまして、本当に、すごくしっかりとした取り組みをしているなというふうに感心をさせていただきました。

また、宿毛市としても頑張らないといけないと、そういうふうな思いになっているところがございます。

本市といたしましても、先ほど少し議員のほ

うからも数字を出していただきましたが、総合戦略の策定に至るまでには、広く意見を求めてきたところがございます。

まず、市内の中学3年生と高校2年生、及び無作為で抽出いたしました18歳以上の一般市民、計2,000名に対しまして、アンケート調査を行っております。

結婚、出産、子育ての希望、進路や就職についての希望など、市民のニーズ把握に努めたところがございます。

事業案の検討段階では、漁協、農協、森林組合、商工会議所、社会福祉協議会、保育園等の実務担当者に、具体的な事業案を持ち寄っていただきまして、本市の現状と課題を踏まえる中で、話し合いを重ねてまいりました。

また、各界の代表者で構成する宿毛市政策審議会での御意見をいただき、パブリックコメントも実施をいたしております。

広く意見を求める手段といたしまして、さまざまな方法があろうかと思いますが、可能な限りの方法で、広く御意見をいただき、策定した総合戦略であるというふうに考えているところがございます。

また、先ほども申し上げましたが、総合戦略は、PDCAサイクルによりまして、より実効性があるものになるよう磨き上げていくものです。昨年策定した総合戦略は、スタートでありまして終わりではありませんので、今後も議員の皆様を初め、広く御意見をいただきたいというふうに考えているところがございます。

また、なお私自身、市政運営に挑む基本的な考え方といたしまして、市民の声をしっかりと聞かせていただき、市政全般に生かしていく、そういった姿勢で取り組んでいきたいというふうに考えているところがございます。

その基本理念に従いまして、しっかりと市政

運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、また議員各位の皆様方の御協力、そして市民の皆様方の御理解と御協力をお願いをしたいというふうに思っております。

先ほどの養父市の取り組み、大変すばらしいものでありますので、こういったものをしっかりと参考にさせていただきながら、これからもさらに取り組みを進めてまいりたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 全国同時に進む取り組みの中で、確かな成果をあげるためには、知恵と工夫、人一倍の努力が必要であります。質の高い取り組み、確かな競争、市民との協働など、目標達成状況、今後の方向性について、住民との徹底議論が欠かせません。

島根県海士町は地方創生の先進事例であります。それは中央官僚を招いて知恵をかりたものでもなく、首長のリーダーシップのもとで、住民の徹底した議論と、彼らが生活の中で培ってきた知恵を体系化し、実験を試みたものであります。

宿毛市の行政の姿勢の今までが、またこれから問われるのではないかと、市民中心の政治が行われるよう、指摘をしていきたいと思えます。

今後、予想される人口減少のスピードを、どの程度まで抑えるかについて数値化されているわけでありましたが、推計に萎縮することなく、まちづくりに取り組むべき総合戦略は、住民に示す行動計画であるので、夢を与えるべきであります。人口が大幅に減少したとしても、行政の仕組みをきちんと見直して、地域社会が成り立つよう、今から検討を始めることでもあります。

長期の出生率目標、転出超過数の削減目標を

設定し、2060年までの5年単位の人口目標も定めてありますので、短期の具体的な取り組みへとつなげていくことでもあります。

総合戦略の財源問題は、対策上、5年間は支障のないよう、総務省は約束をしておりますが、地方創生交付金など、支援措置継続は懸念がありますけれども、本来、地域づくりは国から頼まれてやるものではありません。

ふるさと創生も、正式名称はみずから考え、みずから行う地域づくり事業であります。これからの5年間、着実に成果をあげていかなければなりません。市長の御決意をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市長の決意ということでございます、ありがとうございます。決意をもって、人口もふやしていきたいというふうに思いますし、当然、人口ビジョンを示されておりますが、このままでいけば、もっとひどい数字になる可能性もあります。

そういった中で、今、示されている人口よりも多い人たちが、この地域で生活を、その年齢、多い人たちが生活をしていただきたい。要するに人口減少ですよ。自然減も、そして社会減も減らしていきたい、そういった思いで取り組みをさせていただいておるところでございます。

先ほど、審議会のほうも開かせていただいたというお話をさせていただきましたが、そちらのにも、移住をしてこられる方々の人数を、もう既に人数をもう少し上乘せをして、変更をかけているところでございます。

人口ビジョンに至っても、これから先、もっともっと、この地域で生活してくれる方々をふやすような形の施策を行う中で、数字の変更、

目標の変更もしていきたい、そのように思っているところがございますので、さらなる御理解、そして御協力をお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） さて、養父市の研修では、人口減少、高齢化による担い手不足により、町、農村の伝統文化の源であり、食材を育てる農地が守れなくなりつつある環境をかえるため、中山間農業改革特区を取り入れた内容について、市長の御見解を伺ってまいります。

国家戦略特区は、アベノミクスの第三の矢であります成長戦略の目玉であります。国家戦略特区は、特区という区切った特例措置を導入し、社会的規則を撤廃することにあります。養父市長は、1960年には耕地面積3,012ヘクタール、そのときの耕作放棄地はゼロでありましたが、2012年には185ヘクタール、2015年には280ヘクタールと、放棄地が現状であります。このことを危惧し、農地の流動化、働く場の提案をした市長の熱意が認められ、2014年5月1日、特区が指定されました。

地元地区民も草刈りなどを手伝い、80ヘクタールが再生可能とされています。今は15.5ヘクタールで、レンゲの花を植え、蜜を取り、酒米を植えたり、花卉栽培等を母体、11の法人が営農している状態です。

荒れた農地をどうするか、独自の創意工夫にインセンティブが働くよう、取り組みに支援をした農業特区、農地改革は、縦割りでは無理で、規制緩和、緩和項目として農業特区を通じて、農業委員会の農地の権利委譲、許可権限を首長部局に移したり、農業生産法人の要件緩和、農業への信用保証制度があります。

国家戦略は、内閣が主導しますが、特区は政府主導で、民間が動きやすいとされています。

地域の方が養父の農地を使うのが理想ですが、外から農地を使うと引っ張るのが企業であります。企業が農地を所有して、農業できた特区、親企業が自由にできるように、やりたいことができます。規制緩和で新しい企業が参入していくことで、荒れていた土地に水が張り、よみがえったということでもあります。

特区という地域を区切った特別措置を導入して、社会的規則を撤廃することに主眼があります。革新的な取り組みを行っていることが、話題と波紋を呼び、同じ悩みを持つ全国の中山間地域の自治体にも刺激を与えるとともに、企業に農業経営の道筋をつけるなど、国や経済界から高い評価を受けている養父市へ行かせていただきました。

市民の皆様にも御理解いただけたかと思えます。特区については、以上のような説明で、市長の見解をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

養父市は、山間地域が多い自治体でございます。これまでの間、地域内の農業者で試行錯誤をいたしまして、地域農業を維持してきておりましたが、農業者の高齢化に伴う農業人口の減少に歯どめがかからず、また、中山間地域という地域特性のため、新規拡大が思うように進まないことから、耕作放棄地が増加していたというふうにお聞きをいたしているところでございます。

そのような中、地域内農業者だけではなく、全国から農業に参入していただける法人を呼び込むため、国家戦略特区を利用いたしまして、農業生産法人の要件緩和、農業への信用保証制度の適用、農業委員会と市の事務分担につきまして、規制緩和を行ったとお聞きをいたしてお

ります。先ほど、議員からも御説明があったとおりでございます。

養父市の取り組みなどによりまして、農業生産法人の要件緩和につきましては、現在では、農地法そのものが改正されまして、全国で一般法として適用されているところでございます。

このような養父市での国家戦略特区の取り組みは、地域の課題解決策の一つの方法といたしまして、大変、有用な取り組みであるというふうに考えます。

養父市での規制緩和についても、農業政策法人の要件緩和については、市内、市外にかかわらず、農業を大規模に経営したい方にとりましては、法人化が行いやすいですし、企業にとっても、農業参入しやすい環境が整うものであり、今後の農業を支えていくためには、重要である、そういった重要なことであるというふうに考えられる、そういった施策だと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 雇用、医療、教育、農業等の分野では、社会圏を初めとする住民の基本的な人権を実現し、国民全体の福祉を向上させる観点から、一定の社会的規制が確立していますが、国家戦略特区では、これら規制を岩盤規制と決めつけ、改革を成長とし、規制を抵抗勢力として、地域を区切って規制緩和の全国展開の突破口とする危険性もあるわけであります。

岩盤規制として指定された区域として、新潟、養父市、福岡市がこれにあります。農地の権利移動に関する許認可権を、農業委員会から首長に移すことは、農業委員会の解体へとなり、農地の売買や賃貸が推進され、農地の流動化が推進されます。

また、農業生産法人の役員要件を緩和して、農業への新規参入の拡大が促進されることにな

ります。

生産効率の悪い田畑は捨てられることになり、生産の場を失った中山間地域は一層過疎が進み、場合によっては、地域そのものが消滅する危険もあることから、養父の農業特区調査特別委員会からは、特区では一部の地域だけが関係しており、かつての基盤農業がすたれてきているとの心配も出ております。これについて、市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

特区の活用については、全面的によいことばかりではないというお話だったというふうに受けとめました。

特区制度の活用につきましては、農業に関する農業者や、そして団体、または地域農業の観点から地域住民の意見も聞き、検討するものであるというふうに考えておりました、そういった中で、そういったふうな、今、心配されるようなことにつきましては、また配慮しながら、活用していかなければならない、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 本市の耕作放棄地は、現在、圃場整備された土地、2010年で21.5ヘクタールであります。農業は観光とも密接な関係があります。農林業が地域の産業として成立してこそ、発展します。地域産業をバランスよく発展させることに、観光資源として、その1、地域の農産物、2、生産を通じて生まれる地域の景観、3、山村振興に取り組む地域の人々の生きる姿、素朴な原点に戻る田園回帰、田舎にI・Uターンが目立っております。

本市の豊かな自然環境を守るため、耕作放棄

地活用についていかがお考えか、所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） ただいまの御質問に、お答えをさせていただきます。

どのような取り組みが必要かということでございます。

先ほど、少し数字も示していただきましたが、宿毛市では、基盤整備を行っている農地が、全体で約865ヘクタールございます。このうち3%が耕作放棄地となっております、割合としては、少ないように見えますが、面積といたしましては、先ほど議員がお示ししていただいたように、20ヘクタールを超える農地でございますので、農業経営を行っていく農地として考えると、かなり広い面積で、手を加えることによって、農業経営が成り立つ面積であるのではないかなというふうに考えております。

それで、どういったふうな活用方法があるかということでございますが、耕作放棄地につきましては、当該農地へ用水が入らないとか、進入路に機械が入らないとか、またまた鳥獣被害がひどいなど、それぞれの農地で、さまざまな理由によって、耕作放棄地となってしまった経緯があるのではないかとこのように考えているところでございまして、一度、耕作放棄地になってしまった農地を活用していくためには、耕作放棄地になってしまった原因を、しっかりと解決していかなければならない、そのように考えているところでございます。

一定の要件を達成できる農地につきましては、国や県の事業を活用して、自己負担を軽減して、復旧することができる事業等もございます。

また、宿毛市では昨年度から取り組んでいる地方創生事業での直七産地化推進事業におきまして、鳥獣被害を軽減するための防護柵を設置

して、耕作放棄地を復旧し、現在、直七を栽培しているところでもございます。

また、いろいろな御提案も、皆さんからいただきながら、取り組みを進めていきたいというふうに思っておりますし、また優位な補助等、施策等ございましたら、しっかりと勉強していきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） さて、都道府県も市町村も、それぞれの地方人口ビジョンを踏まえた、今後5年間に及ぶ地方版総合戦略の策定を求められて、執行段階に入ったわけでありまして。

国からの要請に応えるのは、執行部の責任であって、議会は監視していればよいとはなりませんのは、明白であります。急ぎ対応を迫られた策定段階のみならず、その効果検証の段階についても、議会の十分な審議が求められているわけでありまして。

議会も、それらの政策等の水準を高める視点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めていきたいと考えております。

本市も、政府が用意した支援メニューの中から、それぞれの成果を重視した目標設定に適合した、みずからの推進施策を選択、再編して、今後5年間の見通しを立てたまちづくりに結びつけたものと考えてよいか、伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

そういった観点で考えられたものだというふうに考えておりますし、また、先ほども言いましたように、PDCAサイクルによりまして、さらに磨き上げをかけていきたい。そういった

中で、目標設定も、場合によっては改定をしていきたい、そのように考えているところがございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 国の総合戦略の中には、短期的に実施が可能な施策と、構造的改革を視野に入れた、中長期的な政策の両方が含まれております。

いずれのメニューを組み合わせ採用し、どのようなスピード感で取り組みを進めていくのか、地方みずから地方版総合戦略の策定を通じて、判断されたものと感じております。

熱意ある執行をよろしくお願いいたします。

続きまして、宿毛斎場の管理運営について、お伺いいたします。

斎場の環境美化について。

宿毛斎場は、平成4年に建設されたとのことであり、人はそれぞれ役目を持って生まれ、やがてそのとうとい一生を閉じるときが来るわけであり、

ともに生きてきた縁者との別れは、特別に悲しいものでありますが、僧侶の祈りの世界に吸い込まれていく中で、分別を取り戻し、心が静まっていく体験を、どなたも持つところであります。

人として最終の儀式の場となる斎場の環境美化について、伺います。

私がかねがね、清掃のこと、汚れた座布団については、ごく最近、新しい物になったとのこと。枯れた観葉植物はそのまま、事務所はとて汚れています。全体の清潔さ、印象は悪いと、ずっと感じておりました。私だけではなく、宿毛住民からもよく聞かれ、また隣接市町村からや、葬祭業職員、僧侶にも不満の声が入っていると伺っております。

愛南町はとてもよい環境だから、参考にされ

たらと、市民の声もあります。

そして、この8月17日、地区長との市政懇談会でも同じ指摘を受けました。大きいことでも小さいことでも、それを受け入れて変化するのは行政、執行部であります。するのは行政であり、担当者なのでありますが、組織と職員が、この葬祭事業や、その現状についてどう見ているのか、政策としてどのような意義があり、どのような思いを持って、あるいは持たずにかもわかりません、取り組んでいるのか、御見解を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛市斎場は、先ほどお話がありましたように、平成4年度から稼働しておりまして、火葬炉を含めた施設全体といたしましては、23年が経過しており、外観も経年変化等により、老朽化が徐々に進んでいる状況でございます。

そういった中で、施設の清掃作業等につきましては、斎場業務の範囲内で日常的な美観の維持を行っており、それとは別に、年2回、清掃業者にホール等の洗浄作業を委託して、施設の美化に努めている状況であります。

しかし、質問議員の言われるとおり、利用者などから不満の御意見が入っておりまして、そういったお話をお伺いしているところでもございます。

今後も、この件につきましては、改善できる部分は実施してまいりたいと考えておりますし、現在もいろいろ協議をする中で、少しずつではありますが、改善をさせていただいているところでございます。

しっかりと取り組んでいかなければならない問題だというふうに考えておりますので、その点について、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 2 番目の業務委託の内容と公表について、お伺いいたします。

公共施設の窓口業務、清掃整備といった、全体的な運営を行うのにふさわしい契約方法であったのか、この施策を実施するとき、透明性は確保できていたのか、業務委託等の契約において、その業務に従事する労働者への公正な賃金、適正な労働条件の確保をもって、地域社会を豊かに発展させる公共事業、公共サービスの質の確保に資するものであります。

業務委託契約の作業報酬の限度額はどうか、斎場にかかわらず、公の施設とは住民の福祉を増進する目的で、住民の利用に供する施設であります。行政サービスの民間委託は、監視を怠れば、行政が施設をつくって、管理運営を民間に丸投げする公設民営に傾くおそれがあるのではと思います。

民間委託等の実施状況については、事務事業や施設区分ごとに委託先、委託理由を公表することができるか、業務委託内容と公表について、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

委託内容につきましては、今年度でいいますと、宿毛葬儀社と随意契約を締結しており、契約期間は今年の4月1日から来年の3月31日までの1年間であります。

契約金額は、416万6,960円です。主な業務内容といたしましては、火葬業務、受付業務、使用料の収納業務などあります。

なお、随意契約の理由といたしましては、10数年間、業務を遂行し、施設の取り扱いを熟知しておりまして、業務の安定を保持している業者であることから、選定をしている状況でござ

います。

宿毛市では、随意契約については250万円以上の建設工事を公表しておりますが、本契約は対象外ということで、公表のほうは行っていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 3 番、委託先の監督についてお伺いいたします。

施設の利用者である国民の声を聞きながら、定期的に常時チェックできる体制を整えておく必要があります。

委託した事務事業について、行政としての責任を果たせるように、適切に評価、管理を行うことができるように、措置を講じることが行われていたかどうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

委託先の業務内容の監督等についてでございますが、毎月の火葬報告書などによりまして、確認を行っております。

また、必要時には、施設内の状況や設備の運転状況について、聞き取りなどによりまして、確認を行っておりますし、先ほどありました、苦情等があった場合は、事実確認を行い、指導監督に努めているところでございます。

また、現在、利用者の意見等をお聞きするために、意見箱を設けておりまして、業務についての利用者目線での状況確認及び改善点など、今後の参考にしていきたいという考えで、設置をさせていただいているところでございます。

そのほかにも、いろんなところでお話を聞かせていただくなど、そういった取り組みをしているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 契約の相手方になろう

とするものに対し、市の業務は不特定多数の市民に影響を与えます。

市民生活の基盤となる業務が多く、また税金等によってその費用が賄えられているため、その社会的責任を認識し、市民の福祉の増進に寄与することを求めて、斎場の管理運営についての質問を終わります。

千寿園問題について、お伺いいたします。

千寿園問題について、市民の声や、介護職にある現場の声を集めてみました。

まだ気づかれていない問題があるかもわかりません。職員全体、自分の身に引き寄せていくことが重要と考えます。

市民の声であります。

2005年、へんぴな町のはずれに、生まれたばかりの千寿園で3年間、夫の母がお世話になりました。当初は緊張感があった千寿園ですが、園長は山田の方、女性職員は小筑紫の方でありましたが、とてもよい対処をしてくれました。その印象が今も強く残っております。

時間を経た今でも、町で会うと声をかけてくれる。園内には自然の花をいけてくれて、周りもとてもよかった環境で、金をかけなくても彩がありました。

また、労をいとわずしてくれたことに感謝したことでした。心の中で頭を下げていたことを思い出します。

職員は大変だから、少しでもお世話をさせてもらおうと伝え、世話にも行きました。

母はそのとき、まだしっかり気持ちを持っていました。職員は、子供がおりながら、ここへ来ることない人もいるというが、それぞれに事情があるだろうと、その家族を気遣っていた言葉もあります。

隣部屋の方は、認知症が始まっていました。職員は、その人の対応は違っていました。適当

な態度が伝わってきました。少し手伝うと、職員は顔をしかめる。したらだめと思いました。そのうち、母も体力がなくなり、一日たりとも欠かさず世話に行きましたが、神様みたいな人もいると、母は言っておりました。

お尻の皮もやわらなくなっているのに、気配りの対応がいると思うが、元気な人を扱うように拭いている。なでるように優しい拭き方でない方には、利用者は拒否反応がある。拭いてもらいたくないという利用者の声がありました。

利用者にも、認知症の方であっても、この人、優しい人、そうでない人とわかります。認知症の方も、優しく言ってくれたら穏やかになると、現場でも事実としてあるように、専門家も同じ見解であります。

母の部屋の前の人も、認知症の症状がありましたが、優しくしている方はよくわかると話しております。

また、ある方は、ベッドの周りや、あたりをよく拭いたり、うろうろしたりという行動がありましたが、職員が、精が出るねと穏やかに言う人と、そんなことをしたらいかんという職員。いかんと言って言い聞かす人は、怖い人とよく話していたそうです。

夕方になると、決まったように、バスが来たら乗って帰らないかんという利用者がいました。職員は、上手に声がけする方は、バスが来たら知らせてあげるから、その間に御飯食べろうかと話をもっていくと、そのうち忘れる。また思い出したのか、バスの話が出る。バスが来たら起こしてあげるから、寝ようかね、静かに言う、そうしようかとなっていく。すぐに忘れるから、その時々に対応でよいと思う。尊厳を持って話すことで、伝わるからおっしゃっています。

プロの認識を持つことが重要と、その人は言

っております。心を開いて、寄り添ってあげることに尽きると、専門の方は言うておられます。

世話になっていても、家族も力をあわせていくこと、身内でかわるがわる会いに行ったりと話してくれました。

職員の中には、ここへ預けんでも、態度に出す人もいました。家族も職員と同じ、一丸となって、ぬくもりのある介護をすること。マニュアルに頼ることはない、相手が満足する介護は、自分が満足する介護となる。声のかけ方一つだと、おっしゃっていました。

認知症の方には、その人の生き立ち、人生観に寄り添い、来てくれたかねとか、御苦労さまとか、声をかけていくことで、気持ちよくいられると、同職の人はおっしゃいます。

グループホーム等の施設が多数ある中で、千寿園の職員は、その人たちのリーダー格として、お手本を示してもらいたかったと言っています。

公共の建物、職員としての意識が問われます。ある人は、プロの意識を持つことが重要と言っています。認知症の方向をやるかわからない。道を探ることもあるが、プロとして対応すべき、誇りを持ってやるべきだとおっしゃっています。

上からの方針の視野を広げて、ものとしてではなく、人間として捉えるべきだとおっしゃっています。世話をさせてもらっているのは、育て上げてくれた先輩であります。もうこの場所から、元気になって外へ出ることはない。向こう岸へ着くのみだ。来る波を少しでもよけて、向こう岸へ届けてあげることが、介護人に求められるので、御苦労したであろうと、寄り添ってあげてほしい、とおっしゃっています。

家族も預けてあるからお任せではなく、育ててくれた親という意識を持ち、家庭の仕事を計画的に済ませ、足を運んでほしいと、家族と職

員、家族人が一つになって、向こう岸へ渡してくださいと、自分に重ねて、誰もが通る道だと、静かにおっしゃっていました。

世話になった、母の部屋からは、墓が見える部屋にいたそうです。そこがあいていたから、入れたということでした。嫌でないかと聞くと、そんなことはない、承諾していたからお世話になったということです。

お母さんは、朝に晩に手を合わせていた。どこの仏様か知ることもないが、手を合わせていたそうです。

職員は、心を開いて利用者に寄り添い、自分の親だったらと、力を入れて世話をしていくことでよい介護ができると話す同職の方の言葉です。

過ちは誰にでもある、緊張感を持ってミスを少なくすること。介護人も利用者に育てられることも多いので、おかげと思って、心を開いて利用者に寄り添うことで、よい関係になれる。

職員はさまざまな仕事をこなしています。家族にはできないことをしているという、誇りを持って働いてもらいたい。介護の世話は大変なことであるが、重要な仕事であります。誇りを持って働いてとおっしゃっています。

今回は、多くの方の声を聞かせてもらう機会となりましたが、印象に残っているのは、本からは学べないものが人の生き様にはあると話してくれたことです。

間違いについては、少ないにこしたことはないが、誰でもある。命にかかわることがないよう、緊張感が必要だろう。また、悪い部分ばかりではなく、うまくいっている部分もある。一体化して考えることも重要との視点でありました。

人は、死ぬまで生きるために生まれ、それをサポートする。そのためには、どのような施設

が必要かと考えます。

人は寿命まで生きる、このこと自体、大事業です。千寿園事業について、市民や同職にある人の声を聞かれて、一言あれば伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

るる入居者の御家族であった方々から、そういったお言葉をいただいたということを知りました。そういった考え方、そういった思いだったということをしかりと受けとめて、これからの運営に生かしていきたいと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 8月12日の文書で、臨時対策委員会を設けたとのこと。構成メンバーを伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

構成メンバーということでございます。

誤薬事故等の重大な事故が発生した場合に、臨時事故対策委員会を開催し、事故の発生原因やその背景について確認をいたしまして、対応策を協議しております。

この臨時事故対策委員会は、園長、園長補佐、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、調理師で構成しておりまして、できるだけ事故の当事者も参加するようにしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 期待する効果が出なかったことであらう。その課題に、どのような手法で取り組むべきか、臨時職員等の

公正な賃金、同一労働、同一賃金は大丈夫ですか、委員会ではどんな分析が行われたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

どういった話があったかということに関しては、千寿園長のほうから答弁をいただきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 千寿園長。

○千寿園長（山岡敏樹君） 川田議員の質問にお答えをしたいと思います。

臨時事故対策委員会では、本当に事故の発生状況等の確認をしながら、それで、どうしたらこういった事故が起きないのか、いろいろみんなで意見を出し合って、対策を考えてやっております。

そこで生まれたもので、誤薬等については、マニュアルの見直し等も行って、やってきたという経過があります。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 現場の職員は、介護の質を向上させるため、得た知識を広げて自分で課題を見つけ、グループ全員で協議をする。知識の交換をし合うことで、自分に力と自信をつけることができいくものであります。

個人の問題であっても、総合的な問題として取り上げ、話し合える雰囲気づくりは常に欠かせません。誰でも間違いは起こるから、現場みずからが真剣に取り組むことであります。

投薬について2人制としたのは、現場からの真剣な声でしょうか。根拠を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

これまで、投薬のほうは1人体制で、マニュアル等を見直し、対策を講じてきましたが、7月に再度、誤薬事故が発生いたしましたので、投薬2人体制を検討し、7月23日より、投薬介助者と投薬確認者に役割分担をいたしまして、2人体制で行っているところでございます。

投薬2人体制に至った経緯ですが、議員も御承知のように、6月議会の議員協議会で誤薬事故の対策を説明する中で、山本議員より投薬2人体制のダブルチェックが重要であるとの御意見もいただき、関係課と協議をする中で、2人体制で行うことを検討してきました。

また、7月の誤薬事故発生時に伴い、現場からも2人体制で行ってほしいとの意見が出ましたので、臨時事故対策委員会で2人体制で行う方法を確認し、決定をいたしまして、投薬2人体制で、現在行っているものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 介護相談員を長くしておりますので、よくわかりますが、利用者は不便を訴えても、無理だと諦めている方が多くいらっしゃいます。

スタッフの忙しさとか、世話になっている身だからとか、考える方が多くいらっしゃいます。

福祉施設については、利用者から苦情がなくとも、サービスがうまくいっているわけではありません。事業をやる側が、相当気をつけないと、そのことが分からなくなることを指摘しておきます。

強いきずなで結ばれていた日本の家族制度は、戦勝国に崩され、弱体化されました。問題も多いが、やがて誰もが通る老いの道であります。声をあげられる習慣が身についた老人がふえれば、社会にとっていいことでもあります。新しい時代へ踏み出す力を持つことにもなります。

最後の質問になりますが、千寿園問題として、人との関係がうまくいけば、問題もかなり減るでしょう。この方は夜眠れない方、この方はこんな持病をもっている方、その方の情報を飲み込むことで、心が開かれていくのではないのでしょうか。

また、地方創生全て、人にかかわってきます。移住者の受け入れ、外国人初め、宿毛へ観光に来てくれる方のもてなし、また、地区長懇談会でも、最後の質問者から、市民との対話をよくする、よい知名度をあげられる研修会など、職員の風通しをよくするように、意見が出ました。

市民の中にも、同様の声は多く聞かれます。よい職員の対応の方も聞かれます。身近に見本になる方を目指し、その人を見習うこともできるでしょう。そして、さらに高みへと目指してもらいたいものであります。

ある行政では、順番に民間に研修に行かせるということもございます。仕事の能率も上がり、職員の数も減らすことの成果が出ております。仕事で一番難しいのは、人との接し方といわれます。私は、初動が最も重要と思っております。窓口へ人の気配を感じたら、とにかく進み寄る、笑顔で受け答えをする。知恵を出して、最高のサービス、最高のもてなし、最高の環境をつくっていくことが重要と考えます。

人との接し方、市長の御見解を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど、川田議員のほうから、人との接し方、そして、最初の初動ですね。それからまた、人に嫌な気持ちにさせないとか、そういったようなお話だったというふうに受けとめをさせていただきました。

介護職だけに限らず、接遇という形でお答え

をさせていただきますが、接遇は基本的に必要とされる挨拶や言葉づかい、丁寧さといったものが大切な条件であるというふうに考えております。

議員がおっしゃるとおり、確かに職員、千寿園のお話が出ましたが、職員の接遇に対する市民の皆様からの厳しい御指摘があるのも事実でございます。そのようなお声をいただくたび、職員には、市民目線に立って、親切な対応を心がけるようにというふうに、常日ごろから指導をしているところでありまして、少しずつではありますが、市民の皆様からおほめの言葉もいただくときもあるというふうな状況に変わってきているところでございます。

しかし、さきの市政懇談会での地区長からも御指摘をいただいたところでありまして、いまだに市民の皆様からのおしかりというのも聞いているところでございますので、真摯に受けとめまして、市民から愛される宿毛市役所を目指しまして、職員一丸となって、親切丁寧な接遇に心がけていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 老いては賢くもなるし、愚かにもなります。また、悲しみのおかげで優しくもなれます。人の世は全て心であり、福祉もまた、この心を忘れてはならないと思います。

市民の方から多くを学ばさせていただきましたことに、感謝申し上げます。

介護の道は、いつか我が道と思えば、直面している人々の苦しみを自分のものと受けとめていく認識が、他人に対する思いやりと、積極的な手助けへとつながります。

障害者も健常者も、高齢者も若者も、力を合わせて支え合う社会を目指さなければなりません。

千寿園は、介護職員の模範となっていただいたかった、これが私の最後に残っている言葉です。

市民の声を最後に重ねて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時09分 延会

平成28年
第3回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（平成28年9月13日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈 淳司 君
次長兼庶務係長 小野 りか 君
兼調査係長
議事係長 奈良 和美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中平 富宏 君
副市長 岩本 昌彦 君
企画課長 黒田 厚 君
総務課長 河原 敏郎 君
危機管理課長 楠目 健一 君
市民課長 立田 ゆか 君

税務課長	児島厚臣君
会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	佐藤恵介君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長	
兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会委員長	土居利充君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

-----・-----・-----

午前10時01分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

5番山本 英君。

○5番（山本 英君） おはようございます。5番山本 英でございます。一般質問を行わせていただきます。

まず、1点目は防災対策等ではありますが、8月に益城町を研修させていただく機会を得ました。まずもって、熊本地震により亡くなられた方の御冥福と、被害に遭われた方々へのお見舞いを、改めて申し上げます。

さて、私の見聞した印象を申し上げますと、一つは、震源地周辺の被害様相は、どの地震でも同程度であるのに対し、活断層の震度の伝搬分布は、プレートによるものとは違いがあるなというのが第一印象でした。

私は、5年前の東北地震のときには東京におりまして、小さな9階建てのビルの8階で勤務しておりましたけれども、震度6弱を経験いたしまして、キャビネット上にあるヘリコプターが飛びました。当然のことながら、墜落、大破でございますが。そういうことを経験したときに、私は、首都直下型が来たなという印象で、その場におりました。

このビルが倒壊すれば、私の人生もこれまでかと、観念をしたことでしたけれども。

数度の揺れがおさまって、テレビをつけて確認したところ、震源地は何と宮城沖の、東京からは約300キロぐらい離れた場所でございます。

宿毛は熊本から約180キロぐらいでしょうか、震度3ぐらいで終わったということで、プ

レートによる地震というのは、活断層の地震とははるかに規模が違うということを、我々はまた再認識しておかなければならないだろうということを、強く感じた次第であります。

その第2は、益城町の資料によりますと、死亡者が21名、重軽傷者が74名と、阪神・淡路大震災より軽微で済んでいるなということでした。人口の密集度が異なり、また、夜間、深夜で、かつ4月ということもあって、火器の使用が少なかったことによるものと思いますけれども、火災が1件であったことにも起因しております。

そこで、提案の第1でございますが、通電火災の予防のために、効果的な感震ブレーカーへの切りかえ補助を検討していただきたいということであります。

四万十市は、これに取り組んでおりますし、政府も首都直下型地震対策の一環として、この普及促進に取り組んでおります。

提案その2は、耐震診断無料化等の補助対象の拡大であります。

耐震基準は、2000年6月にも改定されています。益城町の倒壊した木造建物は305棟でしたが、そのうち225棟は81年、いわゆる宿毛市が、現在、耐震対策の対象としている家屋ですね。要するに、56年6月以前の基準のものが225棟です。

問題は、73棟が2000年5月までの基準によるものです。2000年5月に、2度目の耐震対策の改定が行われております。それ以降のものは7棟と、ここに大きな差が出ているということです。

補助対象は81年（昭和56年）の基準のものから、2000年5月までの家屋に拡大すべきではないでしょうか。

千葉市は、平成旧耐震住宅として、この20

00年5月までの住宅を、平成旧耐震住宅として、独自に耐震改修費の補助を始めたようでありましたが、感震ブレーカーと合わせ、この2件はぜひ実現してもらいたく、予算の厳しい宿毛としては、県や国に強く要望していただきたいと思います。

ここまでのところ、市長の御所見をお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。

山本議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、改めまして、益城町を中心といたしまして、いろいろな被害が拡大しております。今回の熊本地震におかれまして、犠牲になられた方々にお悔みを申し上げるとともに、被災された方々、一日も早く平安な生活に戻ることを、心よりお祈りを申し上げます。

2点あったかと思えます。

まず、感震ブレーカーの配布、こちらについて答弁をさせていただきたいと思えます。

感震ブレーカーにつきましては、設定しておいた震度を超える地震が発生した際に、自動的に電気を遮断する機器でございまして、停電が復旧する際に発生する出火を防止し、周辺への延焼を防ぐことで、震災被害を軽減することができるものであります。

阪神・淡路大震災や、そして先ほど少しお話があった東日本大震災は、寒い時期の発生ということもあり、火災原因の6割以上が、停電から復旧した際の電気ストーブ等による通電火災によるものでした。

その後、国は、平成26年3月に、首都直下型地震対策の中で、感震ブレーカーの普及促進を減災対策として位置づけまして、平成27年

2月には、感震ブレーカー等の性能評価ガイドラインを策定しているところでございます。

こうした中、高知県は平成26年度地震発生時に、木造住宅が密集する市街地での大規模火災からの避難について検討するため、有識者による地震火災対策検討会を開催いたしております。

それをもとに、昨年度、延焼危険性を数値化した延焼抵抗率をもとに、発生頻度の高いL1クラスの地震による津波浸水エリア外で、なおかつ住宅が密集している地区を、地震火災対策を重点的に推進する地区として、指定をしているところでございます。

その指定を受けた11市町の19地区、こちらから2万3,000世帯ですが、こちらには四万十市中村地区が含まれておりまして、昨年度同地区の住宅には、県のモデル地区として、県と市の負担によりまして、感震ブレーカーが無料で配布されておりますが、本市につきましては、県補助の対象となる地区がない状況となっております。

このため、本市といたしまして、震災対策の優先順位をつける中、これまでの津波対策に加え、揺れへの対策でもある住宅耐震化に重点を置くことにしておりますので、御提案の火災対策としての感震ブレーカーの配布につきましては、まずは県に対して、指定地区以外にも、一定の財源措置を講じることの必要性を訴えていきたいと考えているところでございます。

一方で、感震ブレーカーの有効性につきましては、市民の皆様に広報やホームページ等で啓発をしてみたい、そのように考えているところでございます。

続きまして、住宅耐震化助成事業と、事業の対象外となっている住宅のうちに、現在のところは、今、そういった対象外となっている住宅

のうち、2,000軒の建築基準改定前の住宅、いわゆる平成旧耐震住宅と呼ばれておりますが、この平成旧耐震住宅につきましても、補助対象とすべきではないかというふうな御質問だったというふうに感じております。

住宅の建築基準につきましては、1981年、昭和56年ですが、こちらの改正で従来の震度5程度の想定から、震度6強以上の揺れでも倒壊しない基準に強化されまして、その後、2000年の改正では、地盤に応じた基礎とすることや、柱、筋交い、土台等の接合部を金属で固定すること、耐力壁の配置のバランスを考慮することなど、より一層の耐震性が求められるようになっております。

こうした中、議員御指摘のとおり、千葉市では2000年以前の基準で建築された住宅に対しまして、独自に助成を行っている状況でございます。こちらのほうは、お聞きをしている状況でございます。

さて、本年、第1回定例会の一般質問の中で、山本議員本人から、1981年（昭和56年）以降に建築した住宅であっても、基準を満たしていない住宅があるので、助成対象を広げるよう、県等へ要望してはどうかという御質問をいただいたところでございます。

御指摘の点を県へ伝えたところ、県といたしましては、まずは1981年以前の旧耐震基準の住宅の耐震化を加速させることが優先であり、それ以降の基準の住宅につきましては、今後の検討課題としたいということでありました。

本市といたしましては、これらの状況を踏まえた上で、今回、御指摘をいただいた2000年以前の住宅耐震への助成につきましても、再度、県へ投げかけをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 2件の提案とも、即効性はないとは思いますが、県、国に上申していただけるということで、安堵しております。

宿毛も、津波のかぶらないところで家屋の密集しているところ、例えば平田だとか、山田地区だとか、多々あるかと思えます。したがって、県の対象地区外においても、火災が起きたら、かなりまとまった火事が発生すると思われるようなところには、ぜひ対象にしてもらうように、働きかけていただきたいと思っております。

それから、2件目の耐震対策の補助の件ですが、6月議会で御紹介いただきましたけれども、あれは設計審査を、その後、立てたかもしれないけれども、場所によって、設計審査を受けていないという家屋が、要するに都市部といますか、その地区以外のところは受けていないということで、その人たちに不安があるので、そこまで広げようということでしたが、今回は、私、2000年に新しい基準になったことを知らずに、そのときはおったんですけれども、今回、そこも判明しましたので、ぜひ取り入れて、御答弁いただいたように働きかけていっていただきたいと思っております。

次にまいります。

6月議会の延長みたいになりますけれども、2件、しつこいようですが、取り上げさせていただきます。

その一つは、伊方原発関連です。

6月の議会では、私、答弁させていただきましたけれども、陳情書に、正面に意見を申し上げていなかったのが、いま一度、取り上げたいと思っております。

意見が分かれるのは必然かと思えます。代表

例をとりますと、安倍総理大臣、当然、政府の推進者ですので、条件つきといいますか、将来のクリーンエネルギーが代替できるまでの間、やむなしという考え方で、政府案を取りまとめられた第一人者であります。が、安倍夫人は反対であります。

これが端的な例ですけれども、賛成、反対が、今、拮抗しているのかどうかわかりませんが、私の意見は、その後、1紙だけを読んでいきますと、少数意見なのかなという疑心暗鬼に陥りそうになっておったんですけれども、7月中旬に、我が国の最大購読者数を誇る新聞が、2面を割いて、この原発問題を取り上げておりました。

中身は、自画自賛ですけれども、私を取り上げたエネルギー安全保障の観点、あるいは環境の観点から取り上げた内容が濃くて、意を強くしたところであります。

その中でも、水素発電は、2020年ごろから導入が本格化する可能性が論じられておまして、日本が水素先進国になるとのことであります。

原発も今、新しいのは2基建設中でありましょうけれども、我が国はこの2基をもって、原発の建設は終わるのではなかろうかと思込まれます。

24時間テレビというのがやっておりましたけれども、地球の温暖化で南極の氷が解け、生態系が変動し、シロクマの餓死状態の写真が紹介されていました。

日本は、温暖化に逆行する石炭発電所48基を建設し、あるいはしようとしております。これは、原子力発電所が稼働しなかった場合の代替手段として、緊急性はあるということで、前にも紹介しましたとおり、石油の建設は、国際関係で禁止されておりますので、石炭発電に切

りかえようとしております。

この48基は、新たに1億4,700トンのCO₂を排出することになりそうです。これこそ問題視すべきであるかと思えます。

あたかも、9月3日にCO₂の最大排出国のアメリカ、中国2カ国が、地球温暖化対策の新枠組みパリ協定を批准しました。特に、中国や、新興国の先端をいきますインド等は、原発に大きくかじをとっており、CO₂削減の目標を達成できる自信を持ったものと思えます。

このような世界と日本のギャップを、市長はどう感じられておりますか、御所見をお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

地球温暖化の問題につきましては、非常に重要な課題であると認識しております。

先ほど、お話のあったシロクマの映像、そのテレビも、私も見させていただいたところでございます。

質問議員のおっしゃるとおり、温室効果ガス削減だけの部分を見ますと、原発の比率を上げていけば、一定、抑制は可能ではありますが、あらゆる面で、すぐれたエネルギー源はないことから、安定供給、コスト、環境負荷、安全性を基本とした現実かつバランスのとれたエネルギー需給構造を実現していくことは必要ではないかと、そのように考えているところでございます。

このため、現状では、老朽化に伴うなどの火力発電所の建てかえは、いたし方ないと判断しているところでございます。

ただ、将来的には、原発にも、石炭などの化石燃料にも依存しない社会の実現が必要と考えておりますので、再生可能エネルギーの普及、

一刻も早い新技術の開発を期待しているところ
でございます。

また、地球温暖化の問題はエネルギー供給
だけではなくて、宿毛市でも取り組んでおります
地球温暖化対策実行計画のように、節電や省エ
ネ、エコドライブの推進、ごみの減量化など、
事業者や市民の皆様一人一人の心がけ一つで、
相当な量の温室効果ガスの抑制が可能でありま
すので、ぜひとも市民の皆様初め、御協力をい
ただきたい、そのように考えているところでご
ざいます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 一つ一つの努力は小さ
くても、集結すれば大きな力になるというこ
とだろー思います。先般、東京に行く機会があ
りまして、つくづく感じたのは、日本の列車の
99%以上は電車なんです。今の電車は窓があ
きません。ということは、空調装置をしっかり
と稼働させながら、列車は動いています。

高層ビルも、窓はあきません。全部空調を使
っているわけです。地下鉄なんかは、空調がな
ければとても入れません。

というように、エネルギーの必要性というの
は、物すごく日本の消費エネルギーは極めて高
くて、節電のできない部分が結構高いというふ
うに認識しておるんですけれども。

日本のエネルギーの受給率は、水力発電を入
れまして、そして今、普及しつつある再生可能
エネルギーの2.2%を入れて、約6%です。
あとはみんな、外からの受給率に頼っているの
が現状です。

そこら辺のことをよく認識しながら、できる
ことから始めていかなければいけないと思いま
す。

その件はそのぐらいにしておきまして、さて、

この熊本地震では、ガルという言葉が脚光を浴
びました。これは、揺れの加速度とのことで、
軟弱な地盤では大きく出る数値だそうです。緩
やかな斜面に家屋が広がってありました益城町
では、1,580ガルと観測された場所は、斜
面の下のほうの田園に近い場所とのことでした。

しかし、その観測された地下の岩盤上は、N
HKの特集番組では、約300ガルであったと
のことです。

伊方原発は、活断層の上ではなく岩盤上にあ
ります。シミュレーションでは、大分から和歌
山までの中央構造線の活断層が同時に動いた場
合でも、伊方の岩盤上は約650ガル程度だそ
うで、愛媛県知事は、マージンをとって1,0
00ガルまでの対策を求めており、これをクリ
アしております。

規制基準に適合しているのは、その証左であ
ります。ちなみに、日本で観測された最大ガル
は、2008年の岩手・宮城地震での4,02
2ガルです。最大震度は、そのときは6強でし
た。主に土砂災害による被害が特徴でしたが、
熊本の1,580ガルも、実は余震のときで、
本震は1,362ガルのようなので、
この数値をもって、比較検討は余り意味がない
ということを申し述べておきます。

次に、陳情書の陳情の宛先が、愛媛県知事
になっていたのに、私は高知県人として若干の心
の痛みをおぼえました。

稼働に当たって、規制基準をクリアし、伊方、
愛媛県のご理解を得る必要はありますが、これら
は前提条件で、稼働のゴー or ノーゴーは会社
判断です。この大きな判断は、執行役員ではな
く、株主総会の議決事項になっております。

高知県は、四国電力の大株主で、650万株
を持っております。200万株以上の大株主を
調べてみましたが、地方自治体は高知県だけで

す。高知県のほうからの株主総会での所見は、稼働やむなしと、政府の方針を支持したようですが、ここで、6月議会でも述べられましたけれども、改めまして市長の原発に関する御意見を再確認させていただきます。

3択を用意しましたので、それを選んでもらっても結構ですし、御所見でも結構です。

一つ、クリーンエネルギーの原発推進に代替のクリーンなエネルギーを開発しつつ、当面の原発稼働はやむなし。3、原発の再稼働は認めない。

御所見をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

3択のどれに当たるかということでございますが、答えにはならないかもしれませんが、これまでそれぞれの質問にお答えをしておりますとおり、将来的には、原発に頼らない、そういった社会の実現が必要だというふうに考えておりますので、こういった答弁で御容赦願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 原発の問題は、エネルギー自給率どうするかというだけの話ではなくて、既にもう、47基ですか、8ですか、存在しているわけですね。

そこには、核燃料があるわけです。クリーンエネルギーができて、これの処分問題というのは、ずっと残ってくる話で、まだいまだに正式な解決手段が見えていないということですので、そこら辺は注視しなければならない問題だろうと思っております。

次に移りますが、2件目の、6月議会の延長ですけれども、その2は、市役所内部の効果的

運用、各課の連携についてであります。

一例として取り上げましたのを改めて申し上げますと、未登記家屋の対応の仕方という観点からのものです。

法務局によれば、古い家屋にかなり見られるようであります。これは、納税義務者の信義によるところでありましょうが、他方、税の公平性の観点からは、登記されていようがなかろうが、市側もこれを調査し、税を賦課する必要があります。これは、なかなかマンパワーがかかることですので大変ですが、例えば、水道局のデータと、固定資産の家屋データを活用することで、大方の洗い出しができるのではと考えます。

個人情報管理の側面で、ハードルが高いかもしれませんが、さきの特措法がらみで、政府が出した特定空き家等に対する措置のガイドラインでは、市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって、氏名その他の、空き家等の所有者等に関するものについては、法の施行のために必要な限度において、内部利用ができるとあります。

毎年行わなければならない家屋調査を、効果的、効率的に実施するための基礎調査として、内部利用はできるのではないのでしょうか。

かつて国調で抹殺された地番が、20年ほど住所として登録されたままという事案もありました。これも、市役所内部の連携のあり方を検討する材料として、申し述べておきます。

いずれにせよ、関係省庁に確認する必要があるかもしれませんが、法の運用の話ですので、他の法規にも運用精神はつながると思います。市の業務の効果的、効率的運営の観点からの質問ですが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

まず、固定資産税における家屋等の把握につきましては、議員御指摘のとおり、税の公平性を確保すべく、税務担当者が市内を巡回し、行う現状確認、そして所有者からの連絡、法務局通知等の情報収集による家屋調査を実施することによりまして、適正な課税客体の把握に、日々努めておりますことを、まずもって御理解をお願いしたいと思います。

また、他課との情報共有による効率的な事務執行についてでございますが、議員が提案されましたほかの課とのやり方という形の中で、例えば、水道課の給水情報等につきましては、今後どのような形で、効率的な活用が図られるのか検証してまいりたい、そのように思っているところでございます。

それ以外にも、都市建設課が所管する建築確認申請情報や、環境課が所管する合併浄化槽補助申請情報の確認といった、課税客体の適正把握につながる情報につきましても、十分活用して、効率的な事務の執行に努めてまいりたい、そのように思っております。

どういったふうな形で、可能性があるのか、これから調査研究していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ぜひ、今の観点で御研究いただきたいと思えます。

問題点があれば、どうすればそれを解決しようかという工夫をしながら進めることが、業務の効率化につながってくるものではないかと思えます。

少数で大変だとは思いますが、問題を先送りしてたんでは、いつまでたっても解決につながらないと思えますので、ぜひ工夫を、

考えていただきたいと思えます。

次に、桜公園について。公園と言っているのかどうか分かりませんが。

1988年か89年でしたか、ふるさと創生事業として1億円が配布され、宿毛は桜公園の整備に投入したと伺いました。

一般市民の方からも、まだできないのかと。20何年もたっているのにという、苦情的な話が伝わってまいりまして、私も1回、大島のほうだけですけれども、見に行かせていただきました。まだ完全に整ったとは言いがたい状態にあるというのが、率直な印象です。

まず、よくわからないのは、桜公園として整備したのか、桜山として整備したのか、この所期の目的が、全く私、見えてこないんですね。もし、都市公園でないのは明らかだろうと思えます、場所的にですね。であれば、自然公園法にのっとって、その目的を達成しようとしたのではないかと推測しているわけですけれども、その第1条は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の促進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする、これが自然公園法の第1条の目的であります。公園を設置する目的であります。

多分、私は、宿毛は28年ほど前は、この自然公園法の目的にのっとって整備を進めようという精神があったのではなかろうかと、推測しているわけですけれども、いまだにその目的を達成していないというのが現状であろうかと思えます。

ここで、手をこまねいてたら一步に前に進みません。問題はどこにあるのか。その問題を解決するには、どういう方法があるのかということを検討しながら、一步一步進めていかないと、ゴールは見えてきません。

ぜひ、その問題の取り組み方を、今、市長にお伺いしたいと思いますので、御決意をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

まず、大島桜公園に対しまして、当時、1億円をというお話ですが、1億円全てを大島の桜公園に使ったわけではないというふうに、報告を受けているところではございます。

大島桜公園は、平成元年3月に、先ほどお話もありましたが、宿毛市ふるさと創生基金条例を制定してつくったものでございます。

全国に、最初に桜前線が上陸する宿毛市全域に桜を植樹することによりまして、市民の郷土に対する誇りを持ってもらうと同時に、全国へ宿毛の桜をPRする目的で、平成3年3月から、市民の皆さんの御協力をいただきながら、市内全域に約5万本の植樹を行い、中でも大島桜公園につきましては、市民の皆さん約500人に参加をいただく中で、約9,000本の苗木を植樹いたしているところでございます。

その後は、毎年、公園内の草刈りや、間伐作業を実施いたしまして、また計画的にてんぐ巢病の対策等を行うなど、市民の憩いの場所となるよう、維持管理に努めているところでございます。

しかし、例年開催されております、宿毛市さくらの里推進協議会におきましても、各委員から、より積極的な公園の整備等について、御意見を頂戴しておりますが、何分、公園面積が約12ヘクタールと広い上に、土地の所有者や、境界が不明確なこと、また整備に要する経費や、維持管理費についても多額になることが予測されるなどのため、具体的な事業として、実施できておりません。

そのため、現行の予算では、年1回程度の草

刈り作業等にとどまっているのが現状であるというところでございます。

議員御指摘の整備につきましては、議員のほうから、今後、どういうふうな形で整備をしていくかというお話でございますが、財政的にも、一度に整備することは難しいと思います。地元の大島地区の皆さんの御意見もお聞きしながら、引き続き、多くの方々に、気軽に利用していただける桜公園として整備を行ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

そして、議員も御存じのように、下に咸陽島公園もございますので、何か1カ所だけを整備して、そこをとという形よりも、大島、そして咸陽島、当然、咸陽島公園、この全てを一つで結んで、どういうふうな整備をしていくのか、それをしっかりと絵に、形に、計画に落とし込んだ中で、その中で、この大島桜公園も、どういうふうな整備が必要なのか。またどういったような形で、来た方々にあがっていただくような、そういった道が必要なのかも、計画をしてまいって、計画的に進めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 広範な宿毛の観光名所づくりというふうな観点で、市長の御所見を伺いました。非常に心強く思いますし、ぜひそのプランニングに取り組んでいただきたいと思います。

これには、やっぱり大島の地区の皆さんの御協力なしにはできないところが多々あるかと思っておりますので、ぜひ御協力いただきながら、完結を目指していただきたいと思っております。

奈良公園には、ささやきの小径というのがあります。これアベックの行くところですけども。それから、京都では、もう有名な哲学の道

というのがあるんですね。

こういう一つのキャッチフレーズがつかような散歩道ができれば、市民の皆さんも、折に触れて、親しみが深まる場所として赴かれるのではないかと思います。

先ほど、市長が言われたように、大島と咸陽島とか、全てを結ぶような、広域な観光名所づくりも、ぜひぜひ御検討をいただきたいというお話を伺いました。

次に移ります。

小さなエリアの安全保障ということで、二ノ宮の道路を御紹介しますけれども。

二ノ宮の文殊堂のある山裾には、交差点がありまして、通学路でもある横断歩道があります。もちろん、信号はありません。非常に見通しが悪いところではありますが、速度制限がなく、法的には60キロまで出せるので、少なくとも50キロまで落としてくれないかということで、警察にお願いし、これは県警に上申しさせていただいておりますので、間もなく改善されると思います。

ちょうど同じ交差点付近の山が崩れました。応急措置をとっていただいておりますが、昨夜みたいな集中豪雨的な雨が降れば、崩れる心配をしております。

本格復旧はいつごろになるか、お尋ねします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本年7月に、二ノ宮地区の文殊橋と、県道宿毛津島線の間、市道正和二ノ宮線で山手の崩壊が発生しまして、崩土を撤去した後、土をのけた後に、上部の不安定な土砂が崩れても、道路に影響がないように、大型土のうを設置して、車両通行を確保させていただいているところでございます。

この現場は、9月6日に災害査定が終了いた

しまして、災害復旧工事として、発注準備を行っているところでございまして、10月初旬までの入札、そして12月中の工事完成を予定しているところでございます。

先日の台風12号では、被害がなかったものの、これからも台風等の大雨が予想されますけれども、今朝というか、昨晚も大変大きな雨も降りました。早期発注するとともに、気象情報に十分に注意をいたしまして、工事監督を行い、一日も早い完成を目指してまいりたい、そのように考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 早期の復旧を期待しております。

他方、鉄道あるいは国道等は、降雨量によりまして、通行どめの規制をかけたりしております。

これは、どのような判断で行っておられるのか、よく勉強しておりませんのでわかりませんが、例えば、今の道路等も集中豪雨的な雨が降れば、また崩落する可能性が高い。

崩落すれば、土砂だけではなくて、その上にある、竹だとか、大木が一緒になってずり落ちてくる可能性が予見されます。そうすると、下の道を通す学童を、下の道を通すと言っていますが、そこまで、木が覆いかぶさるわけです。極めて危険な状態になる可能性が高いというふうに思っておりますが、そういうふうな措置はとれないんでしょうか。

お伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現在は、気象情報に十分注意しながら、現場も見ながら、判断をしていって、必要であれば、通行どめ規制をかけるという形で対応をさせて

いただきたいと思っております。

降雨量を判断基準の一つとして決めておくのも、一つの手段だとは思いますが、降雨量も場所によって、かなり違ったりもしますので、もう少しきめ細やかな判断をさせていただきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） きめ細かな判断をする、材料づくりは大変だろうと思うんですね。

できなければできないなりの対策をとっていかねばならないと、私は思っております。

そこで突然ですけれども、教育長にお伺いしたいんですが、私は、小学生の通学には万全を期さなければいけないというふうに考えております。この崩落も、雨の降ったそのときに崩落したのではない。雨が降って、1日ぐらいたってから崩落したんですね。

したがって、なかなか予見するのは難しいのではありますけれども、子供の安全を確保するために、先ほど言ったように、木が巻き込まれて落ちてくると、非常に今、通そうとしている下の道も危ないので、教育長としては、教育委員会としてはどのような対策を検討されておりますか。もしありましたら、お知らせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） おはようございます。教育長、5番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、通学路の安全対策についての御質問をいただきました。

議員御指摘のように、児童生徒の通学時における安全対策というようなことで、当然、万全を期してまいらなければならないというふうに認識をいたしておりますけれども、一般的に、道路管理者が通行可能であるとした道路に対し

て、教育委員会で通行を制限するという事は、なかなか困難であろうというふうに考えております。

しかしながら、議員御指摘のように、今回の二ノ宮の文殊堂付近の山崩れにつきましては、崩落部分の上層部に、立木なり、倒壊の危険性について、地域の方々からも御心配の声をいただいております。

このため、教育委員会といたしましては、災害発生当初から、再度、崩落する危険性も視野に入れまして、この道路を通学路として利用いたしております松田川小学校でございますけれども、その松田川小学校に対して、通学に当たっては、子供たちに十分注意して通行するよう指導するように、教育委員会からもお願いをいたしております。

具体的には、議員も御承知のことと思っておりますけれども、この市道の西側に一段下がった農道がございます。一応、土木課のほうが、応急的に処理をして、通行可能とはしておりますけれども、我々としては、先ほども言ったような心配もございますので、その農道を可能な限り通って、危険箇所を通り過ぎてから市道のほうに上がるようにということ、学校のほうから子供たちには指導をしていただいているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後も土木課などから、随時情報をいただくよう、連携を密にいたしまして、今回のケースに限りません、どのような地域におきましても、道路管理者が危険であると判断をした場合は、臨時的な措置として、マイクロバスなどによる児童生徒の輸送など、適宜必要な対策をとってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 道路管理者側の責任が大きいような話になってきよるけれども、大丈夫かな。

下の道路が危ないと言っているんですよ、私は。

5メートル以上の竹や立木がありますので、届くんです、倒れてきたら。それが、よくテレビでありますけれども、本当、0.01秒のタイミングで、自動車にぼんと大きな石が落ちてきたとかいう話があるぐらいですけれども、その蓋然性が極めて高い可能性があるので、危険予知としては、もうちょっとしっかりと。

例えば、300ミリが、もう基準を、自分たちもある程度つくらないと前に進まないと思うんですよ。よそのデータを比較検討しながら、例えば300ミリ降ったら、自動的にその小学校のほうは中角を回すとか、あるいは、回すための便を出すだとか、そういう仮定の話をして、仮設を立ててやって検討していかないと、もう場当たり的になってしまうんじゃないかと思えますので、可能な限り、安全性を高めるということで、再検討をお願いしたいと思っています。よろしくをお願いします。

次は、本丸ですけれども、広いエリアの安全保障について、お伺いしていきたいと思えます。

私ども、宿毛の創生再生のためには、自衛隊誘致が最善と思い取り組んでおりますが、市長からも誘致促進に努めるとの、累次のお話があり、心強く思っております。

この取り組みに際しましては、我が国を取り巻く情勢認識、我が国の安全保障政策の理解から始める必要があります。

市長は、防衛大綱に目を通されましたでしょうか、お伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

拝見させていただいております。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） お勉強いただいておりますということで、大変心強く思います。

間もなく28年の防衛白書の説明が、自衛隊のほうから来ると思われます。例年やっていることですが、できれば関心のある議員も同席させていただきたいと思えます。ひとつよろしくをお願いします。これはお願い事項です。

次に、情勢認識でありますけれども、7月中旬に国連の仲裁裁判所は、中国の主張する南シナ海の九段線は国際法違反と判決を下しました。

南シナ海は、我が国の重要なシーレーンでもあります。

かの国は、政治的目標に合致しておれば正義であり、事実なんぞどうでもいいというような国柄だそうです。ヨーロッパ国家系の一つと呼ばれる国際法の枠組みづくりは、無視するのはと危惧しております。

東シナ海も波高しの状況で、頻発する公船による領海侵犯、軍艦による国際海峡外の我が国の領海通過等、日本の主権をないがしろにする傍若無人な行動が顕著です。

約50年前の中国の地図では、尖閣列島は琉球の一部とされていたようで、中国企業の幹部がツイッターで暴露したようですが、そのうち消去されるでしょう。

いずれにせよ、中国は2003年に、人民解放軍政治工作条例として明示した世論戦、心理戦、法律戦でくるでしょう。2009年には、中国共産党機関紙の一つである環球時報で、沖縄は明治政府が19世紀末に清国から奪い取ったものであり、琉球諸島の中国本土復帰を主張しております。

2013年には、同紙は、沖縄の民族は圧迫を受けており、同胞を解放せよと言っております。

69年のECAFEの東シナ海の資源予測に飛びつき、71年に尖閣は中国のものと主張しましたが、その次元を超えて、既に尖閣だけではなく、沖縄全体までを主張し始めているのが実態であります。

中国海軍は、現在25万人、147万トン、871隻で、海上自衛隊は4万数千人、47万トン、137隻。単独では対処できず、日米安保による第7艦隊に依存するところ大の情勢であります。

海自の現役諸兄と話をしてみると、ソマリア沖の海賊対処、東シナ海の手保の後盾でのプレゼンス、ミサイル対処と、シビアな運用が続いており、余裕がないように思われます。防衛計画の大綱にのっとり、陸上自衛隊、航空自衛隊は、既に南西諸島重視の展開を始めておりますが、いずれ海上自衛隊もリロケーションするのではないかと考えております。

また、昨年度の防衛白書では、掃海部隊では300トンクラスの掃海艇10隻程度は、3,000トンクラスの艦艇に置きかえるようであり、今でも手狭な海上自衛隊の港では、収容困難で、新たな港湾整備につながる可能性が高まっております。

我々は、その際は、宿毛がお役にたつ。我が国の安全保障に寄与できるという考えで行動しております。

経済効果、あるいは防災対策等に資するというのは、安全保障に寄与することによって得られる果実なのです。

棚からぼたもちなら誰にでもできます。兆候を読み取り、我に利するよう行動することが求められると思いますが、御所見をお伺いしま

す。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。
る御説明ありがとうございました。

現在、中国による軍事力の広範かつ急速な効果や、中国による東シナ海や南シナ海における活動の急速な拡大、活発化ですかね、こちらなど、さまざまな不安定要因が、より顕在化、そして先鋭化している中、自衛隊においては、防衛計画の大綱に基づきまして、南西諸島重視の展開を図っていることは、承知をしているところでございます。

本市といたしましても、防衛大綱や、中期防衛力整備計画を踏まえまして、地域の防災力の強化、地域経済の活性化、また宿毛湾港の利活用の促進のため、これまでも防衛省や呉地方総監部を訪問いたしまして、要望活動や、自衛隊の動向把握、情報収集等を行ってまいりました。

今後におきましても、これまでも議会で答弁をさせていただいておりますが、国の動向を注視しつつ、引き続き、積極的に要望活動や、情報収集等に取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。引き続き、行ってまいります。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ぜひお願いしたいと思います。

指揮官先頭というのがあります。よろしくお願ひします。

次に、港湾整備については、ちょっと質問までには至りませんが、紹介ということで述べておきます。

今後の大きな課題になろうかと思ひます。大型船、特にクルーズ船が入ってきたときには、何日間も停泊してもらおうということであれば、し尿処理をする必要が出てくるかと思ひます。

領海とか、接続水域内でのし尿の放出はできませんので、タンクをクリアにする必要があります。污水处理施設があれば、さらに有効な港になるということで、これは将来の課題として、県がやる話かもわかりませんが、我々からも要望するような話になるかと思っておりますので、よろしく、心にとめておいていただきたいと思います。

最後に、中学生の体験学習について、質問させていただきます。

先般、善通寺の乃木資料館で、体験学習をしている中学生を見かけました。香川県のほとんどの中学生が来るそうです。

起床から就寝まで、団体生活で、規則正しい生活が体験できて、効果的であると、推薦したいと思っております。

まずは、先生方から始めても効果があるかもわかりません。私の経験では、企業から、新入社員教育で、自衛隊に体験入隊する方々がおられました。礼儀作法が社会人らしくなったとの所見で、企業の幹部からも好評を得ております。

単に自衛隊というと、右とか左とかいう話ではなくて、そういう規則正しい団体生活での個人のあり方等も勉強できると思っておりますので、第五十普通科連隊が香南のほうにもありますので、ぜひ御検討いただければと思っております。

御所見いただけますか。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答えを申し上げます。

中学生の体験学習についての御質問をいただきました。

市内の中学校では、地域の福祉施設でありますとか、あるいは各事業所の御協力をいただきまして、子供たちの望ましい勤労観、あるいは職業観の育成などを目的といたします福祉体験

学習や、職場体験学習を実施をしているところでございます。

この体験学習につきましては、いずれも市内にある事業所等へ、中学校のほうから事前にお問い合わせをし、それから、子供たちから直接事業所のほうに連絡をした上で、訪問をさせていただくということで、一定の期間、これは基本的には3日程度ということですがけれども、2日の学校もございます。

その期間、生徒たちに、日々の勤務を体験をさせていただいておるということでございます。

この事業所等の中に、自衛隊も含めての体験ということもございますけれども、各学校の希望なども調査する中で、どのような要望があるのか、あるいはまた、どのような実施形態になるのを十分検討してまいりたい。学校教育の視点から、体験の意義も考えて、適切に対応をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 特に、自衛隊の航空基地に行きますと、ほとんどが完結型になっております。衣食住全て、それから、飛行機の運航、どうやって離発着させるのかとか、管制塔はどうなっているか、あるいは消防、レスキュー隊といえますか、そういうのもあります。要するに、消防の研修もできます。

1カ所で多機能を研修する機会が得られますので、ぜひ御検討いただければありがたいと思います。

長々とありがとうございました。

終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

----- . . ----- . . -----

午前11時10分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） おはようございます。2番、川村三千代、一般質問をさせていただきます。

いつものように、先ほど、山本議員の大変、質実剛健な、博識のある一般質問の後ですから、私もまたやりにくいなと思いながら、この場に立たせていただいております。

山本議員、6月議会では、夏目漱石の「草枕」を引用なさっての一般質問でした。それで、原田議員が、夏目漱石の「草枕」の文庫本を買いに行くという、本当に議員のこういった向上心、そういったものを、知的好奇心をくすぐるような、揺さぶるような質問、議員の知的好奇心ばかりではないですね、議員の方々、そして執行部の方々、そして何より、市民の皆さんの心の何かを呼び起こすような一般質問ができればと思っておりますが、何分、まだまだ道半ばでございますので、今回も温かく見守っていただければありがたいです。よろしく願いいたします。

それでは、今回、一般質問、私は横瀬川ダム、そして認知症について、そして新しい選挙制度の問題点、課題などについて、この3点について質問をさせていただきます。

まず、横瀬川ダムですけれども、2019年の完成を目指しまして、先月、8月の下旬には、本体の工事にも着工するというような新聞報道もされておりました。ここで、改めて横瀬川ダム、こちらの建設の目的や意義、また近隣地域の治山、洪水対策について、市長から御答弁をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川村議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

横瀬川ダムの建設事業の、これまで経緯と、そして完成時期について、まずお答えをさせていただきたいと思っております。

横瀬川ダムは、中筋川流域の洪水調節や、四万十市の水道利用を目的に、平成2年に事業着手をしているところでございます。

平成14年6月27日に、横瀬川ダムの建設に関する基本計画が公示されまして、翌年からつけかえ道路工事や、用地買収が進められております。

当初は、平成24年までの予定でありましたが、ダム事業の再評価や、横瀬川ダムの検証に時間を費やしたことなどから、基本計画が変更になりました。現在は、平成31年度までの予定となっているところでございます。

ダム本体の工事は、平成30年度末までに完了いたしまして、平成31年度に試験湛水をする予定となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 本当に、地域といいますのは、けんみん病院もでございます。そしてまた、防災関連の施設、運動公園もございまして、本当にそういった機能するところが、万が一のときには、円滑に、スムーズに機能できるように、治水洪水対策をとっていただきたいと思っております。

そしてまた、前回6月議会のときにも申し上げましたが、2011年の東日本大震災以来、どうしても災害対策が海岸部、沿岸部のほうに、津波対策として進められておりますが、先月起こりました台風10号の、北海道や、そして岩手県の甚大な被害を目の当たりにしてもわかりますように、本当に濁流は津波に匹敵するとい

う新聞記事もございましたし、治水対策、浸水対策は必要だと思っておりますので、今後とも、市長にはどうかお力をかしていただきたいと思っております。

そしてまた、横瀬川ダムに関しまして、実は、前市長の沖本市長が、7月17日の高知新聞ですけれども、取材に答えまして、コメントを寄せております。ここで御紹介をさせていただきます。

まず、前市長のコメントの前に、中筋川流域の四万十市楠島で14年の豪雨災害のときに、浸水の被害を受けた方の、まずコメントが出ております。

この方が、一帯は水害に悩まされていたので、住民は完成を待ちわびている。全ての解決にはならないが、防災への大きな一助となると歓迎する。

この方のコメントの後に、前市長のコメントが出ております。

一方、県議時代に無駄なダムとして建設に反対してきた元宿毛市長の、ここは「前宿毛市長」とするのが正確ではないかと思いますが、こちらでは、「元宿毛市長の」となっておりますが、沖本年男さんは、中筋川ダムができて以降も、洪水減少の効果は実感できなかった。横瀬川ダムの必要性は理解しているが、堤防のかさ上げや、排水ポンプの整備など、内水対策も続けてほしい、と話している。

このように、高知新聞の取材に対してコメントを寄せております。

この前市長のコメント、現市長の中平市長はどのように受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

本当に洪水、水の力というのはすごいものでして、津波もそうですけれども、本当にひざから下をつかってしまうと、流れがなければいいんですが、流れがあると立っていることもできないし、腰から下がつかると、とてもじゃないけれども、そのまま連れていかれるというような形の中で、本当に水というのは怖いものだなというふうに感じているところでございますし、また、そういった啓発活動も、しっかりとしていかなければならない、そのように思っているところでございます。

まず、横瀬川ダムの効果と、そして近隣地域の治水洪水について、少しお話をさせていただきます。

中筋川は、四万十川合流点から約11キロメートルの区間の河床勾配が、約8,000分の1と、非常に緩やかであるために、要するに8キロ進んで1メートルしか下がっていないという、こういう緩やかであるために、一時期に集中して降った雨が、河川に流入するのをどう少なくするかが重要であります。

中筋川ダム及び横瀬川ダムで、上流に降った雨を最大限、ため込みまして、そして中筋川の水位を下げることで、洪水被害の低減を図ることになっております。

なお、これは四万十市のことではありますが、中筋川沿いの地区に対しまして、水道用水を確保するのにも、横瀬川ダムの役割の一つとして挙げられているところでございます。

また、近隣地域の治水対策といたしまして、昨年2月に公表をいたしました、中筋川を含む渡川水系の河川整備計画に基づきまして、高知県がヤイト川の河川工事を実施しているところでございます。

そして、もう1点、先ほど、高知新聞の記事における横瀬川ダムについての前市長のコメント

トについてでございますが、新聞報道を見る限りでは、前沖本市長の真意はわかりませんが、私といたしましては、治水の難しい中筋川には、この横瀬川ダムは本当に必要な施設であり、そして一日も早い完成が望まれているというふうに思っておりますので、堤防や排水ポンプの整備を、国土交通省へ要望していきながら、全体の整備を進めていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 前沖本市長は、市長職を勇退なさって以降も、例えば産業祭の小夏の個数あてクイズに優勝なさるなど、本当に宿毛市のいろいろな行事やイベントに参加をなさって、勇退後も、本当に市政のことを考えてくださっているんだなと思っております。

今は一市民ということですが、やはり沖本年男さんの言動には、前市長という肩書がついて回ります。御本人も、十分にそれを御承知のことと思います。また、今後ともいろいろな御提言や御指導をいただき、宿毛市政を見守っていただければと思います。

そして、中平現市長ですけれども、それまで若干希薄だったと言われておりました国や県とのパイプ、それも中平市長となりましてからは、しっかりと結ぶことができた、つなぐことができた、皆さん評価をしてらっしゃいます。

これもまた、多少希薄であったと言われておりました近隣市町村との連携も、中平市長就任後は、大変密に、積極的にとれるようになって、各種の要望活動ですとか、事業の推進に尽力なさっていると、皆さんが評価なさっております。私も本当にその姿勢、大変心強く思っております。

この横瀬川ダムにつきましても、横瀬川ダム

の建設促進期成同盟会の会長は、四万十市の中平正宏市長が務めていらっしゃいます。そして、中平富宏宿毛市長は、その副会長という立場でいらっしゃいます。本当にお名前も、両市長似てらっしゃいまして、兄弟で四万十市と宿毛市の市長をやっているんじゃないかと誤解を受けそうなのですが、両市長に、実際、お目にかかっていただけましたら、片やアンパンマン、片やウルトラマンということで、名前が似ているだけというのは、御理解いただけると思います。

アンパンマンにしましてもウルトラマンにしましても、大変人気のある正義の味方でございますので、どうか四万十市、宿毛市、これからも連携と協調を図りながら、両市の洪水対策、治水対策、進めていっていただきたいと思いません。

以上で、ダムに関する私の質問は終わります。

続いて、認知症対策について、質問をさせていただきます。

タイムリーと言いますか、きょうの高知新聞にも、認知症対策G7本腰ということで、先進7カ国、こちらのほうでも大変注目をされ、国際的に高齢化に伴う認知症対策は注目をされております。

私がこの質問をしようと思いましたがきっかけは、先月8月27日の、これも高知新聞だったんですが、県下の認知症による行方不明者、昨年1年で73名だったということが出ておりました。

それで、まず、宿毛市では、実情はどのようになっているのかと、こちらをまず、市長、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

認知症による高齢者の行方不明者で、宿毛消防署が搜索した件数は、平成27年度は1件、

そして平成28年度は、現在2件となっておりますところでございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） どうもありがとうございます。

その件数が、実際、人口に対して多いのか少ないのか、それはわかりませんが、例えば、8月27日の新聞報道の中には、高知市内に在住の御婦人の方だったんですが、御主人が認知症で行方不明になった。その際に、まずは警察に相談をした。すると、高知署は17人体制で捜索してくれたけれども、結局見つからなかったということです。

山に分け入っている可能性もあるということで、猟師の方に相談したりですとか、もちろん御家族でも山のほうを探しに行ったりしたけれども、結局、見つからなかったという。

そして、日にちがたつうちに、ある人から、それは消防にも相談したほうがよかったのと言われたんだけど、そのときは、その方に消防に相談するという認識もなく、また警察からそのようなアドバイスも受けなかったということで、初動の体制が、家族の方にしてみれば、ああすればよかった、こうすればよかったと、後悔の念にさいなまれているようでございます。

実際、宿毛市でそういった形で行方不明になった場合は、どのような取り組み、対策があるんでしょうか、そちらのほうを御説明お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

警察のほうに御連絡をして、消防のほうの連絡をすることが知らなかったというか、そういうことを思いつかなかったというお話だと思います。

何かありましたら、ぜひ、遠慮なく宿毛市役所のほうに、宿毛市民の方であれば電話をかけていただければ、適切なアドバイスをさせていただきたいと思っておりますので、もし何かありましたら、そういうときは、市民の皆さん、ぜひ宿毛市のほうに連絡をしていただければと思います。

宿毛市では、認知症高齢者等が行方不明になった場合に、地域の支援を得て、早期に発見できる支援体制として、宿毛市SOSネットワークシステム事業を実施しております。

この事業は、認知症高齢者等で事前に登録申請した方が行方不明になった場合に、同じく、事前に登録申請した協力機関や、SOSネットワークサポーターになっていただいている方々に、行方不明情報がメール等で配信されることで、早期発見及び保護に寄与するというものであります。

実際の流れとしましては、認知症高齢者等が行方不明になり、情報発信を依頼したい方は、まず宿毛警察署に届け出た後、宿毛消防署にメール等の配信を要請します。

要請を受けた宿毛消防署は、必要な情報について、協力機関やガソリンスタンド、コンビニ、タクシー会社、消防団員等のSOSネットワークサポーターにメール等の配信を行うことになっております。

本事業は、「広報すくも」への掲載や、各種団体での集まり、介護保険事業所等への周知を行う中、現在、登録している高齢者の方は31人おります。31人いて、そして21の協力機関と216人のSOSネットワークサポーターに御協力をいただいている現状でございます。

本日のこの答弁を聞いている方々で、何かそういった登録をしたいという方がおられれば、ぜひ宿毛市役所のほうに御一報願えればという

ふうになっているところがございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 大変、万全なサポート体制、対策がとられているということで、大変心強く感じたところがございます。

本当に65歳以上の、7人に1人は認知症の疑いがあるというようなデータもありますし、65歳以上、この議場にもおりますね。本当に特別な病気ではございません。どうか近隣の皆さんとも連携を図りながら、認知症の方を温かく、地域でサポートし、支えることも必要だと思えます。

そして、宿毛市でも、認知症の予防、そしてまた、認知症患者に対して、家族を持つ、家族の方々に対しての、何かサポート体制がありましたら、そちらも御説明をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

認知症の施策につきましては、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年、平成37年になりますが、これを目指し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り、住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプラン、これが策定され、本市におきましても、第6期宿毛市介護保険事業計画に位置づけ、取り組みを推進しているところであります。

具体的な取り組みといたしましては、認知症への理解を深めるための普及啓発として、市民を対象に、認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めることを目的に、認知症サポーター養成講座の実施や、各地域へ出向き、自主グループや健康相談の場で、認知症予防の体操や講話の実施、また認知症の状態に応じた適切なサ

ービス提供の流れをまとめました認知症ケアパス作成と、普及啓発を行っております。

また、認知症の方の状態に応じた適時適切な医療、介護の提供につきましては、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援体制といたしまして、精神科医、介護系、医療系専門職で構成しております認知症初期集中支援チームの設置、認知症の人とその家族が、認知症や介護に関する知識を得る場や、日ごろの介護体制や苦勞を話せる場として、認知症高齢者等介護者の集いや、認知症カフェを実施しているところがございます。

さらに、今年度から、市の保健師を地域包括支援センターに派遣をいたしまして、認知症地域支援推進員といたしまして、認知症施策全般が有機的に連携、支援されるような体制強化を行っているところがございます。

今後も、高齢化が進む中、認知症の高齢者が増加することが想定されますので、今後も施策の充実を図り、認知症の方も、住みなれた地域で、安心して暮らし続けるための支援と、環境整備に努めてまいりたい、そのように考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） どうもありがとうございました。

昨日も、お年寄りの方は市の宝だというお言葉もありました。本当にサポート体制が整っていることは、力強くお聞きをいたしました。

そしてまた、皆さん、市の広報と一緒に、こういったピンク色の紙が入っているのを御存じだと思いますが、こちらは社会福祉協議会が毎月発行しておりまして、この中を開いていただきましたら、認知症の人と家族との交流会ですとか、オレンジカフェ「はまゆう」ですとか、

いろいろな催し物や、相談のところの告知が出ておりますので、また市民の皆さん、こちらのふれあいのほうにも目を通していただければと思います。

また、最近では、GPS機能のついた携帯電話ですとか、またはセンサーのついた玄関マットなど、いろいろなものが、また発売もされております。

また、昔ながらに、よくあることですが、服のどこかに、名前や住所や連絡先を縫いつけておくですとか、例えば、夜間の徘徊の危険性がある方には、履物のどこかに反射板を取りつけておくだけでも、交通事故の予防にもなりますし、本当に認知症の研究も進んでおります。新薬も開発されております。これからどんどんいい方向に向かっていくと思いますが、何より最後に必要なのは地域の方だと思います。本当に、おはよう、こんにちはの声がけ一つでも、認知症で行方不明になられる方を予防する、未然に防ぐ効果がございます。どうか地域の皆様方も、本当に温かい、そういった一言の声かけを、よろしく御協力をお願いいたします。

以上で、認知症に関する質問、終わらせていただきます。

次に、新しい選挙制度における問題点についての質問でございます。

前回、6月議会の折には、合区制度、1票の格差の是正ということでの名のもとに、新しく取り入れられました合区制度について、質問をいたしました。

山岡議員の質問の中に、国保シリーズというのがありますので、川村は、次は選挙シリーズを取り扱うのではないかとと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、私の場合は、6月議会の合区制度を前篇とするならば、今回は、18歳選挙権、そしてまた、低投票率について、

こちらを取り上げて、後篇として取り上げていきます。

シリーズ化するつもりはございませんので、よろしく願いをいたします。

18歳以上に選挙権が与えられるということで、大変、話題になり、注目を集めた選挙制度でした。これも、本当にタイムリーというべきか、お隣の犬伏町が議員選挙告示を1週間後に控えて、これもちょうどきょうの新聞ですが、県内で初めての地方選としての選挙ということで、記事が24面に出ておりました。

その参議院選挙の投票率の件につきましては、先週の土曜日、7月10日の高知新聞2面にも、7月参議院選、十代投票率本県全国最低、合区圏軒並み低投票率、親の投票行動も影響かという、こういった記事が出ておまして、これからの私の質問、またはそれに答弁、先週の高知新聞の土曜日の2面をごらんくださいで終わってしまいそうところもございますが、改めて質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

さて、18歳以上に投票権、選挙権が与えられるということになりまして、学校現場では、どのように取り組んでいくのか、これを教育長からお答えをお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、2番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

義務教育機関における主権者教育についての御質問をいただきました。

18歳以上でございますので、基本的には、主権者教育というのは、高等学校から取り入れるということにはなっておりますけれども、6月議会でも、川田議員から一般質問をいただいて、お答え申し上げたところでございますけれども、義務教育機関でございます小中学校にお

きまして、選挙に関する、独立した授業を行うことは、他の教科の授業時数等の兼ね合いから、現状では難しい部分があるというふうに考えております。

一方、本市におきましては、子供たちの生きる力を育む教育を基本として、小中学校の9年間を見通したキャリア教育を進めていくことで、子供たちが自分の将来や方向性について考え、社会に関心を持つことができるように、取り組んでいるところでございます。

このことは、将来、選挙権を行使することができる年齢になったとき、社会の構成員として、よりよい社会の実現のために、自分たちの意見を表明する場として、投票行動につながっていくものというふうに考えております。

もちろん、これは国民の権利でもございますので、そういった意味からも、義務教育の段階から、主権者教育を取り入れていくことは、大変重要なことであるというふうに考えております。

一つの例ではございますけれども、これまで高知県選挙管理委員会が実施をしておりました、明るい選挙啓発作品の募集に対する取り組みにつきまして、小学校では、一定の取り組みがなされておりましたけれども、これまで取り組みが少なかった中学校におきまして、本年度は取り組みがなされるようになっております。

そういったことで、今後も将来を見据えたキャリア教育を推進する中で、選挙権の重要性についても、学習ができるようにしていくことが重要であるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） どうもありがとうございます。

やはり、義務教育の課程では、なかなかこちらの啓発活動、学習難しい面もあろうかと思えます。

きょうの高知新聞にもございましたが、十代の方、投票所に足を運ぶのは、やっぱり投票所というのは、何となく敷居が高いというイメージがあるようです。難しく、有権者、権利だとか、そういうことを言うのではなく、まず義務教育のうちから、選挙って何って聞かれたときに、あれは大人の運動会だよと、そういう教え方でもいいと思えます。

本当に誹謗中傷、怪文書といった、そんな障害物を乗り越えていく障害物競争もありますし、また、応援合戦もあります。最後は、玉入れという名の、投票は玉入れだよと。赤組、白組と頑張っ、大人になっての運動会だよというように、こういった教え方でもいいと思えます。ちょっと敷居を低くして、教えていくのも一つの手ではないかと思えます。

そしてまた、今回、先ほども申しましたように、大変低い投票率でした。宿毛市の場合は、18歳の方、29.91%、そして19歳の方は22.63%と、私も、ちょっと低くはなるだろうなどは予想しておりましたが、せめて50ぐらいは行ってほしいなど、実際、思っておりましたが、もう30%にも届かないというような低投票率でした。

これに対して、どのような原因、そして要因があったのか、よろしく願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（土居利充君） 選挙管理委員会委員長、2番、川村議員の一般質問にお答えします。

低投票率の問題点につきましては、まず、選挙における高知県と徳島県の合区が挙げられると考えます。

今回の選挙区選挙の投票率は56.5%、前回の参議院選挙と比較して、1.3ポイント下がりました。

このように、投票率が伸びなかった要因の一つといたしまして、合区制度の実施により、高知県から候補者が出なかったため、参議院選挙をどこか人ごとのように捉え、有権者の関心がなかなか高まらなかったのではないかと考えます。

開票結果では、無効投票率が、前回は行われました選挙の約1.2倍、県全体では、約1.7倍に上がり、投票用紙の中には、合区反対と書かれたものもあったことから、合区に対する有権者の反発も見られました。

また、若年層の投票、低投票率につきましては、18歳選挙権がスタートする前から懸念されておりましたので、選挙管理委員会では、地元の高校に御協力をいただき、選挙啓発に力を入れてまいりました。

宿毛高校には、「広報すくも」での投票の呼びかけや、新有権者オリジナル啓発チラシの作成で御協力をいただき、宿毛工業高校には、行政チャンネルで放送した選挙CMの制作に協力をいただきました。

このことにより、18歳を迎えた地元高校生のほとんどが投票をするなど、啓発の効果があったものと認識しております。

しかしながら、十代の投票率は、県平均の30.93%を4.44ポイント下回る結果になりました。これは、今回、新たに有権者となった18歳から19歳のほとんどが、進学や就職など、住民票を宿毛市に置いたのまま遠方で生活している実情が、背景にあると考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 私も大学時代、住民票をこちらの宿毛に置いたまま、県外に行っておりましたので、実際、自分もそういえば10代のころ、20代の前半、投票に行っていなかったなど、いま改めて、そう感じております。

こういった問題点を踏まえまして、選挙管理委員会として、今後、どのように取り組んでいこうかとお考えなのか、その辺をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（土居利充君） 選挙管理委員会委員長、2番、川村議員の再質問にお答えいたします。

投票率が低かった一方で、初めて投票に来られた高校生の感想を伺うと、初めてなので緊張した。今回は、親にいろいろ教えてもらって投票しましたが、次回は自分で情報収集して臨みたい、との声が聞かれるなど、初期段階での投票が今後の投票行動につながる要素も見受けられました。

選挙を経験した若者がふえることは、長い目で見たとき、政治に関心を持つ若者がふえ、今後の投票率アップにつながっていくことが、期待できるのではないかと考えます。

今回の地元高校生の投票状況をまとめましても、初投票への意識づけには主権者教育が欠かせないものとなりますので、今後におきましても、関係機関と連携を図りながら、より効果的な啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） やはり選挙というものに、とにかく1度は行ってみると。1度行けば、あっ、選挙ってそんな難しいことではないんだと。また、いろんな面で関心を持つようにもなりますし、まずは、本当に親御さんもそう

です、今回の親の投票行動も、この若者の低投票率の一つの要因ではないかという記事もありましたが、本当に家族で投票に行くような、そんな環境づくりも必要だと思います。

そしてまた、選挙管理委員会から、年代別の投票者の集計表というのをもらったんですが、本当に若い方は投票に行かないなど。やっと50代以降は50%、60%を超えますけれども、やはり40代から下の世代になると、まだ50%を割るような状況です。

こういった年代別の投票率、これも広報か何かの形で掲載をしまして、年代別で、もっと投票に行くようにと呼びかけることも、また一つの手段、方法ではないかなと思っております。

そして、最後に、低投票率に終わったとはいえ、結果が出ました、参議院選挙でございます。宿毛市からは、全国比例で、中西 哲参議院議員が誕生いたしました。

先ほども選挙区で、徳島県の候補者ばかりで、どうしてもその辺が低投票率にもつながったということがありましたが、本市出身の参議院議員も誕生いたしました。

そしてまた、選挙後の内閣改造では、この宿毛市を含む高知2区を選挙区といたしました山本有二代議員が、農林水産大臣に就任されました。本当に農林水産業に多くの方々、携わっております本市といたしましても、そのトップに、この選挙区の代議員がつかれたということは、頼もしく思っております。

市長、このことについて、何か一言おありでしたら、いただけないでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

本当に、中西 哲参議院議員におかれましては、この宿毛市議会のOBでもございます。そ

して、皆さん御存じのとおり、宿毛市は基幹産業、農業、林業、水産ということで、一次産業がまさに基幹産業として取り組んでいるところでございますので、本当に宿毛市のこれからの、いろいろな施策を進めていく上で、力になっていただける方々であるというふうに思っております。

また、心強く、追い風になるものだというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） どうも、イレギュラーな質問にお答えいただきまして、ありがとうございました。

今回の参議院議員選挙結果に対しましては、別の主義主張を持ってらっしゃる方もいらっしゃいますし、別の候補者を応援していらっしゃる方、この議場にもいらっしゃいました。

ただ、立っている者は親でも使えということわざもありますように、当選した者は嫌いでも使っていきましょう。そういう心がけをもちまして、今後とも、また国会議員の皆さんとも連携を密にしながら、宿毛市の発展のために力を尽くしていただきたい。市長を初め、執行部の皆さんもよろしくもよろしく願いをいたします。

そして、教育長、ぎっくり腰で大変体調が悪く中を答弁に立っていただきまして、ありがとうございました。また午後も立たなければなりませんので、どうぞ昼休み、ゆっくりと休養なさってください。

どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

----- . . . -----

午後 1時00分 再開

○副議長（山戸 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 4番、山岡でございます。きょうは四つの質問に分けております。

まず、最初に、準要保護基準の認定の所得基準の設定についてということで、御質問をさせていただきます。

要保護につきましての質問は、これで2回目となりますが、議会をごらんになっている市民の皆さんの中には、この要保護とは何ぞやとお思いになる方もおられるかもしれませんので、簡単に説明します。

要保護と申しますのは、どんどんふえてきた貧困家庭の中でも、市に申請をして、生活保護を受給しており、18歳未満の扶養の義務があるお子さんがいる家庭に対して、就学援助という名目の施策によって、学用品、進学用費、修学旅行費等々、必要経費を支援、援助する制度のことでございます。

この就学援助制度は、学校教育法の第19条の規定に基づきまして、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助を行うことを目的とすると、こう規定されております。

今、私が手元に持っていますのは、これですけれども、お隣の四万十市が数年前ですけれども、発行いたしました「四万十市の就学援助のお知らせ」という、小さな1枚の冊子でございます。

ところで、この四万十市のお知らせ文書は、準要保護について、記述が載っております。

まず、1といたしまして、要保護者について載っており、生活保護を受給している方と、こういう規定になっております。

次に、準要保護者の項目がありまして、援助受給の要件といたしまして、A、児童扶養手当を受給している方。B、市民税が非課税世帯の方。C、生活が苦しくて、奨学金に困っている方。D、病気や災害などの特別な理由により収入が著しく減少して、奨学金に困っている方と、こういう記載と、お知らせ内容になっております。

例えば、ここに要保護者と準要保護者との修学旅行費について、比較が載っています。これを見ますと、要保護者、小学校の年額は上限で2万1,190円となっており、準要保護者も全くの同額支給であります。中学校において、修学旅行費の上限額5万7,290円ですが、準要保護者も全く同額になっております。その他、申請に必要なものとして、家族数や家族構成、社会保険料控除後の所得など、幾つかの必須科目はあるものの、四万十市さんでは、要保護と準要保護と、かっちり区分けをして、対処しているようでございます。

しかし、当宿毛市には、この準要保護基準というものがございません。全国でも、今や非常に数少ない自治体の一つになりました。

さて、前にも質問いたしましたけれども。そこで質問に入ります。

当市には、準要保護基準の所得設定がないけれども、生活保護家庭にはなっていないが、これと同等の厳しい生活実態がある昨今、対外的にも、あるいは社会の現状を踏まえた、きちんとした基準として、新たに設定すべきではないですか。

結局、基準そのものがないわけですから、議論のしようもありません。これではちょっと釈然といたしません。

そこで、この準要保護をつくると、設定することにつきまして、見解と方向性をお聞

きいたします。

よろしく申し上げます。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、4番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

準要保護基準の設定に関する御質問をいただきました。

宿毛市の準要保護認定につきましては、教育委員会において要綱を定めまして、それに基づいて、運用をいたしているところでございます。

認定基準の内容につきましては、市の福祉事務所から情報提供をいただいた生活保護基準額表を用いまして、毎年3月ごろに、次年度で策定に使用する年齢構成による基準額や、教育扶助費など、加算される単価を決定をいたしております。

その後、決定された単価を基礎といたしまして、算出された認定基準額と、申請のありました世帯の所得金額を比較し、世帯の所得金額が認定基準額を超えない場合には、準要保護の認定といたしております。

また、宿毛市では、世帯の所得金額が認定基準を超過した場合におきましても、児童扶養手当が全額支給されております世帯や、国民年金掛金の減免がなされている世帯、市県民税の非課税世帯等につきましては、就学援助世帯として該当することといたしております。

準要保護の要否判定といたしまして、世帯の所得額の要件につきましては、生活保護基準額表と同額にいたしておるところでございますけれども、先ほど御説明させていただきましたように、所得要件だけではない、要件を含めての要否判定をいたしておりますので、支援が必要な家庭への支援はできているのではないかとこのように考えております。

しかしながら、議員御指摘のように、所得要

件が生活保護基準の1.0倍という自治体は、全国的にも少数となってきているのは事実でございます。今後、市長部局とも協議する中で、現在の認定方法の見直しを含めて、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） ありがとうございます。ぜひ、検討の俎上にものせてください。

次に進みます。

貧困に対する一番の命綱は、生活保護であるということは、皆さんの御承知のとおりでございます。

昔から言葉ありますけれども、人は生まれながらにして平等であると。そういう言葉があったような、なかったような気がいたしますが、確かに生まれたての命そのものの価値は、無垢な命はとうとい。しかし、現実には、派遣労働者もたくさんふえました。働く人の三十七、八%、こういうことになりました。

ですから、当然のごとく、一番弱い子供のほうにしわ寄せがいつているわけです。全国の子供さんの貧困率は16.3%までになりました。これは深刻です。うち、子育て世代の貧困率は20数%にはね上がる。ざっと四、五世帯に1世帯という割合になるわけです。

すぐ隣でも、どこの小学校、どこの保育園でも、あちこちに貧困で、兄弟で生きる子供たちがいると、こういうことを、まずは認識をしなければならぬと、こう思います。

残りの8割の家庭も、いつ貧困に陥るかわからないような、不安定な社会になっております。

あるルポルタージュによりますと、これはちょっとおもしろいことを書いていますけれども、具体的に。たまたま20代後半で、結婚式が3

回続いたと。都会では、御祝儀が3万円。宿毛なんかでも、そのぐらいの金額になりつつありますけれども。

その結婚式が3度続けば、もうアウト。その家庭は貧困に陥る。

また別の調査では、毎月幾ら減少すると、家計がアウトになりますかと聞いたところ、月6,000円出費があつたら、もうアウトになるという結果も出てございます。

友人の結婚式に招待を受けても、俺は用事があっていけんでよ、うそをつく。親戚の不幸ならば欠席もできませんので、香典を出したら、たちまち貧困に陥る、こんな状態にある人たちがかなりおるといことが、現実になりました。

これは都会の子供に当てはまることかもしれませんが、例えばスマートフォンですね。今どきスマホを持っていないと、学校生活がまともにおくれないという、こういう現実があるんです。

クラスや部活の連絡は、スマホのラインでくるそうです。ちなみに、中学生がスマホのラインのグループ、幾つ持っているかというところ、大体、10ぐらい持っているそうでございます。15ぐらいあるところもあります。

お金がなくて、スマホが所有できないとなると、これはたちまち学校生活に支障を来す、こんな状態でございます。

学校は、今、厳しく下校時間を守らせています。いろいろな凶暴な事件がございますので。

保護者が働いていたら、学童保育に行きます。保育園と同じように、待機児童が増加しています。学校にも、学童にも行けない子供は、じゃあどこに行くかというたら、居場所がなくて、あっちをうろうろ、こっちをうろうろと、こういう状態になります。

結局、その子たちが10代の、15、16、

17になったときに、先日の、若者の起こした凄惨な殺人事件が思い起こされてくるわけです。

そういう事件が起きて、調べて初めて、ありや、あの家の家庭は、貧しかったんやというようなことが、やっと思えてきます。

申し上げたいのは、このように子供の貧困は、なかなか見えにくいと。生活支援申請や、就学援助の申請などを通して、市職員の担当部署では、そのことをしっかりと、その御家庭さんのことを把握していると思います。いってみたら、手のひらの上に乗っているということですね。もう少し踏み込んで、心配な御家庭への目配り、あるいは2カ月、3カ月に1回、どうですか、電話の一本ぐらい入れるとか。そしたら、本当の温かい福祉行政になると考えますけれども、何か御見解は、教育長ありますか。

○副議長(山戸 寛君) 教育長。

○教育長(出口君男君) 教育長、4番議員の再質問にお答えを申し上げます。

厳しい環境にある子供たちへの支援についての御質問であったと思いますけれども、これまでも、市の家庭児童担当者や、保健師、それからスクールソーシャルワーカーや学校担当者など、関係機関と協力をいたしまして、気になる児童生徒がいる家庭などには、できる限りの支援を行ってきております。

高知県教育委員会におきましても、ことしの3月に策定をいたしました第2期高知県教育振興基本計画におきまして、厳しい環境にある子供たちの支援を、大きな柱といたしておりますので、今後も県や関係機関との連携を密にし、子供たちが安心して教育を受けられる環境づくりを目指してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○副議長(山戸 寛君) 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 出口教育長のほうでも、頑張っておられると思います。どうぞよろしく願いいたします。

次に、児童扶養手当減額への市の支援策についてということになりましたけれども、この件は、さほど深く申す予定ではなかったんですが、どなたかの内閣で、構造改革路線というもつで、2002年ですかね、就労による自立せよと。養育費確保は自己責任だと、いうものに転換した、いうことに伴って、ひとり親家庭に支給される児童扶養手当が、働いてちょっと収入がふえると、減額される仕組みになったと、僕は認識していたんですけれども。

仮にそうであるなら、総収入は一向にふえないということにつながりますけれども、これは認識不足かもしれません。現状はどうなっておりますでしょうか。

市長、よろしく願いします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山岡議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

児童扶養手当の支給額は、児童扶養手当法に基づきまして、算出をされております。

支給額の算出に当たっては、物価の上下に合わせて支給額が変わる、物価スライド制をとっております、これにより決定されており、一律に減額されているものではございません。

就労等により、収入がふえた場合、児童扶養手当の支給金額は減額されますが、ふえた収入額と同一の額が減額されるわけではなく、就労等の収入の上がり幅と、手当の減額の下がり幅を比較した場合、就労等の収入の上がり幅のほうが大きいために、手当を加えた総収入としては、なだらかにふえていくように設定されているところでございます。

また、国としましても、ひとり親家庭は子育て

と生計をひとりで担わなければならない、生活上のさまざまな困難を抱えている。

特に、子供が2人以上のひとり親家庭においては、より経済的に厳しい状況にあるため、児童扶養手当について、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭に重点を置いた改善を図ることとするとして、児童扶養手当法の一部改正を行いまして、平成28年8月1日より、第2子にかかわる加算額を、月額5,000円から1万円に、そして第3子以降の児童にかかわる加算額を、月額3,000円から6,000円に増額をしているところでございます。

ひとり親家庭への貧困対策につきましては、生活困窮の相談等があった場合は、各課及び社会福祉協議会等の関係機関と連携しまして、貸付制度の説明や、フードバンクの利用、そして生活保護申請へつなげる等の対応を行っているところでございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 次に、市として、独自の手当がないものかというふうな質問でございましたけれども、もういたしません。

先ほどの市長の答弁の中に、もう包含されていたというふうに思いますので。ありがとうございました。

続きまして、また教育長のほうになりますが、小中学校の臨時教員不足、これについての展望と対策について、御質問をいたします。

今、全国で、深刻な教員不足が問題になっております。高知県も例外ではありません。

調べましたら、大阪などに続いて、教員不足第3位ということになっているそうでございます。非常に深刻です。

そこで質問ですが、宿毛市の小中学校全体で、臨時教員というのは、一体何人いますでしょうか。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答えをいたします。

小中学校の臨時教員の状況ということでございますけれども、9月1日現在におけます臨時教員の数は、加配教員を含めまして10名となっております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 小刻みにお聞きします。

現在のところ、小中学校全体で教員不足はございますでしょうか。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

臨時教員は、現在、1名の不足がございますけれども、近日中に、非常勤ではございますけれども、代替教員が任用される予定となっております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 教育長は、臨時教員の不足している理由ですよね。原因、これについては、どういうふうにお考えですか。ぜひお聞かせください。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

臨時教員の不足している理由、原因ということでございますけれども、さまざまな要因があるかと考えております。教員になろうと、教員免許を取得した方でも、結果的に教員にならずに、他の職業を選択するケース、あるいは、教員を目指した方でも、他県で教員になるというようなケースもございます。

そういったことで、高知県から外へ出ている

ことも、要因の一つではないかというふうに考えております。

そのような状況から、高知県の教員採用試験の倍率も、年々低下しているというふうにお聞きをしているところでございます。

宿毛市教育委員会といたしましては、臨時教員の不足に関して、詳細な分析というのは行っておりませんが、子供たちの教育に影響が出ないように、任命権者であります高知県教育委員会に対して、必要な臨時教員の確保について、平素から要請を行っているところでございます。

もとより、県教委だけに任せるということではございません。宿毛市教育委員会といたしましても、高知県教育委員会と連携を図る中で、臨時教員の確保に向けて努めておりますので、今後とも、連携を図る中で、子供たちに影響がないように、しっかりと臨時教員の確保に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 全国的にも、教室に担任配置ができないという現実がございます、この状態が続けば、それこそ教育の機会均等ということが成り立たないという、こういうことになります。

自分なりに、私なりに考えて分析をいたしましたら、以下のような原因があるものではないかなと思っているんですけども。

非常に簡略に言います。

まず、1個目は、問題の根底に、職員の年齢層の問題が、一つは横たわっているのではないかと。

と申しますのは、大量採用とした時期がありまして、その方たちが、今、大量に退職されて

おられるという現実が、一つあります。

実際に、宿毛市でも、小中学校の教員の年齢別の比率は、中間層の先生が非常に少ないということが挙げられます。

次に、2番目としまして、学校の現場は、特に担任の先生方は、その業務が超多忙を極めているという、この、まあ学校全体がブラック企業みたいなものになりました。

教科の内容も、昔と比べたら、非常に、もう比べようもないぐらい複雑化をしています。

それから、次々にこなさなければならない学習の日程に追われまくって、委員会への提出物策定報告と、大変な責任の中にあって、これは心身ともに疲労し、病休をとったりとか、子育てのことで産休や育休に入っていくと。

また、親御さんの介護のために、ベテランの、50過ぎたような先生たちが、休職や退職を余儀なくされると。御事情は、それぞれいろいろとあろうかとも思いますけれども。

そこで、三つ目といたしましては、国の社会保障制度との関連を指摘しておきたいと思うんです。

臨時教員が不足したのは、労働法改正に伴って、多くの臨時職を使えることになった。そこで、各自治体も、これはええということで、臨時ですから。きのうも山戸さんが取り上げておりましたけれども。安い賃金で使えますのでね。

常にそういう人員を使い果たした結果、いざのときに、もうマンパワーが足りない、集まらないと。今、どこの業種、業態でも、学校の教員ばかりではありません。人がいないということが、非常に深刻な問題になりつつあります。

この人員不足の要因の一つとしては、これ、一つですよ。特別養護老人ホームなんか、今後ますます要介護3まで悪くならないと入れないとか、入院の食事代が倍になるだとか、後期

高齢者医療保険制度の特例措置が終わって、上がってくるだとか、それから、今問題になっている介護保険料がどんどんウナギ登りに上がっていくとか、それはもう、55ぐらいの先生やったら、恐らく御両親は80に近いと思うんです。

そしたら、そんな人が悪くなったら、自分の親ですので、誰っちゃあ見る人がおらんということになったら、もう仕方ない、5年余すところですけども、親の面倒で退職しようかねと、こういうことが考えられてくるわけです。

この国の貧弱な社会保障制度の問題が横たわっちゃうじゃないかと。労働するものへの悪影響が、もう既に出ておって、全部の施策がつながっていると、私は考えております。

私は、臨時よりも、思い切って本採用をふやしていくべきじゃないかと、こう思っておりますけれども、文科省も、ようやく重い腰を、ちょっと上げたみたいな感じなりまして、10年で3万人採用したいという予算要求をしていく記事が、つい先日の高知新聞にも載ってございました。10年で3万人、とりあえず来年は3,000人ということで、本腰を上げていただければありがたいんですけども、さてどうなることやら。

今、教師業はとっても大変だと聞き及んでいます。デスクワークが多過ぎるという話も聞きます。そこにまた、勤務評定があるんですよ。あなたA、あなたはB。多少、賞与が下がりますよとか、そういう勤務評定のことでございませぬけれども。

臨時とは申しまして、現職と全く同じ重責を、この教室で担いつつ、報酬はというたら、半分わずかししか支給されないというのでは、人が集まる道理がないわね。

そこで、再質問をいたします。

委員会として、この現在の学校現場の多忙化をどのように把握しているのか、その解消に向けて、どう取り組んでいかれるのか、それをお聞きいたします。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

学校現場の多忙化に関しての御質問であったと思いますけれども、社会がますます複雑多様化をし、子供たちを取り巻く環境も大きく変化をする中で、今後、子供たちに求められていくものも、時代とともに大きく変化していることは事実だと思っております。

こういったふうに、学校におきましても、これまで以上に、さまざまな課題への対応が求められるなど、教職員への負荷が大きくなっておるということは、私どもも認識を十分にいたしておるところでございます。

教育委員会といたしましても、そのような、学校現場の多忙化についても、当然、認識しており、先生方の負担を少しでも軽減する必要があるというふうに考えております。

そのような意味からも、学校だけが子供たちの教育に対する役割、あるいは責任を負うということではなしに、これまで以上に、学校あるいは家庭、それから地域の連携と協力のもとで、学校運営がなされていくということも、大変重要であるというふうに考えております。

こうしたことから、高知県教育委員会が推進をしております学校支援地域本部事業を、今年度から市内の学校にも導入をいたしまして、地域の皆様のさまざまな御支援をいただく中で、教員が子供と向き合う時間を確保していけるよう、地域で学校を支える取り組みも始めております。

今後も、県を初めとする関係機関との連携を

図る中で、この取り組みを促進をし、少しでも先生方が、本当に子供たちの教育に、全霊をささげられるような環境づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 60年同級生でありましたけれども、これだけ目を見詰め合うことは初めてです。

すぐに、何たら委員会じゃ、何たら協議会、何たら審議会いうて、よく言うんですけども、こんなもんをつくって、ほんまに解消できるのかどうかああって、もっとシンプルに。シンプル イズ ベストで、わかりやすくしたほうがいいと思うんですけどもね。

地域で連携して、教育長が言われるように、地域みんなで支えていく。教員も一緒になってやるということは、とても大事なことやとは思うんですよ。

しかし、学校現場が、我々が思っているよりも、もっと超多忙と。もう朝も早く、しかも、これ言うたらまた長くなりますけれども、中学校の部活の教師、哀れなものですよ。ブラック企業よ、ほんまに。

そういうことも、また教員不足にも大きく、間接的には影響しているんじゃないかというふうに思うんですよ。

だから、新しい施策を、何たら協議会でふやすがやなくて、具体的に提出物やらの会議等、具体的にやめると。子供と向き合うてくれやとこのほうが、話が早いじゃないですか。私はそう思います。

なかなか険しい道のりであろうとは思いますが、ぜひともこの問題に立ち向かっていただきまして、現場の負担軽減に努力していただきたいと、これをお願いいたしまして、次の

質問に移ります。

どうもありがとうございました。

続きまして、市長のほうに、よろしく願いいたします。

宿毛マラソンの今後の取り組み、展望についてということです。

まず、市長にお聞きします。

宿毛マラソンの趣旨とは何か、お聞かせをください。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛マラソンを実施するに至った経緯から、お話をさせていただきたいと思います。

宿毛花へんろマラソンは、平成21年3月から、途中第3回大会は、東日本大震災の関係により中止しておりますが、5回にわたって実施してきました。

開催に当たっては、第5回大会をもって、効果等を検証し、第6回大会以降の実施を含め、抜本的な見直しを行うこととしておりました。

第5回の開催を協議する宿毛花へんろマラソン実行委員会の中で、都市型マラソンや、ほかの競技と比較した場合、費用対効果が低く、実施について、見直しの余地はあるものの、経済効果や知名度の向上など、一定の効果は見受けられた。

一方で、3月の開催が当初見込より、運営を担う多くの団体に多大な負担をかけており、継続可能な運営体制となっておらず、大きな課題と受けとめられた。このため、実施時期の見直しについて、検討を行いましたが、時期の見直しは困難であり、かつ外部委託などの代替手段を講じることも、多額の財源により、費用対効果が著しく低下するため、困難であると、結論に至ったことによりまして、実行委員会委員の

多数決により、マラソンは中止とし、他の競技を模索するとの方針が出され、それを受けて、前市長が、平成25年3月17日に開催されました第5回宿毛花へんろマラソンをもって中止することを決定いたしました。

その後、宿毛市地区長連合会会長等の、市内各種団体の5名が発起人となりまして、宿毛花へんろマラソンの継続を願う市民の会から、宿毛花へんろマラソン継続に関する要望書が、市長、教育長に提出をされました。

要望書の提出を受けまして、実行委員会各種団体へのアンケートの実施をする中で、宿毛市スポーツ推進審議会に検討を依頼いたしまして、宿毛市スポーツ推進審議会会長から教育長に対しまして、各種の球技大会や武道大会等の実施については、市民の方々になじみが薄かったり、ルールを詳細に把握していない面も見られ、誰もがわかりやすく、気軽に参加でき、特別な道具も必要とせず、市民自身も参加がしやすく、また市外からの参加者を呼ぶことができる、マラソンなどのランニング種目が望ましいと判断する。

ただし、ランニングの距離や、コース等の選定については、フルマラソンに捉われることなく、青少年や市民の競技力の向上が図られるように十分考慮し、準備段階で、PTAや婦人会、学校関係者、市民の方や体育関係者も含めた意見を反映させ、また、実施に当たっては、多くの方々からの協力体制がとれるよう、早急に取り組んでいくことを要望するとの答申が出されております。

その後、宿毛マラソンは、宿毛花へんろマラソンの反省点も踏まえ、スリムな大会運営を目指し、新たな競技に向けた検討会や、宿毛マラソン実行委員会を経て、ハーフマラソン、ハーフコースを2周するフルマラソン、ハーフのコ

ースを1周ずつ、ペアリレー形式で走るマラソンとして、平成27年4月18日、第1回宿毛マラソンを開始しております。

第1回の申込者といたしましては、ペアリレーの部142名、フルの部352名、ハーフの部351名、計845名の申し込みがありました。

また、本年4月16日に実施しました第2回宿毛マラソンでは、ペアの部84名、フルの部259名、ハーフの部529名、計872名となっており、第1回大会と比較し、リレーとフルマラソンは、合計で151名減少し、ハーフマラソンは178名と、伸ばす結果となっているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） ここに、これは平成25年7月11日付の宿毛花へんろマラソン実行委員会の解散についてという資料がございます。

この中の議案第2号として、これが論議されまして、採決をとりました。27名の委員のうち、継続したいという方が5名、中止が14名という結果で、このときに、この花へんろマラソンは中止、廃止ということに決しております。

この結論を導いた委員会としての判断は、宿毛花へんろマラソンを中止して、他の種目の実施を検討していくことが妥当であるという、こういう判断をして、中止となったものであります。

先ほど市長が言われたとおりです。

この判断には、当然、費用対効果はないという結論も入っております。

委員会の主なメンバーには、立田前教育長、安澤の前副市長、現在の商工会議所会頭の田村章さんなど、27名の委員で構成されておりました。

この実行委員会は、私の知る資料では、マラソンの見直しの期限であった平成25年度には、私が知る限りでは3回やりましたけれども、4回、5回あったかもしれません。私の知る限りでは3回、この会議を開きまして、実施時期の見直しに関し、事務局より説明、協議、検討の結果、小委員会としての結論を出す、という会の、会そのものの趣旨になっておりまして、廃止への決定についての強い意思も感じられるような記述になっております。

実施の時期についても、宿毛の場合、種々の事情で、非常に選定が難しいと、こういう発言もあったように聞いております。

ここで、これまでの花へんろマラソンも含めて、かかった経費資料があります。

何人かの方といろいろ調べて、私なりにつかんだ金額は、第1回大会が1,581万円、第2回大会が1,571万円、それから、第4回大会が1,630万円、第5回大会が1,759万円、第6回大会が1,201万円、ことしが1,240万円と。

第3回の開催につきましては、御承知のように、東日本の大震災の影響で中止となっておりますので、これは除いた金額なんですけれども、あらかた、ざっと足してみますと、大方9,000万円という金額が出てくるわけです。

この参加者、ランナーについては、第1回大会が1,208名の応募で、実際に走った、実走者は983名。

時間がちょっと足りなくなったら困りますので、省きますけれども、この6回実施して、応募してきた人は、全部で7,153名、実際に走った方は、5,867名となっております、大体82%、申請をした8割ぐらいの人が走ったという、こういう計算になります。

後で、中止となった第3回大会での経費額を

お聞きしますが、これを含めて、全7回の総額は、おおよそ1億円に迫る金額ではないかと、私は見ております。このことは後で聞きます。

花へんろマラソンの実行委員会では、これだけ負担がかさむことについて、非常に強い危機感を持ったものと推測されます。この会議での判断の中にある、他の種目を検討していくことと、こうございますけれども、これはこれで、また重要ですので、後で触れます。

しかし、結局、この委員会の判断は、わずか数カ月で方向転換をいたしまして、新たに宿毛マラソンとして、昨年からスタートを切ることになりました。これは皆さん、御承知のとおりでございます。大変でした、一汗かきましたけれども。

そして、昨年から、この宿毛マラソンという名称が変わってからは、がっくりと目に見えて参加者が減少をしております。市民の大勢が参加して、宿毛市を盛り上げて、広く県内外の人に、当市の魅力を知ってもらうための一大イベントにつきましても、時間軸と英知を絞り込んで、慎重に練り上げることが肝要ではないかと思っておりますが、一度、適正な手順と、しかるべき有識者たちが協議を重ねて決定したことを、すぐほかの意見、陳情をくんで復活させるというようなことをやると、市民間に要らざるを溝をつくってしまうようなことにも、心配されるわけです。

行政判断としては、やや拙速ではなかったかなと、こういう感覚があるんですけれども。

ちなみに、当時は中平市長ではございませんで、沖本年男さんが市長でございました。私が思うに、マラソンの継続に至った本元のところに安易さはなかったのか。いつもこのところに、この宿毛マラソンのことを調べよったら、いつもそこに行き当たるんです。

そうでなかったら、また得心がいかないわけです。地域マラソンは、確かに成功をおさめている町村もあるでしょう。四万十ウルトラマラソンしかり、窪川の四万十桜マラソンしかりです。

ウルトラマラソンでは、参加者が昨年の2.7倍に及ぶという、すごい反響になっているそうです。

比べ、宿毛市はことしの大会で出場希望者が少なくて、募集期間を延長して募ったと、こういうことになっております。

地の利であるとか、風光明媚さだとか、ハンディはあるにいたしましても、なぜ宿毛マラソンの参加者が減って、人気がないかについて、シビアな掘り下げが必要ではないか。この部分も後で触れます。

ちなみに、四万十ウルトラマラソンも、四万十桜マラソンも、本当のところは、経済効果のほどはわかりません。

先ほど、市長の答弁で気になりましたのは、これ市長の答弁といっても、審議会の弁をかりたところの、市長の、実際しゃべった言葉ではないんです。審議会の中で話されたことなんですけれども、誰でもわかりやすく、気軽に参加できて、特別な道具も必要とせず、市民自体も参加しやすく、マラソンがいいんだというお考えで、9,000万円使ったんです。

ここの中には、この審議会の弁の中には、経済効果への見解がすっぱり抜け落ちていやしませんか。

この文言では、今までに1億円近い経費がかかって、一度は中止になったということが、軽く感じられるわけです。率直なところ。

花へんろマラソン実行委員会の結論で示した、この反省と中止を計算した話し合いの決裁というものが、一体どこへ消えたのか。何回も議論

したと思うんですけれども、全く不可思議ではありません。

しかも、宿毛花へんろマラソンの継続を願う市民の会から、当時、市長に、沖本さんですけれども、要望があった日付は、25年4月23日と、こうなっとるわけです。宿毛花へんろマラソン実行委員会が中止を決定した日が、同年の2月26日でありました。わずか2月ぐらいのうちに、前言撤回ともとれるような方向転換の陳情となっていて、市もまた、この会の要望を受け入れているわけです。

私は、それぞれの意見があつていいと思うんですけれども。

賛否はさておきまして、どうしてこのような早い転換に至るのか、首をかしげざるを得ません。ここでも、市の対応に、何事か、何か違和感を感じてしまうんですけれども。

ちょっと長くなりましたけれども、説明が。

お聞きしたいことは、ことしの大会での宿毛市民の参加人数ですよね。応募で何名で、実走者は何名でしたでしょうか。

○副議長（山戸 寛君） この際、5分間休憩といたします。

午後 1時48分 休憩

午後 1時59分 再開

○副議長（山戸 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど、今までのマラソンに対しての経費等のお話をさせていただきました。第3回マラソンにつきましましては、中止ということで、参加費をいただいたもの、それから協賛いただいたものは、全てお返しをしたという形になっておりま

すが、それ以外の花へんろマラソン4回と、宿毛マラソン2回につきましましては、参加費として、3,360万円が、収入として入っていることを報告しておきたいと思えます。

そして、先ほどの質問の中の、宿毛マラソンの申込者というのは、872名に対して、宿毛市の参加者は何名かということでございます。

こちらのほうは44名となっております。これは、第2回宿毛マラソンの数字ではございますが。そして、参加申込者に占める、宿毛市からの参加者は、約5%程度となっております、そのうち、44名のうち、実際に走った本市のランナーにつきましましては、39名ということで報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） ありがとうございます。

昨年も41名ぐらいで、実際に走った人が39名ということだそうです。ことしの第2回の39名中、市職員が1人か2人走って、岡崎利久議長も走られたと聞いております。

ということは、後で触れますけれども、また後で、後でばっかりになってしもたけんど。

正直言って、5%しか、地元市民の参加がないということにつきましましては、私は、これ聞いたときに驚きました。何ぼ言うたて少な過ぎると。

こんな考え方もあるんですよ。大会趣旨の一つには、広く県内外の方の参加で、宿毛という地方を知ってもらおうと。それから、参加とリピートをしていっていただけるうちに、経済波及効果だとか、お互いの交流が始まって、これがひいては市の活性化の一助になるという側面からは、必ずしも市民参加の多寡にこだわらないというような見方もできるわけですけれども。

それにいたしましても、地元参加者、余りに

も少ないと言わざるを得ません。これだけ少数でございますと、県内外からの参加者の皆さんも、宿毛の空気とか、宿毛の景気だとかに出会うために来るだけじゃなくて、宿毛の人に出会うために来る。ために来る言うたらおかしいですけれども、迎えるほうは、そういうおもてなしの気持ちでおるのは当然ですよ。

それが、これだけ少ないと、なかなか走っている最中に、宿毛弁も聞くこともほとんどなかろうし、ということになると、その空気を、雰囲気を感じとるがじゃないのかね、人というもののは。

例えば、自分のことを嫌いいうて思うような人のことは、においがあるのですぐわかるでね。そのようなもので、常に感じ取っていて、この宿毛マラソンについての。

それで、これだけ不人気になってきたんじゃないかというような、微妙な雰囲気にも、ついつい気持ちのほうも向くわけです。

今の答弁で、市外の参加者がほとんどであるということはわかりました。問題は、参加者御本人や、御家族の方々の当市への宿泊状況ですよ。これは、市長、どうなっておりますかね。

わかる範囲でお聞かせください。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

本市での宿泊状況につきましては、本市が直接、参加者の宿泊に関与していないことから、宿泊状況は把握していない現状がございます。

ただ、今後につきましては、しっかりとそのあたりも把握をする手段を考えていかないといけないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 市長は、昨年の12月に市長になったばかりで、直接タッチをしていないんですけれども。

これは通告しておりませんでしたけれども、もしわかったら教えていただきたいですけれども。

今まで、累計で7,000人の人が来て、また来てくれたという、リピーターというものについては、仕分けはしておりますか。どうですか。

してない。していないということと、それから、宿泊者のこともわかってないという、こういうことになりましたら、管理能力が問われると、こういうことになりやしませんか。

こんなときこそ、宿毛の旅館業やホテルに泊まっただいて、経済効果につながるのによ、せつかく。ちょっと内部での事務処理が甘いのではないかと、こう思います。

市内の宿泊については、また後ほど触れます。

スポーツ振興は、非常によろしいことで、殊さらマラソンに税投入するよりも、ほかにもたくさんの方々のスポーツ競技に対して、もっと細やかな経費充用を図ってほしいという声があるんですけれども、どう思われますか。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

あらゆるスポーツ、そういったものがどういった可能性があるのか、いろいろな大会等を誘致していきたい、そしてみずからもそういったものをつくり上げていきたい、そういうふうに思っておりますし、また、現在、いろいろスポーツ少年団であるとか、いろいろな活動をしている実情がありますので、しっかりと応援をしてあげなければならない、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 私自身は、こんな議場で、私ごとは厳に慎んだらいいんですけども、スポーツ振興はよいことであって、僕も読売マラソンとか、毎日マラソンとか、別府大分とか大好きで、よく見るんですけども、私はマラソンがいかんと言っているわけじゃ、決してありませんで、これからお聞きすることは、今回のこの宿毛マラソンの質問の中で、一つのメイン項目にもなるかと思う件でございます。

前にも紹介いたしました、花へんろマラソン実行委員会、安澤さん、立田さん、田村 章さん、こういう人たちがメンバーにいましたけれども、この方たちの採決で、中止を決定した判断の中に、他のスポーツ種目の実施を検討していくことというものがございました。よい方向づけだと思います。

宿毛の少年スポーツ団体は、およそ20団体。およそですよ。これに御老人、あるいは壮年層、また、あるいは高知大学等々の共催開催、これを含めると、40に近い団体が、宿毛に来ていただきまして、スポーツを楽しんでいただいているという実態がございます。

この書類に、27年度のサッカー大会の行事実績がございます。このサッカーに関係する27年度の少年だけを見ましても、2,287名、そして高知大学との共催開催では180名、また、大会誘致事業といたしまして、高知大学のOB会フェスティバル、510名。少年以外でも、延べ人数730名ですね。合計で3,000人以上の人が、昨年1年間で宿毛市の宿泊施設に泊まっていたいております。非常にありがたいことだと思います。

この数字には、保護者は入っておりません。保護者を入れますと、かなりの経済効果があつ

たと、こう思うわけです。

これだけの人員が、この町に宿泊して下さるには、手をこまねいて、ただ待つだけでは、もちろん、到底こうはなりません。主催者や関係の人たちが、お願いしたり、電話かけたり、そういう努力があつて、結実をしたということは、いうを待ちません。

しかし、一方では、他のスポーツ、県大会や全国大会、各種大会において、お金が足りないと断念するようなお話もたくさん聞きます。

私は、ちょうど8月3日から5日にかけて、行政視察に行かせていただきました。この議員になって2回目の行政視察に行かせていただきましたけれども、2回目で気がつきました。市会議員いうたら、こんな視察に行かせてくれるがやと、公金で。ありがたいことやと思いました。

そこで、大分の昭和の町で有名な豊後高田市へ参りました。ここでは多くの施策を、網の目のように実施をしております、教育関係や福祉、育児、生活に欠かせないですよ。こういう施策について、ほんのちよつとのお金ではあつても、満遍なく行き届く、施策を重要化しております、感銘を受けました。

高田市も当市と同じく、大型事業をぼんぼんやるようなゆとりはないと、その担当者は言っておりました。だからこそ、そういうアイデアを思いついて、課を乗り越えて、課をぼんぼん乗り越えるようなシステムにして、網の目のように住民福祉の施策をやるようになったんだというふうに申しておりました。

ちよつと印象に残りましたので、紹介します。いずれにせよ、税金を投入するわけですから、マラソンで億単位の経費を投入することよりも、それも大事かもしれませんが、ほかの多くの子供、少年たち、あるいは指導者がいます

よね。雨が降っても、風が吹いても、例えば剣道の先生とか、それは公ではありませんよ。ではありませんけれども、そういう宿毛の子供を、ちゃんと礼儀を教える。剣道を通じて、人の道を教える、こういう方たちもたくさんおられますけれども、何か、わずか5,000円、1,000円でもええけん、目配りするような施策に転換したらどうかと思いますけれども。そう思うのは当たり前感覚ですよ。

税金の再配分の公平性というような観点で、少し改変されてみてはいかがでしょうかね。

また、減免措置について、これも質問しますが、市長の次の質問の中に入っているんですけども、その意味合い等々についても、再検討してみてもいいかですか。27年度のスポーツ施設利用での減免額は140万円と聞いております。マラソンに投じた金額とは比べものにはなりません。

こうした点も含め、市長の御答弁を求めます。よろしくをお願いします。

○副議長(山戸 寛君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えをさせていただきます。

現在、市が行っております宿毛マラソン以外のスポーツ振興経費につきましては、平成27年度決算額で、1年間の決算ですが、1年間の決算額で、マラソンの補助金を除く社会体育振興費といたしましては、約6,900万円となっており、宿毛市総合運動公園などの体育施設の維持管理費が多くを占めている状況でございます。

それに対しまして、施設使用料などの収入は、約2,400万円となっており、多くの財源を体育振興に充当している状況になっております。

また、先ほどお話もありましたが、現在、少年スポーツ団体が、市内体育施設を使用する場

合は、長年の間にわたって減免措置をしております。平成27年度では、お話ありましたように、年間約140万円の使用料を減免いたしております。

さらに、市内スポーツ施設を利用し、かつ市内に宿泊されて大会等を行う団体等に対しましても、一定の要件はあるものの、補助制度を設けているところでございます。

この補助制度を活用させていただいて、先ほどの議員からお話のあったサッカーの団体等も、宿泊を伸ばしているところではないかというふうに思っているところでもございます。

本市には、宿毛市総合運動公園を初め、他市町村に誇れるスポーツ施設があり、そのような環境の中でスポーツができることは、市民の方々にとりましては、大きな財産だと思いますが、スポーツ施設を維持していくには、多額の財源も必要となっているのも現状でございます。

議員おっしゃるような意見も、市政懇談会でもあがっておりました。これまで本市独自で行ってきたスポーツ振興や、団体への支援など、歴史的な背景もありますので、どのような方法が本市の実情に合っているのか、議員の御指摘も踏まえまして、これから検討していきたいというふうに思っておりますし、また、使用料の減免についても、さらに研究をして、もっと皆さんが使いやすいような形に改善をしていきたい、そのように考えているところでもございます。

以上でございます。

○副議長(山戸 寛君) 4番山岡 力君。

○4番(山岡 力君) 市長、大事なことを聞き忘れておりました。

第3回大会の花へんろマラソンですけれども、これは事情があって中止ということになりましたけれども、中止といっても、多分、費用がか

かったと思います。その費用と内訳をお伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

第3回花へんろマラソンは、平成23年3月20日に開催を予定しておりましたが、皆さん御存じのように、3月11日に発生いたしました東日本大震災の影響、こちらでも大変な被害が出ましたので、この影響で急遽、中止をいたしました。

その大会における費用と内訳でございますが、大会直前の震災でございましたので、参加者や協賛者からは、既に参加費、そして協賛金をいただいておりますが、全額を返金させていただきました。先ほどお答えしたとおりでございます。

しかしながら、それまでに開催準備に係る大会プログラムやポスター、そしてチラシなどの費用として、約890万円を、もう既に支出いたしておりました。そういった状況でございます。

なお、大会用に準備をしておりましたタオル等は、東日本大震災の被災されたところに、支援物資として送らせていただいたところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） この前、開催されたとお聞きしておりますけれども、宿毛マラソンの実行委員会では、次年度については、ハーフマラソンという方向になったと。まだ正式決定ではないんでしょうけれども、聞いております。

私の感じでは、これまでの大会のあり方や趣旨からは、転換したと、こういう印象でございますけれども、この大会に切りかえた意図とするところは何か。お答えください。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

去る9月5日に開催をされました宿毛マラソン実行委員会において、第3回宿毛マラソンは、フルマラソンをやめまして、先ほどお話があったハーフマラソンをメインとする大会とすることに決定をいたしました。

その理由には、現在の宿毛マラソンを2回開催し、わかったことといたしまして、現在のハーフコースを2周するという、フルマラソンの設定方法について、多くの改善をしてほしいという意見がございました。

そして、それを裏づけるように、フルマラソンとペアマラソンの申込者が減少をいたしました。また、市民の方々の参加が少ないといったことなどが明らかになってきました。

そのような状況を踏まえまして、他市町村で開催しておりますマラソン大会も研究する中で、先ほど申しました、宿毛マラソンを開催するに至った、市民の方々が、より気楽に参加できるマラソンを開催すべきと、こういったスポーツ審議会の答申や、また先ほど来お話にありました、宿毛花へんろマラソンが廃止に至った経緯も考慮する中で、第3回宿毛マラソンはフルマラソン、リレーマラソンを廃止し、ハーフマラソンをメイン競技として、新たにランナーとして気軽に参加しやすいと思われる10キロメートルマラソン、そして小学生を対象といたしました2キロメートルのマラソンを追加し、開催することといたしております。

また、ボランティアの参加がしにくい、ランナーからは、暑いなどの意見がありました、これまでの土曜日の午後スタートから、日曜日の午前中スタートに変更することとし、来年4月16日の開催を予定をしているところでござい

ます。

実行委員会の中では、まだ協議はしておりませんが、ゴール後は、ちょうど昼どきとなりますので、多くの出店に出ただけ、宿毛のおいしいものを食べていただければというふうに考えておまして、食事をしながら、ゴールしてくるランナーの皆さんを応援できるような、ゴール手前のコース設定であるとか、いろんな形の中で、市民の皆さんが、産業祭ではありませんが、みんなが参加して楽しめるような、そんな一つのイベント。

特に、小学生が参加することによって、おじいちゃん、おばあちゃん来てくれるんじゃないか、そういうことにも非常に期待をしているところでございます。

あわせて、宿泊者をふやすために開催しておりました後夜祭も、宿泊される方々に、市内の飲食店で食事をしていただくことを考え、廃止する方向で決定をしたところでございます。

どうしても後夜祭を開催すると、その場で終わってしまうという形で、町のほうへ出ていってもらえないのではないかと考えておまして、市民の皆さんが楽しめて、先ほども言いましたが、子供が参加できる、そういった市民の方々の総参加型のマラソンとして、つくり上げていきたい、そのように考えて、提案させて、決定をしていただいたところでございます。

この変更により、より多くの市民の方々が、ランナーとして、またボランティアとして参加していただけるのではないかと考えておまして、市民の皆さんが楽しめて、先ほども言いましたが、子供が参加できる、そういった市民の方々の総参加型のマラソンとして、つくり上げていきたい、そのように考えて、提案させて、決定をしていただいたところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 時間が迫ってきました。

わかりました。先ほど議論いたしましたように、余りにも地元の参加者が少ないということが一つございまして、そこに考慮したということだと思います。

しかし、ちょっと心配になりますのは、ハーフにして、午前中に終わるといたしましても、やはり準備やポスターなどが必要になってくるということは、最低要るお金は要りますよね。

そのあたりのことも、多分、ハーフにしたからいうて、半額で済むとかいうようなことではないように思いますけれども。そこらあたりのことも含めて、シビアに、今後は考えていくべきじゃないかなと、こう思います。

最後の質問は、全然、論理破綻しておりますけれども。

ボランティアの参加というのは、これは非常に結構なことで、大変ありがたいこととございます。

無償で手伝う市民と、しかし市職員との待遇の差を批判する声とか、考えがあるとは思いますが。

ボランティアをするというのは、元来が身を捨ててやるわけで、ボランティアする人が、人を批判すること自体が、ボランティアをやっているのか、君は、というような話になるわけなんですけれども。

市職員と市民が一体となる機運が、妙に、マラソンそのものの中にあつたんじゃないかとか、もっと再考してみる必要がありやせんですか、というようなことに、どうしても行きついてくるんです。

ただ、私は、推進したいという方もおられます。しかし、いろんな意見が、もちろんあっていいんですけども、そのあたり、市長の、非常に曖昧になりましたけれども、見解があればお聞かせいただいたらと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず初めに、やはりこの大会も、多くのボランティアの方々に協力を得て、開催できている大会でございます。

まずはボランティア、今までお手伝いをしてくださった全ての方々に、心より感謝をいたしたいと思います。

市民ボランティアと、そして市職員との業務の待遇といたしますか、そういった部分の違いについて、少しお話をさせていただきたいと思えます。

市職員につきましては、宿毛マラソンの開催に当たり、大会当日、業務に従事した職員につきましては、原則、振替休日として対応をしている現状でございます。

その理由につきましては、大会運営には、ボランティアの方々を調整する業務であるとか、大会の円滑な運営のための中枢を担う業務、そして一般のボランティアの方々には、なかなかお願いしづらいような、そういった業務を市職員に担ってもらっているところでございまして、市の業務として、振替休日として対応しているのが、今の現状でございます。

マラソンのボランティアは、ランナーの方々との触れ合いなど、ボランティアの方々の中にも、心に残るような、そんな思い出ができるのではないかというふうにも考えているところがございますが、また、これも私の答弁としてもおかしいんですが、ボランティアを強制されるというような形になっている方はおられないと思いますが、またそういうふうな、少しそういうふうな意味合いで、どうしても出ないといけないというふうに、負担に感じておられる方がおられるのかもしれないというふうに感じてい

るところでもございます。

今回のマラソン変更を契機に、ボランティアの方々の拘束時間、ハーフになりましたので、拘束時間も減らせていただきたい、そのように考えておりますし、また、ランナーの皆さんと、できるだけ接するような、そういったところに、ボランティアの方々を配置させていただいて、そして裏方といたしますか、市の職員に、そういったところは担っていただく、そういうふうな形でできないかということも、今、考えているところでございます。

より自主的にボランティアに参加、そういったふうな取り組みをする中で、より自主的にボランティアに参加していただけるような取り組みを、今後は、市民の皆様にお知らせをしながら、実行委員会の中で協議を進めていきたいというふうに思っております。

議員のおっしゃること、よくわかります。そういった形の中で、本当に自分もこの大会のお手伝いをしてみたいんだと。選手の人たちと触れ合いたいんだと、そう思ってもらえるような、ボランティアの方々に思ってもらえるような、そういった大会にしなければ、継続はできない、そのように思っているところでございます。

しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（山戸 寛君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） イベントというのは、市というものが引率するリーダーであることは、間違いないことで、そのために、職員さんがイベントのために、職員じゃないとできない業務があるということも、当然、よくわかりました。

しかし、また、今まで、るる議論したような、市民の声も多数あるということを受けとめることも、これ肝要かと思えます。

財政運営を預かる立場の中平市長も、大変だ

と思いますけれども、やはり市民の税金を使うということについての、厳しい、シビアな判断をするという場面も、腹に持って、そういうときには、僕が味方します。

それをお願いいたしまして質問を終わります。

○副議長（山戸 寛君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 2時41分 再開

○副議長（山戸 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 14番、一般質問をいたします。

一般質問の前に、去る4月14日、熊本県益城町あたりで大きな地震が発生しまして、多くの方々がお亡くなりになりました。私たちも、8月3日、総務常任委員会で益城町を訪れ、益城町の人たちにお悔みのお言葉を申し上げました。

何と言っても、備えあれば憂いなしで、やはり宿毛も益城町の人たちの言葉もいろいろとかみしめて、今からの災害に備えていかなければならないと、そのように思っております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。南海地震対策について。

1番として、危険家屋の対応について、市内に増加している老朽空き家の中で、以前から危険家屋空き家として名高い、市街地に残されている病院跡地や土塀などは、何の対策もなされないまま、年々老朽化が進行し、周辺住民への危険が高まっているが、特別措置法も執行されている中、市としては、どのような対応をしているか、お聞きいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） 濱田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり危険と思われる老朽空き家の相談は、増加しているのが現状でございます。

昨年度施行されました空き家対策特別措置法により、老朽空き家の所有者等の調査を実施することが可能となりましたので、相談内容に応じまして、調査を実施し、指導等を含め、対応しているところでございます。

また、道路等の公共施設で危険を及ぼすと思われる箇所につきましては、担当課等が可能な限り、コーンの設置や、注意喚起等を行っているところでございます。

しかしながら、所有者が死亡しており、相続人等の所在を調査しなければならないなど、権利関係が非常に複雑化している事例が多く、老朽空き家の対応に時間がかかっているのが現状でもございます。

また、今年度中に、市内全域の空き家の実態調査を実施する予定であり、危険空き家から、それから利活用も含めましてランクづけをし、今後の空き家対策に生かしていきたい、そのように考えているところでございます。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

昨年度施行された空き家対策特別措置法により、対応してくれていることは、よくわかりました。

しかし、町なかには30年以上も廃業し、そのまま残っている病院跡地などもあります。

また、病院跡地の隣の方が、8月の中ごろには、私の貸している駐車場に落石があったと。落石って何でって言ったら、コンクリートの固まり、そしてタイル、ひさしですかね、それが落ちてると。何とかこれ、危ないからしてく

れんろかという話を持ってきたんです。

市のほうには行きましたかとお尋ねしますと、市のほうにも行きましたと。だけど、対策は今のところ、余りないようだから、濱田さん、何とかもう一回、言うてくれないかというような言づけをいただきまして、私もその方と一緒に、それを見に行きました。そしたら、1メートル四方ぐらいのコンクリートの上にタイルを張った、目方したら10キロから20キロの間でしょうか、それが地面に落ちておりました。

しかし、そこの道のところは、いつも子供なんかが通るところで、ひとたび間違えば、即死または大けがというような状態になると私は思い、宿毛のまちの中には、そういうような危険箇所が何十カ所もあるから、これだけ取り上げるわけにはいかんと思いましたが、その空き家は去年も、水槽がごろごろと屋上で転がり、そして落ちたらというようで、それも去年、おとしですか、質問させていただきまして、本体にくくりつけたようなわけであります。

しかし、それもまた、時々監視してもらっていないと、いつまた落ちてくるかわからないと。

屋上のあたりが階段になっているわけですから、4階のどこから、今、3階にそれもおっているわけです。

そういうような中でも、30年も人が住んでいないとなると、なかなか自分たちが思っている以上に、腐食したり、ガラスが破損したり、家の中、幽霊屋敷のようになっております。そして、去年、おとしですか、子供たちがそこでくれんぼをして、ここは怖いから絶対に遊んじゃいかんぞと言ったことがあります。

そしたら、おいちゃん、手切った言うて。どこで切ったかいうたら、あそこ入りよって切った。ガラスが割れているわけです。

そういうようなところを遊び場にしているん

ですから、できれば特措法もできたことだし、何とかいい方向にさせていただけないものかと、そのように思っております。

○副議長(山戸 寛君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えいたします。

議員の言われているところ、わかります。非常に危険性のある、老朽建物、建築物ですね、そういったものが存在している現状には、私自身が、そういったことには十分に認識をいたしているところでございます。

空き家等につきましては、あくまでも個人的財産でありますので、権利者による対策が原則であります。昨年度、施行されました、先ほどお話をさせていただきました空き家対策特別措置法の規定を適用する中で、課題解決に向けて、全力で取り組んでまいりますので、御理解と、そしてまた御協力をお願いをしたいと思います。

なお、子供たちがそういったところで遊んでいるとか、そういったことに関しましては、大変危険でございますので、また教育委員会のほうとも相談をして、学校等で指導してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長(山戸 寛君) 14番濱田陸紀君。

○14番(濱田陸紀君) 次に、庭園の土塀についてでございますが、これももう10年以上前から、長きにわたり、そのまま放っておるような状態でございますが、雨が降っているときに、子供たちがよく傘でその土塀を突いているときがありました。そして、近所の人たちも注意はしてくれて、今、突いている人たちも少ないんですが、仮にそれが、土塀がはみ出してきていますので、そういうものがかえって、子供たちに乗っかると、これもなかなか大けがになるのではないだろうか、そのように思ってお

ります。

これも市のほうで、いろいろと協力してくれているようでございますけれども、できればこれについても、何かいい方法はないか、一言お願いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

こちら、先ほどの建物と同じ形で、対応をとらせていただきたいと思います。

子供たちについては、危ないことをしないように、注意をしましてまいりたい、そのように考えております。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） それから、2番目として、三浦児童公園のブロック塀についてでございます。

この公園の中は、武道館もあり、また児童たちが空手、柔道と、切磋琢磨して頑張っている場所でもございます。

しかし、公園の外側のブロック塀は設置されてから数十年がたち、老朽化が目立ち、ブロック塀の大部分が穴があいているような次第でございます。

また、門柱のどこなんかでも、道路のほうにはみ出しているような状態でございます。

子供たちもそこで遊んで、その穴からくぐり抜けて市道に出るというような状態なんかも、時々見かけて、皆さんが注意してくれているとは思いますが、これもいざとなると、大げなをするもとでございますので、できれば、予算がつけば、一日も早く解消していただきたい、そのように思っております。

市長の答弁を求めます。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

三浦街区公園のブロック塀につきましては、議員おっしゃるとおり、倒壊の危険性があることから、今年度、予算措置を既に行っている状況でございます。

ブロック塀の撤去、そしてフェンスの設定を行う、このことに関しましては、議員のおっしゃるように、できるだけ早い段階で撤去、そして設置できるように努めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） そして、これは三浦公園のことですが、これは通告外ですから、もしあれやったら。

けさ、ブロック塀のことで、私に忠告してくれた人が、うちの店のほうにおいでになり、ゆうべそこへ向いて、公園の中で犬を散歩に連れてきたと。そういったところが、今、砂場があるかないかわからないような状態でございますけれども、その砂場で、犬をうんちをさせていると。それで、でき得れば、立て看板など、市のほうでつくっていただければという要請を受けました。

これは、もしあれやったら。お答えは要りませんけれども。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、ペットの数の増加に伴いまして、ペットのふんの被害といいますか、そういった問題等もふえてきているというふうに認識をしているところでございます。

ペットをお飼いになっている市民の皆様におかれましては、ぜひ、マナーの向上に努めていただきたい、そのように思っているところでございます。

立て看板につきましては、現状を確認する中

で、適切に対応していきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） それでは、3番の河戸堰の水門の電動化について、お聞きします。

河戸堰より水門を経て、街区の3カ所の水路に取水している。今では、メダカ、フナ、ウナギ、コイト、多種多様な種類の魚が水路で泳いでおります。

また、子供たちも、憩いの場として、夏なんかは遊んでおるような状態でございます。

しかし、ひとたび大雨が降ると、水利組合の方も、私同様で、老化現象を起こして、なかなか夜中も行きにくいというような状態で、私のほうに話がきました。

私も、できる限り、この水門のところ、仮に崩壊したりあれしたりしたら、町の中は大水になると、そういうようなこともありまして、前にも一度、頼んでことありますが。

しかし、これも2,000万以上の金もかかるというような状態でございます。県、国の65%、そしてまた市の20%、そしてあとは個人負担というようなことで、それでも15%というものがかかってくるわけで、なかなか水利組合としても、その金は調達しにくいと。1割五分の金ですけれども、そういうような、何とか市のほうでできなかつたら、町のほうで集めて、協力してもらえないんだろうかという要請を受けました。

しかし、町のほうも、今、こういうような状態でございますので、寄附とか、そういうようなながで回ったら、頭から怒られることはわかりきっております。

しかし、この増水したときに、仮に水門の上で作業をして、川のほうに転落したら、これは

命がありません。でき得れば、電動化をして、進めていきたいと。そして、市のほうに、もう一度お願いもしてみますというお話をしました。

市長、この町の人たちに寄附をお願いするということは、今の状態ではできないような状態になっています。でき得れば、市のほうで、そういうようなことが何とかいい方法ができないか、お答えをお願いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

議員のお話で、高齢者の方が水門管理者として、大変苦勞をなさっている。そしてまた、場合によっては、危険な状況でもあるというお話、十分わかりました。

そういった中でのお答えとしては、非常に厳しいものではあるんですが、電動化につきましては、平成26年第4回の宿毛市議会定例会で答弁をいたしましたとおり、事業実施には受益者の分担金が伴います。これ、先ほどお話のあった15%でございます。

そういった中で、分担金の同意をいただければ、補助事業の要望を行っていくとしておりました。

しかし、現在においても、分担金の同意が得られていないため、事業実施が困難な状況となっているところでございます。

議員のおっしゃられることが理由だということでございます。

また、この施設は農業用水の取水が目的でございます。ここだけ補助金を上乘せすることは、市としては、なかなか難しいというふうに考えております。

ただ、そういった実情もございまして、これから何らかの方法はないかということで、また地元ともお話をさせていただきたいとは思

いますが、現時点におきましては、補助金を上乗せすることはできない、そういう状況でございます。御理解願いたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 市長の答弁、大体はわかってましたけれども、しかし、私のほうとしたり、来られるとやはり、一応また市のほうにお願いしなければならないと。

けど、今、町の中で寄附を集めて、たとえ100万としますか、なかなか今、難しいような状態になっております。

1,000円、2,000円の寄附でも、出せるわけがないじゃないというような、お宅もなかなかありまして、宿毛まつりなんかにまでも、そういうように頭から怒られる人もおります。

だから、こういうようなので、そんなものは市に頼めというように言われることは、もうわかっていますから、私も皆さんに頼みにはよう行きませんが、でき得れば、何とかしてあげたいというのは、私、そのように思っております。

それで、次に、水門の出口から漏水、土手の下になりますけれども、そこから漏水しているわけです。それ、3年ぐらい前ですか、写真撮ってましたけれども、長いことおいてる間に、写真いうても、小便小僧が小便しているぐらいの漏水ですけれども、それでも大分、怖いんじゃないだろうかと思ひ、写真を撮っておりましたけれども、どこに置いたかわからなくなりましたけれども。

そういうような中で、仮に第1水門と第2水門とが、今あるんですが、それ、10メートルぐらいあるんですが、その間のところが悪いんじゃないのかと。そこへ矢板でも打てばというあれをもらったわけでございます。

矢板を打ってとまるんなら、電動化もある程度は構わんのではないだろうかと。

しかし、仮に、そこに向けてたまる水が急激に来た場合は、なかなかさきのほうの水門までは、よう行かないんです、怖くて。

そういうこともありまして、矢板やったら100万ぐらいの金額でできるんじゃないだろうか。そうすれば、水門、前の側を閉めなくても、後ろだけでもできるんじゃないだろうか、そういうように思っております。

仮に、それを、水の圧力というものは、私なんかわかりませんが、市長も先ほど言っていたように、腰から下へ流れてくるような雨量を、皆さん、よう受けとめないで。そういうような状態からしますと、ちょっと余分にかかり過ぎると。土手も、破壊してしまうんじゃないだろうかというような、そういうような懸念も、私も思うところがございます。

でき得れば、矢板ぐらいの費用が、県のほうにお願いできるんじゃないだろうかと。

これは、水門を別にして、矢板だけでも考えていただけないものだろうか。答弁をお願いします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

松田川の水門出口から漏水をしているというお話だというふうに受けとめました。

先ほどの質問とも、同じ議会で、当時、答弁をしているとおりでございますが、松田川の堤防が決壊すれば、当然、甚大な被害になると考えておりますので、議会後に河川管理者であります高知県幡多土木事務所に連絡をいたしまして、現地確認をしているところでございます。

その結果、今のところ、堤防に影響を与えるような漏水は確認できていないということでご

ざいます。堤防の状態を、より正確に把握するためには、出水時に漏水調査をすることが重要で、降雨予測や水防との連携を図った上で、漏水の危険性がないか、さらに調査をすることをお願いしているところでございます。

まずは、この堤防が危険かどうか、そういった形の中で、現在は、危険だという判断に至っていないというところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） ここ2年ぐらいは漏水はないそうです。雨がまだ降ってないというのが、第一原因でございませけれども。

これ、降って堤防が決壊した後で言うところで、後のまつりですから、でき得れば、県土木のほうにもお願いして、調べていただきたいと、そのように思っております。

それから、宿毛小学校の建設予定地についてでございます。

先日、高知新聞で、8月25日かな、それぐらいのときに、PTAとの座談会があった、学校建設予定地で。そのことについて、私のところに来まして、これは濱田さん、極端に言って、今、第1案、第2案、第3案と出ているが、本来なら、地区住民も交えての話じゃないですかというあれをいただきまして。

そしたら、ある区長がおいでになりまして、いや、私たち区長にも知らせはなかったという話で、いろいろと話しているときに、第1案はそのまま、後ろの土地を買って、そこに建てると。そして、第1案がだめなら、第2案。そしたら、途中のところがわけてくれないという方があれば、コの字型があれば、現時点のところに建てる。そして、第3は、中学校の校庭に小中一貫校を建てると。

そしたら、その話の中で、誰がどういうよう

な話をしてきたかわかりませんが、一応、第3案で決まったような話が伝わってきまして、町の中のお年寄りも、第1案が一番ええと、そういう話でございました。

そこで、いろいろと聞いてみましたが、一応、PTAとは話したけれども、一応、地区住民、そしてお年寄りたちとは話さなかったと。だから、その点、お年寄りの人たちがなかなか不服でございまして、その話を聞いてくれというので、きょう質問しているわけですが、どういうような状態になっているか、教えていただけますか。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、14番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

宿毛小学校の建設予定地についての御質問をいただきました。

宿毛小学校の改築につきましては、中平市長の就任以降、これまでの経過を含めまして、市長と教育委員会の教育委員と、総合教育会議等の場におきまして、協議検討を重ねてまいったところでございます。

その結果、先ほど、濱田議員のお話もございましたけれども、去る8月18日の議員協議会におきまして、御説明申し上げましたように、現状を考え得る三つの案、すなわち宿毛小学校に隣接する民有地の全てを購入して、現在、校舎や体育館のある場所に、グラウンドも含めて、全ての施設を整備する第1案。それから、一部、民有地が購入できなかった場合の考えられる第2案。そして、宿毛中学校のグラウンドに、宿毛中学校と併わせて、小中の施設一体型校舎を改築する第3案。この三つの案を、保護者や地域の皆様にお示しをし、御意見をお聞きする中で、最終的な方向を決定すべきであるということを確認をしたところでございます。

その基本的な認識のもとで、去る8月26日には、宿毛小学校、宿毛中学校の保護者の皆様に対しまして、意見交換会を開催をいたしております。そして、さまざまな御意見をお聞きいたしたところでございますので、今現在におきまして、どこの場所に建築をするということを決定的なものではございません。今後、そういった御意見も踏まえて、これから判断をしていくと。

それとあわせまして、今後におきましては、この議会が終了いたしました後、10月には、地域の皆様を対象とした意見交換会も開催をさせていただきたいと考えておりますので、またそこで高齢者の皆様を含めて、地域の皆さんの御意見を承りたいと、そういったことですので、ぜひともより多くの市民の皆さん、地区の地域の皆さんに御参加をいただきますよう、お願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） そしたら教育長、地区の皆さんに、一応、区長会もやると。そしてまた、地区の皆さんにも案内を出すというような話をしてよろしいのでしょうか。

じゃあ、私の一般質問を終わります。

○副議長（山戸 寛君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時11分 散会

平成28年
第3回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（平成28年9月14日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第34号まで

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第34号まで

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 りか 君
議事係 長	奈良 和美 君

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市 長	岩本 昌彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課 長	立田 ゆか 君
税務課 長	児島 厚臣 君

会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	佐藤恵介君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時02分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第34号まで」の34議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 皆様、おはようございます。3番、原田でございます。質疑を行います。

私がお伺いしますのは、議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算、24ページでございます。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、13節委託料、観光マップ等作成委託料54万円についてでございます。こちら事業内容の説明を求めます。

同じく15節工事請負費、サイクルスタンド設置工事費58万4,000円と、観光案内板設置工事費172万6,000円についてでございます。こちらは、事業内容の説明と、設置場所の説明を求めます。

同じく、18節備品購入費、ロードバイク購入費103万1,000円についてでございます。こちらは、事業内容と、メンテナンスや利用者への対応など、運用体制の説明を求めます。

続きまして、議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算、29ページになります。

第9款教育費、第4項社会教育費、5目歴史館費、13節委託料、歴史館内展示解説装置新設委託料232万2,000円と、歴史館等改修設計委託料200万円、同じく15節、工事請負費、Wi-Fi整備工事費140万4,0

00円と、展示ケース等増設工事費2,283万6,000円についてでございます。

各事業内容の説明を、こちらについては求めます。

そうしまして、Wi-Fiの設置につきましては、文教センター全体での利用が可能にならないものかも、あわせてお答えください。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） おはようございます。商工観光課長、3番、原田議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、24ページの第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、13節委託料、観光マップ等作成委託料54万円の増額補正につきまして、御説明させていただきます。

この予算につきましては、大政奉還150年に当たる平成29年と、明治維新150年に当たる平成30年を大きなチャンスと捉えて、高知県が主体となりまして、歴史を中心とした「志国高知 幕末維新博」が、平成29年3月から開催されることとなりました。

その概要といたしましては、高知県内にある歴史文化施設などを活用し、実施するものでありまして、本市では、宿毛市立宿毛歴史館が地域会場となっております。

この「志国高知 幕末維新博」を契機といたしまして、歴史資源と連携した観光周遊コースの整備に取り組み、本市への観光誘客促進を図り、持続可能な観光振興に取り組む事業といたしまして、高知県の有利な補助事業を活用して、観光クラスター形成事業を実施しようとするものであります。

本市といたしましても、宿毛市観光クラスター協議会を既に設置をしまして、さまざまな観光資源を取り入れた6つの観光周遊コースを設

定いたしました。

歴史を中心としたコースや、自然を楽しんでいただくコースなどがありまして、今回、このコースごとのマップを作成し、広報することで誘客促進に取り組んでまいりたいと思っております。

さらに、協力事業者を市内から募りまして、クーポン券及びクーポン券用のチラシを作成して、本市での消費の拡大につなげていきたいと考えております。

具体的には、周遊コースマップは6種類、A4サイズで6種類作りまして、コースごとにクーポン券及びクーポン券用のチラシを、各5,000枚作成する予定となっております。

次に、同じく24ページの15節工事請負費、サイクルスタンド設置工事費及び観光案内板設置工事費の231万円、この補正予算のほうについて、御説明させていただきます。

本予算では、先ほども御説明いたしましたが、この6つの観光周遊コース上の観光施設等に、観光案内板を設置し、観光客の利便性を図ることを目的としております。

また、サイクルスタンドにつきましては、サイクリングコース上のポイントになる場所に設置をして、自転車でサイクリングされる、利用される観光客の利便性を図ることとしております。

設置場所につきましては、観光案内板は4基作成する予定でありまして、宿毛駅、松田川沿い、咸陽島公園、それから市街地に設置しようとしております。

予定の看板のサイズですけれども、縦が1メートル22センチ、横が2メートル44センチぐらいの大きさの看板にしようとして、予定しております。

サイクルスタンドにつきましては、5基を予定しておりますが、設置場所は、歴史館、それ

から咸陽島公園、出井の甌穴付近と、山里の家、それから道の駅、この5カ所を予定しております。

続きまして、同じく18節備品購入費、ロードバイク購入費、103万1,000円の補正予算につきまして、説明させていただきます。

このロードバイクにつきましては、詳細に説明をさせていただきます。

近年、全国的に自転車ブームとなっております、特に四国につきましては、サイクリングの聖地にしようとして、愛媛県の中村知事を中心に、積極的に取り組まれておりまして、今治市やしまなみ海道は、今、非常に注目の場所となっております。

一方、高知県におきましても、尾崎知事を先頭に、積極的に売り出そうということでありまして、平成29年度には、県内にサイクリングコースを新たに設定するという予定となっておりますし、本市もそのコースに組み込まれることとなっておりますし、また、宿毛市独自の、新たなコースも設定される予定となっております。

先日の9月11日には、高知新聞にも掲載されておりましたが、道の駅みまをスタートし、道の駅めぐり窪川を折り返す、「四万十・南予横断2リバービューライド2016」が行われまして、両県知事を初め、中平市長や沿線の市町の首長さんなんかも、多数参加されるなど、多くの参加者により、にぎやかに開催されました。

幡多地域におきましては、平成24年度から、「四万十・足摺無限大チャレンジライド」、毎年開催されておりまして、県内外から多くのロードバイク愛好者が参加するなど、年々サイクリングブームは盛り上がりを見せてきております。

また、近年は、海外から多くのサイクリストが四国を訪れておりまして、その中には、現地

でレンタルされる方もふえてまいりました。

現在、多くの自治体で、レンタサイクル事業は実施されていますが、県内では、本格的なロードバイクを導入している自治体はありません。そこで、本市としては、「志国高知 幕末維新博」を契機といたしまして、多くの観光客の誘致を図るために、他市町村より、先取りした、新たな取り組みとして、本予算により、本格的なロードバイク6台を購入しようとするものがあります。

購入後は、レンタサイクル事業を実施しまして、先ほども言いましたが、新たに設定した6つの観光周遊コースをめぐることで、多くの方々に楽しんでいただこうと思っております。

議員も言われました、メンテナンスや、利用者対応などの運用体制につきましては、現在もレンタサイクル事業を実施しています一般社団法人宿毛市観光協会などを予定しておりますが、今回、初めての本格的なロードバイクの導入ということで、使用頻度にもよりますが、慎重な取り扱いと定期的なメンテナンスが重要となっております。

そのためには、観光協会職員に対しても、専門店による技術指導を受けるなどの研修も実施してまいりたいと考えております。

また、地元の自転車愛好家の方々のアドバイス等もいただきながら、対応してまいりたいとも思っておりますが、修繕等が、当然、必要な場合につきましては、市内の自転車店のプロの方に、しっかり見てもらって、お願いしていかなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、利用がなければ、高額なバイクを買っても、宝の持ちぐされということになります。市としては、観光協会はもちろんのことですが、ホームページなんかにも載せて、幡多広域観光協議会を初めとする多くの関係機関ともしっかり連携をして、あらゆる

機会を通して、積極的な情報発信を行うことで、多くの方々の誘客を図ってまいりたいと考えております。

原田議員におかれましても、観光協会の理事ということで、日ごろから大変お世話になっておりますが、ぜひこのロードバイク、情報発信をして、売り出していきたいと思っておりますので、ぜひ御尽力いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（和田克哉君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長、3番、原田議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、29ページ、第9款教育費、第4項社会教育費、5目歴史館費、13節委託料、歴史館内展示解説装置新設委託料232万2,000円、歴史館等改修設計委託料200万円。同じく15節Wi-Fi整備工事費140万4,000円、展示ケース増設工事費2,283万6,000円の事業内容について、説明させていただきます。

この事業につきましては、先ほど、商工観光課長の答弁にもありました、「志国高知 幕末維新博」に関連する予算でございます。

本市の宿毛歴史館は、幕末維新博の地域会場の一つとして予定されており、開館して20年以上経過いたしました歴史館をリニューアルする大きな契機と捉え、事業を計画いたしました。

具体的な事業内容につきましては、13節の歴史館内展示解説装置新設委託料につきましては、展示ケースごとに、液晶パネルによる解説装置の設置を計画しております、232万2,000円を計上いたしております。

同じく、歴史館等改修設計委託料につきまし

ては、歴史館の展示室や収納庫の改修及び文教センターの1階のトイレが老朽化しておりますので、その改修工事をするための工事の設計委託料として200万円を計上させていただいております。

また、15節Wi-Fi整備工事費につきましては、歴史館や文教センター1階供用部分でフリーWi-Fiが使えるように、140万4,000円計上いたしております。

なお、本事業によるWi-Fi環境の整備につきましては、県の補助金を活用することから、補助目的にあった整備を実施していく必要がございますので、歴史館及び文教センター1階供用部分での使用に限定される予定となっております。

文教センター各階、各種会議室でありますとか、多目的ホールにつきましては、フリーWi-Fiの使用につきましては、現在のところ考えておりません。

同じく、展示ケース等の増設工事につきましては、歴史館内の新設ケースといたしまして、掛け軸などの高さの必要な資料や、気密性が求められる貴重な資料の展示ができるケース等の増設を考えております。

また、文教センターの1階部分につきましても、歴史館へ誘導できるような、大型の展示ケースを設置することを考えておまして、2,283万5,000円の大きな予算となっております。

いずれの財源につきましても、「志国高知幕末維新博」の取り組みに対して、県が助成してくれる高知県歴史観光資源等活用事業費補助金のうち、地域会場の展示更新や、展示内容等の磨き上げなどに対して補助される歴史資源磨き上げ事業、いわゆるリアル化事業といわれる事業でございますが、補助率3分の2で上限3億円を活用して、事業実施していくことを予定

しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 詳しい説明、ありがとうございます。

ロードバイクのような観光事業につきましては、これまでの類似した事業から考えますと、設置発案者と、運営をする予定者の意識の共有ができていますか。いわゆる同じレベルのモチベーションで、この事業に取り決めるかどうかというのが、成功のかぎになります。そこ、とても重要ですので、実施に当たっては、十分な協議、継続した協議を進めていただきたいと思っております。

そうしまして、歴史館の事業につきましては、県からの事業であります、こちらも担当者のアイデア次第によって、この予算が活かされるかどうか、大きく変わってきますので、担当課長に期待したいと思っております。

以上で質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、質疑をさせていただきます。

議案第2号別冊、平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）でございます。

6月議会で千寿園の誤薬等の事故防止は、職員数を32名から36名体制に、さらに40名体制に、そのうち3名が退職されたと御報告。今は、37名体制で行っているにもかかわらず、その後も誤薬事故が防げず、9月1日より看護師1名増員して、投薬を2名体制としました。

その給与19万2,000円、専決処分をすることの報告を、8月18日議員協議会で受けました。

既に介護職員も増員している中、看護師1名

増員するとなりました。19万2,000円を追加補正したことによって、看護師の職務等を加えることで、職員体制はどのような体制となるのか、伺います。

○議長（岡崎利久君） 千寿園長。

○千寿園長（山岡敏樹君） おはようございます。千寿園長、1番、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第2号別冊、平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）、8ページをごらんください。

歳出、第1款総務費、第1項施設管理費、1目一般管理費、19節負担金補助及び交付金、職員受入事業費負担金19万2,000円についてです。

平成29年4月より指定管理者となる社会福祉法人宿毛福祉会から、看護職員1名を、9月1日から派遣していただいております。

9月分の賃金相当分を宿毛市福祉会に負担金として支払うためのもので、今回の議会で承認していただくものです。

積算内訳としましては、日額8,700円掛ける22日分、19万1,400円となっております。

また、川田議員から、看護職員の増員によって、職員体制はどう変わったのかという御質問です。

これまで、投薬作業は介護職員のみで行ってききましたが、派遣看護職員の増員によって、投薬時に看護職員が関与することができ、投薬2人体制を円滑に行えるようになりました。

これまで、投薬2人体制においては、朝食、夕食時には、投薬確認者が2ユニットを担当しておりました。この増員によりまして、朝食時において、各ユニット、2人で投薬を行うことができるようになりました。

また、夕食時には、8ユニットありますけれ

ども、その半分の4ユニットで、確実に2人で投薬を行うことができるようになりました。

また、ほかの4ユニットについては、投薬確認者が2ユニットを担当して、投薬2人体制を確保しております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 結局、職員の不始末は市民の税金で賄われることとなります。これからもしっかりと、よろしくお願い申し上げます。

終わります。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 12番、質疑をさせていただきます。

私が質疑をいたしますのは、議案第17号別冊、平成28年度一般会計補正予算（第4号）であります。

2点ほどありますが、1点ずついきたいと思っております。

まず、24ページ、第6款商工費、5目観光費、18節備品購入費、ロードバイク購入、103万1,000円であります。

この予算につきましては、先ほど、原田議員のほうからの質疑で、おおよその内容についてはわかりましたが、1点だけ、私の心配するところがありますので、お聞きをさせていただきたいというふうに思います。

実は、先月になるんですが、私の家のすぐ近くで、ロードバイクと歩行者の事故がありまして、歩行者が救急車で運ばれて、いまだに入院生活を送っているわけですが、全国的に見ると、今、この自転車と歩行者の事故によって、多額の保険金が支払われる案件があったりということをよく聞くわけですが、この宿毛市が購入するロードバイク、これをまたレンタルして、一般の市民なり、市外から来られた方にお貸しをするということで、この事故のことも想定した

形で進めているのかということについて、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） 商工観光課長、12番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、24ページ。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、18節備品購入費、ロードバイク購入費、103万1,000円の増額補正についてであります。先ほど、原田議員の質疑でも説明させていただきました。

本予算で、初めて本格的なロードバイク6台を購入するという事で、幕末維新博の観光の大きな目玉として、これを大いに売り出していきたいというふうに考えております。

議員が言われますように、このロードバイクは、一般的な自転車と比べまして、走行スピードも速いということと認識しております。そのため、大きな事故につながるということが危惧されております。現在、宿毛市観光協会がレンタルしておりますアシストつき自転車や、マウンテンバイクを利用する場合には、事故等に対応するための傷害保険に、必ず加入することとなっております。

近年の自転車による歩行者等との事故が、社会の大きな問題となっていることは、認識しているところであります。

この交通事故は、いつ、誰が、どこで起こすのか、また起こされるのか、これはわかりません。その万が一のことを考え、今回、購入するこのロードバイクにつきましても、傷害保険に加入するよう、観光協会ともしっかり協議してまいりたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 再質疑をさせていただきます。

これ、商工観光課長に聞くよりも、市長に聞いたほうがいいんじゃないかというふうにも思うんですが。

今回、6台のロードバイクを購入をするということで、議案としてあがっておりますが、先ほど、商工観光課長の説明の中でもありましたように、県内全体がコースを設定して、ロードバイクを中心とした観光誘致をしよう。愛媛県とも連動しようということで、進んでいると聞きましたが、先日のニュースでも、先ほど言いました、三間から四万十町までのコースを走ったということで、そのときに、コースとすれば、海岸線を走るコースも設定できたんじゃないか。宿毛市を通るコースもできたんじゃないかというふうにも考えますが、そういうところがなかったというふうにも聞きます。

これからコース設定、6コース設定するということですが、やはりロードバイク、スピードも出ますし、距離もかなりな距離を、1日に走るということになれば、近隣市町村との連携、また台数も今の6台じゃなくて、ふやしていくんじゃないかというふうに思いますが、今後の展望について、もしわかればお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、現在、既に愛媛県のほうは、かなりの数のコース設定がなされてまして、議員の皆さんも見たことがあるかと思いますが、愛南町なんかに行くと、道の左側に、ずっとブルーラインを引っ張ってまして、もう既にコース設定して、スタート地点から何キロで着きますよとか、そういうことをずっと書いてます。

愛媛県内、かなりの数のコース設定をされて

いるという形の中で、愛媛県から高知県という形の中で、2リバーという形で、2つの川をとということで、2リバービューライトという形で、現在、そういった観光目的なのかな、そういった形でのイベントも開かれているということで、先日、視察も兼ねて参加をさせていただいたところでございます。

そういった中で、そのときの冒頭の御挨拶の中で、尾崎高知県知事本人も言われてましたが、高知県もともにやっていきますという形の中で、コース設定をしようと、現在、しております。

それが高知県内の、距離が長くなりますので、1自治体ではコース設定ができないという形の中で、いろいろコース設定をしていく。そして、宿毛市独自の、市内のコースも1カ所、設定をしていくというふうに、今、計画をしているところでございまして、愛媛県では、もう既に、かなりの場所で、このロードサイクルのレンタル事業を、もう開始をしております。そして、全国的に見ても、かなりのところでやっています。

ただ、高知県内を見たときに、自転車屋さんがレンタサイクルをやっているところはあるんですが、自治体として、例えば観光協会とかで、道の駅とか、そういったところで貸し出しをしているところは、現在ありませんので、これからふえてくるとは思いますが、そういった中で、先駆けて、宿毛市がロードサイクルのレンタルバイク事業をしようとしているところでございまして。

まずは、そういった宿毛に来ようとする方々に、例えばホームページであるとか、そういったところを見たときに、レンタサイクルがロードバイクを置いているという、一つはそういう取り組みに対して、頑張っているんだと、そういうふうな発信をしていきたいという思いもありますので、どうしてもサイズ設定があります

ので、当初は6台からスタートということで、3サイズ、用意をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

このレンタルの使用頻度を見ながら、これから先、どういったふうな形でレンタルバイクをふやしていくのか。また、ニーズによっては、いんな自転車がありますので。クロスバイクであるとか、今、四万十市なんかも、御用意していると思いますが、いろいろな、ほかのスポーツバイク等もございますので、そういったニーズ等も十分把握しながら、発信をしていきたい。そして、この事業を進めていきたい、そのように思っております。

まずは、高知県内で自転車に関しまして、しっかりと取り組みをしているというPRのためにも込めまして、今回、購入をさせていただきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 市長、突然の質疑、すごく丁寧に説明していただきまして、ありがとうございました。

次に、もう1点、同じ議案第17号別冊ですが、27ページ、第9款教育費、3目学校建設費、13節の委託料で、4,314万3,000円が計上されております。

宿毛小学校の屋内運動施設、体育館の基本設計と実施設計の業務委託料が4,064万3,000円とありますが、通常の体育館と比べると、委託料が若干、高いんじゃないかというふうに思いますが、どのような体育館を建てようとしているのかについて、まずお示しを願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（桑原一君） おはようございます。教育次長兼学校教育課長、

寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、27ページ、第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費、13節委託料のうち、宿毛小学校屋内運動場建設基本実施設計業務委託料4,064万3,000円についてでございますが、今回の宿毛小学校につきましては、議員から御指摘のような、通常の小学校の体育館の建設ではなく、津波の被害が想定される地域に、新たに建設する予定の小学校ということですので、最低でもL1クラスの津波については、アリーナが浸からない体育館を想定できないかということがございまして、1階部分はピロティー方式という形で、上げる形の体育館を想定しております。それプラス、1階部分のピロティー部分を、何か複合的な施設として、小学校の体育館以外の施設としても、使えないかということも込めた設計費ということにしておりますので、通常よりは高くなった設計費の額になっているというふうなもので、計上させていただいております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 再質疑をいたします。

通常であれば、基本設計をやった後に、実施設計という形を、今まではとっていたんじゃないかというふうに思いますが、今回、基本設計と実施設計を同時に行うということの理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（桑原 一君） 再質疑にお答えをいたします。

建設部門のほうにお伺いしますと、実際に基本設計をやって、実施設計をやるというよりも、一括で、重複する部分も発生してくるということがあるようで、そのほうが、経費的にも削減

されるというふうにお聞きしておりますので、今回は一体で委託をさせていただこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 一括のほうが安くできるということであれば、安いほうがええわけなんで、もし別々にやった場合に、基本設計と実施設計が、どれだけの割合になるのかというのがわかっていれば、後でお示しを願いたいと思いますが、これについては、これ以上は質疑をするつもりはございません。

もう1点の、物件移転補償調査委託料250万というのが、同じ項目にあります。以前、500万ぐらいかけて物件移転の調査をやったというふうに認識をしておりますが、今回、この250万を追加補正して、どのような調査をしようとするのかについて、お示しを願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（桑原 一君） 寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、27ページですが、第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費、13節委託料のうちの、宿毛小学校物件移転補償調査業務委託料の250万につきましては、議員から御指摘のように、宿毛小学校の北側用地の部分と、東側用地にあります民有地につきましては、前回、物件移転等の調査をさせていただいておりましたが、実際、全部の調査を一括でさせていただくようにしておりましたけれども、1世帯につきましては、そのときに、調査について御同意をいただけておりませんでした。今回、改めてお願いに行きましたら、その1軒、1世帯につきましても、調査につい

て御同意をいただいておりますので、その1世帯について調査をさせていただくために、計上させていただいているものでございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 丁寧な説明、ありがとうございました。

これで私の質疑を終わります。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） おはようございます。松浦でございます。

今回、私が質疑をいたしますのは、議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、ページ26ページ。

第7款土木費、第4項都市計画費、3目公園費、13節委託料、公園維持管理委託料130万円についてであります。

この公園につきましては、いろいろと今日までかかわってきた一人として、大変思いもありますので、確認の意味で質疑をさせていただきます。

まず、委託ということですが、この委託先とか、選定等についての方法について、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 都市建設課長。

○都市建設課長（中町真二君） 都市建設課長、11番、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、26ページ、第7款土木費、第4項都市計画費、3目公園費、13節委託料、公園維持管理委託料130万円についての御質問です。

委託先について、どう考えているのかということですが、現時点におきましては、どのような業者を選定するかは決まっておきませんので、今後、建設工事等指名業者選定委員会にて協議検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、具体的に、確定しておらないということで、この予算が通過したところで、指名選定委員会等を開くというような道順かと思っておりますけれども。

次に、この130万円で、この公園の芝生については、市長も御案内のとおり、宿毛市から、日本サッカー協会のほうに申請をして、芝をもらいポット苗を育成をして、ああいうような状態になったわけですが、

この130万円、聞くところによると、10月からの半期というお話ですが、この130万円で芝刈りとかをやるようになっておると思っておりますけれども、この公園全ての部分を委託しようとしているのか、その委託内容、具体的にどういうことを委託しようとしておるのか、財源の内訳等とも絡んでくると思っておりますけれども、そこあたりお示しをいただきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 都市建設課長。

○都市建設課長（中町真二君） 都市建設課長、11番、松浦議員の再質疑にお答えします。

130万円の内容について、まず御説明いたします。

ことしの6月に市民の皆様の御協力を得て、ポット苗の植えつけ作業を行ったのですが、おかげをもちまして、現在は広場一面、緑の芝生になっております。

この広場は、大規模な災害発生時には、防災広場として使用しますが、日ごろにおきましては、芝生化された多目的広場として開放し、多くの方に利用していただきたいと考えております。

今回の委託料につきましては、芝生の良好な状態を保つために、欠かすことのできない芝刈り、肥料散布、除草剤散布、散水などの一連の作業に要する費用になります。

また、その維持管理区域についてですが、芝の植えつけを行った範囲、約1.1ヘクタールになります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、芝生を植えたところというところですけども、あれをまた上から見たら、全部、全ての区域を、芝刈りから肥料とか含めて委託をするということでありませう。

ぜひ、聞くところによると、一部、これまでの公園の維持管理費の中で、職員が委託をしたにもかかわらず、職員が刈っておったというような部分の話もお聞きをいたします。

ぜひ、しっかりと管理といいますか、いつでも使えるというような状況にさせていただきたいと思っております。

市長も、ポット苗を移植するときには、先頭に参加されて、愛着もあろうかと思っておりますけれども、ぜひ、有効な活用いたしますか、本当に市民が憩いの場という位置づけもあろうかと思っておりますけれども、ぜひ、市民が楽しめる、子供たちが遊べる、球技もできるようにでございますので、ぜひ維持管理のほう、徹底をしていただくよう、よろしく願いをいたします。

これは、質疑とは関係ないわけですけども、あの公園の一部、私もどうなっているか見に行ったら、一部、除草剤で、せつかく移植した芝が枯らしておるといったような部分も見られますので、ぜひ、今後の管理をしっかりしていただくことを求めて、質疑を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに質疑がありません。

るので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日議題となりました議案のうち、「議案第1号及び議案第2号」については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号及び議案第2号」については、委員会の付託を省略することに決しました。

本日議題となりました「議案第3号から議案第34号まで」の32議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、9月15日、9月16日及び9月20日、9月21日は休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、9月15日、9月16日及び9月20日、9月21日は、休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月15日から9月22日までの8日間は休会し、9月23日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時52分 散会

議案付託表

平成28年第3回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (22件)	議案第3号	平成27年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第4号	平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第5号	平成27年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第6号	平成27年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第7号	平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第8号	平成27年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第9号	平成27年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第10号	平成27年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第11号	平成27年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第12号	平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第13号	平成27年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第14号	平成27年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第15号	平成27年度宿毛市給与等集中処理特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第16号	平成27年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について
	議案第17号	平成28年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第18号	平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第19号	平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
	議案第20号	平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
	議案第21号	平成28年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
	議案第22号	平成28年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について
	議案第23号	平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

	議案第24号	平成28年度宿毛市水道事業会計補正予算について
総務文教 常任委員会 (5件)	議案第25号 議案第26号 議案第27号 議案第28号 議案第29号	宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例の制定について 高知縣市町村総合事務組合理約の変更について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
産業厚生 常任委員会 (5件)	議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第33号 議案第34号	市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の変更について

平成28年
第3回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第18日（平成28年9月23日 金曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第34号まで

（議案第1号及び議案第2号、討論、表決）

（議案第17号から議案第34号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 委員会調査について

第3 意見書案第1号及び意見書案第2号

意見書案第1号 参議院議員選挙区の合区解消を求める意見書について

意見書案第2号 「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書について

第4 自衛隊誘致調査特別委員会の設置について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第34号まで

日程第2 委員会調査について

日程第3 意見書案第1号及び意見書案第2号

日程第4 自衛隊誘致調査特別委員会の設置について

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君

次長兼庶務係長 小野 り か 君

兼調査係長

議事係長 奈良和美君

----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中平富宏君
副市長	岩本昌彦君
企画課長	黒田厚君
総務課長	河原敏郎君
危機管理課長	楠目健一君
市民課長	立田ゆか君
税務課長	児島厚臣君
会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	佐藤恵介君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長	
兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

-----・-----・-----

午前10時01分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第34号まで」の34議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号及び議案第2号」の2議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、これを承認することに決しました。

これより「議案第17号から議案第34号まで」の18議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（松浦英夫君） 予算決算常任委員長。

本委員会に付託されました議案第17号から議案第24号までの8議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、9月15日と9月16日の2日間にわたり、審議を行いました。

その後、9月21日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案8件につきましては、

原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）の14ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、19節負担金補助及び交付金、U・Iターン住宅改修事業費補助金150万円についてであります。

本件は、移住定住促進を目的として、移住者が居住するための住宅改修についての補助制度であり、3件分の増額をするものであります。

委員からは、あらかじめ件数を予測できなかったのか、との質問があり、執行部からは、当初の想定以上に空き家についての相談が増加しており、来年度の予算編成時には、十分に精査した上で計上するとの回答がありました。

続きまして、同じく23節償還金利子及び割引料、U・Iターン住宅改修事業費補助金返還金12万8,000円についてであります。

本件は、当該制度を活用して、住宅改修を行った箇所の一部での営利目的使用が判明したことによる補助金の一部返還であります。

委員からは、営利目的事業の内容と、判明の経緯についての質問があり、執行部からは、簡易宿所として使用しており、ふるさと納税の返礼品の登録申請時の内容から判明した、住宅改修物件の営利目的使用の有無については、電話等で確認を行っており、今後も補助金申請時に十分確認を行っていくとの回答がありました。

続きまして、15ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、18目ふるさと寄附金費、12節役務費、手数料10万8,000円について

てであります。

本件は、ふるさと納税制度を通じて、本市の魅力と、特産品のアピールや、寄附金額の向上のため、ふるさと納税ポータルサイトに、本市の特集プランを1カ月間掲載するための手数料であります。

委員からは、ふるさと寄附金基金から充当はできないのか、との質問があり、執行部からは、ふるさと寄附金費については、当初予算で全額基金から充当しており、寄附していただいた方の意向もあり、財政との調整の結果、一般財源としたとの回答がありました。

続きまして、27ページ、第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費、13節委託料、宿毛小学校屋内運動場建設基本実施設計業務委託料4,064万3,000円についてであります。

本予算は、年度内での業務終了の見込みがないため、繰越明許費に追加しているものであります。

委員からは、繰越明許費として全額計上しているのはなぜかとの質問があり、執行部からは、成果品の受領まで7カ月かかるためである、との回答がありました。

委員からは、市内の業者への委託は可能かとの質問があり、執行部からは、指名選定委員会等により、これから検討していくとの回答がありました。

続きまして、同節委託料、宿毛小学校物件移転補償調査業務委託料250万円についてであります。

本件は、宿毛小学校の北側の民有地について、同意のなかった1世帯の同意を得たため、調査するものであります。

委員からは、以前実施した6世帯についての調査は約500万円だったにもかかわらず、1世

帯が250万円というのは、高過ぎるのではないかとの質問があり、執行部からは、対象は1世帯だが、建物が木造建物と非木造建物といった、2棟に分かれていることと、以前に実施した、平成26年度から積算の根拠となる人件費や打ち合わせ時における歩掛け等が大きく変更されたためである、との回答がありました。

続きまして、29ページ、第9款教育費、第4項社会教育費、5目歴史館費、9節旅費、普通旅費80万円。同じく11節、需用費、印刷製本費68万6,000円、13節委託料、432万2,000円、及び15節工事請負費2,424万円についてであります。

本件は、全て「志国高知 幕末維新博」に向けた取り組みであり、資料調査のための全国各地への旅費、歴史館の改修設計委託料、Wi-Fi整備及び展示ケース等増設工事費等であります。

委員からは、旅費について、宿毛市と関係のあるところが全国にあるということかとの質問があり、執行部からは、調査先については、鹿児島から北海道までの11カ所を考慮しており、全て宿毛市とはゆかりの深いところである。

資料調査はもとより、同時に訪問先での人間関係の構築や、企画展や誘客等に結びつけていきたいとの回答がありました。

また、委員から、展示ケースの材質についての質問があり、執行部からは、通常の博物館が使用している、紫外線カットの強化ガラスであり、可動式のケースについては、エアタイトといった密封式のケースを考えているとの回答がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）の22ページ、第4款

衛生費、第3項清掃費、1目塵芥処理費、18節備品購入費、公用車購入費151万1,000円について、報告いたします。

本件は、事故により廃車となった公用車について、業務に支障がでていることから、新たに購入しようとするものであります。

委員からは、事故の概要はどのようなものか、また職員にけが等になったのかとの質問がありました。

執行部からは、埋立処分地である環境管理センターへごみを搬入していたところ、高さ2メートルほどの埋立用の穴に転落したもので、修繕を行おうと検討したが、購入から15年を経過し、老朽化も激しく、修繕は不可能であると、自動車整備業者から回答を受けたため、新たに購入するものであります。

また、職員は、後部確認のため降車していたので、けが等はないとの答弁がありました。

委員からは、けが等がなかったのはよかったが、車両の取り扱いの指導や、車どめを行う等、事故防止に努めるよう、厳しい指摘がありました。

続きまして、同24ページ、第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、11節消耗品から18節備品購入費までの合計406万3,000円について、報告します。

本件は、平成29年3月から開催される「志国高知 幕末維新博」において、宿毛歴史館が地域会場となっていることから、宿毛の歴史資源と観光資源を融合させた観光クラスター形成事業として、ロードバイクを活用した観光周遊コースの整備等を行うもので、ロードバイクの購入を初め、周遊マップの作成や、観光案内板の設置等を行おうとするものであります。

委員からは、市民との接点を持ちながら、内容を検討しているのかとの質問がありました。

執行部からは、副市長をトップに、観光協会や教育委員会等が構成委員となり設置した観光クラスター協議会を中心に、事業内容を検討している状況であり、旅館組合等とはこれから協議していくとの答弁がありました。

委員からは、観光客との接点は、旅館業や飲食店等の市民で、その市民のさまざまなおもてなしがリピーターにもつながるもので、青年会議所や商工会議所といった、市民を巻き込んで、周遊コースやイベントの実施等の検討を行うべきであるとの意見がありました。

以上で、本委員会に付託されました8議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（野々下昌文君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました、5議案の審査結果の御報告をいたします。

議案第25号は、宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例の制定についてであります。

本案は、宿毛市内における交通空白地域の解消を目的として、コミュニティバスの実証運行を実施するに当たり、必要な事項を条例で定めようとするものであります。

議案第26号は、高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

本案は、高知県自治会館の新庁舎移転に伴い、高知縣市町村総合事務組合が移転となりましたので、高知縣市町村総合事務組合規約の一部を変更しようとするものであります。

議案第27号から議案第29号までの3議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

本案は、沖の島辺地の簡易水道施設、宿毛北部辺地の交通通信施設、栄喜辺地の簡易水道施設の整備を実施するに当たり、辺地対策事業債

の申請を行うため、本計画を策定する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求められます。

以上5議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案5件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山上庄一君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案5件につきましての審査結果を御報告いたします。

議案第30号から議案第33号までの4議案は、市道路線の認定についてであります。

内容につきましては、一ノ又線、舟ノ川中線、長田町中線、新田6号線の4路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき、道路の路線を認定することについて、議会の議決を求められます。

委員からは、長田町中線付近の道路について、行きどまりで、利便性がよくない状況があり、火災時や津波対策といった防災面も考慮し、与市明方面へ抜ける道路の整備をするなど、利便性の向上を図ってはどうかとの質問がありました。

執行部からは、対象となる土地には、県有地も含まれるため、県とも協議しながら、検討していくとの回答がありました。

続きまして、議案第34号は、市道路線の変更についてでございます。

内容につきましては、高砂北3号線について、道路法第10条第3項の規定に基づき、道路の

路線を変更することについて、議会の議決を求められます。

以上の議案の審査に当たっては、担当課より詳しい説明を受け、慎重に行った結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました5議案についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第17号から議案第34号まで」の18議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第17号から議案第34号まで」の18議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 全員起立であります。

よって「議案第17号から議案第34号まで」の18議案は、原案のとおり可決されました。

「議案第3号から議案第16号まで」の14議案については、予算決算常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第2、委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第3、意見書案第1号「参議院選挙区の合区解消を求める意見書」及び意見書案第2号「同一労働同一賃金の実現を求める意見書」の2件を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

2番川村三千代君。

○2番(川村三千代君) おはようございます。2番、川村三千代です。

初めて意見書を提出させていただくこととなりました。どうか御審議、よろしく願いいたします。

私が今回、意見書を提出いたしますのは、参議院議員選挙区の合区解消についてでございます。

この件につきましては、私、さきの6月議会

でも一般質問で取り上げさせていただきました。市長が初めて導入される選挙制度について、どのような御見解をお持ちなのか、一般質問でいたしましたところ、市長のほうからは、これはやはり地方の切り捨てにつながる選挙制度であり、知事を初め、各自治体の長とも連携をとりながら、合区制度解消に向け、努めていきたいという、大変力強い、頼もしいお言葉を頂戴いたしました。

そしてその後、いよいよ7月に行われました参議院議員選挙ですけれども、どうしても高知県民は、高知県が、そして地方が切り捨てられていく、見放されていくような、そういった思いで、憤りそしてまたむなしさを感じた有権者の方が多かったことと思います。

それが、全国ワースト1という低投票率となってあられました。

そして、実際に、投票所に足を運んだ方の中には、白票という形で、その思いを表現したり、また直接、投票用紙に合区反対、合区解消と書かれた方もいらっしゃいました。本当に人口減少地域における合区制度、これは国会における地方選出議員の減少に直接つながっていき、都市と地方の格差の拡大にますますつながってまいります。

都市部の一極集中、それはますます地方の疲弊、そして衰退につながってくると思います。都市部の選出の議員ばかりで、都市の論理ばかりで、この国が、政策が決められていっているのか、本当にそういったことを危惧しております。

都市圏のにぎわいはもちろんですけども、地方の活性化、これを図らなければ、国としては大変いびつな構造、形となってくると思います。

これが日本の健全な発展の形、反映の形とい

えるのでしょうか。そして、それは、すなわち最後には国の脆弱性につながってくると思います。

そういった点からも、私は以下の2点を強く国に要望してまいります。

1. 参議院議員選挙区の合区を速やかに解消すること。

2. 今後の国土保全と地方の創生と活性化を図るため、各都道府県には最低でも1議席は確保できるよう、必要な立法措置を速やかに講じること。

この2点を、地方自治法第99条の規定によって、意見書として提出いたしたく存じます。

どうか議員の皆様方には、初めての合区制度が取り入れられた、導入されたこの高知県民、そして何より地方の厳しさ、苦しさを実感し、それを解消しようと努めている地方議員の一員であるというこのことを胸に、よろしく御審議をお願いいたしたく、そして御賛同いただきまますようお願いをいたします。

以上、合区解消に向けての意見書の提案理由の説明でございました。

ありがとうございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 10番、野々下昌文でございます。

私は、同一労働同一賃金の実現を求める意見書を提出いたします。

この意見書の読み上げをもって、提案理由の説明させていただきます。

女性や若者などの多様で柔軟な働き方を尊重しつつ、一人一人の活躍の可能性を大きく広げるためには、我が国の労働者の約4割を占める非正規雇用労働者の待遇改善は待ったなしの課題であります。

現在、この非正規雇用労働者の賃金やキャリ

ア形成などの処遇において、例えば非正規雇用労働者（パートタイム労働者）の時間当たりの賃金は正社員の6割程度と、正規と非正規の間で大きな開きがあるのが現状です。

今後急激に生産年齢人口が減少していく我が国において、多様な労働力の確保とともに、個々の労働生産性の向上は喫緊の課題であり、賃金だけでなく、正規・非正規を問わず、社員のキャリアアップに資する教育訓練プログラムの開発及び実施を含めた、雇用の形態にかかわらない均等・均衡待遇の確保がますます重要になっています。

今このとき、非正規労働者の賃金の見直しやキャリアアップ、さらに正社員転換を視野に入れたワークライフバランスに資する多様な正社員のモデルケースなどの普及も含め、「同一労働同一賃金」の考えに基づく非正規労働者の待遇改善のための総合的な施策を迅速に実施できるかどうか、私たちの地域そして我が国の将来を左右すると言っても過言ではありません。

以上のことにより、政府においては日本の雇用制度に既にビルトインされている独自の雇用慣行や、中小企業への適切な支援にも十分に留意し、非正規雇用労働者に対する公正な処遇を確保し、その活躍の可能性を大きく広げる「同一労働同一賃金」の一日も早い実現のために下記の事項についてちゅうちょなく取り組むことを求めます。

1. 不合理な待遇差を是正するためのガイドラインを早急に策定するとともに、不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定を整備すること。

2. 非正規雇用労働者と正規労働者との不合理な待遇差の是正並びに両者の待遇差に関する事業者の説明の義務化などについて関連法案の改正等を進めること。

3. とりわけ経営の厳しい環境にある中小企業に対して、例えば非正規雇用労働者の昇給制度の導入等の賃金アップや処遇改善に取り組むためのさまざまな支援のあり方についても十分に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出をいたします。

よろしく御審議の上、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「意見書案第1号及び意見書案第2号」の2件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「意見書案第1号及び意見書案第2

号」の2件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま「意見書案第1号及び意見書案第2号」の2件が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第4、自衛隊誘致調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

この際、提出者の説明を求めます。

5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 5番、山本 英です。

ただいま議題となっております自衛隊誘致調査特別委員会の設置について、動議の提案を行います。

宿毛湾は、昭和61年に重要港湾の指定を受け、商業港として早期開港を目指し整備され、平成31年の第2防波堤の完成で、ほぼ整備が完了することとなっております。

この間、当議会におきましても、類似の特別委員会を立ち上げ、宿毛隆盛のための企業誘致活動等に努めてまいりましたが、バブルの崩壊、経済のグローバル化の流れで、企業の海外進出が相次いだことなどにより、思うような成果が得られませんでした。

また、見通し得る将来にわたり、地政学的にも、これ以上の企業の誘致は困難が伴うであろうと判断しております。

しかしながら、我が国の安全保障に目を転ずれば、我が国の南西地域の防衛強化が、現防衛大綱にうたわれており、配備の見直しが行われ

つつあります。

海上自衛隊は、増強されようとしておりますが、既に海上自衛隊の主要港湾は手狭な状態で、宿毛に前進基地機能を維持する補給訓練、休養等の支援基地を持つことが、これに適合するのではないかと着目いたしました。

また、災害派遣が自衛隊の主任務に格上げされましたが、ここに着目すれば、海上自衛隊のみならず、陸上自衛隊の駐屯にも期待ができます。すなわち、高知駐屯基地からでは、生存限界とされる72時間では、幡多地区に展開できないとの図上演習の結果が出ており、幡多地域の我々としては、平時からの駐屯を期待せざるを得ません。

また、災害部隊の増勢には、艦船による宿毛港湾からのアクセスが有効ではないかと考えられ、海上自衛隊の基地ができれば、これに大いに寄与することになります。

自衛隊誘致が成就できれば、その結果として、人口減少に歯どめがかかるほか、農林水産物の地産外商につながり、また、消費活動が活性化され、商業活動にも資するものと考えております。

さらには、念願であります8の字高速道路の佐賀から愛南町間の早期完成が見込まれます。

宿毛市では、宿毛創生総合戦略を策定し、また、U・Iターン施策を重視しておりますが、20年後には、約1万5,000人になると予想されており、人口減少に歯どめがかかる情勢になるには、あらゆる施策を講じなければならない現状であると考えます。

これを要するに、自衛隊誘致は我が国の安全保障に寄与するとともに、宿毛の活性化に大いに資するものと考えられ、宿毛にとって緊要な選択肢であると確信する次第であります。

議員各位の賛同をいただきますようお願い申

し上げて、議案提案の説明といたします。

○議長（岡崎利久君） これにて、提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 8番、山戸 寛です。

今回、私は、自衛隊誘致調査特別委員会の設置に対して、反対の立場から討論を行いたいと思います。

私は、特にこの委員会の目的が、誘致調査という名称であるにもかかわらず、自衛隊をこの宿毛市に誘致することに附随する諸問題や、そのもたらす影響の是非について調査し、検討する段階を踏むことなしに、誘致を全面的に肯定し、誘致のための委員会としてスタートすることに対して、余りにも性急であり、短絡的でありはしないかと、危惧の念を抱かないではいられません。

しかしながら、過日の議員協議会においてなされた、本案件の提出者である同僚議員への質疑に際して、私は、自衛隊に対する自己の無知と、情報不足を痛感すると同時に、余りにも肥大化し、拡大化した願望や期待からくる自衛隊誘致への評価に対して、どのように立ち向かえばよいのか、何らの準備もないままに自己の無力を痛感せずにはいられなかったことも事実であるといえましょう。

それは、まさしく無を証明することの困難さ、願望や幻想から生じてくる仮定の事項に対して、仮定の事項によってしか立ち向かえないもどか

しさを痛感した、そういうひと時であったと、深く反省しているところでもあります。

今回は、その轍を踏むことのないように、できる限り具体的な資料に即して、一種の問題提起という形で、討論を行いたいと思います。

もちろん、これから述べようとすることは、極力、仮定や願望を排して行うものであり、自衛隊の誘致に伴って派生するであろうことが想定される諸問題とは無縁であり、いわば問題の初歩の初歩、とば口にしか該当しない部分に限られたものとなってしまっていることを、まず事前にお断りしておきます。

前置きが長くなってしまいましたが、本論に入ります。

ここでは、大きく、特に話題となっている陸上自衛隊基地の誘致の可能性と、誘致のもたらすプラス効果の一つとされる地域の活性化という2点に限定する形で、懸念事項を指摘しながら討論を行いたいと思います。

まず第一に、自衛隊、特に海上自衛隊が現有の基地をどのように評価しているのか。海上自衛隊五大基地の概要という資料があるんですけども、この資料に即して御説明申し上げます。

この資料の説明、記述に従えば、これから読み上げる地名が、果たして私の読み方が正しいかどうかわかりませんが、読み上げさせていただきますが。

横須賀、近年吉倉地区に逸見岸壁が完成し、長年苦しんでいた岸壁不足が緩和された。

呉、五大基地中最大の係留能力を持つ。

佐世保、立神棧橋は、在日米海軍基地内に間借りしている状態。さらに、航路や沖合停泊の場所が日米地位協定によって、一方的な制約を受けるなど、海事基地としての利便性と完結性には、やや難があるのが悩み。

舞鶴、係留施設は全長1,020メートルに

も達する北吸棧橋1本で、この棧橋に縦列駐車のごとく、艦艇が一直線に接岸するという珍しい基地である。

大湊、依然として不安定な北の海ににらみをきかせている。

それぞれに端的に概説された以上の記述に従えば、佐世保について、やや難があるのが悩みと記されてはいても、新たに基地を開設する必要があるのか。少なくとも、この資料による限りは、その切迫性、つまり差し迫って必要であると感じ取れる表現はありません。

また、平成25年12月17日付の内閣官房長官談話によれば、防衛力の水準をおおむね10年で達成するために策定し、当初、5年間に達成すべき計画を定めた中期防衛力整備計画においても、防衛予算を各年度、おおむね2兆3兆9,700億円程度の枠内とするところの中で、平成26年から同30年までの現行中期防衛力整備計画では、海上優勢の獲得・維持の項目で、整備していく護衛艦、潜水艦、ヘリコプター等々に触れた後、防衛力の能力発揮のための基盤として、駐屯地、基地等の抗堪性、難しい言葉ですが、敵の攻撃を受けた場合にも機能を失うことなく、軍事的活動を実施する能力とされています。この抗堪性を高める。

特に、滑走路や情報通信基盤の維持、燃料の安定的供給の確保を初めとして、駐屯地、基地等の各種支援機能を迅速に復活させる能力を強化すると記され、現有の基地や駐屯地、その周辺的能力や機能の向上について触れられていても、新たな基地の開設を示唆する記述は見当たりません。

宿毛湾港に関係すると思われる部分としては、今、述べた抗堪性を高める以下の文章に続いて、また各種事態発生時に、これはいわゆる戦闘を伴うものもあれば、あるいは災害出動というこ

ともあるんでしょう。そういうような各種事態発生時に、民間空港・港湾の自衛隊による速やかな使用を可能とするため、特に南西地域における展開基盤の確保に留意しつつ、各種施策を推進するとあるだけで、民間港湾の軍事基地化を示唆するものとはなっていません。

次期中期防衛計画の策定に際して、現行ではなしに、次の中期防衛計画の作成に際しての改変を促すための働きだと、そういう旨の説明が提出議員からは、以前ありましたが、一種願望を、期待としてなされましたが、基地を新たに開設するためには、膨大な予算の投入が必要となることは明らかです。少なくとも、地域人口の減少に歯どめをかけて、地域経済に大きく貢献することを期待するなら、それなりの規模の基地が必要となるでしょう。

しかしながら、防衛省の出している我が国の防衛と予算という、平成28年度概算要求の概要を読んでみても、国土防衛能力の強化のためには、まだまだほかに急を要する事案がいっぱいある上に、国民の全体の生活を考えるなら、不要不急の新基地の開設より以前に、国土強靱化の推進や、地方創生を筆頭に、やらなくてはならないことが山積しているというのが実情でもあります。

それと同時に、いかに自国の領土、領海内のこととはいえ、国際的な関係を抜きにして語ることは不可能です。

今、我が国日本が近隣諸国との緊張をさらに高めることとなる可能性を持つ新基地の開設に踏み切るだけの必然性、可能性があるのか、私は個人的な考えだと言われるのかもしれませんが、その可能性、必然性に疑問を感じるとともに、そうまでして宿毛に基地を開設することが正しいことであるかどうか、疑わないではおられません。

次に、自衛隊の基地ができれば、人口減少に歯どめがかかると主張される同僚議員に答えるために、地域活性化の原点とされている人口の問題に移ります。

ここに呉市、佐世保市、下関市、舞鶴市、余市町、むつ市、うるま市の人口ビジョンから抜粋した資料があります。見事なものです。

沖縄基地隊がある勝連地区を含むうるま市以外、人口減少に直面していない自治体、人口減少が課題となっていない自治体はただの一つもありません。

呉市しかり、佐世保市しかり、大規模な軍港由来の基地を抱える自治体であっても、あるいはもっと小さな、比較的小規模な余市防備隊の基地があり、2010年度時点で、人口2万3,000人程度と、宿毛市と似たような人口を持つ余市町においても、それは全く同じことです。

四つの町村が合併して誕生したうるま市は、沖縄基地隊のある勝連地区に限らず、近隣のいずれの地区も同様の人口増加を示している点で、沖縄の人口動態は本土の状態とは、同列には扱えないことを示しています。

そんな遠くのまちに限らず、香南市の人口ビジョンについて言えば、香南市の人口は、これはその中に書かれているんです。香南市の人口は、平成21年の自衛隊誘致に伴い、2年間ほど増加に転じていたが、近年は緩やかな減少傾向にあります、そのように記述され、自衛隊の駐屯による効果は、既に薄れていることがうかがい知れるデータが提示されています。

自衛隊を誘致すれば、その人員がふえるという1点のみを捉えているなら、確かに一時的なカンフル剤にはなるのかもしれませんが、しかし、その効果が、果たして全ての地域活性化の問題の特効薬となり得るのかどうか、私はこれら各地の人口ビジョンの実態一つを取り上げてみた

だけでも、今回の議案の提出議員が思い描かれ、言われるような、バラ色でも虹色でもないことを思わないではいられません。

それでもないよりはむしろ、だから誘致すべきだ。今が絶好の機会だと、プラスとされる側面ばかりに目を向けて、過大な期待を抱き過ぎているのではないか、いま一度の再考をお願いいたします。

溺れる者はわらをもつかむという表現があります。今、宿毛市議会が特別委員会を設置してつかもうとしているものが、まるで豪華客船でもあるかのように、過大なイメージで語られたりはしないか。

今回は、基地の新規開設の現実的な必要性和可能性という点と、人口ビジョンという点の2点に限定する限りで討論は行いましたが、この点は、先ほど申し上げたとおり、とぼ口でしかありません。現在は、まだその片りんも見えていない海上自衛隊の新基地の開設が、仮に何年か先、あるいは何十年か先になるか知りませんが、先ほど述べた中期防衛力整備計画の改変を通じて、具体化の方向に向かうことがあったとしたら、その候補地を選定する段階において、問題はより具体的なものとなり、この宿毛市の市民だけではなく、宿毛湾関係者を筆頭に、周辺地域の住民を含めて、具体的な検討を行うこととなりましょう。

今はまだ賛成も反対も、具体性を持たない願望や、期待や、漠然とした不安としか語りようがない中で、今回の誘致ありきの調査特別委員会の設置は、時期尚早と考え、反対を表明せずにはいられません。

議員諸氏の御再考をお願いいたしますとともに、地方創生への一層の注力を期待して、私の討論を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による討

論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、自衛隊誘致調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本件については、本動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 起立多数であります。

よって、本件については、8人の委員をもって構成する自衛隊誘致調査特別委員会を設置し、これに付託の上、議会が本調査終了を議決するまで、閉会中も継続して調査を行うものとするに決しました。

ただいま設置されました自衛隊誘致調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、2番、川村三千代君、3番、原田秀明君、5番、山本英君、7番、山上庄一君、10番、野々下昌文君、12番、寺田公一君、13番、宮本有二君、14番、濱田陸紀君、以上8人を指名いたします。

続いて、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、自衛隊誘致調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、この際、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（朝比奈淳司君） 事務局長、自衛隊誘致調査特別委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長、寺田公一君、副委員長、山本 英君。
以上です。

○議長（岡崎利久君） 以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず、初めに、過日の台風16号は、9月20日午前7時ごろに本市に最接近をいたしました。そして、道路の冠水や土砂崩れ、そして床上浸水42件、床下浸水49件などの、大変甚大な被害をもたらしました。

被災された方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げますとともに、行政といたしましても、全力で切り抜けて、取り組んでまいりたい、そのように思っているところでございます。

さて、去る9月6日に開会いたしました今期定例会は、本日までの18日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議をいただき、御提案申し上げました34議案につきまして、原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

今議会を通じ、お寄せいただきました数々の貴重な御意見、そして御提言につきましては、今後さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成28年第3回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡崎利久

宿毛市議会副議長 山戸寛

議員 山本英

議員 高倉真弓

平成28年9月21日

宿毛市議会議長 岡 崎 利 久 殿

予算決算常任委員長 松 浦 英 夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第17号	平成28年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適当
議案第18号	平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第19号	平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第20号	平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第21号	平成28年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第22号	平成28年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第23号	平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第24号	平成28年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適当

平成28年9月15日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第25号	宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第26号	高知縣市町村総合事務組合理約の変更について	原案可決	適当
議案第27号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当
議案第28号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当
議案第29号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当

平成28年9月16日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 山上庄一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第30号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第31号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第32号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第33号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第34号	市道路線の変更について	原案可決	適当

平成28年9月21日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

予算決算常任委員長 松浦英夫

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
議案第 3 号	平成27年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 4 号	平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 5 号	平成27年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 号	平成27年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 7 号	平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 8 号	平成27年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 9 号	平成27年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第10号	平成27年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第11号	平成27年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第12号	平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第13号	平成27年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第14号	平成27年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第15号	平成27年度宿毛市給与等集中処理特別会計歳入歳出決算認定について
議案第16号	平成27年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成28年9月15日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
 (2) 行政機構の状況について
 (3) 財政の運営状況について
 (4) 公有財産の管理状況について
 (5) 市税等の徴収体制について
 (6) 地域防災計画について
 (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成28年9月16日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 山上庄一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成28年9月21日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

議会運営委員長 宮本有二

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
(3) 議長の諮問に関する事項
(4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

参議院議員選挙区の合区解消を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成28年9月21日提出

提出者	宿毛市議会議員	川村	三千代
賛成者	宿毛市議会議員	原田	秀明
	〃	山岡	力
	〃	山上	庄一
	〃	寺田	公一
	〃	宮本	有二
	〃	濱田	陸紀

宿毛市議会議長 岡崎 利久 殿

説明 口頭

参議院議員選挙区の合区解消を求める意見書

平成28年7月に行われた参議院議員選挙は、「高知県・徳島県」、「島根県・鳥取県」において、初めての合区選挙が行われた。

人口減少地域における合区は、国会における地方選出議員の減少に直接的につながり、地方と大都市圏との更なる格差拡大を招く危険性を含んでいる。

地方における急激な人口減少・少子高齢化に歯止めをかけ、関東圏域への過度な一極集中を是正するためには、地方創生への積極的取り組みが急務であり、重要課題として位置づけられる。

今後も一票の格差是正の理由で国会議員が国土の一部地域である都市圏選出者に集中するのであれば、広い地域に点在し国土を守っている地方の声が反映しにくく、地方は益々衰退していくことを強く危惧する。

都市圏の賑わいととも地方の活性化を図らなければ、国としてはいびつな構成、形と言わざるを得ず、人口によって単純に区割りを決定することは、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生に逆行するものである。

ついては、日本の健全な未来・発展のために下記の事項について強く要望するものである。

記

- 1 参議院議員選挙区の合区を速やかに解消すること。
- 2 今後の国土保全と地方の創生と活性化を図るため、各都道府県には最低でも「1議席」は確保できるよう、必要な立法措置を速やかに講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月 日

宿毛市議会議長 岡崎利久

衆議院議長殿

参議院議長殿

内閣総理大臣殿

総務大臣殿

意見書案第2号

「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成28年9月21日提出

提出者	宿毛市議会議員	野々下	昌文
賛成者	宿毛市議会議員	川村	三千代
〃	〃	山本	英
〃	〃	山上	庄一
〃	〃	寺田	公一
〃	〃	宮本	有二

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

説明 口頭

「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書

女性や若者などの多様で柔軟な働き方を尊重しつつ一人一人の活躍の可能性を大きく広げるためには、我が国の労働者の約4割を占める非正規雇用労働者の待遇改善は待った無しの課題です。

現在この非正規雇用労働者の賃金やキャリア形成などの処遇において、例えば非正規雇用労働者（パートタイム労働者）の時間当たりの賃金は正社員の6割程度と、正規と非正規の間で大きな開きがあるのが現状です。

今後急激に生産年齢人口が減少していく我が国において、多様な労働力の確保とともに個々の労働生産性の向上は喫緊の課題であり、賃金だけでなく正規非正規を問わず社員のキャリアアップに資する教育訓練プログラムの開発及び実施も含めた、雇用の形態にかかわらず均等・均衡待遇の確保が益々重要になっています。

今この時、非正規労働者の賃金の見直しやキャリアアップ、さらに正社員転換を視野に入れたワークライフバランスに資する多様な正社員のモデルケースなどの普及も含め、「同一労働同一賃金」の考えに基づく非正規労働者の待遇改善のための総合的な施策を迅速に実施出来るかどうか、私たちの地域そして我が国の将来を左右すると言っても過言ではありません。

以上のことより、政府においては日本の雇用制度にすでにビルトインされている独自の雇用慣行や中小企業への適切な支援にも十分に留意し、非正規雇用労働者に対する公正な処遇を確保し、その活躍の可能性を大きく広げる「同一労働同一賃金」の一日も早い実現のために下記の事項について躊躇なく取り組むことを求めます。

記

- 1 不合理な待遇差を是正するためのガイドラインを早急に策定するとともに、不合理な待遇

差に関する司法判断の根拠規定を整備すること。

- 2 非正規雇用労働者と正規労働者との不合理な待遇差の是正並びに両者の待遇差に関する事業者の説明の義務化などについて関連法案の改正等を進めること。
- 3 とりわけ経営の厳しい環境にある中小企業に対して、例えば非正規雇用労働者の昇給制度の導入等の賃金アップや処遇改善に取り組みやすくするための様々な支援のあり方についても十分に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月 日

宿毛市議会議長 岡崎利久

内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿

一 般 質 問 通 告 表

平成28年第3回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	11番 松浦英夫君	1 高齢者対策について（市長） （1）高齢化についての現状認識について （2）限界集落の把握について （3）地域の活性化について 2 老人クラブの活性化について（市長） （1）会員数の減少について （2）老人クラブの位置づけについて 3 藻津漁港へのアクセス道の整備について（市長）
2	6番 高倉真弓君	1 マイナンバー制度の現状と今後の対策について（市長） 2 太陽光発電施設設置の対応について（市長） 3 特別養護老人ホーム入所者の待機状況について（市長） 4 U・Iターン移住者への情報発信と対応について（市長） 5 ストレスチェック導入に向けての現状について（市長） 6 教育現場の安心安全について（教育長） （1）フッ素洗口実施後の状況と今後について （2）学校現場の敷地内禁煙状況について （3）携帯電話等の取り扱いについて
3	8番 山戸 寛君	1 BCP（業務継続計画）について（市長） （1）電子情報の安全性について （2）地域防災計画との整合性と補完性について （3）業務の優先順位について 2 国土（地籍）調査について（市長） （1）調査着手後の経過について （2）未完了の理由について （3）今後の対応について 3 臨時職員の処遇について（市長） （1）給与の支払い形態について （2）就業契約期間について （3）今年度の処遇の改善点について （4）市の負担増額について

4	1 番 川田栄子君	<p>1 地方創生について（市長） （1）総合戦略について （2）耕作放棄地について</p> <p>2 斎場の管理運営について（市長） （1）環境美化について （2）業務委託の内容と公表について （3）委託先の監督等について</p> <p>3 千寿園問題について（市長）</p>
5	5 番 山本 英君	<p>1 防災対策について（市長） （1）感震ブレイカーへの切り替えについて （2）耐震診断等補助の平成旧耐震住宅への拡大について</p> <p>2 伊方原発について（市長）</p> <p>3 未登記家屋の洗い出しにおける庁内資料の活用について （市長）</p> <p>4 大島桜公園整備の完結について（市長）</p> <p>5 市道の災害復旧工事完了までの安全管理について （市長、教育長） （1）大雨時の安全管理について （2）通学時の安全対策について</p> <p>6 自衛隊誘致における安全保障政策への理解について （市長）</p> <p>7 港湾整備について（市長） 海洋汚濁防止法、汚水処理施設の整備</p> <p>8 中学生の体験学習のあり方について（教育長）</p>
6	2 番 川村三千代君	<p>1 横瀬川ダム建設に向けての現状並びに近隣地域の治水・洪水対策について（市長）</p> <p>2 認知症による行方不明者の実状と対策・取り組みについて （市長）</p> <p>3 新たな選挙制度における問題点・課題について （教育長・選挙管理委員会委員長） （1）学校現場の取り組みについて （2）低投票率の問題点について</p>

7	4 番 山岡 力君	<ul style="list-style-type: none"> 1 準要保護基準認定の所得基準について（教育長） 2 児童扶養手当減額への市の支援策について（市長） 3 小中学校の臨時教員不足についての展望と対策について（教育長） 4 宿毛マラソンの今後の取り組みと展望について（市長）
8	1 4 番 濱田陸紀君	<ul style="list-style-type: none"> 1 南海地震対策について（市長） <ul style="list-style-type: none"> (1) 危険老朽家屋の対応について (2) 三浦街区公園のブロック塀について (3) 河戸堰の水門の電動化について (4) 水門の出口からの漏水について 2 宿毛小学校の建設予定地について（市長、教育長）

平成28年第3回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	9月23日	承 認
第 2 号	専決処分した事件の承認について	9月23日	承 認
第 3 号	平成27年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第 4 号	平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第 5 号	平成27年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第 6 号	平成27年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第 7 号	平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第 8 号	平成27年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第 9 号	平成27年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第10号	平成27年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第11号	平成27年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第12号	平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第13号	平成27年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第14号	平成27年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第15号	平成27年度宿毛市給与等集中処理特別会計歳入歳出決算認定について	9月23日	継続審査
第16号	平成27年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	9月23日	継続審査
第17号	平成28年度宿毛市一般会計補正予算について	9月23日	原案可決

第18号	平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	9月23日	原案可決
第19号	平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	9月23日	原案可決
第20号	平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	9月23日	原案可決
第21号	平成28年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	9月23日	原案可決
第22号	平成28年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	9月23日	原案可決
第23号	平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	9月23日	原案可決
第24号	平成28年度宿毛市水道事業会計補正予算について	9月23日	原案可決
第25号	宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例の制定について	9月23日	原案可決
第26号	高知県市町村総合事務組合規約の変更について	9月23日	原案可決
第27号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月23日	原案可決
第28号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月23日	原案可決
第29号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月23日	原案可決
第30号	市道路線の認定について	9月23日	原案可決
第31号	市道路線の認定について	9月23日	原案可決
第32号	市道路線の認定について	9月23日	原案可決
第33号	市道路線の認定について	9月23日	原案可決
第34号	市道路線の変更について	9月23日	原案可決